

大田市地域防災計画

令和6年3月
大田市防災会議

大田市地域防災計画

目次

第1編 総 則	1
第1節 計画の目的・性格等	2
第2節 大田市の概況	4
第3節 大田市の既往災害	6
第4節 災害の想定	6
第5節 防災ビジョン（大田市の防災上の重点課題・テーマ）	16
第6節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	20
第2編 風水害	27
第1章 災害予防計画	28
第1節 浸水・波浪災害の予防	28
第2節 土砂災害の予防	32
第3節 都市構造の防災化	39
第4節 建築物・公共土木施設災害の予防	42
第5節 農林漁業施設災害の予防	49
第6節 防災活動体制の整備	51
第7節 情報管理体制の整備	56
第8節 防災施設・装備等の整備	59
第9節 避難予防対策	61
第10節 救急・救助体制の整備	72
第11節 医療体制の整備	75
第12節 交通確保及び規制体制の整備	78
第13節 輸送体制の整備	82
第14節 食料・飲料水・生活必需品・防災資機材等の確保・供給体制の整備	86
第15節 廃棄物等の処理体制の整備	91
第16節 防疫・保健衛生体制の整備	92
第17節 消防団及び自主防災組織の育成強化	93
第18節 防災知識の普及	97
第19節 防災訓練	102
第20節 要配慮者等安全確保体制の整備	104
第21節 相互応援協力計画	109
第22節 災害ボランティア活動の環境整備	110
第23節 孤立地区対策	112

第2章 災害応急対策計画	114
第1節 応急活動体制計画	114
第2節 救援物資管理計画	122
第3節 県防災ヘリコプター活用体制計画	123
第4節 災害救助法の適用計画	125
第5節 労務確保体制計画	128
第6節 広域応援体制計画	130
第7節 自衛隊災害派遣体制計画.....	133
第8節 災害ボランティアとの連携体制計画	138
第9節 消防体制計画.....	139
第10節 災害警備体制計画.....	142
第11節 ライフライン施設応急復旧体制計画.....	148
第12節 気象予報及び警報等伝達計画.....	152
第13節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画	159
第14節 災害広報計画	166
第15節 水防計画	169
第16節 土砂災害警戒計画.....	171
第17節 避難計画	174
第18節 避難場所及び避難所運営計画.....	185
第19節 救急・救助計画	189
第20節 交通確保・規制計画	191
第21節 緊急輸送計画	197
第22節 医療救護計画	201
第23節 要配慮者の安全確保と支援体制	203
第24節 食糧供給計画・集積配分運営計画	207
第25節 給水計画	211
第26節 衣料、生活必需品、防災資機材供給計画.....	214
第27節 廃棄物等処理計画.....	216
第28節 防疫・保健衛生・環境衛生計画	218
第29節 行方不明者の搜索、遺体対策・埋葬・火葬計画.....	220
第30節 住宅確保及び応急復旧計画	222
第31節 文教対策計画	225
第32節 農林漁業関係被害の拡大防止計画	229
第33節 孤立地区対策計画.....	232
第3編 地震災害	233
第1章 災害予防計画	234
第1節 液状化災害等の予防	234

第2節 土砂災害の予防	236
第3節 津波災害の予防	242
第4節 都市構造の防災化	243
第5節 公共建築物及び一般建築物等の安全化	247
第6節 農林漁業施設災害の予防	256
第7節 危険物施設等の安全対策	258
第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	261
第9節 防災活動体制の整備	262
第10節 情報管理体制の整備	267
第11節 防災施設・装備等の整備	270
第12節 避難予防対策	272
第13節 消防体制の整備と火災予防	283
第14節 救急・救助体制の整備	285
第15節 医療体制の整備	288
第16節 交通確保及び規制体制の整備	291
第17節 輸送体制の整備	295
第18節 食料・飲料水・生活必需品・防災資機材等の確保・供給体制の整備	300
第19節 廃棄物等の処理体制の整備	306
第20節 防疫・保健衛生体制の整備	308
第21節 消防団及び自主防災組織の育成強化	309
第22節 防災知識の普及	313
第23節 防災訓練	319
第24節 要配慮者等安全確保体制の整備	321
第25節 相互応援協力計画	326
第26節 災害ボランティア活動の環境整備	328
第27節 孤立地区対策	330
第2章 災害応急対策計画	332
第1節 応急活動体制計画	332
第2節 救援物資管理計画	339
第3節 県防災ヘリコプター活用体制計画	340
第4節 災害救助法の適用計画	342
第5節 労務確保体制計画	345
第6節 広域応援体制計画	347
第7節 自衛隊災害派遣体制計画	350
第8節 災害ボランティアとの連携体制計画	355
第9節 消防体制計画	356
第10節 災害警備体制計画	359
第11節 ライフライン施設応急復旧体制計画	361

第12節	地震情報収集・伝達計画	366
第13節	災害情報・被害情報の収集・伝達計画	368
第14節	災害広報計画	374
第15節	水防計画	377
第16節	土砂災害警戒計画	378
第17節	避難計画	380
第18節	避難場所及び避難所運営計画	389
第19節	救急・救助計画	394
第20節	交通確保・規制計画	397
第21節	緊急輸送計画	403
第22節	医療救護計画	406
第23節	要配慮者の安全確保と支援体制	408
第24節	食糧供給計画・集積配分運営計画	412
第25節	給水計画	416
第26節	衣料、生活必需品、防災資機材供給計画	419
第27節	廃棄物等処理計画	421
第28節	防疫・保健衛生・環境衛生対策計画	423
第29節	行方不明者の搜索、遺体対策計画	426
第30節	住宅確保及び応急復旧計画	428
第31節	文教対策計画	432
第32節	農林漁業関係被害の拡大防止計画	436
第33節	孤立地区対策計画	438
第4編	津波災害	439
第1章	災害予防計画	440
第1節	津波災害の予防	440
第2節	情報管理体制の整備	443
第3節	防災活動体制の整備	446
第4節	避難予防対策	452
第5節	救急・救助・医療体制の整備	463
第6節	交通確保及び輸送体制の整備	466
第7節	食料・飲料水・生活必需品・防災資機材の確保・供給体制の整備	472
第8節	要配慮者等安全確保体制の整備	477
第9節	防疫・保健衛生、廃棄物等の処理体制の整備	482
第10節	防災知識の普及・啓発及び防災訓練	484
第2章	災害応急対策計画	491
第1節	応急活動体制計画	491

第2節 災害情報の収集・伝達及び広報計画	500
第3節 避難計画	509
第4節 救急・救助、医療及び警備計画	520
第5節 交通確保・規制計画	525
第6節 食糧、水、生活必需品等の供給計画	532
第7節 要配慮者の安全確保と支援体制	540
第8節 文教対策計画	544
第9節 防疫・保健衛生等に関する活動	548
第10節 応急復旧及び二次災害の防止活動	552
第11節 住宅確保及び応急復旧計画	558

第5編 事故災害等 562

第1節 流出油事故対策計画	563
第2節 海難事故災害対策計画	565
第3節 航空災害対策計画	567
第4節 道路災害対策計画	569
第5節 危険物等災害対策計画	573
第6節 大規模な火事災害対策計画	576
第7節 林野火災対策計画	581
第8節 雪害対策計画	586
第9節 農業災害対策計画	588

第6編 災害復旧・復興計画 589

第1節 災害復旧事業の実施	590
第2節 生活再建等支援対策の実施	593
第3節 激甚災害の指定	600
第4節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分に関する計画	606

第1編 總 則

第1節 計画の目的・性格等

1. 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、災害の防止及び被害の軽減ならびに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

2. 計画の方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、地域ならびに住民の生命・身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において市、住民、県、国、防災関係機関が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

その上で、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の教訓を受け、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。また、平成30年4月に発生した大田市東部を震源とする島根県西部地震の対応経験を踏まえ、災害復旧にあたっては人的、物的被害への対応とあわせて経済的被害の拡大防止も考慮した上で、さまざまな対策を組み合わせる。

この計画は、住民の生命・身体及び財産を守るため、大田市における防災に関する基本的事項を総合的に定める。

3. 計画の構成

この計画においては、以下の構成により必要な事項を定める。

第1編 総則	この計画の基本方針、防災関係機関の業務大綱、本市の特質等計画の基本となる事項
第2編 風水害	第1章 災害予防計画 災害の発生に備えて、防災のまちづくりや生活基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備に係る事項をはじめ、防災教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図るなど、災害予防対策についての基本的な計画
第3編 地震災害	第2章 災害応急対策計画 災害発生直後の迅速、適確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、さらには防災関係機関による各種の応急対策についての基本的な計画
第4編 津波災害	
第5編 事故災害等	流出油事故、危険物等災害等の各種事故災害等に係る、予防、応急対策、復旧・復興についての基本的な計画
第6編 災害復旧・復興計画	災害からの速やかな復旧・復興についての基本的な計画

4. 計画の習熟

本計画は、市及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項は、市民にも広く周知徹底する。

また、各防災機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるとともに、災害対策への対応能力を高める。

5. 計画の修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えていく。したがって防災関係機関は、関係のある事項について大田市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を大田市防災会議に提出する。

なお、軽微な修正については会議にかけない。

また、県等からの助言等を通じて、この計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

第2節 大田市の概況

1. 地勢

本市は、島根県のほぼ中央部に位置し、東は出雲市、西は江津市、南は飯南町、美郷町、川本町に接し、北部は日本海に面している。総面積は 435.34 km²で、北東から南西に伸びる海岸線は 46km に及び、平坦部から山間部へと奥深い行政区域を有しており、南東部に標高 1,126m の三瓶山、南西に 808m の大江高山があり、これを主峰とする連山に囲まれ山間傾斜地が多く複雑な地形を呈している。

河川は、いずれも流路延長が短く山間地を縫うように走っており、この流域に耕地が開け、市街地が形成されている。

2. 気象

気象は、日本海型気候に属し、年間を通じ雨天、曇天が多く、特に冬期は一般的に西北西の季節風が強く、陰うつな天気が続くのが特徴であるが、山間地域と平坦地域ではかなり温度差もある。

3. 人口

ここ最近における当市の人口の推移は、平成 31 年と令和 5 年（4 月 1 日時点）の 5 年間で比較すると、2,188 人（減少率 6.3%）の減少となっている。

また、人口全体に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 31 年時点において 39.40% と高く、令和 5 年時点では、41.11% となるなど、人口構成も不安定な状況にあり、今後においても人口の減少及び高齢化の傾向が続くものと予想される。

4. 生活圏（ブロック）の設定によるまちづくりの推進

平成 19 年度に策定した大田市都市計画マスタープランにおいては、市町合併により、従来の旧町村といった生活圏の単位ではニーズ対応できない状況を踏まえ、コミュニティ推進や都市整備の基本単位を 7 つのブロック単位とし、市民の自立と自主によるまちづくりを推進している。

また、市内の各拠点地域においては、「小さな拠点づくり」を掲げ、市内 27 地域にあるまちづくりセンターのエリアを単位に、住民が主体となってそれぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを推進することとしている。

防災分野においては、この市内 27 地域において、その地域又は地域内の自治会を単位とした、住民の防災活動の取り組みが進められている。

参考：7ブロックの地域特性

○7ブロックの区域設定・面積・人口・高齢化率（令和5年4月1日現在 住民基本台帳）

区分	地域名	人口	高齢化率
中央ブロック	大田町、川合町、久利町、大屋町	11,234人	36.2%
東部ブロック	朝山町、富山町、波根町、久手町	5,816人	41.6%
西部ブロック	鳥井町、長久町、静間町、五十猛町	6,533人	38.1%
三瓶ブロック	三瓶町、山口町	1,546人	52.7%
高山ブロック	大森町、水上町、祖式町、大代町	1,429人	48.1%
温泉津ブロック	温泉津町の全域	2,467人	50.9%
仁摩ブロック	仁摩町の全域	3,496人	46.4%



○7ブロックの主要施設

区分	主要施設
中央ブロック	・大田市役所 ・大田消防署 ・大田市立病院 ・大田警察署
東部ブロック	
西部ブロック	
三瓶ブロック	・大田消防署三瓶出張所
高山ブロック	
温泉津ブロック	・温泉津支所 ・西部消防署
仁摩ブロック	・仁摩支所 ・大田市国民健康保険仁摩診療所

第3節 大田市の既往災害

本市の過去における影響を及ぼした災害発生状況は、資料編のとおり。

第4節 災害の想定

本計画の策定にあたって、大田市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、島根県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象をふまえ、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画を策定する。

1. 風水害

島根県においては、既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年(1983年)7月19日～23日にかけての大雨(いわゆる山陰豪雨)と同程度の豪雨及び平成3年(1991年)9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

<想定される豪雨・台風の規模等>

想定災害	山陰豪雨 (昭和58年7月19～23日)	台風第19号 (平成3年9月27～28日)
気象概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間最大雨量 91.0mm(浜田)23日01時40分 ・ 日最大雨量 331.5mm(浜田)23日 ・ 総降水量の最大値 521.5mm(浜田)19日21時20分 から23日15時20分まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大瞬間風速・風向 56.5m/s(松江)WSW ・ 最大風速・風向 28.5m/s(松江)W ・ 総降水量の最大値 43.0mm(西郷)

2. 震災

本節では、平成22年度から24年度にわたり、県が実施し、平成29年度に改訂された「島根県地震被害想定調査」に基づき、震災被害の教訓・課題を反映する。

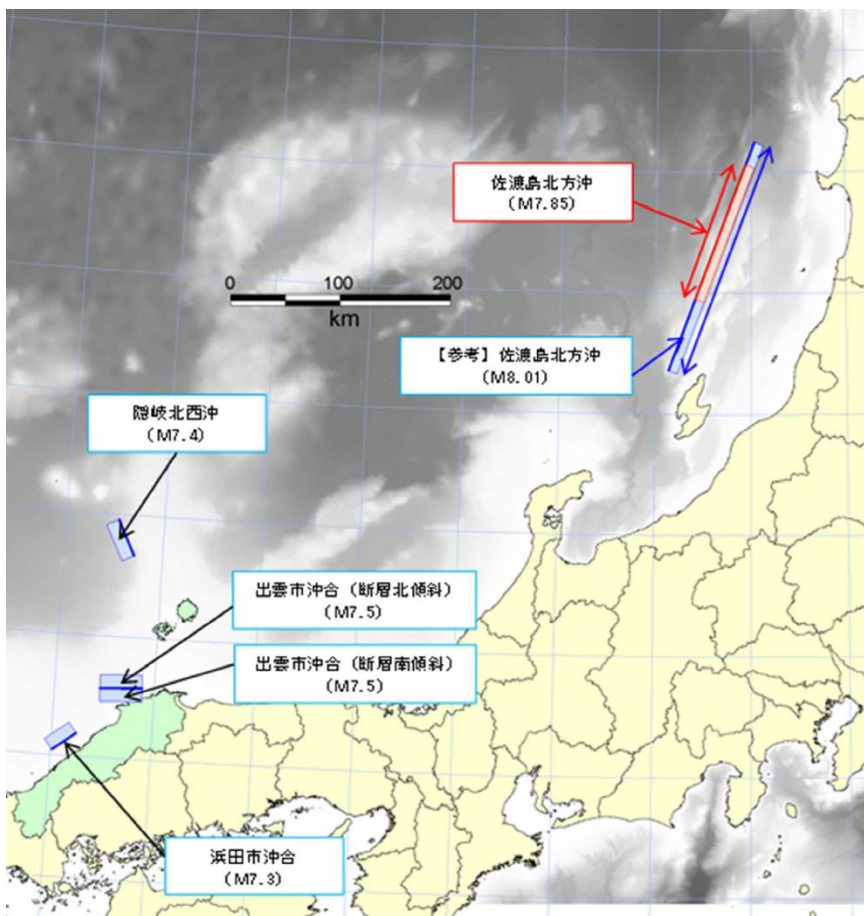
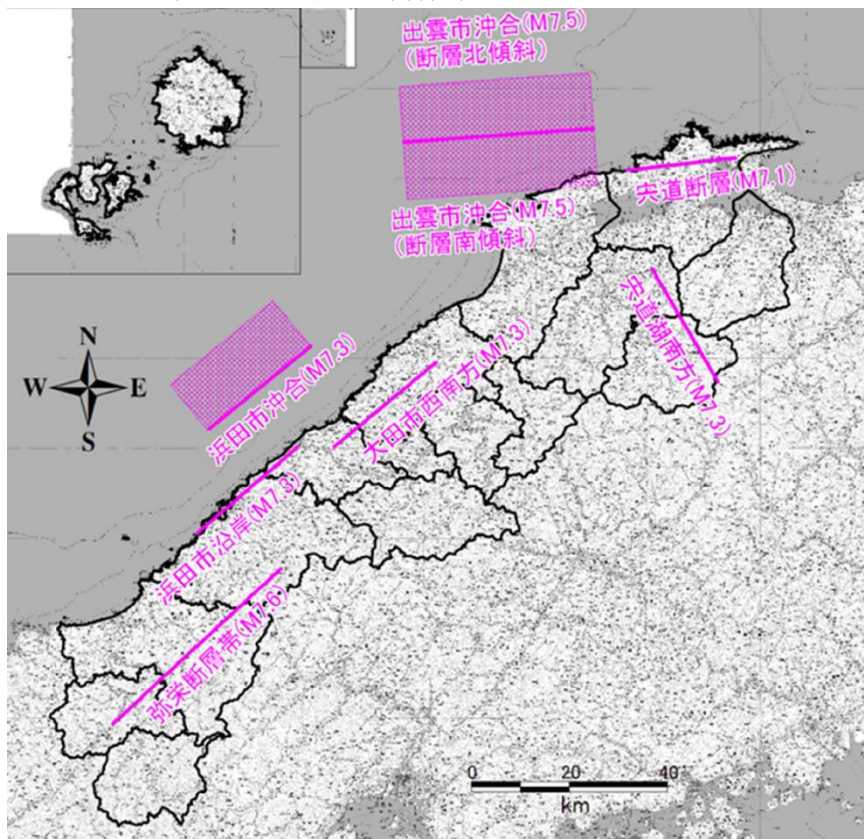
なお、大田市では平成30年4月9日にマグニチュード6.1、最大震度5強の地震を記録しているが、上記調査における想定はそれを上回る規模のものである。

(1) 想定条件

島根県全域において、9地震（陸域5地震、海域4地震）について、「冬の早朝（5時）」「秋の昼（12時）」及び「冬の夕方（18時）」の3ケースを前提として被害想定を実施した。

	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震	7.85 及び 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震	7.5	—	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	○	○	海域の浅い地震を想定	海底地形

<地震動の想定を対象とした地震の断層位置>



出典：平成30年3月島根県地震被害想定調査

(2) 想定される被害の概要(出典：H30.3 島根県地震・津波被害想定調査報告書)

大田市における地震想定は、大田市西南方の地震想定を主にまとめる。

① 地震動、液状化

大田市西南方の地震の震度は7となる。

また、液状化については、表層の地盤状況及び地下水位、揺れの大きさから予測した。大田市西南方の地震では、大田市街地を中心に、液状化危険度が極めて高い。浜田市、出雲市、美郷町でも極めて高い箇所が見られる。

② 津波の想定

地震の発生した場所から島根県沿岸までの海底地形及び沿岸部の地形や構造物、河川等陸域の状況も考慮し、到達時間及び津波高を算出した。大田市においては、F57断層地震において、最大津波高さが4.30mともっとも高くなっている。

○最大津波高さ及び到達時間(大田市)

想定地震	津波の 到達時間 (分)	最大波の 到達時間 (分)	津波最高水位 (想定地点) (T.P.+m)
F56断層(松江市沖部) Mw7.2	17	47	1.49 (和江漁港)
F57断層(島根県西部沖部) Mw7.5	14	40	4.30 (福光海岸)
F60断層(福岡県沖部) Mw7.6	121	127	1.50 (和江漁港)
浜田市沖合断層 Mw6.8	9	11	2.67 (福光海岸)

③○被害想定調査結果

(大田市西南方の地震：冬の夕方(18時)の想定)

種別	被害項目	被害単位		被害想定結果	
				全県	大田市
斜面・ ため池	危険性の高い急傾斜地	危険度ランク A	(箇所)	96	92
		危険度ランク B	(箇所)	109	80
		危険度ランク C	(箇所)	2,379	42
	危険性の高い地すべり地	危険度ランク A	(箇所)	73	48
		危険度ランク B	(箇所)	74	4
		危険度ランク C	(箇所)	474	—
	危険性の高いため池	危険度ランク A	(箇所)	—	—
		危険度ランク B	(箇所)	1	1
		危険度ランク C	(箇所)	193	6
建物被害	揺れによる建物被害	全壊数	(棟)	251	247
		半壊数	(棟)	2,579	2,497
	液状化による建物被害	全壊数	(棟)	212	41
		半壊数	(棟)	570	85
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数	(棟)	128	124
		半壊数	(棟)	299	290
	津波による建物被害	全壊数	(棟)	想定なし	
		半壊数	(棟)	想定なし	
	被害合計	全壊数	(棟)	591	412
		半壊数	(棟)	3,448	2,872
地震火災	出火件数	全出火数	(件)	3	3
		炎上出火数	(件)	3	3
		延焼出火数	(件)	—	—
	焼失棟数	6 時間後	(棟)	13	13
		12 時間後	(棟)	13	13
		18 時間後	(棟)	13	13
		24 時間後	(棟)	13	13
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数	(人)	3	3
		負傷者数	(人)	103	99
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数	(人)	5	5
		負傷者数	(人)	97	94
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数	(人)	0	0
		負傷者数	(人)	4	3
	ブロック塀転倒による死傷者	死者数	(人)	0	0
		負傷者数	(人)	6	6
	津波による死者	死者数	(人)	想定なし	
	火災による死傷者	死者数	(人)	1	1
負傷者数		(人)	2	2	
人的被害合計	死者数	(人)	9	9	
	負傷者数	(人)	212	204	

種別	被害項目	被害単位		被害想定結果	
				全県	大田市
ライフライン	上水道	被害箇所数	(箇所)	66	52
		断水世帯数(1日後)	(件)	4,905	4,392
		断水世帯率(1日後)	(%)	2	3.2
	下水道	被害延長	(km)	251	247
		影響人口	(人)	2,579	2,497
	通信	被害本数	(本)	212	41
		不通回線	(件)	570	85
	電力	被害本数	(本)	128	124
		停電件数	(件)	299	290
	エルピーガス	被害件数	(件)	591	412
交通	橋梁	落橋・大被害	(箇所)	—	—
		大規模損傷	(箇所)	1	
		中規模損傷	(箇所)	43	
		軽微な損傷	(箇所)	147	
	鉄道	不通区間	(駅間数)	—	—
港湾・漁港	被害岸壁・物揚場	(箇所)	24		
生活支障	避難者	避難者数(1～3日後)	(人)	4,817	3,972
		避難者数(7日後)	(人)	4,233	3,763
		避難者数(1ヶ月後)	(人)	1,346	1,005
	疎開者(親戚・知人宅等)	疎開者数(1～3日後)	(人)	2,594	2,139
		疎開者数(7日後)	(人)	2,280	2,026
		疎開者数(1ヶ月後)	(人)	725	541
	帰宅困難者	帰宅困難者数	(人)	41,182	1,451
	食糧不足量	食糧需要量	(食/日)	17,341	14,298
		粉ミルク需要量	(g/日)	6,337	5,225
	給水不足量	給水需要量(7日後)	(トン/日)	35	34
	生活必需品不足量	ほ乳瓶	(個)	113	93
		生理用品	(個)	6,753	5,568
		毛布	(枚)	9,634	7,944
		大人紙おむつ	(個)	1,982	1,634
		子供紙おむつ	(個)	3,664	3,021
	災害廃棄物	災害廃棄物発生量	(千トン)	128	92
	災害用トイレ	災害用トイレ需要量	(基)	25	11
エレベーター停止	停止台数	(基)	422	37	
孤立集落の発生	孤立集落発生数	(地区)	—	—	
経済被害	直接経済被害	被害額	(億円)	804	(全県でのみ想定)
	半間接経済被害	被害額	(億円)	708	
	間接経済被害	被害額	(億円)	504	
	経済被害合計	被害額	(億円)	2,016	

(佐渡北方沖の地震 (M7.85) : 冬の夕方 (18時) の想定)

種別	被害項目	被害単位		被害想定結果	
				全県	大田市
建物被害	津波による建物被害	全壊数	(棟)	174	6
		半壊数	(棟)	587	25
		床上浸水数	(棟)	971	53
		床下浸水数	(棟)	1,505	65
人的被害	津波による死傷者	死者数 (地震発生後、避難のケース)	(人)	0	0
		負傷者数 (地震発生後、全く避難しなかったケース)	(人)	315	23
生活支障	避難者	避難者数(1~3日後)	(人)	3,265	94
	疎開者(親戚・知人宅等)	疎開者数(1~3日後)	(人)	1,758	51
	食糧不足量	食糧需要量	(食/日)	11,752	338
		粉ミルク需要量	(g/日)	4,295	123
	給水不足量	給水需要量(7日後)	(トン)	10	0
	生活必需品不足量	ほ乳瓶	(個)	77	2
		生理用品	(個)	4,576	132
		毛布	(枚)	6,530	188
		大人紙おむつ	(個)	1,343	39
		子供紙おむつ	(個)	2,483	71
災害廃棄物	災害廃棄物発生量	(千トン)	7	0	
災害用トイレ	災害用トイレ需要量	(基)	33	1	
経済被害	直接経済被害	被害額	(億円)	141	(全県でのみ想定)
	半間接経済被害	被害額	(億円)	957	
	間接経済被害	被害額	(億円)	366	
	経済被害合計	被害額	(億円)	1,464	

(3) 地震災害シナリオ

被害想定調査結果を基に、各想定地震・津波が発生した場合の被害と、県、市及び防災関係機関（以下「県等」）の対応を、時間経過に即して地震災害シナリオとして示す。

○大田市西南方の地震（平日冬5時）

冬の平日5時頃、大田市西南方を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。

大田市の一部で震度7の揺れを観測し、大田・川本地区を中心に甚大な被害が発生する。

平日の5時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。

建物被害は全壊約590棟、半壊約3,400棟、人的被害は死者12人、負傷者約300人にのぼる。

大田市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。

1日後の避難者は約4,800人となり、最低でも食料は約1.7万食/日、飲料水約40トン/日、毛布は寒い時期であり約9,600枚（1人2枚）が必要となる。

物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約1,300人が避難所に避難する状況である。

建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

大田市では甚大な被害が発生し、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。

一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

3. 事故災害

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要及び規模等を以下に示す。

(1) 流出油事故

過去の流出油事故の事例やタンカー・船舶等の航行状況を踏まえ、海洋、沿岸又は河川、湖沼において、防災関係機関、漁業関係者等官公民の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の量の重油が流出したことにより、漁業資源、海岸、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生する恐れがある場合を想定する。

(2) 海難等事故

海洋において、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難等事故が生じ、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合を想定する。

(3) 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が墜落したこと等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

(4) 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

(5) 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

(6) 大規模な火事災害

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（大田市西南方想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定したものとすると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火であり、被害の規模は3棟である。しかしここでは、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害について想定する。

(7) 林野火災

強風乾燥下等のもとで、焼失面積が20haを超えるきわめて大規模な林野火災となり、そのために他の都道府県、消防機関、自衛隊等へ空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難指示を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

(8) 鉄道災害

信号無視等の原因による単線上の列車同士の衝突事故や落石、土砂崩れ、雪崩、車両故障、踏み切り横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故などが発生し、乗客、沿線住民・施設等に多大な被害が生じた災害、また、山間部等の事故発生により救出・搬送が困難、あるいは死傷者が多数発生するなどのため消防機関や自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受入れ体制をとる必要が生ずる程度の災害を想定する。

(9) 雪害

昭和38年豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪雹のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和38年豪雪では、昭和37年12月30日から、翌年2月6日まで39日間連続降雪により、記録的な豪雪となった。島根県下の被害は、次のとおりである。

- ・人的被害 死者33人、負傷者53人
- ・住家被害 全壊204棟、半壊455棟、一部損壊1,094棟
- ・非住家被害 全壊555棟、半壊433棟
- ・り災世帯 577世帯、り災者2,237人

第5節 防災ビジョン（大田市の防災上の重点課題・テーマ）

1. 5点の最重要災害対応項目

今日の防災対策を進めるにあたって、特に重点的に考えるべき最重要災害対応項目として、以下の5点があげられる。

- | |
|--------------------------------------|
| I. 初動体制の確立：災害発生直後から組織的な対応が行えるまでの行動方法 |
| II. 生命の確保：人命の安全を確保することを目的とした対応 |
| III. 安全の確保：住民の安否確認から避難までの対応 |
| IV. 生活の安定：被災者に対して衣食住を提供するための対応 |
| V. ボランティア対策：ボランティアの受け入れと活用方法 |

2. 防災ビジョン

1. で示した5点の最重要災害対応項目をふまえ、本市の地域特性にあった防災対策を推進するため、災害予防に重点を置きつつ、災害応急対策及び災害復旧対策を含め、次に掲げる防災ビジョンを重点に取り組む。

(1) 災害に強いまちづくり
○周到かつ十分な災害予防
○台風・地震による風水害・震災対策の推進
○避難施設の充実・非常用備蓄の促進
○感染症対策の観点を取り入れた防災対策
○地域における消防・水防力の強化
○災害時のライフラインの確保
○事業継続における災害リスクの軽減
(2) 災害に強い人づくり
○住民の防災意識の高揚
○避難行動要支援者対策の推進
○自主防災組織の育成・災害ボランティア活動の環境整備
○多様な視点を取り入れた防災体制の確立
(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策の実践
○情報収集・伝達体制の整備
○災害時における市・防災機関の初動体制整備
○防災ハザードマップ等による防災対策の住民周知
○被災者支援体制の整備
○多様な視点に配慮した防災対策
(4) 迅速かつ円滑な災害復旧対策の実践
○地域特性を踏まえた対策の実現
○災害復旧に対する協力体制の確立

(1) 災害に強いまちづくり

① 周到かつ十分な災害予防

最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。

② 台風・地震による風水害・震災対策の推進

本市で最も被害の想定される梅雨時の豪雨及び台風時の風水害・震災対策を中心に、災害時における被害を最小限に抑え、スムーズな応急・復旧対応につながる災害に強い社会基盤の形成を図る。

③ 避難施設の充実・非常用備蓄の促進

災害発生時における一時避難所から長期にわたる大規模災害に対応した避難施設まで、災害特性に応じて安全・安心な対応のできる避難施設を設定し、長期間の滞在が想定される避難施設は非常用備蓄や防災資機材等の設備環境の充実を図る。

④ 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の確立に努める。

⑤ 地域における消防・水防力の強化

各地区における災害時の避難・災害処理の要となる地域消防団について、防火活動だけでなく、水難や避難誘導等さまざまな災害面での対応のできる組織体制づくりを進めるとともに、災害時の対策本部と連動した円滑な災害対策のできる指示・命令系統を整える。

⑥ 災害時のライフラインの確保

災害時の救援活動等による生命・安全を確保するために必要な道路、電力、水（防火水、飲料水）、ガス、通信が閉ざされないことがないように、応急対策を含めた予防措置を整える。

⑦ 事業継続における災害リスクの軽減

企業・組織の事業継続に向けた事業継続計画(BCP)の作成、保険制度の周知、相互支援の取組み等を推進する。

(2) 災害に強い人づくり

① 住民の防災意識の高揚

災害による被害を最小限に抑えるためには、住民一人ひとりが防災に対するさまざまな知識・情報を把握し、災害が発生した時、どのように対処したら良いか認識していることが重要である。そのため、平時より、住民がこうした防災意識を持ち続けることができるよう、防災研修及び防災訓練等の啓発活動を実施し防災意識の高揚を図る。

② 避難行動要支援者対策の推進

高齢者や障がい者等災害時に自ら避難等のできない避難行動要支援者に対し、地域住民、防災関係機関、行政が連携し、平常時から避難行動要支援者の所在を把握するなど円滑にサポートするとともに、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるよう安全を確保できるよう対策を推進する。

また、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る。

個々の支援対策の基本となる個別避難計画について、作成・更新の仕組みづくりを検討するとともに、作成の優先度を定め、関係機関と連携し、作成完了に向けて早期に取り組むよう努める。

③ 自主防災組織の育成・災害ボランティア活動の環境整備

災害が発生した時の初動対応は、地域の住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」ことが必要となる。

そのため、それぞれの地域の特性にあわせ、地域の住民が連帯し、市の防災機関、消防団との連動により地域を自衛できる組織体制づくりを進めるとともに、災害時におけるボランティアの応援を受けるための環境づくりに努める。

④ 多様な視点を取り入れた防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力の向上を図るため、防災会議の委員への委嘱など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策の実践

① 情報収集・伝達体制の整備

災害時において、予測情報、被害情報を的確に把握し、伝達することが被害を最小限に抑えるために重要である。

そのため、災害情報の収集・伝達体制を明確にするともに、住民へ適切な情報伝達ができるよう、情報伝達手段・体制の充実に努める。

② 災害時における市・防災関係機関の初動体制整備

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分するよう、職員の防災意識の向上、初動対応の習熟、初動体制の整備を図る。

なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

③ 防災ハザードマップ等による防災対策の住民周知

住民が災害時に迅速に避難、連絡ができるよう、災害危険箇所・避難場所や防災資源、連絡網を明示した防災ハザードマップ等を作成・配布し、また平常時における講演等での啓発を通じて、住民への防災対策の周知を図る。

④ 被災者支援体制の整備

災害時に被災した住民に対して、災害救助法・生活再建支援制度及び関係諸施策等の適用を図るなど、迅速・的確な被災者支援体制の整備を図る。

⑤ 多様な視点に配慮した防災対策

被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者への対応など、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(4) 迅速かつ円滑な災害復旧対策の実践

① 地域特性を踏まえた対策の実現

被災地域の特性を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

② 災害復旧に対する協力体制の確立

災害の被害状況に応じて、復旧作業が円滑に行えるよう、事前に防災関係機関、住民等と十分協議し、復旧活動にあたっての協力体制の確立を図る。

第6節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

1. 防災関係機関等の責務

(1) 大田市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

(2) 国

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び市の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(3) 島根県

県は、県の地域ならびに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は市の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施す。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民及び自主防災組織等

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。また、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に協力するよう努める。

2. 関係機関の事務

(1) 大田市

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
大田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大田市防災会議に関する事務 ・ 大田市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施 ・ 大田市の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 ・ 消防に関する業務

(2) 県の機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県防災会議に関する事務 ・ 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 ・ 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施 ・ 市が実施する災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施等についての指導、援助及び調整 	
県の組織の出先機関	県央県土整備事務所 大田事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の管内県機関に関わる応急対策の実施に必要な総合調整 ・ 災害時における情報収集及び伝達 ・ 大田市と県本庁との連絡調整 ・ 県の管理に属する施設の災害応急及び災害復旧 ・ 災害救助法に関すること ・ 管内区域の県管理の土木施設の被害調査、災害応急対策及び災害復旧
	県央保健所	災害時における管内区域の保健及び環境衛生対策
	西部農林水産振興センター 県央事務所大田農業部	災害時における管内区域の農作物及び畜産の被害調査ならびに事後対策
	大田警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集・伝達 ・ 災害時における罹災者の救出、救助、避難誘導及び行方不明者の捜索 ・ 交通の確保及び規制 ・ 罹災地区の防犯及び警備

(3) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地農業用施設等の防護に関すること ・ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること ・ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること ・ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること ・ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業に関すること ・ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること ・ 主要食糧の供給に関すること
第八管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海難救助 ・ 海洋の汚染の防止 ・ 海上における治安の維持 ・ 海上災害防止に関する防災思想の普及 ・ 海上における船舶交通の安全確保
大阪航空局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における航空輸送の調査及び指導 ・ 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
島根労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業災害防止についての監督、指導 ・ 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施ならびに被災労働者の賃金支払についての監督指導 ・ 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 ・ 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 ・ 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 ・ 被災事業主に対する特別措置等の実施

<p>大阪管区気象台 (松江地方気象台)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をおこなうこと ・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること ・気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること ・気象庁が発表する緊急地震速報について、利用の心得などの周知・広報に努めること ・市が発令する避難情報等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと ・災害の発生が予想される時や、災害発生時において、県や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと ・県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
<p>中国地方整備局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 ・地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 ・国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言 ・災害に関する情報の収集及び伝達 ・洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 ・災害時における交通確保 ・海洋の汚染の防除 ・緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
<p>陸上自衛隊出雲駐屯地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

(4) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道による緊急輸送の確保 ・鉄道の安全管理及び事故対策
西日本電信電話株式会社 島根支店	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の防災管理及び応急復旧 ・緊急を要する電話通話の取り扱い
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設の防災管理及び応急復旧

株式会社 NTT ドコモ 中国支社島根支店	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信施設、設備の整備及び防災管理 ・災害非常通信の確保 ・被災電気通信施設、設備の応急復旧
KDDI 株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
ソフトバンク株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
日本郵便株式会社 中国支社 石見大田郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ・被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 ・為替預金業務及び簡易保険業務の非常取扱い ・簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 ・被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、助産等救助保護の実施 ・避難所等における救援物資配布、こころのケア等の避難所運営支援 ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ・義援金品の募集及び配分
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> ・気象等の予報及び警報等の放送 ・災害応急対策等の周知徹底 ・その他災害に関する広報活動
中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設等の防災管理及び災害復旧 ・電力供給の確保
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	陸路による緊急輸送の確保

(5) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
石見交通株式会社 大田営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・陸路による緊急輸送の確保 ・運航車両等の安全管理及び事故対策
株式会社山陰放送 日本海テレビジョン放送株式会社 山陰中央テレビジョン放送株式会社 株式会社エフエム山陰	<ul style="list-style-type: none"> ・気象等の予報及び警報等の放送 ・災害応急対策の周知徹底 ・その他災害に関する広報活動
石見銀山テレビ放送株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・有線テレビジョン並びに音声告知放送による災害時の情報提供 ・その他災害に関する広報活動
大田市医師会 島根県看護協会大田支部	災害時における医療救護活動の実施

島根県 LP ガス協会 大田支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ LP ガス施設の防災管理と災害復旧 ・ LP ガスの供給
島根県トラック協会	陸路における緊急輸送の確保

(6) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
島根県農業協同組合 石見銀山地区本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策用資材及び救助用物資調達の協力 ・ 物資輸送の協力 ・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・ 農産物等の復旧指導 ・ 被災組合員への融資又は斡旋
漁業協同組合 JF しまね 大田支所 仁摩支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・ 被災組合員に対する融資又は斡旋 ・ 水難救助の協力 ・ 潮位の観測 ・ 漁船の避難指導 ・ 流出油の防除 ・ 流出油事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
島根県水難救済会	海上における緊急輸送の協力
一般社団法人大田建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策用資材等調達の協力 ・ 災害緊急対策及び災害復旧対策の協力
大田商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災商工業者への融資の斡旋 ・ 物価安定についての協力 ・ 救援物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
大田市森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・ 被災組合員に対する融資又は斡旋 ・ 民有地に対する防災林育成の指導及び山くずれ危険箇所の調査に対する協力 ・ 復旧資材の確保についての協力、斡旋
病院等経営者	負傷者等の医療、助産、救護についての協力
大田市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・ ボランティア活動についての協力
社会福祉施設経営者	被災者の保護についての協力
大田市社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する、所有施設、設備の提供 ・ 要配慮者に対する支援
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
一般運送業者	緊急輸送に対する協力
指定給排水業者	給排水施設の災害応急対策及び復旧
危険物等施設の管理者	危険物の保安処置
LP ガス取扱業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ LP ガスの防災管理と災害復旧 ・ LP ガスの供給
女性団体	避難所における各種運営の協力

青年会組織	<ul style="list-style-type: none">・緊急物資の調達の協力・避難所への誘導の協力・応急復旧作業の協力
学校・保育所等	<ul style="list-style-type: none">・生徒、児童、幼児等の避難保護・応急教育対策及び被災施設の復旧・被災者の一時受入等応急措置についての協力
寺院・集会所等	<ul style="list-style-type: none">・被災者の一時受入等応急措置についての協力・応急教育措置の協力
市施設指定管理者	被災者の一時受入等応急措置についての協力

第2編 風水害

第1章 災害予防計画

災害予防計画は、災害発生の未然防止や災害の拡大を防止するために必要な事業、施設整備などの災害予防対策について定める。

第1節 浸水・波浪災害の予防

1. 基本的な考え方

梅雨、台風時の多雨、集中豪雨、強風などによる河川の氾濫、海岸での高潮の発生は、これまでも本市において被害をおよぼしてきた。こうした浸水・波浪・高潮災害の防止を図るため、災害危険区域を中心に予防対策を実施する。なお、水防計画の策定にあたっては、洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

2. 河川等氾濫の防止対策

(1) 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握・周知

河川等の重要水防区域及び危険な箇所の現況については、大田市水防計画参照。

① 対策

ア. ハザードマップによる周知

市は、把握している重要水防区域及び危険な箇所については、河川等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、県において作成した浸水想定区域図をもとに、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、関係機関、関係地域の住民への周知を図る。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか、住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- a. 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- b. 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- c. 避難路上の障害物等の把握
- d. 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置把握・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- e. 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討（避難についての詳細は、[本章第9節「避難予防対策」](#)を参照）
- f. 浸水想定区域内にアンダーパス、又は要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地

イ. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

a.水位到達情報等の伝達方法

市は、水位周知河川（三瓶川、静間川）に係る浸水想定区域において、気象庁及び県央県土整備事務所大田事業所から水位到達情報並びに水防警報等が発表されたとき、該当地域に対して防災行政無線、音声告知放送、大田市メール配信サービス等により伝達するほか、浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対しては、電話及びFAXによる個別伝達を行う。

b.避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

避難場所については、ハザードマップに記載の指定緊急避難場所及び指定避難所を避難場所とすることを基本とするが、自治会等で決められた一次避難場所についても有効に活用する。なお、市は、水害時には浸水想定区域内に存する避難場所は原則として使用を避ける。また、状況によっては近くの堅牢な建物の2階以上の階へ避難（垂直避難）を行うか、やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避をするなどの緊急安全確保の指示等を行う。

避難路については、地域住民と協議をしながら選定を行うとともに、警察機関等と協力して通行確保に努める。また、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性に十分配慮する。

c.避難訓練の実施に関する事項

避難訓練の実施に関する事項については、[本章 災害予防計画 第19節「防災訓練」](#)並びに[本章 第20節「要配慮者等安全確保体制の整備 4（4）防災教育、防災訓練の充実」](#)参照。

d.浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地については大田市地域防災計画資料編及び大田市水防計画付属資料参照。

e.円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法に基づき、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な自然災害を想定した訓練を実施し、その結果を市長に報告するとともに、その他の措置に関する避難確保計画を作成しなければならない。そのほか、自衛水防組織を置くように努める。

市は気象庁及び県央県土整備事務所大田事業所より、氾濫警戒情報等の情報が通報された場合は、施設に対し様々な情報伝達手段により個別に必要な情報を伝達する。

② 警戒責任者

河川等の重点水防区域及び危険箇所の警戒責任者は、原則としてその区域の消分団長とする。警戒責任者は、危険区域の実態を把握しておく。

③ 警戒方法

警戒責任者は、気象等の予報及び警報等が発せられ、河川の増水が予想される
とき、又は異常降雨等で災害発生の恐れがあるときは、大田市水防計画により、
危険区域を巡視して警戒の万全を期し、災害の早期防止に努める。

(2) 危険区域の巡視

危険地域の巡視は各地区の消防団員等をもって、巡視体制の充実を図る。

なお、危険区域の警戒責任者は、気象台の予報及び警報等が発せられたとき、又は異常気象等により必要と認めるときは、危険箇所を巡視警戒し、異常のあったときは、直ちに災害防止の措置を講じるとともに、市へ連絡する。

(3) ダム管理に関する措置

ダムの管理者は、洪水時等においては、ダム操作規定を遵守し、災害防止に万全を期す。降雨時又は災害時においてダム操作規定による放流を行うときは、施設管理者は事前にその旨を市長に通報する。

なお、その際の関係機関への通知先等及びダム警報活動は、資料編のとおりである。

名称	所在地	目的	管理者
清滝ダム	島根県大田市久手町刺鹿	洪水調節、農地防災	県央県土整備事務所
三瓶ダム	島根県大田市三瓶町野城 高平	洪水調節、不特定用水、河川維持用水、上水道用水	県央県土整備事務所

(4) 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

各河川管理者は、河川等の氾濫に対応できる防災措置として、河川における築堤等による河道、ため池、樋門、その他水害予防施設、橋梁、堤防等の点検や維持補修、川床の葦等の伐採による防災対策に努める。

また、警戒水位の測定できない河川については橋脚に水位計を設置するなどの措置に努める。

用排水施設及び農業用ため池の管理者等は、未然に行う防災措置として、定期的に用排水施設の点検を行う。また、災害が発生する恐れのあるときには、定められた措置を講じるとともに、その状況を市長に連絡する。

(5) 水防資機材等の整備の推進

市は、平素から備蓄防災資機材の点検補充整備を行い、異常気象等災害の発生の恐れがある場合は、必要に応じて資機材等の現場配備を行う。

また、計画的に水防倉庫の整備を図る。

水防資機材の整備状況については、大田市水防計画参照。

3. 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における取組推進

以下に示す施設について、市は、当該施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位到達情報等の伝達方

法を定める。

- ① 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
- ② 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- ③ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

4. 波浪、高潮災害の防止対策

（1）海岸における危険予想箇所の把握

市は、各海岸管理者が把握している海岸において災害が予想される危険箇所について、市民への周知に努める。

（2）海岸保全施設整備の推進

各海岸管理者は、波浪、高潮被害に対応できる防災措置として、護岸等の海岸保全施設等の整備を行い、維持補修に努める。

そのほか、海岸環境にも配慮しつつ、人工リーフ等沖合施設と護岸を組み合わせることで波浪の静穏化を図り、海岸の侵食防止と波浪の被害から海岸を防護する。

また、海岸管理者及び港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

第2節 土砂災害の予防

1. 基本的な考え方

降雨、融雪、地震等により引き起こされる土砂災害（がけ崩れ、山崩れ、地すべり、土石流、落石等）が発生すると一瞬にして周辺住民、施設に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。

県は、土砂災害の恐れがある箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い公表している。

市は県と連携し、土砂災害を未然に防止し、住民の安全を図るため、予防対策を推進する。市域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対象区域（急傾斜地、土石流、地すべり）は資料編のとおりである。

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定基準

土砂災害警戒区域	<p>○急傾斜地の崩壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域 <p>○土石流</p> <p>土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</p> <p>○地すべり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりする恐れがある区域） ・地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域
土砂災害特別警戒区域	<p>急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。</p> <p>※但し、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60mの範囲内の区域。</p>

2. がけ崩れ、山崩れ災害の防止対策

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が、主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。

崩壊は発生域(崩壊源)と移動堆積域とからなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。斜面崩壊の発生にかかる要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握・周知

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施をしている。

また、関係機関は、都市化の進展等に伴い新たに災害危険の予想される地域等について危険度を把握するため、既に調査している箇所以外においても調査をすすめ、より一層の危険箇所の把握に努める。

県及び市は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図る。特に、市は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

(2) 急傾斜対策工の実施

急傾斜地崩壊防止工事には、雨水及び地下水の影響をできるだけ排除するようにする抑制工及び崩れようとするがけに対して力で対抗して抑える抑止工がある。

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊による災害の危険度の高い区域について、市と協力し、必要に応じ、当該土地所有者、管理者等に対し、急傾斜崩壊防止工事の勧告を行う。また、それらの者が実施することが困難又は不相当と認められる場合には、県が工事を実施するなど急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

また、山腹崩壊危険地区のうち緊急なものについて県等と協力し、保安林指定による立木の伐採等の規制と治山事業の促進を図る。

(3) 警戒・避難体制の整備

市は、災害発生の防止のため危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施し、ハザードマップの活用により住民に周知するよう努める。

また、必要に応じてがけ崩れ発生の危険度を判定し防災措置の勧告や改善命令等を行い、住民の避難を促す。

危険地域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

(4) 住宅移転の促進等

県及び市は、急傾斜地崩壊危険区域について、急傾斜地の崩壊の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第39条第1項）として指定する。

当該災害危険区域においては、建築制限を行う。

また、当該災害危険区域内の建築物について、過去の土砂災害の実態等からみて、土砂災害が発生する恐れが急迫していると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れが大きいと認めるときは、県、関係機関との連絡調整を図った上、がけ地近接等危険住宅移転事業等、各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

3. 地すべり災害の防止対策

地すべりは斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。

第三紀層、変成岩、火山性変質岩などすべり面となる粘土が生成されやすい特定の地質構造（島根県では主に第三紀層地すべりが分布している。）の箇所によく発生し、粘性土をすべり面として滑動するので土塊の乱れは小さい。誘因としては地下水の影響が大きく、台風、梅雨のほか、融雪時にも発生する。

(1) 地すべり危険箇所の把握・周知

県は、市及び地元住民と協力、連携を図りながら、地すべり区域等の把握のための各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。

また、当該地すべり区域について市は巡視を行い、危険の発生防止と周辺地域住民に対する周知に努める。

(2) 地すべり防止工事の促進

国土交通省及び農林水産省（農村振興局・林野庁）所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。

県は、市等と協力し、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事の実施に努める。

(3) 警戒・避難体制の確立

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。県は、特に危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対する観測体制を整える。

被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難情報発令の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

なお、県の総合防災情報システム及び砂防課ホームページ、市のハザードマップ等により、指定区域、危険箇所の位置が確認できるので、これらの情報を十分に活用し、地域住民の認識を高める。

市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、必要な事項について、ハザードマップを活用し、住民に周知するよう努める。

(4) 住宅移転の促進等

市は、県及び関係機関と連携し、各種制度の活用により、住民の生命、財産等を土砂災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

4. 土石流災害の防止対策

土石流は、土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、溪床など地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

豪雨による土石流は、先頭に岩塊や樹木の集中する盛り上がりをもち、後方に細粒物質と洪水流が続く。土石流の速度は速いもので時速 60km 近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く 100m から数 km に達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力が更に強大になる。

一般的には、勾配が 15° 以上あり、多量の不安定な土砂がある溪流で、勾配が 15° とする地点より上流の流域面積が広いものが、土石流の発生の危険度が高いといえる。

(1) 土石流危険溪流の把握・周知

県は、市と協力し、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所及び危険区域の把握に努める。

市及び県は、土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区等の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、標識を設置するなど周辺住民等に周知徹底を図る。

(2) 土石流対策工の実施

国土交通大臣より砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事の実施及び立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

土石流対策としての砂防工事には、山腹工(荒廃した山地の回復)、砂防ダム工(土砂の流出を調節する)、床固工(溪床の安定)、溪流保全工(溪岸の安定)等がある。

また、農林水産大臣及び島根県知事により指定された保安林内の山地災害危険地区においては、治山工事の実施及び立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

県は、市等と協力し、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事の実施に努める。

また、県は、市等と協力し、溪流の侵食が進み土砂の流出の恐れがある溪流については、保安林指定による立木伐採等の規制と土砂流出防止対策として谷止工(溪床・溪岸侵食の防止)、床固工(堆積土砂の流出防止)、流路工(縦横侵食の防止)等の施工とあわせ森林整備を一体的に行うよう治山事業の促進を図る。

砂防工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

(3) 住宅移転の促進

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生する恐れが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れが大きいと認められるときは、市と連絡調整の上、当該建物の所有者等に勧告を行う。

市は関係機関と連絡調整を行った上、各種制度の活用により、住民の生命、財産等を災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

5. 土砂災害防止法による防止対策

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受ける恐れのある区域の地形、土地利用状況等について基礎調査を実施し、結果について公表するとともに、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずる恐れがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

① 警戒避難体制の整備

市は、法第7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、大田市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

ア. 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

イ. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

ウ. 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

② ハザードマップによる周知

市は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定し以下の措置を講じる。

① 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制

② 建築基準法に基づく建築物の構造規制

市又は県は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるか建築確認を行う。

③ 身体等に著しい危害が生じる恐れが大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生する恐れが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れが大きいと認めるときは、市との連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転の勧告を行う。

④ 移転者へ資金等の支援(住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助)

(4) 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法第28条、29条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民への避難情報発令の判断が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査(以下「緊急調査」という。)を実施する。

(5) 土砂災害に関する情報提供

① 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

ア. 県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、嚴重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害警戒情報を共同で発表する。県は、この補足情報として、危険度レベルを土砂災害予警報システムで該当市町村へ提供するとともに、「しまね防災情報」でも提供する。

イ. 市は、大雨警報、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難情報発令等の災害応急対策が適時適切に行われるよう、地域防災計画に明示する。

② 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

県は、土砂災害警戒区域等の公示図書を市へ送付するとともに、県土整備事務所等での図書の縦覧、ホームページ「マップ on しまね」に掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の住民への情報提供を行う。

県は、基礎調査の結果を市長に通知するとともに、ホームページ「マップ on しまね」に掲載し公表する。

③ 住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知

県又は国は、法第31条に基づき、緊急調査の結果から当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知するとともに、住民に周知されるため必要な情報提供を行う。

○土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度）

相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法
警戒レベル 4相当	すでに 基準値 超過	現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態。命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生しているもおかしくない極めて危険な状況。この状態になる前に避難を完了し、まだ避難していない場合は身の安全の確保が必要。
警戒レベル 4相当	1時間 以内に 基準値 超過	降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態。土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。避難完了の目安。
警戒レベル 4相当	2時間 以内に 基準値 超過	降雨指標が、今後2時間以内に土砂災害発生基準値に到達すると予測される状態。土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。避難開始の目安。土砂災害警戒情報の発表基準。
警戒レベル 3相当	3時間 以内に 基準値 超過	降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態。土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要。避難準備の目安。要配慮者は避難開始の目安。

第3節 都市構造の防災化

1. 基本的な考え方

災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減することのできる風水害に強いまちづくりを推進するため、市、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を実施してきたが、より一層の整備を進めるため、それらを総合調整し実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を整備し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、風水害等に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

2. 防災的な土地利用の推進

(1) 防災的な土地利用の推進

市は、既存市街地及び周辺地域において、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消、防災拠点と連携した、道路、公園等の都市基盤づくり等、防災上安全な土地利用を進める。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

市及び県は、造成地に発生する災害など新規開発等の事業に際しての災害の防止については、都市計画法及び建築基準法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認、特定開発行為等の許可の審査ならびに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。また、次に挙げる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。

都市計画法に基づく許可を要する開発行為について、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域内においては、自己の居住の用に供する目的で行うもの以外は原則として認めない。土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建設のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。

なお、宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

3. 都市の不燃化の推進

(1) 密集住宅市街地等の不燃化

① 老朽木造建築物密集市街地の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

② 屋根不燃化区域の指定

県は、防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼による火災を防止するため、建築基準法第22条に基づく指定区域（耐火・準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造り、又は葺く必要等がある区域）の指定を行う。

③ 建築物の防火の推進

県及び市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

（2）消火活動困難地域の解消

市は、市街地の不燃化事業、都市構造再編集中支援事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

（3）延焼遮断帯等の整備

市は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止に努める。

（4）消防水利・防火水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

（5）その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保に努める。
また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

4. 防災空間の確保

災害時における、避難場所・避難路、延焼遮断及び救護活動の拠点として公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保及び災害に強い道路網の整備を進める。

（1）公園等の整備

① 道路の整備

道路は、風水害等の災害時においては、緊急輸送路、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、市内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備に努める。

② 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、災害時における避難場所・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

市は、都市緑地法に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。

(2) 共同溝等の整備

市は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

(3) 都市防災構造化対策の推進

市は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。

また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進する。

5. 工作物対策

災害時に公衆に危害を及ぼす危険性の高い擁壁、ブロック塀、窓ガラス等落下物、屋外広告物等について点検・指導に努める。

(1) 擁壁の安全化

道路において擁壁を設置する場合においては設計時に安定性を考慮することになっているが、市は、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。

(2) ブロック塀等の安全化

市は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について引き続き指導し、併せて、パンフレットの配布等を実施する。

(3) 窓ガラス等落下物の安全化

市は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を実施し、窓ガラス等の落下物によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、県と連携しながら指導に努める。

第4節 建築物・公共土木施設災害の予防

1. 基本的な考え方

風水害等の災害時には、災害の状況により、浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、地域生活の根幹をなす電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道、空港、港湾・漁港施設等の交通施設及び河川、砂防、治山等のその他公共土木施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きい。

このため、建築物の安全性を確保し、災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

また、市は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

2. 公共建築物の災害予防対策

市及び公共施設の管理者は、庁舎、消防、警察等の防災関係機関の施設、医療機関、学校等、風水害等の災害時における防災上の応急対策活動の拠点となるこれらの施設の安全化を図り、機能を確保する。

また、これらの施設については、大雨、台風等の浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

県、市町村及び施設管理者は、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

3. 既存木造建築物等一般建造物に関する対策

市及び県は、風水害等の災害を防止し、被害を最小限に止めるため、既存木造建築物等一般建造物について、次のように安全対策を促進するとともに、住民に災害予防対策を周知する。

（1）一般建築物に対する防災指導

- ① 市及び県は、建築基準法等に基づく建築確認を通じ、建築物や敷地等の安全指導に努める。
- ② 市及び県は、洪水等による危険性の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち危険性の著しい区域に対し、建築基準法第39条第1項の災害危険区域の指定、既存建築物に対する防災指導を行うとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。
- ③ 市及び県は、がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講じるよう指導する。

- ④ 市及び県は、保安上危険（がけ上、がけ下等）である、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。
- ⑤ 市及び県は、建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物については、安全性が確保されていないなどの問題があることから、既存建築物の安全性向上のため、老朽化した建築物の改修等についての指導を実施する。また、これら施設の被害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも影響されるため、風水害等の災害危険度の高い区域については、特に重点的な安全化対策が必要となる。

（2）一般建築物の災害予防対策

- ① 建具類の完全固定及びガラスの飛散防止措置を行う。
- ② 壁に筋交いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。
- ③ 軽量の屋根にあっては、角材等で飛散を防御し、瓦は棧に釘などで固定する。
- ④ すでに老朽した建物にあっては、専門家の調査を受け、適切な補強等を行う。
- ⑤ 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

4. ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び県、ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・LPガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（1）電気施設の安全性の確保【中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社】

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、災害時における電力供給を確保し、住民生活の安定を図るため電力設備の防護対策を推進する。

（2）LPガス施設の安全性の確保【LPガス取扱事業者】

LPガス事業者は、災害予防のため、LPガス施設について安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備等により災害予防対策を推進する。

① ガスボンベの転倒防止対策

販売店等は、鎖がけ等の方法によりボンベの転倒防止措置を講じるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

② 安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメーター（マイコンメータS）又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努める。

③ 消費者に対する周知啓発活動

風水害等災害発生時には、LPガス消費者自らガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、大規模な風水害等災害の場合は、容器バルブを閉じること

が二次災害を防止する上で最善の方策であることから、販売店等は風水害等災害時に消費者がとるべき初期行動についてパンフレットの配布等により啓発活動に努める。

(3) 上(簡易)水道・下水道・集落排水施設等の安全性の確保

① 上(簡易)水道の安全確保対策

市は、住民に安全で良質な水の安定供給を確保するため、施設の保守・点検に努めるとともに、施設の安全化対策を推進する。また、応急給水を円滑に実施するために、活用可能な水源、配水池等を最大限利用するとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進する。

② 下水道・集落排水施設等の安全確保対策

市は、住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道・集落排水施設等の機能を保持できるよう、施設の整備・保守・点検に努めるとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進する。

また、民間事業者等との協定締結などによる下水道施設の維持・修繕、処理機能の維持についても取り組みを進める。

(4) 電気通信施設の防護対策

【西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社】

西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の各社は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組む。

また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、グループ会社の要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

① 自主保安体制の構築

ア. 通信ビル相互を結ぶ中継伝送路等主要伝送路については、光ケーブル又は無線による多ルート化、ループ化を推進する。

イ. 公共機関等、重要加入者の災害時に必要な通信を確保するため、加入者ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。

ウ. 指定避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。

エ. 災害時の孤立対策として、移動無線車及び可搬型無線機、ポータブル衛星車等を主要地域に配備する。

オ. 架空ケーブルは、二次的災害(火災)を考慮し、主要なケーブルについては地中化を推進する。

カ. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

キ. 変換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施する。

ク. 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施する。

ケ. 平素から災害復旧用資材を確保する。

② 防災訓練の実施

西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社は、災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

なお、市、地方公共団体、警察、消防等、外部の防災関係機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア. 災害発生時の初動立ち上げ訓練

イ. 気象等に関する情報伝達訓練

ウ. 災害時における通信復旧訓練

エ. 電気通信設備等の災害復旧訓練

オ. 消防及び水防の訓練

5. 交通施設の安全化

市は、ライフラインとして多様な機能を果たしている交通施設の災害時の安全性を確保していくため、県と協力しながら予防対策を推進する。

また、県及び市は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(1) 道路施設の安全確保

国道、県道、市道及び農道、林道等の各管理者は、各々の管理する道路について整備を行うとともに、土砂崩壊や落石等の危険箇所については、法面防護工等の実施、又は橋梁等の道路構造物については安全性確保のための補強等の対策を講じ、災害時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が生じないよう整備に努める。

① 道路の整備

各道路管理者は、災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備に努める。

② 落石等通行危険箇所防止対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について、緊急性の高い箇所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

③ 橋梁等の対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る。

④ トンネルの安全対策

各道路管理者は、トンネルの安全の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

(2) 港湾施設の安全確保

各港湾は、大規模な災害により被害が発生したときに救援物資や災害復旧の建設機械、又は資材の受入れ、管理、仕分け、搬出及び積み替え等を行う海上輸送基地としての役割を果たす必要がある。

各港湾管理者は、必要に応じて防災点検、補強工事等を施工する。

(3) 漁港施設の安全確保

漁港管理者は、漁港区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、防波堤や護岸等の工事、漁船の安全を確保するための泊地の浚渫拡張、船揚場の建設等に努める。

また、波浪災害等が発生したときに、現有の岸壁及び防災広場(野積場等)を利用し、避難救助、海上輸送等に供用できるよう、必要に応じて安全性を点検し、補強工事等の対策を実施する。

6. 危険物に対する災害予防

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害予防対策として、次の措置を講じる。

(1) 予防査察等の強化

市は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の施設及び消費場所における取扱の基準適合を検査するため、随時保安検査、立入検査を実施し、危険物災害の予防、指導、取締りを実施する。

市域の危険物規制対象数、高圧ガス関係事業所数は資料編のとおりである。

(2) 自主保安体制の確立

市は、危険物関係事業者に対し、その取扱い及び施設整備が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ維持するための自主保安体制を確立させる。また、従事者に対する指導の強化を図る。

(3) 予防教育の徹底

市は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の保安責任者及び取扱者に対し、保安教育の講習を実施する等資質の向上を図る。

7. 文化財に対する災害予防

(1) 所有者等の管理責任

指定文化財の管理は、その所有者又は管理責任者の責任において行う。

なお、文化財の危機管理の観点からも、関係機関等と連携を図りながら、個人が所有・保管している文化財を公的施設に寄託する仕組みを検討する。

(2) 文化財の危機管理（防災・防犯、毀損・滅失対策・復旧など）マニュアル等の作成

- ① 重要伝統的建造物群保存地区や個々の文化財を災害などから守るため、ハザードマップを活用するとともに、防災（火災、地震、その他）・防犯、老朽化や毀損・滅失対策、復旧などのマニュアル等の作成を検討する。
- ② マニュアル等は、文化財担当部局や警察、消防、文化財所有者、地域住民、博物館・研究機関等の平時および緊急時の役割や連携体制などについても記し、実効性のあるものとなるよう努める。
- ③ マニュアル等を市民に周知するため、分かりやすく解説をした冊子の作成も検討する。

(3) 災害時の履歴や内容、取組（対策）などの記録の作成と周知

これまでの災害履歴などを記録し、その教訓を生かして防災・滅災及び防犯などにつなげるアーカイブ（記録の保存・活用、未来への伝達）を作成し、市民等への情報提供と周知を図る。

(4) 重要伝統的建造物群保存地区における防災対策

- ① 重要伝統的建造物群保存地区の防災計画を踏まえ、関係機関（消防等）及び地域住民・団体等との連携のもとに、ハード・ソフトの両面から防災対策を進める。
- ② 火災や風水害、土砂災害に加え、地震対策も考慮して重要伝統的建造物群保存地区の防災計画の見直しを行う。
- ③ 城上神社拝殿の屋根葺き替えをはじめとする保存修理と併せて、自動火災報知設備の設置を行う。

(5) 文化財の危機管理に関する情報の提供

- ① 文化財のパンフレット等に危機管理の情報（前記の防犯・防災、毀損・滅失対策など）を記載することを検討する。
- ② 『広報おおだ』やホームページ等で文化財の危機管理に関する情報提供を行う。
- ③ 文化財の危機管理に関する勉強会、講演会などを開催する。

(6) 文化財の防災訓練の実施

文化財防火デー（1月26日）を活用するなどして、重要伝統的建造物群保存地区や指定文化財（建造物）などにおいて、定期的に文化財の防災訓練を実践的に行う。

(7) 文化財を通じて災害や防災を学ぶ機会の確保

- ① これまでの大田市や近隣市町、類似都市などの災害や防災の歴史を学ぶ機会を確保する。

- ② 災害履歴等の歴史から危険箇所、避難・連絡手段などを学び、地域防災の強化に役立てる。

(8) 文化財の危機管理の体制づくり

- ① 文化財の所有者や市民・地域団体等と協力・連携し、地域レベル（まちづくりセンターの管轄や身近な範囲）で文化財の点検、連絡、情報共有を行う危機管理体制の確立を目指す。
- ② 文化財の点検等については、まちの文化財調査員（仮称）の協力が得られるように努める。
- ③ 文化財の所有者や市民・地域団体等を対象とした文化財の危機管理に関する学習会、講演会等の開催を検討する。
- ④ 文化財の毀損や滅失の危機などに関する連絡、相談、助言、情報共有などに的確に対応できるよう、文化財行政における危機管理体制を充実・強化する。
- ⑤ 災害等で文化財が毀損した場合の復旧に的確に対応できる体制を充実・強化する。
- ⑥ 災害等が発生した場合には、地域や大田市だけで対応することは困難なため、島根県文化財防災ネットワークや山陰歴史資料ネットワーク等の関係団体とスムーズな連携が行えるよう、平時からの連携を強化していく。

8. その他公共土木施設の安全化

(1) 河川堤防の安全確保

市は、災害時の堤防決壊による二次災害を防止するため、河川堤防等について、県等との協力により、強化、改良等の安全性向上対策を実施する。

(2) 堤防・排水施設の改修・改築

市は、施設の機能低下をきたしている箇所について、堤防のかさ上げ等の対策の他、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、改修を計画的に推進する。

また、排水施設についても、災害に対してその機能が保持できるよう改築及び整備を図る。

第5節 農林漁業施設災害の予防

1. 基本的な考え方

災害による農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

2. 農地・農業用施設の災害防止対策

農地、水路、ため池等の災害は、農地、農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害がおよぶことが予想される。

このため、市は、土地改良区、関係機関と協力し、老朽化施設等の整備促進と、適切な管理を図る。

また、農地、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて農地の保全に資するため農地防災事業の推進を図る。

(1) 農業施設に対する措置

① 老朽ため池の補強改良

市は、県の協力により、老朽化したため池の決壊による被害を防止するため、ため池の異状の有無確認、被害の拡大防止のための応急措置がとれるよう、ため池の管理団体等を指導する。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。

また、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布する。

② 農地のたん水防除

市は、水害により決壊等の恐れのある頭首工、樋門、揚排水機場（掛戸排水機場、川北排水機場等）、水路等のかんがい施設について、必要に応じて補強、改修を実施する。

たん水常襲地帯の農地について要望があれば、緊急度・必要性を検討し、たん水防除施設を改修するよう努める。

③ 農地保全事業

降雨によって侵食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯などに造成された農地で侵食、崩壊を防ぐ必要が生じたところについては、農地保全事業の実施を検討する。

3. 林地及び林業用施設の災害防止対策

市は、災害による林野施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

(1) 治山事業の推進

市は、県、関係機関と協力し、山腹崩壊地、草木の生えない山、浸食や異常な堆積をしている溪流等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止及び軽減を図る復旧治山事業を進める。

また、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊の恐れがある箇所及び溪流の浸食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与える恐れのある

る山地災害危険地区のうち、緊急のものについて、予防治山事業を進める。

さらに、荒廃地等山地災害危険地区の集中した地域や、水土保持機能の高度発揮が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等を総合的に進める。

(2) 森林の整備

森林は、豪雨災害等に対し、土砂の流出を防止する等大きな役割を果たす。

このため、市は、関係機関と協力し、間伐等森林施業を推進する。

(3) 林道の整備

林道施設等は、伐採木を搬出する林業の基幹的施設であり、災害に強い道路が求められる。必要により林道改良事業等を実施する。

4. 漁業施設の災害防止対策

市及び関係機関は、災害による漁業施設等の被害を防止するために必要な対策を実施する。

(1) 漁港の防護対策

[本章第4節「建築物・公共土木施設災害の予防」](#)を参照。

(2) 漁場、漁船等の災害予防

風浪などによる被害をうけやすい陸揚施設及び漁船については、漁業協同組合等の管理者に対する各種指導により防災対策を実施する。人工漁礁漁場については、防災を考慮した整備を図る。

第6節 防災活動体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、災害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、県、市、防災関係機関相互の連携体制及び警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備を含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、市、県は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用を図る。

2. 災害対策本部体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、防災組織・体制を整備する。特に災害時の災害対策本部及び初動体制の確立、県、防災関係機関相互の連携体制及び広域応援体制の整備、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組み、発災後の退職者や民間の人材の活用など、人材の確保を検討する。

これらの各項目については、[本章第2-1節「相互応援協力計画」](#)、[第2章第1節「応急活動体制計画」](#)、[第2章第6節「広域応援体制計画」](#)等に内容を示す。

(1) 初動（警戒）体制の整備

① 動員計画の策定

市及び防災関係機関は、災害時における職員の動員計画を定めておく。

動員計画については、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

なお、動員にあたっては、本部を含めた地域ブロック制による動員配置を進める。

② 非常参集体制の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において参集基準及び対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常招集体制の整備を図る。

また、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

③ 応急活動マニュアルの作成

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し職員に周知するとともに定期的に訓練を行い活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、県市の防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

④ 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 勤務時間外での協議体制の整備

市は、勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能ないように幹部職員への連絡体制を整備する。

(3) 災害対策本部室等の整備

市及び関係機関は、以下の点に留意して対策本部室等の整備を行う。

- ① 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
- ② 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保
- ③ 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備
- ④ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- ⑤ 応急対策用地図

3. 防災中枢機能等の確保・充実

市、防災関係機関及び災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備にあたっては、施設等の整備に加え、浸水災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市は緊急輸送のための拠点整備を行い、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

4. 広域応援協力体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

(1) 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

市は平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

(2) 県、自衛隊との連携体制の整備

- ① 市、県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。
- ② 市及び県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
- ③ 市及び県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- ④ 県及び市は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

(3) 防災関係機関の連携体制の整備

① 共通

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び防災関係機関は応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、市及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達ならびに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

② 警察

警察署は、警察災害派遣隊の運用に関し、平素から県警察本部、警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

③ 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

④ 建設業協会

建設業協会は、市、県、国との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

⑤ 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。

⑥ 運送事業者である公共機関

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、市等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請により、当該物資の輸送を行う。また、運送の要請等に対応できるように、あらかじめ防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画を定めておく。

（４） 応援計画及び受援計画の整備

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。

① 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県との要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておく。

② 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。また必要に応じて、県の調整、協力のもと、市町村との相互応援を円滑に進める。

（５） 災害時のヘリコプター利用の協議

市は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなどの災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

５． 災害救助法等の運用体制の整備

（１） 災害救助法等の運用への習熟

① 災害救助法運用要領への習熟

市は、関係法令、災害救助法に基づく災害救助の基準及び運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

② 災害救助実務研修会等

市の担当者は、県の実施する災害救助法実務研修会に参加する等、自己研さん等により、その内容を充分習熟しておく。

③ 必要資料の整備

市は「災害救助の実務（厚生労働省社会局施設課監修）」、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

6. 複合災害対策

- ① 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実する。
- ② 災害にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- ③ 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。

- ④ 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

7. り災証明書の発行体制の整備

- ① 市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- ② 市は、効率的なり災証明書の交付のため、国が示す全国统一様式を用いるとともに、当該業務を支援するシステムを活用する。
- ③ 市は、県の実施する住家被害調査の担当者研修の機会拡充等により、災害時における住家被害調査の迅速化を図る。

また、育成した調査の担当者名簿への登録等により、応援体制の強化を図る。

第7節 情報管理体制の整備

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

そのため、市及び防災関係機関は、県総合防災情報システムの活用・拡充を図るとともに、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民、事業所等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2. 情報通信設備の整備

(1) 情報収集伝達機器の整備

市は、災害時における情報を迅速かつ適確に収集、伝達を図るため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

(2) 非常無線通信の利用

市及び防災関係機関は、電話回線や防災行政無線等が使用できない場合には、「中国地方非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用する。

(3) 応急用資機材の整備

市は、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機、その他の仮回線等の応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

(4) 地域衛星通信ネットワークシステム

(一財)自治体衛星通信機構が通信衛星を利用して提供する通信サービスを用いて、県、市及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び県防災無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の二重化を図る。

なお、使用機材については、災害時における回線の優先割付、ホットライン機能を有するとともに、音声やファクシミリ電送機能を有するものを用いる。

(5) 一斉指令システム

県一斉指令システムは、県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を利用したシステムであり、県から気象情報や防災事項等を一斉同報で配信し、県地方機関、市、消防本部、放送機関等は受令システムで受信する。

消防庁一斉指令システムは、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を利用した消防庁が運用するシステムであり、消防庁から災害等に係る伝達事項が配信され、県及び市は受令システムで受信する。

(6) 情報通信網の整備

携帯電話の不感地域解消、防災メールによる情報発信、民間事業者によるCATVサービスの導入を促し、これらを活用した情報通信網の整備を進める。

3. 予報及び警報等伝達体制の整備

市は、県、報道機関等と協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法57条）を締結し、その円滑化を期する。

また、伝達徹底のため、非常無線通信の利用（電波法52条・74条、災害対策基本法57条）についても考慮し、体制の整備を図る。

(1) 県総合防災情報システム等の活用

市は、県の総合防災情報システム等が伝達する県内の各種観測情報や災害情報を活用し、大規模災害など広範な災害情報を含めた的確な災害情報の把握に努める。

4. 災害広報体制等の整備

(1) 被災者への的確な情報伝達体制の整備

① 市は、被災者への情報伝達手段として、特に市防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、外部との通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。

また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

② 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

③ 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。特に、道路災害情報については、国・県との連携により、迅速な情報伝達を図る。

④ 広報の実施にあたっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

⑤ 市及び災害用ホームページにより、住民等に対してインターネットを利用した各種情報の伝達を行うため、避難所等の通信環境整備を推進し、被災者に必要な情報を即報できる体制を整備するとともに、関係各課と連携しスムーズに災害情報を掲載し、発信できるようにする。

⑥ 市は、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、携帯端末の緊急速報メール機能、SNS、CATV、音声告知放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

- ⑦ 市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- ⑧ 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（２）報道機関との連携体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の広報について協定の締結を推進するほか、これら協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築する。

（３）災害用伝言サービス活用体制の整備

災害に伴い、被災地への通信が輻輳ふくそうした場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、市民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時において、広報誌・紙、ホームページなどの広報手段を活用し、普及促進を図る。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、市は関係機関と協議するなど検討しておく。

第8節 防災施設・装備等の整備

1. 基本的な考え方

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に活用できるよう体制の充実強化を図るとともに、市内各地に災害用臨時ヘリポートを整備する。

また、市は、各種防災装備・資機材等を整備することとし、これらの防災施設は、バックアップ電源（発電機）、通信設備の複数手段の確保など、防災施設の多重防護を推進するとともに、拠点施設が災害時に被害を受けない対策等の実施に配慮する。

2. 防災拠点（地域防災拠点施設）の管理・運営

大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、平常時において緊急物資、資機材の集積配給基地となり、救援物資の備蓄を行うとともに、地域の実情に応じて緊急避難場所等としても活用できる地域防災拠点施設を適正に管理する。

また、これらの拠点が不足している地域においては、まちづくりセンターの改修等によるものを中心に、整備を推進する。

3. 災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

（1）臨時ヘリポートの選定

市は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定する。

（2）県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、県に次の事項を報告する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- ① 臨時ヘリポート番号
- ② 所在地及び名称
- ③ 施設等の管理者及び電話番号
- ④ 発着場面積
- ⑤ 付近の障害物等の状況
- ⑥ 離着陸可能な機種

4. 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

市（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

なお、災害救助活動に必要な物資・資機材の防災備蓄・調達体制については、[本](#)

[章第14節「食料・飲料水・生活必需品・防災資機材の確保・供給体制の整備」](#)を参照のこと。

(1) 保有防災装備等の点検

① 点検に際して留意すべき事項

ア. 機械類

- a.不良箇所の有無
- b.機能試験の実施
- c.その他

イ. 物資、資機材等

- a.種類、規格と数量の確認
- b.不良品の有無
- c.薬剤等効能の確認
- d.その他

② 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備する。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の円滑な調達のため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第9節 避難予防対策

1. 基本的な考え方

風水害等の災害時には、河川出水、土砂災害、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想されることから、市は、あらかじめ避難計画を定め、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難情報発令のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を行い、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達できるように平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

また、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を定めるなど、全庁的な体制構築に努める。

なお、特に以下の各点に留意する。

(1) 避難情報の具体的基準の策定

市は、避難情報の発令・伝達に関し、河川管理者、水防管理者、県、気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(2) 避難情報が発令された場合の安全確保措置の周知徹底

避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を基本とするものの、他の安全な知人宅や宿泊施設、地域の集会所等への避難も有効であること、自宅等が安全な場所であれば、立ち退き避難を行わず屋内での安全確保で足りること、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣のより安全な場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の役割の違いの周知徹底

市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。

(4) 住民、行政及び防災関係機関の連携

市は、避難計画の策定にあたって、住民、行政及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を分かりやすく示した防災マップの配布や防災訓練の実施、インターネットなど複数の手段を用い、住民に周知徹底を図るための措置を講じる。

(5) ショッピングセンター等の都市施設の避難予防対策の推進

ショッピングセンター等の不特定多数の人が利用する都市施設について、災害時の混乱を防止し、的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

(6) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。そのため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、そのような状況に備えた訓練及び普及啓発が必要である。

(7) 避難の受入れ及び情報提供活動

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(8) 大規模広域災害への備え

市及び県は、地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(9) 実践的な避難訓練の実施

市は、土砂災害について、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

2. 避難情報の基準の策定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また、土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に適切な範囲に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

また、市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直す。

(1) 避難情報の種類

市は、避難情報発令の判断基準(具体的な考え方)を地域防災計画に定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図る。

また、気象警報・特別警報、土砂災害警戒情報及び避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

○避難情報一覧

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を住民等に促す情報
警戒レベル 5 (市が発令)	・既に安全な避難ができない状況であり、その場で命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保※
警戒レベル 4 (市が発令)	・対象区域の危険な場所にいる人は全員避難をする。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生する恐れが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかけないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 ・ハザードマップ上、自宅等の安全が確認されている場所である人は、そのまま屋内で安全確保を行う。	避難指示
警戒レベル 3 (市が発令)	・避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル 2 (気象庁が発表)	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）
警戒レベル 1 (気象庁が発表)	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)

※ 災害が実際に発生したことを把握した場合に、可能な時期・範囲で発令

注 突発的な災害の場合、市町村長からの発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

3. 「避難情報の判断・伝達マニュアル」の作成

市は、内閣府が定める「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び避難情報の発令に関する具体的な判断基準を含めた「避難情報の判断・伝達マニュアル」の作成を行う。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

① 水害

- ア. 住民が避難行動を取る必要のある河川と区域
- イ. 対象とする河川の特性を把握

② 土砂災害

- ア. 土砂災害の発生する恐れのある箇所
- イ. 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

(2) 避難すべき区域

- ① 避難が必要な区域を特定
- ② 当該区域での災害の様相や、避難情報発令の判断に関する特性を把握

(3) 避難情報発令の判断基準・考え方

- ① 避難情報の意味合いと住民に求める行動を、警戒レベルを用いて確認
- ② 住民が避難先へ避難するために必要な時間を把握
- ③ 避難情報の発令基準（考え方）を策定
- ④ 屋内での待避等の安全確保措置を講ずべき状況の基準（考え方）を策定

(4) 避難情報の伝達方法

- ① 伝達文の内容の設定
- ② 伝達手段及び伝達先の設定

(5) ハザードマップの作成

市は、発災時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となりハザードマップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民等に周知するとともに、災害からの避難に対する住民等の理解を図るよう努める。

(6) 避難情報に係る助言

市は、避難情報の発令解除を行う際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

4. 避難計画の作成

(1) 市の避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成し、自治会等を通じて避難体制の確立に努める。なお、避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

- ① 避難情報の判断・伝達マニュアルで定めた避難情報の発令基準及び伝達方法
- ② ハザードマップによる浸水、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対象区域等
- ③ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ④ 避難先への経路及び誘導方法

- ⑤ 避難所開設にともなう被災者救援措置に必要な事項
 - ア. 給水、給食措置
 - イ. 寝具（毛布）等の支給
 - ウ. 生活必需品（衣料）等の支給
 - エ. 負傷者に対する応急救護
- ⑥ 避難所の管理に関する事項
 - ア. 避難所の秩序保持
 - イ. 受け入れた避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ. 受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ. 受け入れた避難者に対する各種相談業務
 - オ. 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
- ⑦ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項
 - ア. 指定避難所
 - イ. 給水施設
 - ウ. 情報伝達施設
- ⑧ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア. 平常時における広報
 - ・ 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
 - ・ 住民に対する巡回指導
 - ・ 防災訓練等
 - イ. 災害時における広報
 - ・ 広報車による周知
 - ・ 避難誘導員による現地広報
 - ・ 住民組織を通じての広報
- ⑨ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（[本章第20節](#)を参照）
 - ア. 避難行動要支援者等への情報伝達方法
 - イ. 避難行動要支援者の状態ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
 - ウ. 避難行動要支援者の支援における市町村、自治会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

（2）防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。

① 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

② 社会福祉施設等

それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

（3）要配慮者利用施設の避難計画

水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に基づき、資料編にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市長に報告しなければならない。

（4）学校等の防災計画等

市及び県は、所管する学校等が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

学校等においては、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休校を乳幼児、児童及び生徒（以下児童等）に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置などについて、教育委員会と連携して整備するとともに、保護者の理解を得ておくことが必要である。

多数の児童等を学校から避難させる場合も想定し、避難先、避難経路、誘導方法などを防災計画に明記しておく。

① 臨時休校・下校措置に備えた体制整備

- ア. 家庭訪問、児童カードなどを利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更などの指示ができるようにしておく。
- イ. 臨時休業・下校措置の決定にあたり、隣接の学校、所轄の教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。
- ウ. 臨時休業・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。
- エ. 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA 総会などを利用して保護者に理解を得ておく。

② 学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、すみやかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。

③ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

5. 避難誘導體制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した時、混乱なく住民を安全に避難させるには、適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難誘導體制の整備が重要である。

(1) 避難計画等の習熟・訓練

前項で定めた避難計画及び[第2章17節「避難計画」](#)、[第2章18節「避難場所及び避難所運営計画」](#)に示す活動方法・内容等を習熟し、避難誘導訓練を実施する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(2) 避難情報の実施要領の明確化

市による避難情報発令が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施要領を定め、実施基準を明確化しておく。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難情報が発令されている途中での帰宅等の防止を図る。

実施要領については、[第2章第17節「避難計画」](#)に示す。

(3) 避難者の誘導體制の整備

市は、避難者誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

① 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

② 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定しておき、ハザードマップ等を活用し、一般への周知徹底を図る。

その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流出、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対象区域を避けるようにする。

③ 状況に応じて、誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

④ 市及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(4) 自主避難体制の整備

市は、市民が、風水害等により、災害の発生する危険性を感じた場合、隣近所で声を掛け合って自主的な避難を心がけるよう、広報等を通じ周知に努める。

(5) 避難情報の伝達体制の整備

市は、避難情報発令が必要な際、市民への迅速かつ確実な伝達を図れるよう伝達体制を整備しておく。災害時の伝達方法については、[第2章17節「避難計画」](#)に示す。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

市は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個別避難計画の作成を進め、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

① 避難情報の伝達体制の確立

市長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難情報が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

② 避難行動要支援者避難誘導體制の構築

市長は、避難行動要支援者が避難するにあたって、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

6. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び周知

① 指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定しなければならないとされている。

ア. 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ. 災害種別に応じて、災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。

ウ. 災害及びその二次災害が想定される区域に立地する場合、災害に対して安全で強固な構造を有し、堤防等の近傍に立地しておらず、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

エ. 指定した緊急指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

オ. 必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けておく。

② 住民等への周知

指定緊急避難場所の指定及び指定の取り消しをした場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難場所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

③ 指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

ア. 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ. 災害種別に応じて、災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設であって、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

ウ. 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

エ. 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

オ. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

カ. 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

キ. 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

④ 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資する TV、ラジオ等の機器の整備を図る。

⑤ 指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し器具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、市は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

また、孤立予想地区の指定避難所については、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

⑥ 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

市は、避難所の設定にあたり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

⑦ 指定避難所の管理者等との調整

ア. 市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

イ. 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(2) 避難所の安全性の確保

避難所となる公共施設について段差の解消、手すり、車いす用トイレの設置などバリアフリー化を積極的に行うとともに、随時耐震診断を行い、危険箇所については補強工事をする等、安全性の確保に努める。

なお、避難所については、施設の建築年、構造、最大収容人数等の実態調査を行い、地域毎の収容能力を分析し、見直しに努める。

(3) 避難先の区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

① 境界線の設定

避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断する避難を避けるため、これらを境界とすることもできる。

② 負担等の均等化

避難先の区分けにあたっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

③ 避難人口の設定

避難人口は夜間人口を基準にするが、避難先の受け入れ可能な人数に余裕をもたせておく。

(4) 避難路の選定と確保

市職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

市は、地域の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

① 避難路は相互に交差しない。

② 避難路は浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

③ 避難路沿いには、火災・爆薬等の危険の大きい工場がないよう配慮する。

④ 避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。

⑤ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(5) 避難先の市民への周知

市は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

- ① 市の広報紙等
- ② 案内板等の設置
 - ア. 誘導標識
 - イ. 避難先案内図
 - ウ. 避難先表示板
- ③ 防災訓練
- ④ 防災啓発パンフレットの作成
- ⑤ 防災マップ等の作成、配布

(6) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

市は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

7. 応急仮設住宅の確保体制の整備

市及び県は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ定めておくものとする。

第10節 救急・救助体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時は、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の危険性があり、多数の救急・救助の必要性が予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

2. 関係機関等による救急・救助体制の整備

災害時には、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、防災関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

(1) 市、消防本部、消防団の救急・救助体制の整備

- ① 市は、常備消防である消防本部を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- ② 市は、市内で予想される災害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備、資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。
- ③ 土砂崩れ等で孤立が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討する。
- ④ 消防本部は、救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- ⑤ 消防本部は、傷病者の速やかな搬送を行うため、救急車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。
- ⑥ 市及び関係機関は、多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- ⑦ 市及び関係機関は、土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事案に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等、連携を図る。
- ⑧ 消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。
- ⑨ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（略称 DMAT）、災害派遣精神医療チーム（略称 DPAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、各自治会等の自主防災組織は、日頃から必要な体制を検討しておくとともに、市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応

急救護処置等の習得に努める。

市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(3) 市消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための育成支援

市及び防災関係機関は、市消防団、各地区(自治会)等の自主防災組織、住民に対し、緊急・救助活動を効果的に実施するための育成支援を推進する。

また、消防団については、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進する。

これらの取り組みを進める上では、必要に応じて県の協力を仰ぐ。

(4) 災害救援ボランティア組織との連携

市は、県や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、市や県が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

3. 救急・救助用資機材等の整備

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

市及び消防本部は、災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

① 車両

救急車、高規格救急自動車

② 救急資機材

高度救命処置用資器材、トリアージシート、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ（多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具）

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

市及び消防本部は、災害時に備え、救助用装備・資機材等の整備を図る。

① 土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

ア. 消防署

- a. 高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置）
- b. 救助用ユニット（画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター））
- c. 消防隊員用救助用資機材（大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m））

イ. 消防団

- a.消防団員用救助用資機材（大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）
 - b.担架（毛布・枕を含む）
 - c.救急カバン
- ウ. 自主防災組織
- a.担架（毛布・枕を含む）
 - b.救急カバン
 - c.簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）
 - d.防災資機材倉庫等
- ② 災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助工作車の整備を図る。

第11節 医療体制の整備

1. 基本的な考え方

災害による被害を予防し、その影響を最小限に留められるよう、県、市、医療関係機関及び防災関係機関は、様々な災害に対する予防対策を図るとともに、相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう、事前に医療救護活動体制の整備を図る。

そのため、市は、本部機能を被災によりその機能を失うことがないように、施設の防災機能の強化に努め、災害対策本部の設置要領や災害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、災害発生情報及び災害発生後の被害情報等の収集・報告体制を整備しておく。

また、発災後、すぐに参集して医療救護活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣やその後に続く医療救護班の編成・派遣など継続的な支援が可能な医療救護活動体制を整備する。

さらに、各医療機関は施設毎に防災機能や代替機能の整備を図るとともに、医薬品、資機材、食料、飲料水、燃料等の備蓄・調達体制の整備を図る。

2. 情報収集管理体制の整備

(1) 通信手段の整備

- ① 情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。
- ② 複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。
- ③ 被災による停電に備えて通信機器のための非常用電源の確保と適切な保守点検を実施するとともに、防災訓練等を通じてこれら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

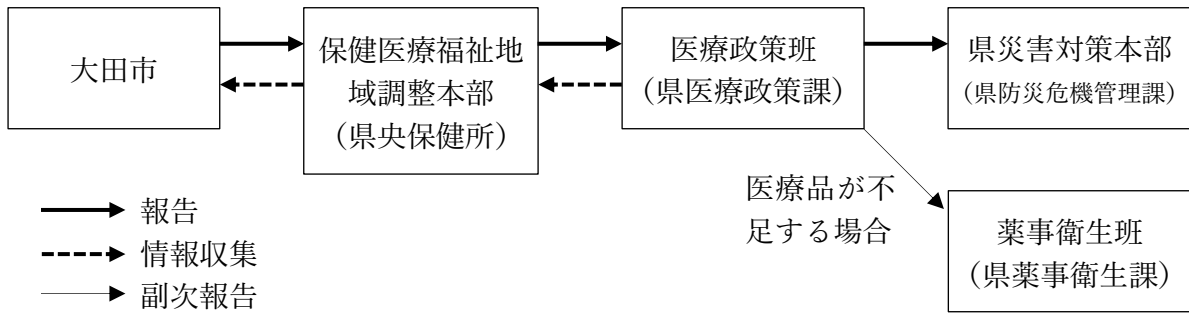
(2) 情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多重の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備に努める。

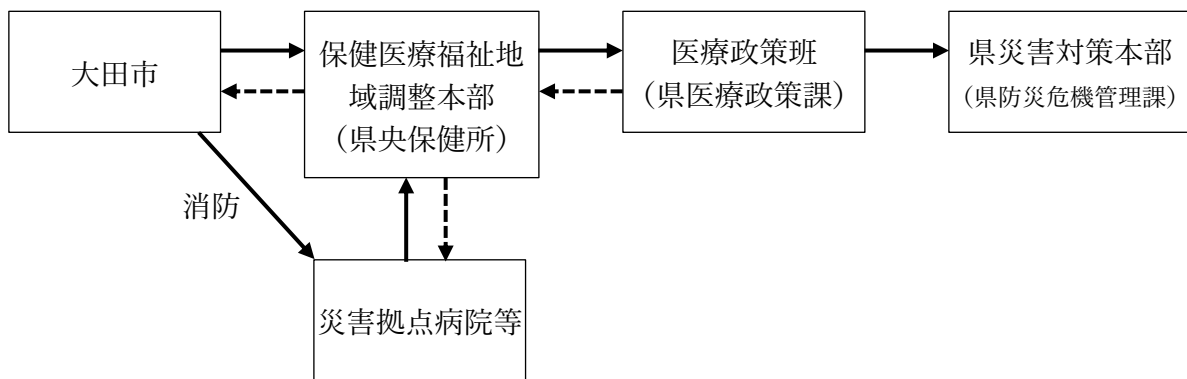
また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3. 災害情報の種類及び収集・伝達の流れ

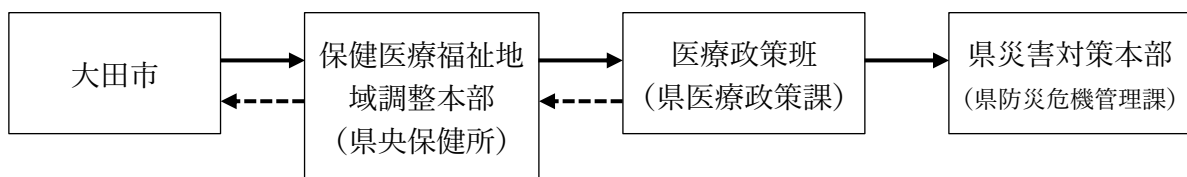
(1) 医療救護所情報



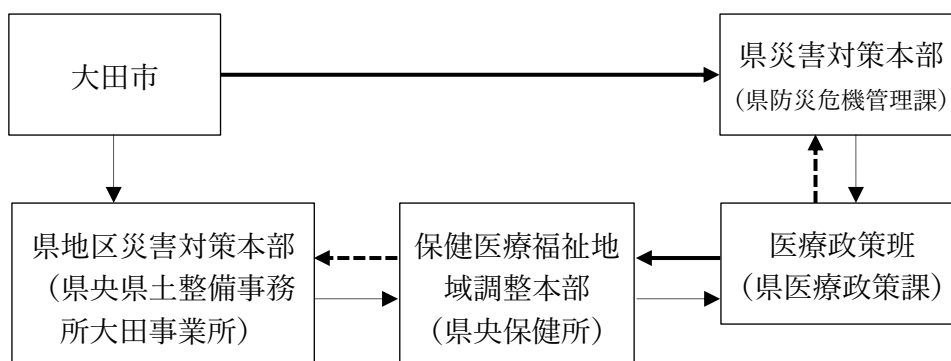
(2) 人的被害詳細情報



(3) 医療救護班の活動情報



(4) ライフラインの被災情報



4. 医療救護体制の整備

(1) ニーズに対応した体制の整備

災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備に努める。

なお、市域の医療救護班の編成及び医療救護所の設置場所は資料編のとおり。

(2) 広域的な医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。

このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。

また、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築するとともに、平常時より関係機関相互の情報共有を行う。

県、市、各医療関係機関及び防災関係機関が、連携協力し、効果的な医療救護活動を実施するために、あらかじめ役割分担を明確にしておくとともに、災害の状況に応じて臨機応変に対応する。

5. 防災訓練

災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第12節 交通確保及び規制体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時には、道路、橋梁、アンダーパス等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

2. 交通確保・規制体制の整備

(1) 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は以下のとおりである。

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	(道路法第46条) ・道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ・道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 警察機関	公安委員長 高速道路交通警察隊長 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) ・本県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) ・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ・道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合
港湾管理者	知事 市長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則
海上保安機関	海上保安本部長 港長 海上保安官	(港則法第37条) ・船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき ・海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずる恐れがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) ・海上における犯罪がまさに行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶ恐れがあり、かつ急を要するとき

(2) 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

① 道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。

また、県、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。

② 公安委員会・警察機関

警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するために以下の項目について整備に努める。

ア. 交通規制計画の作成

発災時の交通安全や緊急通行車両等の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する。

イ. 交通情報の収集

交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。

ウ. 関係機関や住民等への周知

交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。

また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。

エ. 警備業協会等との協定

規制要員は、警察官を中心に編成するが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部(JAF)の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。

オ. 装備資機材の整備

規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

カ. 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

③ 港湾管理者及び海上保安機関

港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

3. 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施する。

(1) 緊急通行車両の事前届出

① 事前届出の対象とする車両

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる知事又は公安委員会が行う車両は、同施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第1項（次に掲げる事項をいう。）に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

- ア. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ. 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び保健衛生に関する事項
- キ. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク. 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ. その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

② 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、若しくは県防災危機管理課を経由して島根県知事に対し、「緊急通行車両等事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行う。

（2）規制除外車両の事前届出

① 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- ア. 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ. 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ. 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ. 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

② 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されるため、事前届出を積極的に行う。

（3）届出済証の交付と確認

① 審査

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

届出済証は、資料編の様式を参照。

② 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両については、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所、警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両又は規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

この場合において、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第3の「標章」及び様式第4の「緊急通行車両確認証明書」又は「規制除外車両確認証明書」を交付する。

第13節 輸送体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

2. 輸送体制の整備方針

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、市をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- ① 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。
- ② 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。
- ③ 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。
また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図る。
- ④ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- ⑤ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3. 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

① 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

ア. 自動車による輸送

- a.災害応急対策実施機関所有の車両等
 - b.公共団体等の車両等
 - c.貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
 - d.その他の民間の車両等
 - e.石油燃料の輸送車両等
- イ. 鉄道による輸送
- ウ. 船舶等による輸送
- a.県有船舶等
 - b.漁船等
 - c.民間船舶等
 - d.海上保安本部所属の船舶等
 - e.自衛隊所属の船舶等
- エ. 航空機による輸送

② 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ確かな輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(2) 輸送施設・集積拠点等の指定

① 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、輸送施設及び輸送拠点については、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア. 緊急輸送道路の指定（指定箇所にあつては、資料編のとおり）

イ. 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

② 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、集積拠点については、災害時の安全性の確保に配慮する。

- ア. 救援物資等の備蓄・集積拠点（指定箇所については、資料編のとおり）
- イ. トラックターミナル等の指定
- ウ. 卸売市場等の指定

4. 緊急輸送道路の確保

（1）緊急輸送用啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

（2）道路啓開のための作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な啓開体制の整備を図る。

（3）道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

（4）関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

5. 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

（1）港湾・漁港航行確保の作業体制の充実

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から、災害時において、関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立して港湾・漁港及び臨港道路の啓開作業を実施できるよう、効率的な啓開体制の整備を図る。

（2）港湾・漁港啓開用装備・資機材の整備

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

（3）関係団体等との協力関係の強化

港湾管理者及び漁港管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な啓開作業が実施できるように啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係を強化する。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

6. 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は航空機による輸送を行うが、輸送は、県の防災ヘリコプター及び自衛隊の航空機による。自衛隊への要請手続き等については第2章第7節「自衛隊災害派遣体制計画」に定める。

(1) 災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時にヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの指定、整備に努める。

① 臨時ヘリポートの指定

市は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等から選定する。

なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

② 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に対し次の事項を略図添付のうえ報告する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

ア. 臨時ヘリポート番号

イ. 所在地及び名称

ウ. 施設等の管理者及び電話番号

エ. 発着場面積

オ. 付近の障害物等の状況

カ. 離着陸可能な機種

③ 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意しなければならない。

7. 船舶による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、船舶等による輸送が効果的な場合は海上輸送を行うが、輸送にあたって必要となる船舶については、漁業協同組合及び漁船所有者の協力を得て確保できるよう市内における調達体制に努める。

また、市内で調達できない場合、県、海上保安本部等を通じて確保に努める。

第14節 食料・飲料水・生活必需品・防災資機材等の確保・供給体制の整備

1. 基本的な考え方

(1) 想定される災害の種類と対策

備蓄数量の目標は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、[総則編第4節「災害の想定」2. 震災](#)における被害想定を前提とする。

また、被害が一部の地域に限られる災害についても、有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておくとともに、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄することが必要である。

(2) 発災時の人口分布と対策

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を基準とするが、昼間人口が大きい地域等の事業所における備蓄対策の推進を促していくことも必要である。

(3) 発災時間と備蓄品目との対応

最悪のケースにも対応できるよう、災害発生の季節及び時間帯を考慮したうえで備蓄品目を選定する。

(4) 要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮

食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等にも十分配慮する。

(5) 備蓄場所の整備

広域な市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、7つのブロックごとに備蓄場所を設ける。

(6) 孤立予想地区における備蓄

孤立可能性のある地区においては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。

公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

(7) 義援品送付への配慮

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

2. 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

① 対象者及び品目等

ア. 食料給与対象者

風水害等災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ. 品目

風水害等災害直後の被災者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、あわせて食塩、味噌、醤油等の調味料、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。

また、乳児食は、液体ミルクとし、哺乳ビンもあわせて調達する。

なお、備蓄は乾パン、缶詰等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ. 食料の調達、給与は市長が行う。（必要な場合には知事が行う。）

② 食料及び給食用資機材の備蓄及び調達計画の策定

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

（2）食料及び給食用資機材の備蓄

市、県及び住民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね3日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

内訳としては、市、県、住民がそれぞれ1日ずつの備蓄を行うことを目標とする。

なお、ここでいう住民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。

民間事業所は、県及び市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進しておく。

（3）食料及び給食用資機材の調達体制の整備

市は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行う。

（4）食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

市は、食料の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

（5）食料及び給食用資機材の集積地の指定

市は集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

3. 飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備

（1）基本的事項

① 対象者及び品目等

ア. 給水対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ. 品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水を確保する。

② 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき、市の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

市、県及び住民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね3日分に相当する量を目標に飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。

市は、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

4. 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

① 対象者及び品目等

ア. 燃料等生活必需品の給(貸)与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又はき損し、しかも、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ. 品目

寝具、外衣、はだ着、身回り品、炊事用具、食器、日用品（懐中電灯、乾電池、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）、燃料・光熱材料、携帯トイレ、簡易トイレ・仮設トイレ、情報機器、要配慮者向け用品、女性用衛生用品、紙おむつ、マスク、作業着、小型エンジン発電機、卓上カセットコンロ・カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート

② 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

市及び県は、被害想定に基づく短期避難所生活者の概ね3日分に相当する量を目標に燃料等生活必需品の備蓄を行う。

備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮のうえ決定する。

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

(3) 燃料等生活必需品の調達体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売者と十分協議しておく。

(4) 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売者及び輸送業者と十分協議し、市が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

5. 災害救助用物資・防災資機材の備蓄並びに調達体制の整備

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

大規模な災害発生の恐れがある場合には、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在の時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(1) 基本事項

① 対象者及び品目等

ア. 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先において一時的に受入れ・保護した短期避難所生活者とする。

イ. 品目

ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、バール、ジャッキ、のこぎり、発電機、投光器、ハンドマイク、移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）、テント、防水シート、懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池、仮設トイレ（簡易トイレ）、道路・河川・下水道などの応急復旧活動に必要な資機材、間仕切り、女性用更衣テントなどの避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

② 防災用資機材等の備蓄計画の策定

市は、被害想定及び避難先の受入人員の計画値に基づく必要量を把握のうえ、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

市及び県は、被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、罹災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。

備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮のうえ決定する。

市は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

(3) 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

市は、災害時に救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

(4) 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

市は、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

6. 医療救護資器材、医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う市、県、及び市、県が要請した機関とする。

② 品目

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

備蓄を必要とする品目及び数量は、被害想定に基づく負傷者数を目安とする。

市は、備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

① 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

② 薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にする等、自主対策の推進に努める。

(3) 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

市は、医療資器材の集積所、救護所、避難所等への輸送について県と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

第15節 廃棄物等の処理体制の整備

1. 基本的な考え方

建物の浸水や流失等により大量の廃棄物発生や、トイレの使用ができないことによるし尿処理の問題が生じる恐れがあることから、市は、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理の方策を示した「大田市災害廃棄物処理計画」により、廃棄物等の処理体制を整備する。

2. 廃棄物処理体制の整備

(1) 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

市は、第2章第27節「廃棄物等処理計画」に示された災害廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 維持管理対策

市は、廃棄物の適正処理に影響が生じないように、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

(3) 災害廃棄物の仮置場の選定

大田市災害廃棄物処理計画の策定時に選定した仮置場の候補地の中から、状況に応じて適切な仮置場を早期に開設するとともに、あらゆる媒体を活用して市民に情報を届ける。

3. し尿処理体制の整備

(1) し尿処理要領の習熟と体制の整備

市は、第2章第27節「廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する

(2) 災害用仮設トイレの整備

市は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界・団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく。

(3) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。また、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わることも予想される。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においても対応できるようにしておく。

4. 応援協力体制の整備

市は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第16節 防疫・保健衛生体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、市は、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生体制等を整備しておく。

2. 防疫・保健衛生体制の整備

市は、災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

(1) 防疫班の編成

防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

市及び関係機関は、[第2章第28節「防疫・保健衛生・環境衛生対策計画」](#)に示す活動方法・内容に習熟する。

3. 食品衛生、監視体制の整備

災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

4. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

5. 動物愛護管理体制の整備

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や体制の整備を図る。

また、避難時におけるペット同伴による避難者間、ペット間でのトラブルを避けるため、原則としてペット同伴者には車中泊を促すこととしつつ、対応方針の検討を行う。

第17節 消防団及び自主防災組織の育成強化

1. 基本的な考え方

災害発生時の迅速な避難・救出等を行うためには、それぞれの地域の消防団及び自主防災組織の活動が必要である。そこで、市は、身近な地域防災の核となる消防団及び自主防災組織の育成強化と地域住民の防災意識の高揚、及びこれらの組織の連携を図るとともに、効果的な防災活動が実施できる地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

2. 消防団の育成強化

過疎化・高齢化の進展に伴う、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、団員の昼間消防力の低下といった地域の様々な実情、課題に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

対策としては、下記にあげる例を参考にする。

- ① 消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- ② 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- ③ 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどいわゆる「サラリーマン」対策を実施し青年層の入団促進を図る。
- ④ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

3. 水防協力団体の育成強化

市は、水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

4. 自主防災組織の育成強化

- ① 自主防災組織は、地域住民が「自分たちの市は自分たちで守る」という意識に基づき、自主結成する組織であり、住民は風水害等災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織として結成することに努める。

住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の修得・体得に努める。

- ② 住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市、消防本部、関係団体が協力して啓発活動を展開し、組織化を図るとともに、消防団と自主防災組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。
- ③ 市、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

その際、女性の参画の促進に努める。また、既存の自主防災組織がない地域においては、地域防災における自主防災組織の重要性に関する啓発活動や、設立に向けた助言等の支援を通じて、新規設立を促す。

5. 自主防災組織の編成

自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。
但し、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定める。

- ① 情報班
- ② 救助班
- ③ 消火班
- ④ 避難誘導班
- ⑤ 救護班
- ⑥ 給食・給水班
- ⑦ 要配慮者の安全確保等

組織の編成にあたっては、次の点に留意することが必要である。

- ⑧ 活動範囲については、特定の地域住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせる。
- ⑨ 市と各地区の防災に関する情報伝達・収集を円滑に行うことができる体制をつくる。
- ⑩ 昼間においては、自主防災組織の構成員が地区外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努める。
- ⑪ 女性防火組織及び少年消防組織等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防火活動に努める。

6. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災に関する知識の修得、向上
- ② 地域における危険箇所の把握及び認識（崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- ③ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ④ 避難所・医療救護施設の確認
- ⑤ ②、④をふまえた防災マップの作成
- ⑥ 防災訓練（要救助者の救出訓練、初期消火訓練、安否確認訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練等）の実施
- ⑦ 応急手当等に関する知識の修得・向上
- ⑧ 防災資機材等の整備及び点検

(2) 消防機関の協力

活動にあたっては、その実効性を高めるため、消防機関の協力を求める。

(3) 災害発生時の活動

- ① 要救助者の救出
- ② 出火防止と初期消火
- ③ 地域住民の確認
- ④ 情報の収集
- ⑤ 避難誘導
- ⑥ 給食・給水

7. 事業所等の防災組織の育成強化

市は、消防法等により自衛消防組織の設置を義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実に指導し、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携強化を図る。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

事業所等は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。

上記以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

また、事業所等は、その社会的責任を果たすため、次のような対策等を図っておく。

- ① 防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などの防災体制の整備対策
- ② 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄など従業員、顧客の安全確保対策
- ③ 地域活動への参加や自主防災組織等との協力関係の確立など地域社会における安全確保対策
- ④ 事業継続の取組の推進

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動を推進する。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

8. 地区防災計画

市内の地区内の住民又は市内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民又は一定の地区内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第18節 防災知識の普及

1. 基本的な考え方

災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、住民をはじめ各防災関係機関等が、気象に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動の展開に努める。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

2. 市職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、防災業務に従事する市職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ① 講習会、研修会の実施（総合防災情報システムを活用する場合は、システムの研修モードを活用する。）
- ② 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ③ 大田市職員災害時対応マニュアルを始めとした各種マニュアルの作成・配布
- ④ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

(2) 教育内容

- ① 気象及び風水害についての一般的知識
- ② 防災対策の現況と課題
- ③ 地域防災計画の内容
- ④ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- ⑤ 職員のとるべき行動
- ⑥ 防災活動に関する基礎的知識(防災資機材の使用方法等)、医療・救護等の技能修得
- ⑦ 総合防災情報システムの操作方法等
- ⑧ その他必要な事項

3. 住民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、住民に対し、家屋の改修及び周辺危険個所の安全化、最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 普及の方法

① 社会教育事業各種団体を通じたの普及・啓発

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体、在住外国人支援団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ・映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて、災害に関する知識を普及啓発するとともに、まちづくりセンター等の施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

② 広報媒体による普及

市は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

- ア. ラジオ、TV、市ホームページ（防災に関するページの活用）等
- イ. 新聞、雑誌
- ウ. 広報紙やパンフレット等の印刷物
- エ. 防災ビデオ
- オ. 講演会・映画上映会等の開催
- カ. 防災マップ

(2) 周知内容

① 市内の防災対策

② 風水害（豪雨、台風、高潮等）に関する一般的知識と過去の災害事例

③ 風水害に対する平素の心得

- ア. 浸水・高潮及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握
- イ. 家屋等の点検・改修及び周辺危険個所の安全化
- ウ. 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
- エ. 火災の予防
- オ. 応急救護等の習得
- カ. 避難の方法(避難路、避難先の確認)
- キ. 食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等物資の備蓄（最低3日、推奨1週間分程度）
- ク. 非常持出品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備)
- ケ. 自主防災組織の結成
- コ. 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援

- サ. ボランティア活動への参加
- シ. 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- ス. 浸水深・浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄
- セ. ライフライン途絶時の対策
- ソ. 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

④ 災害発生時の心得

- ア. 災害発生時にとるべき行動(場所別)
- イ. 出火防止と初期消火
- ウ. 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ. 救助活動
- オ. TV・ラジオ等による情報の収集
- カ. 避難実施時に必要な措置
- キ. 避難先での行動
- ク. 自主防災組織の活動
- ケ. 自動車運転中及び旅行中等の心得
- コ. 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録
- サ. マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等

⑤ 警報・特別警報等発表時や避難情報の発令時に取るべき行動、避難先での行動

(3) 普及の時期及び方法

普及の内容により、最も効果のある時期(例えば、春・秋の火災予防運動の期間、台風時期、梅雨時期)を選び防災思想の普及を図る。

また、普及については、ハザードマップの周知及び防災マップの作成・活用により行う。

4. 学校教育における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等(以下「児童等」という。)の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神・ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- ① 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- ② 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

(2) 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生メカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して、的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。

安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間における指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間において、学校の実態に応じて、市内の災害履歴等を学習教材とした、授業内容に防災に関する課題を反映し取り組む。

(3) 学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、避難シミュレーションの実施やワークショップなどにより具体的な場面を想定し、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど、事前事後指導を意図的に実施するとともに、状況に応じて考えながら対応できる実践的な防災教育に努める。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、市が行う防災訓練への参加や県砂防課が実施する出前講座の利用等、体験を通じた防災教育を実施する。

(4) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火の方法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

さらに、学校は避難場所、避難所に指定されており、教職員は災害時には支援的な役割が求められるため、日頃より非常時の利用を想定した対応、対策を講じることとする。

5. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災上重要な施設の施設管理者等は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知

徹底に努める。

6. 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続ガイドライン（BCP）の策定に努めることが必要である。

市は、事業所におけるこうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等に取り組む。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

事業所は、事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画、事業継続マネジメントの内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

7. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第19節 防災訓練

1. 基本的な考え方

風水害時には、市及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

防災訓練を実施するにあたっては、考え得るさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにし、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るよう努める。

なお、訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

2. 総合防災訓練

総合防災訓練は、地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、県・その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力態勢の緊密化及び住民の防災思想の高揚に資する。

総合防災訓練の実施場所は、7ブロックを基本に計画的に順次実施するものとし、実施の際には各ブロック内の地区住民の参加を図るとともに、自主防災組織等の役割を踏まえた実践的な訓練を想定し、市、県、防災関連組織が連携した地域防災力の向上を図る訓練とする。

3. 個別訓練

市及び防災関係機関は、総合防災訓練のほか、訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

(1) 予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める予報及び警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予報及び警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。

(2) 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、概ね次の通りとする。

① 災害対策本部設置訓練

市は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

② 非常参集訓練

市は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

③ 情報収集・非常通信訓練

風水害時には、浸水や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信が輻輳、途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、市は、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。

④ 消防、救急・救助訓練

市及び消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防衛訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

⑤ 水防訓練

市及び水防機関は、出水・台風期の警戒避難活動の万全を期すため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。

⑥ 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難情報発令に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や児童生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施にあたっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

そのほか、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に基づき、資料編にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な自然災害を想定した訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

⑦ 医療救護訓練

市及び医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

⑧ その他の訓練

市及び防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練や防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練などの各種訓練を実施する。

市は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の地盤災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、DIG (Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム) の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

第20節 要配慮者等安全確保体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、高齢化や国際化の進展にともない、今後増加することが予想される。このため、市、県及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

2. 避難行動要支援者等支援体制の構築

(1) 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

市は、[第2章第17節「避難計画」](#)の策定にあたっては、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携し、特に以下の点に留意する。

- ① 要配慮者及び避難行動要支援者への避難情報の伝達方法
- ② 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- ③ 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援関係者、市の役割分担

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

- ① 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- ② 避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映する必要があることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- ③ 市は、避難支援等関係者として定めた者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施を推進する。
その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- ④ 市は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者やその他の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。
- ⑤ 避難支援等関係者となる者は、次のとおりとする。

- ア. 消防機関（消防本部、消防署、消防団）
- イ. 警察機関（警察本部、警察署）
- ウ. 民生・児童委員
- エ. 社会福祉協議会
- オ. 自治会
- カ. 自主防災組織及び見守り組織
- キ. その他、市長が特別に認める者

- ⑥ 避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。
- ア. 75歳以上の高齢者のみ世帯の者
 - イ. 身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている者
 - ウ. 療育手帳（A）の交付を受けている者
 - エ. 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
 - オ. 介護保険における要介護認定3-5を受けている者
 - カ. 既に災害時要援護者避難支援登録者に登録されている者
 - キ. その他、市長が特に必要と認めた者
- ⑦ 避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。
- ア. 氏名
 - イ. 生年月日
 - ウ. 性別
 - エ. 住所又は居所
 - オ. 電話番号その他連絡先
 - カ. 避難支援等を必要とする事由
 - キ. その他市長が避難支援に関し必要と認める事項
- ⑧ 避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握し集約する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

（3）避難支援等関係者による適正な情報管理

避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、次のとおり適正な情報管理の徹底を図る。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとする。
- ② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ④ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

（4）個別の避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、防災・福祉関係者や地域住民等と協力して、避難時の連絡先、避難先、避難経路、避難上の留意事項、避難支援者等の情報をまとめた、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進める。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

3. 地域における要配慮者対策の推進

(1) 防災設備、物資、資機材等の整備

市は、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携して、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害を避けるために、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携を図りながら講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市は、民生委員・児童委員等高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進できる体制づくりに努める。

(3) 防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を設定し、一般の避難所では福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となる避難者を円滑に移送・受入れできる環境を整備するとともに、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

4. 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は、災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金(防災拠点型地域交流スペースの整備)の活用等を図り、避難行動要支援者の処遇の確保に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動が取れるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(5) 防災基盤の整備

市は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

なお、避難行動要支援者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、福祉避難所の指定を進め、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な避難行動要支援者の受入体制の確保など二次避難支援に努める。

5. 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進するとともに訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害

情報の発信や避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

第21節 相互応援協力計画

1. 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、市や市内の関係機関のみでは、応急対策活動にあたって支障をきたすことが想定される。

そのため市及び関係機関は、平素から県等と十分協議し、災害時にあたっては相互に協力し応急対策活動が円滑に実施できる体制を構築する。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議して、万全な体制の整備を図る。

2. 他市町村間で必要な応援協定

災害発生時においては、被害の状況により市単独での被災者支援を行うには限界があることが予測される。そのため、市は、他市町村との相互支援の協定づくりを推進する。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

(1) 応援協力協定を必要とする業務の種類

- ① 水防活動
- ② 消防活動
- ③ 災害情報の相互交換
- ④ 災害応急対策要員及び労務の応援ならびにあっせん
- ⑤ 災害応急対策用資機材、物資の提供及びあっせん
- ⑥ その他必要な業務

(2) 応援協力協定の内容

- ① 応援協力業務の種類及び業務内容
- ② 応援要求及び応援実施方法
- ③ 応援費用の負担区分
- ④ その他必要な事項

3. 民間事業所との協定づくりの推進

市は、災害時の被害想定をもとに、流通・製造業者との防災に関する協定づくりや市内事業所や建設業者等との災害応援に関する協定づくりを積極的に推進する。

4. 災害時の相互応援に関する協定書

市は、県により締結されている協定にもとづき応援を要請する場合、その基準や手続きを十分把握しておくとともに、応援を受入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議して、万全な体制の整備を図る。

災害時の相互応援に関する協定書については資料編参照。

第2節 災害ボランティア活動の環境整備

1. 基本的な考え方

災害による被害の拡大を防止するため、市、県、及び防災関係機関の迅速かつ適確な対応にあわせ、住民等による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市及び防災関係機関は、ボランティア活動が円滑に行われ、迅速な復旧活動が実施されるために、ボランティアの受付方法や活動時の連携方法等を十分協議しておく。

2. 災害ボランティアの役割

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人をいう。

3. 専門ボランティアとの連携体制の整備

(1) 専門ボランティアの育成・事前登録

市及び社会福祉協議会は、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害時に必要とするボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努めるとともに、ボランティア団体及び個人の事前登録を行うよう努める。

(2) 専門ボランティア組織・団体に関する情報の把握

市及び社会福祉協議会は、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害時の意思疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの活用を努める。

4. 一般ボランティアとの連携体制の整備

市及び社会福祉協議会は、関係機関と連携し、ボランティアを希望する組織の名称、連絡先、希望活動内容等の事前登録等の体制の整備に努める。

5. 災害ボランティアの育成

(1) 知識・技術の習得

災害ボランティアを出動させるにあたっては、災害時における行動方法、防災活動を実施する上での知識や技術の習得が必要である。

このため、市及び防災関係機関は、災害ボランティアに対し積極的に講習、訓練を行うとともに、活動上の安全の確保、災害ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

(2) 普及啓発活動

市は、災害ボランティアに関する普及啓発を行い、住民に積極的な活動参加を呼びかける。

6. 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録

市及び社会福祉協議会は、災害支援に関わる NPO 等関係機関と連携し、災害ボランティア活動の需要の把握、受付、登録、撤収等調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成・登録に努める。

7. 災害ボランティアの普及・啓発

市、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わる NPO 等関係機関は連携し、災害ボランティアが円滑に受入れられるよう、平時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての周知に努める。

第23節 孤立地区対策

1. 基本的な考え方

市は、大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

なお、孤立地区に類する地区名については資料編に示す。

2. 通信手段の確保

(1) 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、市は、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 被災に備えた通信設備の運用

市は、孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

(3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

市は、通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

3. 物資供給、救助体制の確立

(1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

市は、住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目を予め整理し、孤立予想地区や市等で共有するよう努める。

○伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

市は、孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保に努める。

4. 孤立に強い地区づくり

(1) 備蓄の整備・拡充

孤立可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄にあたっては、飲料水、食料、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。

公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

市は、地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

(3) マニュアル等の整備

市は、避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

(4) 孤立地区住民への意識啓発

市は、防災マップや避難訓練等を通じて、孤立地区における防災対策の意識啓発を進め、自主防災組織の組織化を図る。

5. 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施

緊急輸送道路については、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

市は、発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

1. 基本的な考え方

大規模な風水害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、市にあっては、災害対策本部、支部の設置等必要な体制をとる。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

(1) 市

市域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市は第一次的な防災関係機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立し、総合防災情報システムの活動ガイダンスや個別マニュアルを活用し、災害応急対策活動を実施する。

市災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 防災関係機関等

市域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、防災関係機関はそれぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害警戒本部、災害対策本部の設置等災害応急対策活動を実施する。

なお、活動の実施にあたり、総合防災情報システムの防災端末が設置されている機関においては活動ガイダンスを呼び出すなど積極的な活用を図る。

2. 大田市防災会議

市は、地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、大田市防災会議を設置する。その組織及び所掌事務は、次のとおりである。

(1) 組織

① 会長（大田市長）

② 委員

ア. 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

- イ. 島根県の職員のうちから市長が委嘱する者
 - ウ. 島根県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - エ. 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - オ. 教育長
 - カ. 消防団のうちから市長が委嘱する者
 - キ. 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - ク. 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて委嘱する者
- ③委員の定数：35人以内

(2) 所掌事務

- ①大田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ②市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ③前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- ④前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 大田市防災会議委員等の状況

大田市防災会議を構成する委員及び関係機関の状況は資料編のとおりである。

(4) 大田市防災会議の運営

大田市防災会議条例（市条例第14号）の定めるところによる。

3. 応急活動体制

市内の地域において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市は、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員の非常参集、情報収集連絡体制その他の応急活動体制を速やかに確立し、災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(1) 配備体制の基準

風水害等災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、防災活動を推進するため、とるべき配備体制及び参集基準については次頁のとおり。

○風水害時等の体制基準

災対本部	動員体制	判断の目安 (判断責任者)	参集基準		
			気象予報 (津波・地震以外)	河川水位	土砂
災害準備体制	災害準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の危険性があるとき ・軽微な災害が発生し必要と認めたとき ・危機管理課長が必要と認めたとき 	市域で気象警報等が発表された時(波浪警報は除く)(自動設置)	河川の水位が水防団待機水位を越え、はん濫注意水位(水防団出動の目安)を越えると予想されるとき(目安)	降水量が1時間に20ミリ以上、又は、降り始めから100ミリ以上となったとき(目安)
災害警戒本部	動員体制 第1次	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の危険性が極めて増大したとき ・実際に災害が発生し必要と認めたとき ・総務部長が必要と認めたとき 		河川の水位がはん濫注意水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき(目安)	
	動員体制 第2次	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備が必要となったとき ・総務部長が必要と認めたとき 		【高齢者等避難】 河川の水位が避難判断水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき(目安)	島根県土砂災害危険度情報レベル1(目安)
災害対策本部	動員体制 第3次	<ul style="list-style-type: none"> ・相当な規模の災害が発生する恐れがあり、又は災害が発生しその規模及び範囲が市域の一部である場合 ・市長が必要と認めたとき 	特別警報が発表されたとき(自動設置)	【避難指示】 河川の水位がはん濫危険水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき(目安判断) 河川の水位がはん濫危険水位に達したとき(自動設置)	気象庁土砂災害警戒情報が発表されたとき 島根県土砂災害危険度情報レベル2-4(目安)
	動員体制 第4次	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生が市域の全域にわたる場合又は局部ではあるが被害が特に甚大である場合 ・市長が必要と認めたとき 		河川の水位が堤防高を越水したとき又は堤防が決壊したとき(状況判断)	気象庁土砂災害警戒情報が発表されたとき 島根県土砂災害危険度情報レベル2-4(目安)

(2) 災害警戒本部

対策本部の設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

① 警戒本部の組織

警戒本部の組織については、対策本部の組織を準用し組織する。

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長を置くほか、警戒本部会議及び対策部をもって組織する。

警戒本部長は総務部長、警戒副本部長は危機管理課長をもって充て、警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。危機管理課長不在の場合は、警戒本部会議において代理者を決定し、その職務を代理する。

なお、本部に事務局を置く。

② 警戒本部の任務

警戒本部は、対策本部の任務を準用する。

③ 警戒本部の所掌事務

警戒本部の所掌事務は対策本部の所掌事務を準用する。

④ 警戒本部の設置場所等

警戒本部は、対策本部の設置場所等に準じて設置する。

⑤ 警戒本部会議

警戒本部会議は、対策本部会議に準じて運用する。

⑥ 警戒本部の廃止基準

警戒本部は、警戒本部長が次の基準により廃止する。

ア. 大田市災害対策本部が設置されたとき

イ. 当該災害に対する応急対策等の措置が概ね終了したと認めたとき

ウ. 災害が発生する恐れがなくなったと認めたとき

エ. 警戒本部長が適当と認めたとき

⑦ 警戒本部の設置及び廃止の公表

対策本部の設置及び廃止の公表に準じる。

(3) 災害対策本部

市域において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、総合的な防災応急対策を迅速かつ適確に推進するため、災害対策本部を設置する。

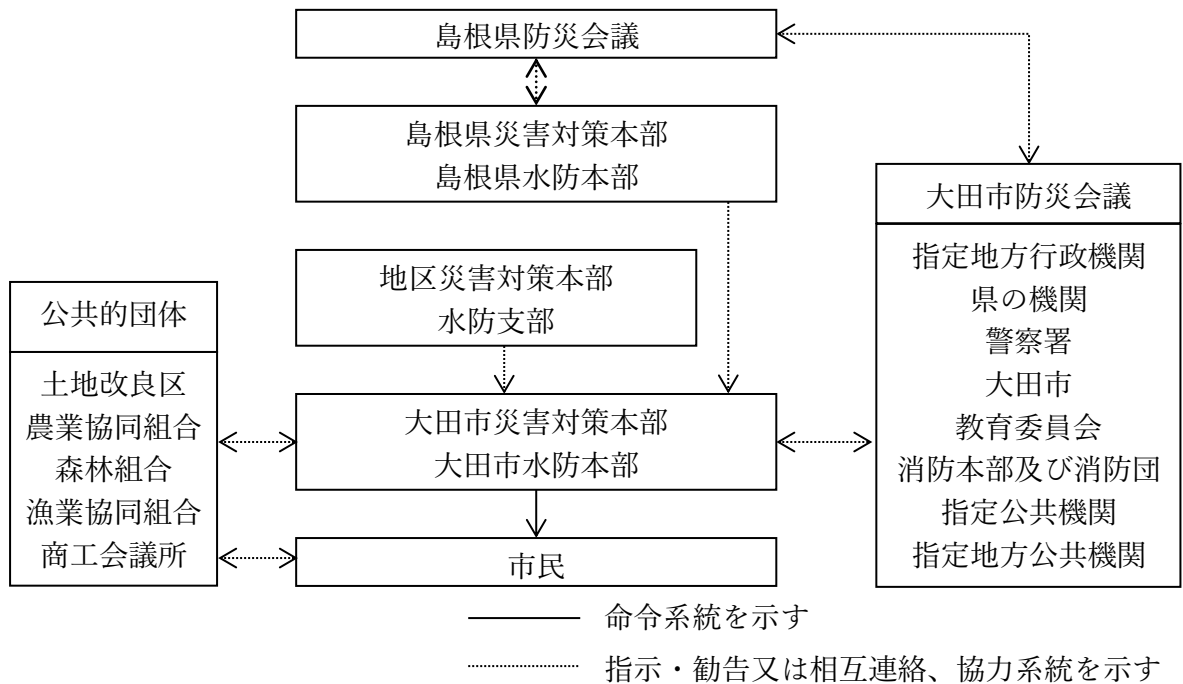
① 対策本部の組織

対策本部に対策本部長、対策副本部長を置くほか、対策本部会議及び対策部をもって組織する。

対策本部長は市長をもって充てる。対策副本部長は副市長、教育長をもって充てる。対策本部長に事故あるときは副市長がその職務を代理する。副市長不在等の場合は、教育長、総務部長の順位でその職務を代理する。

なお、本部に事務局を置く。

② 災害対策本部の系統図



③ 対策本部の設置場所等

- ア. 対策本部は大田市本庁舎におく。また、本庁舎が被災した場合等本庁内に対策本部を設置できない場合には、本部長が定めるところに変更する。
- イ. 本部には、本部の所在を明確にするため「大田市災害対策本部」の標識をかかげる。

④ 対策本部会議

- ア. 対策本部会議の構成
 対策本部会議は、対策本部長及び構成員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。
- イ. 対策本部会議の開催
 対策本部長は、対策本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは本部会議を招集する。
 構成員は、対策本部会議を開催する必要が有ると認めるときは、その旨を事務局長へ申し出る。
- ウ. 本部会議の協議事項
 - a. 本部の配備体制に関すること。
 - b. 災害情報及び被害状況の分析ならびに、これにともなう対策活動の基本的方針に関すること。
 - c. 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
 - d. その他災害対策に関する重要事項について。

エ. 協議事項の実施

担当対策部長は、本部会議の決定事項について、他の関係対策部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図る。

オ. 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、危機管理課が担当する。

⑤ 対策本部の廃止基準

対策本部は、対策本部長が次の基準により廃止する。

ア. 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めたとき

イ. 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めたとき

ウ. 対策本部長が、適当と認めたとき

⑥ 対策本部の設置及び廃止の公表

対策本部を設置し、又は廃止したときは直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話・防災行政無線・その他適確、迅速な方法で周知する。

4. 動員計画

(1) 職員の動員計画

職員の動員については、災害応急対策を迅速、かつ適確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、動員を行う。

また、初動期において、職員の確保が困難な場合、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。各配備体制における配備人数は資料編のとおりである。

① 動員配備確立後の報告

本部長等の配備体制の指示に基づき、各対策部が体制の確立を完了したときは、各対策部長は直ちに本部長に報告する。

② 動員数の増減

各対策部長は必要と認める範囲内において動員数を適宜増員することができる。

③ 各対策部長は、あらかじめ職員のうちから配備要員を指名しておく。

④ 防災連絡責任者の任命及び責務

ア. 各課に防災業務連絡の責任者を定める。防災連絡責任者は資料編のとおりである。

イ. 防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡。

ウ. 防災連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨総務部長まで届け出る。

(2) 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。但し、災害の態様、災害応急対策の状況等に応じて、市長は消防団長に命令することができる。

なお、出勤の基準、招集方法等は、[本章第9節「消防体制計画」](#)による。

(3) 動員指示の伝達系統及び方法

職員の動員指示の伝達については、各対策部長及び各班長は平素から関係者に対する連絡方法を考慮しておく。伝達系統及び方法については資料編に示すとおり。

(4) 職員の待機及び自主登庁基準

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡をまたず、積極的に登庁するように心がける。通信が途絶え情報伝達ができない場合は、TV・ラジオ等で直ちに状況を把握し [\(1\) 職員の動員計画](#) に応じ自主登庁を行い、定められた業務を行う。

(5) 標識

① 腕章

災害時において防災活動に従事する市職員は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、資料編に示す腕章を帯用する。

② 標旗

災害において使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、資料編に示す標旗をつける。

(6) 応援要請ならびに他機関への出動

① 対策本部内における応援

各部において、職員の応援を受けようときは、総務部に次の事項を示して要請する。支部において応援を必要とする場合は前記に準じて要請する。

- ア. 応援期間
- イ. 作業（勤務）内容
- ウ. 携行品、その他必要事項
- エ. 応援の種類、男女の別及び人員
- オ. 就労（勤務）の場所

② 県に対する応援要請

対策本部要員、公共的団体等の動員、奉仕団の応援協力、及び雇上げ等により、応急対策を実施するも、なお必要があるときは、次の事項を示し県に対し応援要請をする。

- ア. 応援を必要とする理由
- イ. 作業内容
- ウ. 従事期間
- エ. 従事場所

- オ. 人員
- カ. 集合場所
- キ. その他参考となる事項

③ 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、本章第7節「自衛隊の災害派遣体制計画」に掲げるところによる。

④ 他機関への出動

JR等公共的機関及び重要な施設の管理者等から、消防団等に対し出動の要請があった場合、市長は状況判断し必要があると認めたときは、出動させることができる。

隣接市町村に対する応援出動については、当該市町村から要求があった場合又は知事から指示があった場合において、市長はやむを得ない事情がある場合のほか、これに応ずる。

⑤ 従事命令

災害応急対策実施のため現場にある者又は地域内の住民に対する従事命令については、[本章第5節「労務確保体制計画」](#)に掲げるところによる。

⑥ 消防広域応援体制

被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県による総合調整のもと広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、県知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

第2節 救援物資管理計画

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する必要がある場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるよう努め、被害の生活支障の解消を支援する必要がある。

そのため、市は、備蓄物資・資機材や関係機関から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災者に供給できるよう、関係各課と県、防災関係機関等と連携し、救援物資管理体制を速やかに確立する。

2. 救援物資の管理体制

大規模災害時の救援物資は、備蓄している食糧・給食用資機材、飲料水、給水用資機材、災害救助用物資・資機材（燃料等生活必需品、医薬品、医療用資機材等）を活用する。

災害対策本部設置以降は、物資・食料配給班は、総務班との連携体制を図り、救援物資の一元管理体制を確立する。

なお、この段階に至るまでは、関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制の整備に努める。

3. 救援物資の供給体制

(1) 救援物資の供給体制

大規模災害時は、備蓄食糧、飲料水、燃料等生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災者に効果的に供給する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の市内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

(2) 災害時の物資の供給方法

① 各業者との連携

災害時に流通物資が必要になった場合、各班は、流通在庫物資等を扱う関連業者と連携をとり、必要物資等の確保に努める。

② 被災地における需要の把握

被災地における需要の把握は、基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。

③ 災害対策本部総務班との連携

2. 「救援物資の管理体制」で示した救援物資の一元管理体制のもと、効果的な供給を継続して実施できるよう、本部総務班に派遣された各班の派遣要員は、総務班と連携をとるとともに、所属部の班員との情報連絡を継続する。

第3節 県防災ヘリコプター活用体制計画

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、県防災ヘリコプターを効果的に運用し、被害情報等の情報収集、緊急輸送などの救援活動に活用できる体制を迅速に確立する。

2. 県防災ヘリコプターの活用体制の確立

(1) 県の活動体制

県防災ヘリの活用体制を確立するにあたっては、関係法令によるもののほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

(2) 県への応援要請

市長は、県知事に対して、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

(3) 関係機関との調整合体制の確立

県は、災害時において、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、警察本部、消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立することとなっている。

3. 県防災ヘリコプターの運用

(1) 活動内容

県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- ① 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- ② 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- ③ 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- ④ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- ⑤ その他

(2) ヘリの運用

原則として、「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記（1）の該当事由について、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。

また、市等が、災害による被害を最小限に防止するために、県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用を徹底することとなっている。

特に、大規模災害が発生した場合は直ちに防災ヘリコプターを投入して、ヘリTV映像等による災害情報を収集することにより、より迅速かつ機動的な情報収集を行う。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により

適切な運用方法を検討する。

(3) 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し、活用する。離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知することとなっている。

第4節 災害救助法の適用計画

1. 基本的な考え方

災害救助法は、市域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が適用する。

市は、災害による被害が以下に掲げる災害救助法の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請する。

なお、施策の実施にあたっては以下の各点に留意する。

(1) 被害情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

災害救助法適用の判断及びその手続きは、迅速かつ的確に行われる必要があるが、そのためには被害の把握及び認定の作業を迅速かつ正確に行うことが前提となる。

したがって災害時の被害情報の収集及び伝達体制の整備が極めて重要である。

(2) 対策の実施体制の確保

建築物等の被害認定には、専門技術的な視野からの処理が必要なため、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくこと、実施体制を確立しておくことが必要である。

県の協力のもと、家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

2. 災害救助法の実施機関

知事は、災害救助法による救助を国の機関として実施し、市長はその補助機関としてこれを補佐するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市長に委任している（災害救助法第2条及び第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

市へ委任されている事項は次のとおり。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

3. 災害救助法の適用基準

市は、災害による被害状況が次の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請する。

- ① 市内の住家滅失世帯数が 60 世帯以上であるとき。(1号基準)
- ② 県内の住家滅失世帯数が 1,000 以上の場合で、市内の住家滅失世帯数が 30 世帯以上であるとき。(2号基準)
- ③ 県内の住家滅失世帯が 5,000 世帯以上に達した場合。(3号前段基準)
- ④ 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。(3号前段基準)
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。(4号基準)

4. 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

① 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。

② 住家が半壊・半焼する等、著しく損傷したもの

住家その居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通り使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素構造部の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも。

③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

① 住家

現に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

② 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

5. 災害救助法の適用手続き

災害に対し、市における災害が、3. に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を県に報告する。

6. 災害救助法の実施方法等

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基準になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

(3) 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに、応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

第5節 労務確保体制計画

1. 基本的な考え方

災害応急対策を実施するため、災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できないときの必要な人員の動員及び雇上げは、次により行うものとし、総務部は各部の要請に基づき、労務者の雇上げを行う。

なお、市において、労務者の雇上げによるも、必要な人員を確保することができないときは、県に応援の要請をする。

2. 労働者の雇上げ

総務班は、災害対策を実施するために必要な労務者等の確保については、次の措置により行う。

- ① 災害対策実施機関及び関係業者等の労務者の動員
- ② 公共職業安定所等のあっせんによる労務者の動員
- ③ 関係機関の応援派遣による技術者の動員
- ④ 緊急時等における従事命令等による労務者等の動員

市が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し、関係機関に依頼し雇用する。

- ① 雇用の理由
- ② 所要、職種別人員
- ③ 作業内容
- ④ 雇用期間
- ⑤ 就労場所
- ⑥ 賃金
- ⑦ その他必要となる事項

賃金の支払いについては、原則として同地域における同種の職業に支払われる額を基準とし、災害の特殊事情を考慮のうえ総務部が決定する。

その支払いは、原則として日々作業終了後現地で支払う。

3. 応援要請

総務班は、県に奉仕団の応援を要請する場合は、次の事項を示して要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所

4. 従事命令等による労務者等の動員

大規模災害時において、通常の動員では必要人員が確保できない場合、各種法令に基づく従事命令、協力命令等の方法により必要な労務確保を図る。

(1) 従事命令、協力命令の種類と執行者

従事命令、協力命令の種類、執行者等は、次のとおりである。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事	災害救助法第7条	知事
	協力	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事	災対法第71条	知事(委任を受けた部分については市長)
	協力		
災害応急対策作業 (全般)	従事	災対法第65条第1項	市長
		災対法第65条第2項	警察官又は海上保安官

(2) 従事命令、協力命令の対象者

対象作業	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師又は薬剤師 ・ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ・ 土木技術者又は建築技術者 ・ 大工、左官又はとび職 ・ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ・ 鉄道事業者及びその従業者 ・ 軌道経営者及びその従業者 ・ 自動車運送事業者及びその従業者 ・ 船舶運送業者及びその従業者 ・ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般(災害対策基本法)による市長、警察官、海上保安官の従事命令	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

5. 損害賠償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、各法令に基づくもののほか次により損害賠償又は扶助金を支給する。

根拠法令	補償等の種類	支給額
大田市消防団員等公務災害補償条例	療養補償、休業補償、傷病補償年金、傷害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償	条例で定める額

第6節 広域応援体制計画

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国・県の機関、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

また、市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の出遣を要請する。

2. 市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

① 災害が発生した場合、市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

② 被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力をを行う。

また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。

③ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、応援協定締結市町村へ応援要請を行うとともに、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び公共的団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

3. 市町村における広域応援体制

① 市は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

② ①による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、自らも被災し応援できないなどの特別な理由のない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

4. 県内消防本部の応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する市等の消防力で災害の防御が困難

な場合には、市は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

5. 海上保安庁の応援

災害時の災害救援、応急・復旧活動において、被害が拡大し、市及び県において対応が困難な場合には、県を通じて、海上保安庁による応援の要請をする。

(1) 救援協力の要請

災害救援、応急・復旧活動等において、海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により県を通じて要請を行う。

① 記載事項

- ア. 要請者の氏名
- イ. 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- ウ. 救援活動を必要とする期間
- エ. 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- オ. 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

② 要請先

機関名	所在地	電話
第八管区海上保安本部	京都府舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎	0773-76-4100
浜田海上保安部	島根県浜田市長浜町 1785-16 浜田港湾合同庁舎	0855-27-0770

③ 救援活動の内容

- ア. 被害状況の調査及び情報収集
- イ. 避難指示、避難者の誘導
- ウ. 被災地孤立者の救助
- エ. 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- オ. その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

6. 緊急消防援助隊による応援

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、県は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

(1) 応援要請

市は、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して要請を行う。

知事は、要請を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。

(2) 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、被災地が複数の場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部

を設置する。

島根県消防応援活動調整本部の組織、業務等は以下のとおり。

① 調整本部の名称

島根県消防応援活動調整本部

② 設置場所

島根県庁

③ 調整本部長

島根県知事

④ 調整本部員

ア. 島根県防災部消防総務課の職員、島根県防災航空隊の職員

イ. 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

ウ. 被災地消防本部の職員

エ. 出動した指揮支援部隊長

⑤ 調整本部の業務

ア. 被災状況、島根県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること

イ. 被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること

ウ. 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること

エ. 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること

オ. 島根県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること

カ. 島根県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること

(3) 緊急消防援助隊の指揮体制

市は指揮本部を設置し、市長が指揮本部長として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。

指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、指揮支援部隊長として、配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる。

(4) 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

第7節 自衛隊災害派遣体制計画

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関では対処することが困難な事態が予想される。

そのような場合において、人命・財産の保護のため自衛隊の派遣を要請する必要がある。

そのため市は、その手続き等を定め自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受入体制を整える。

2. 災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- ② 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- ③ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。(非代替性の原則) この際、人命にかかるものについては特別な配慮をもって迅速な対応を図ることが必要である。

3. 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産保護のため行うものとし、概ね次の基準による。

- ① 人命救助のための応援を必要とするとき
- ② 市内での大規模な災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき
- ③ 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき
- ④ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- ⑤ 応急措置のため医療・防疫・給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

なお、予防のための派遣については災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと当該部隊等が判断したときのみ行われる。

また、応急対策の措置については緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行われない。

4. 災害派遣の要請手続

- ① 自衛隊の災害派遣を要請する必要が生じた場合、市は県に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。

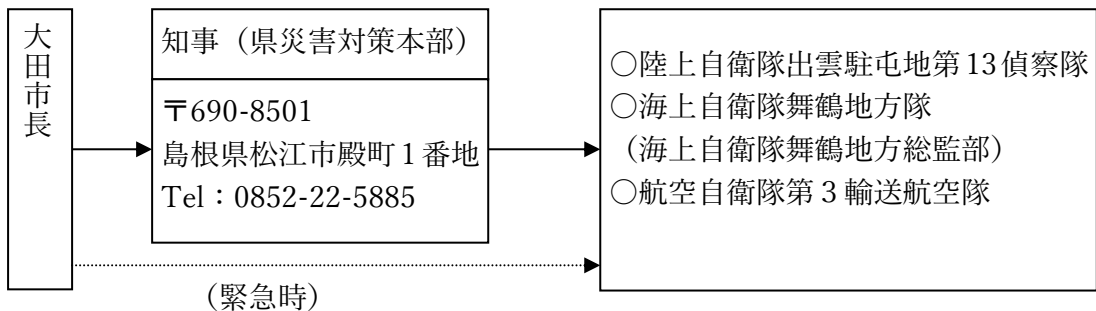
要求を行う場合は、様式に定める自衛隊災害派遣要請依頼書(資料編参照)により、部隊等の派遣要請を要求する。但し、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。

この場合において、市長は必要に応じて、その旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

また、知事連絡不能の場合（通信不能）は、自衛隊に通知を行い事後知事に報告を行う。

なお、災害に際し緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めるときは、県知事の要請あるいは自衛隊独自の判断で部隊等を派遣することがある。

② 災害派遣要請手続き系統



（注）ヘリポートの状況を上記の部署に報告しなければならない。

5. 部隊等の受入れ措置

（1）受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

① 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所あるいは野営施設・車両・器材等の保管場所の準備を行い、あらかじめ適地を定めておく。

② 連絡責任者の指名

市は連絡責任者を指名し、派遣部隊及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊等の活動に支障をきたさないようにする。

③ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容・所要人員・応急措置に必要な資器材の確保その他について作業計画をたて、派遣部隊到着後速やかに作業開始ができ得る体制を整えておく。

応急措置に必要な資器材は例示すれば次のようなものである。

- ・器具類：スコップ・ツルハシ等土工具
- ・設備類：夜間照明設備・給水用水槽又はドラム罐・ポリエチレン容器等
- ・資材類：金網・鉄線・カスガイ・^{かます} 吠・麻袋・木杭・標識資材等

（2）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な処置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

6. 派遣部隊の撤収

市は派遣の必要がなくなると認めるときは、様式に定める自衛隊災害派遣撤収要請依頼書（資料編参照）により知事に派遣部隊の撤収を要請する。

但し、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

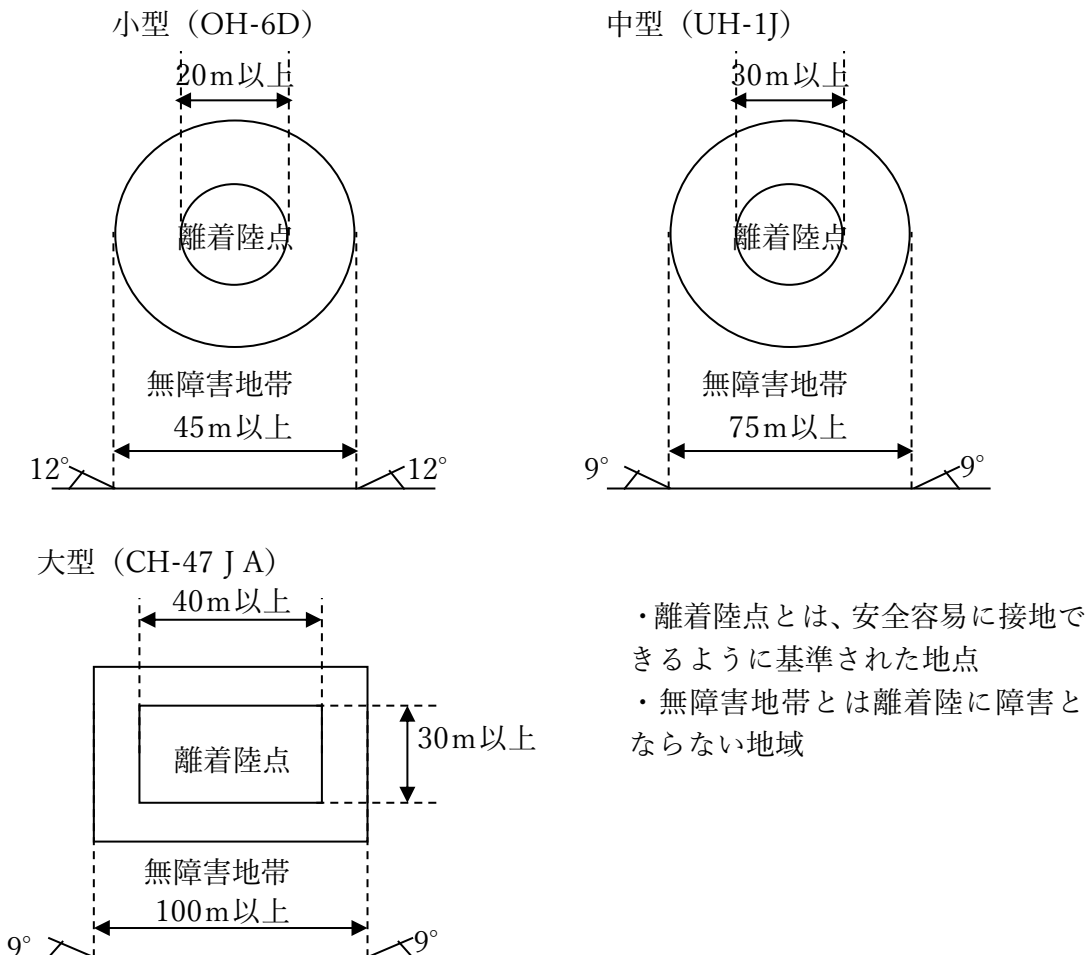
なお、知事あるいは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなると認める場合は撤収することがある。

7. 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

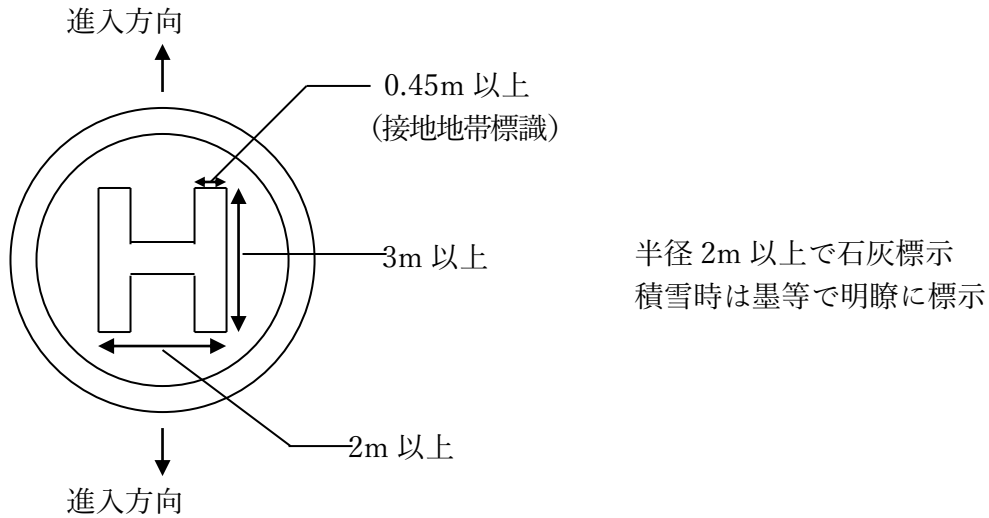
(1) ヘリコプター発着時の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

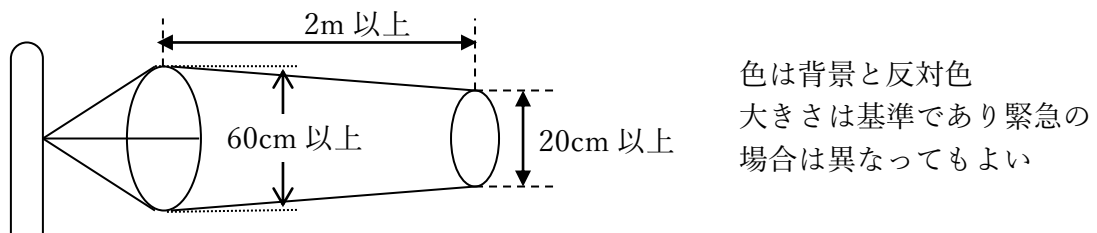
- ① 地盤が堅固で平坦地（勾配 4° ～ 5° 以下）であること。
- ② 無障害地帯（基準カ項）
- ③ 回転翼の回転によりあまり砂塵等が舞い上がらない場所
- ④ 大型（CH-47）離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと。
- ⑤ 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は踏み固める等の準備が必要
- ⑥ 単機着陸のために必要な広さ



⑦ 標識



⑧ 吹き流し (風向指示器)



⑨ 危険防止上の留意事項

- ア. 離着陸時は、風圧等による危険防止のため子ども等を接近させない。
- イ. 着陸点附近に物品等異物を放置しない。
- ウ. 現地に自衛隊が不在の場合はできれば安全の監視人を配置する。

⑩ ヘリコプター発着場

本市内でこの基準に合致するヘリコプター発着適地の主なものは資料編のとおりである。

(2) 航空機による物料投下

ヘリコプター以外の航空機による空輸は技術的にも難点があるため真にやむを得ない場合のみ、天候・地形等を考慮して行われる。

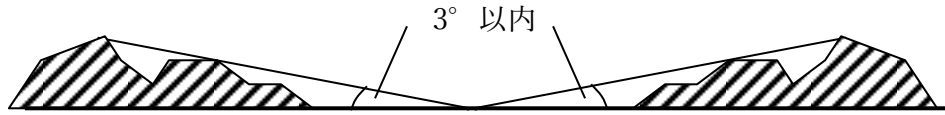
この方法による場合は、自衛隊・県ともよく協議し、その準備にあたる。

① 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。投下地点を中心として半径約 5 km の円内に、中心点を高度 0 として、約 1.6 km の円周上に 300 m 以上の山又は障害物、約 3 km の円周上に 400 m、約 5 km の円

周上に500m以上の障害物がなく投下地点附近約300m以内に人家等が存在しないことが必要である。

その他、幅300m以上の溪谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、極めて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することになる。



② 投下地点と標示方法

- ア. 投下地点を決定したら「ムシロ」20枚程度（できれば赤又は黒に染めてあると冬期夏期を通じて利用できる。）を用意し、風上に対してT字型に並べる。
- イ. T字板の左右100mの地点で、発煙筒もしくは焚き火等により白煙を上げる。

第8節 災害ボランティアとの連携体制計画

1. 基本的な考え方

大規模災害発生時には、各種援護を必要とする被災者が増大し、ボランティアによるきめ細かな支援が期待されるが、それが効果的に行われるためにはニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整などの体制の整備が必要になる。

このため、市は、関係機関、団体を支援して災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、相互の連絡体制を確立し、活動を推進する。

また市は、自治会組織、ボランティア団体等の応援協力に対し、その趣旨が活かされるよう積極的に対応するとともに、協力対象団体の責任者及び管理者との意思疎通に努める。

2. 災害ボランティアの受入れ、支援

(1) 災害ボランティアセンターの開設

被災地では、市、社会福祉協議会、災害支援に関わる NPO 等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「災害ボランティアセンター」という。）を設ける。

設置にあたっては、災害ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図る。また、女性ボランティアの受け入れにも配慮する。

(2) 被災者のボランティアニーズの把握

市及び社会福祉協議会は、県、ボランティア団体等と連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望有無についての把握に努める

この際、各種ボランティア団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人数、活動拠点等について情報提供を行う。

(3) ボランティアの受付、登録

市及び社会福祉協議会は、県、ボランティア団体と連携し、拠点を設け、ボランティア活動希望者の受付、登録、被災者の派遣要望とボランティア希望との連絡調整、派遣、撤収の指示を行う。

3. 災害ボランティアの応援要請

市及び社会福祉協議会は、被害の程度により、他の市町村及び社会福祉協議会等へ、人的な協力、物資の調達等について応援要請を行う。

さらに、職員が不足する場合は相応しい NPO 団体と連携を図り、活動・支援を行っていく。

第9節 消防体制計画

1. 基本的な考え方

火災が発生した場合、市及び消防本部は、人命の安全を最優先し、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

2. 市・消防機関等による消火活動

消防機関は、消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては119番通報、消防無線、参集職員の情報等により情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

① 避難先及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。

② 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

⑤ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

- ① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、病院等の安全な場所へ搬送を行う。

3. 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、病院等の安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の勧告・指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

4. 他の消防本部に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

消防部は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

5. 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10節 災害警備体制計画

1. 基本的な考え方

(1) 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、災害時には、大田警察署災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

2. 災害警備体制の確立

(1) 警備体制の区分

警備体制は、以下の区分に従って実施する。

① 準備体制

県内に、大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると認められるとき。

② 警戒体制

県内に、大雨、洪水、暴風等の警報（波浪警報を除く、以下同じ）が発表されるなど、県内で災害の発生が予想されるとき。

③ 非常体制

県内に、大雨、洪水、暴風警報が発表されるなど、県内で大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

(2) 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、大田警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(3) 警備職員の参集、招集

別に定める「大田警察署災害警備計画」による。

(4) 警備部隊の編成及び運用

別に定める「大田警察署災害警備計画」による。

(5) 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

3. 災害警備措置

(1) 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備活動を的確に推進するため、次に掲げる

事項について速やかに情報収集を行う。

① 初期段階の把握事項

- ア. 死傷者、行方不明者等の状況
- イ. 警察施設の被害状況
- ウ. 家屋、ビル等の倒壊状況
- エ. 火災の発生状況
- オ. 主要道路・橋梁の損壊状況
- カ. ライフライン、JR等交通機関の被害状況
- キ. 重要施設の被害状況
- ク. 災害の拡大状況及び見通し
- ケ. 住民の避難状況
- コ. 救出救護の実施状況
- サ. その他必要と認められる事項

② その後の段階の把握事項

- ア. 人的・物的被害状況
- イ. 警備部隊の配置及び運用状況
- ウ. 行方不明者の捜索実施状況
- エ. 交通規制の実施状況
- オ. ライフライン等の復旧状況及び見通し
- カ. 関係機関の行った救護対策
- キ. 被災者の動向
- ク. 治安状況
- ケ. 流言飛語の状況
- コ. 火災の原因及び被害拡大の要因
- サ. その他必要と認められる事項

(2) 避難誘導

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、市長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示するものとする。

- ① 火災、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行う。なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知する。
- ② 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、市長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導する。

(3) 救出救助活動等

① 把握した被害状況に基づき、直ちに署警備部隊の編成を行うとともに、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら各部隊の担当区域を決定して、救出救助活動を行う。

また、関係機関と連携し、搜索活動等の現場活動が円滑に行われるように調整する。

② 被災者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぎ、病院等に収容する。

(4) 緊急交通路の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保する。

① 交通規制の実施

ア. 災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、命の安全、被害の拡大防止等に十分配慮した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

イ. 被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、周辺警察署と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

ウ. ア. 及びイ. で実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

② 緊急通行車両の輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおり。

ア. 第1段階

- a. 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- b. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c. 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設の保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等
- d. 医療機関へ搬送する負傷者等
- e. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ. 第2段階

- a. ア. に規定する人員、物資等
- b. 食料、水等生命の維持に必要な物資
- c. 被災地外へ輸送する傷病者及び被災者
- d. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ. 第3段階

- a.イ. に規定する人員、物資等
 - b.災害復旧に必要な人員及び物資
 - c.生活必需品
- ③ 交通規制の周知徹底
- 交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。
- ④ その他緊急交通路確保のための措置
- ア. 交通管制施設の活用
- 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ. 放置車両の撤去等
- a.緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
 - b.警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、同法第76条の3の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講じる。
- ウ. 運転者等に対する措置命令
- 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行う。
- エ. 障害物の除去
- 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、県、JAF 島根支部、消防、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を講じる。
- ⑤ 関係機関等との連携
- 交通規制の実施にあたっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(5) 検視及び身元確認

市等と協力し、必要に応じて警察本部に支援を要請するなどして、遺体収容及び検視場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

この場合において、被災地における検視にあたっては、次の点に留意し、迅速・適正な措置をとるとともに、その取扱経過を明らかにする。

- ① 市等と連携した多数死体の検視場所及び収容場所の確保
- ② 死体ごとに発見から遺族に引き渡すまでの取扱経過の明確化
- ③ 所持品等の管理の徹底
- ④ 外国人死体は、領事機関への通報及びその国の慣習に配慮

(6) 各種相談活動の実施

① 相談窓口の設置等

ア. 行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、署に相談窓口を開設するとともに、行方不明者相談電話等を設置する。

イ. 避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への警察官の巡回等による相談活動を推進する。

② 関係機関との連携

ア. 各種相談を適切に処理するため、市災害対策本部その他の関係機関と緊密な連携を図る。なお、他機関において処理することが適当と判断されるものについては、関係機関に確実な引き継ぎを行う。

イ. 行方不明者の安否確認については、行方不明者情報等を把握している市との情報共有を図る。

(7) 社会秩序の維持

被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進する。

① 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路、集積地、避難所での混乱等の防止のため、次の活動を実施する。

ア. 巡回連絡等

被災家屋、避難場所に対する重点的な巡回連絡を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握する。

イ. 各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、地域の民間防犯団体のボランティア等とも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たる。

ウ. 地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く市民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努める。

② 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを重点的に行う。また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

(8) 援助要請

① 即応部隊及び装備資機材の援助要請

災害の規模が大きく、自署の警備力のみでは対処できない場合は、警察本部に対し速やかに本部直轄部隊（即応部隊）及び装備資機材の援助要請を行うものとする。

② 一般部隊の援助要請

災害への対応が長期間にわたると認める場合は、警察本部に対し速やかに本部直轄部隊（一般部隊）の援助要請を行う。

第11節 ライフライン施設応急復旧体制計画

1. 基本的な考え方

電力、LP ガス、上・下水道、通信の各ライフライン施設は、高度化、複合化されてきており、各施設の相互依存関係は強く、また、住民の依存度も高まっている。

風水害等災害時に、こうしたライフライン施設が被災した場合、市の機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与える恐れがある。

このため、ライフライン施設等の応急復旧のための対策を迅速に実施する。

2. 電気施設応急復旧対策【中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社】

災害の発生により電気施設に被害があった場合、管理者である中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、速やかに応急復旧対策措置を講じ、施設の機能維持に努める。

(1) 実施内容

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、「島根県地域防災計画」の定めるところにより、市及び関係機関との連携を図り、応急復旧を実施する。

3. LP ガス応急復旧対策

LP ガス販売店等は、災害によるガス漏れ等事故発生時には、消防機関等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。

また市は、災害発生のため、LP ガス事故の多発が予想されるときは、県の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について周知、広報活動を行う。

(1) 被害状況の把握

適切な措置を講じるため、早急に正確な被害状況の把握に努める。

(2) 二次災害の防止

- ① 危険箇所(倒壊、焼失、流失家屋等)からの容器の撤収及び回収箇所の指示
- ② 臨時的使用箇所(一般家庭、避難所等)で使用される LP ガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理の指導
- ③ 洪水等による流出容器の被害状況の確認及び容器の回収の依頼
- ④ LP ガスの事故発生時の対応

LP ガスの漏えい、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、警察署及び市、県等の関係行政機関に通報する。

(3) LP ガス消費設備の総点検の実施と早期安全供給の開始

販売業者、保安センター、容器検査所が相互協力し、LP ガス消費者の安全総点検を実施するとともに、点検完了家庭から逐次供給を開始する。

(4) 動員・応援体制【LP ガス事業者】

LP ガス事業者は、LP ガスの事故を知ったときは、被災地の県 LP ガス協会支部長に通報し、支部長は緊急に通報し緊急体制を整えるとともに、県 LP ガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の防災事業所との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して支援を要請する。

被害の大きさにより、可燃性ガス等による火災、ガスの漏出その他異常現象を発見した場合は直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、警察署及び市、県等の関係行政機関に通報する。

4. 上水道・簡易水道応急復旧対策

災害による水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民等が必要とする飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると、住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短時間に復旧するため、水源ならびに配水施設の十分な機能を確保し、配水管幹線を最優先とし配水管、給水装置の順に復旧を進め給水の再開に努める。

(1) 応急復旧活動の実施

① 応急復旧活動の優先順位

市は、住民の生活用水確保を目的に適確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。

次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに復旧できるよう努める。

② 応援の要請

被害が甚大な場合は、あらかじめ定めてある他の市町村、給水装置工事業者及び水道資機材の取扱い業者等に応援を要請する。

③ 広報・周知

復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(2) 応急給水対策

[本章第25節「給水計画」](#)に基づき応急給水を行う。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて給水工事事業者への資機材等の調達依頼により確保を図る。

5. 下水道・農業集落排水施設等対策

災害が発生した場合、市は、直ちに、関係機関との協力により下水道施設等の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

(1) 災害状況の調査及び点検

災害発生後速やかに被害状況の調査及び点検を二次災害の恐れのある施設等緊急度の高い施設から順次、重点的に実施する。

① 被害状況の調査

処理場については、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行うとともに、施設の暫定機能確保のための調査を行う。

管渠については、目視あるいはTVカメラ等によるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。

② 緊急処置

調査に基づいて、道路陥没部への土砂投入、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置を講じる。

(2) 応急復旧活動の実施

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、被害箇所の緊急度に応じて策定を行うが、事前に作成した応急復旧マニュアルに基づき、これを実施する。

また本格的な復旧活動を実施するまでの間、下水機能を暫定確保するために次の措置を講じる。

① 排水機能の確保

処理場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び消毒機能の回復等を行う。

管路施設では、土砂の^{しゅんせつ}浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

(3) 二次災害防止の緊急措置

施設の災害による二次災害を防止するため、遅滞なく適切な措置を講じなければならない。

① 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置を行う。

② 災害時の広報

住民に対して、破損箇所、使用禁止区域、使用できない場合の措置等を広報する。

6. 電気通信設備応急復旧対策【電気通信会社】

電気通信会社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急対策

① 臨時回線の作成

政府機関、地方行政機関、報道機関及び救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、衛星携帯電話、衛星通信システム、可搬型無線機等を利用して臨時回線を作成する。

② 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、支店等からの電報電話については最小限の通信ができるように措置する。

③ 臨時電報電話受付所の開設

災害対策本部、市指定の避難所及び救護所等に臨時電報電話受付所を設置し、電報電話が利用できるように措置する。

④ 特設公衆電話の設置

ア. 孤立する地域をなくすため、被災地の主要場所に特設公衆電話を設置する。
イ. 市指定の避難所に特設公衆電話を設置する。

⑤ 通信の利用制限

災害時により通信のそ通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制を行い、利用を制限する。

⑥ 非常電報、非常電話の優先

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常電報、非常電話として、他の通信に優先して取扱う。

(2) 復旧対策

災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

① 復旧順位の決定

災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定めた優先順位により実施する。

② 移動無線機、衛星車載局、ポータブル衛星車及び移動電源車等の発動

③ 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

④ 回線の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

⑤ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設定及び対地域別の規制等の措置をとる。

⑥ 復旧工事の実施

復旧工事は応急復旧対策に引き続き、災害対策本部の指示により実施する。

第12節 気象予報及び警報等伝達計画

1. 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、気象、水防、消防等災害関係予報、警報及び災害関係情報を迅速、適確に収集、伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図る。

2. 気象予報及び警報等の伝達

(1) 気象等の特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

○注意報

	発表基準
風雪注意報	風雪によって被害が予想される場合。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。(雪を伴う。)
強風注意報	強風によって被害が予想される場合。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合。具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 1. 表面雨量指数基準6以上 2. 土壌雨量指数基準92以上
大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。12時間の降雪の深さが平地で15cm、山沿いで20cm以上になると予想される場合。
なだれ注意報	なだれによって被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。積雪の深さが100cm以上になると予想される場合。また、積雪の深さが50cm以上あり次のいずれかになると予想される場合。 1. 降雪の深さ30cm以上 2. 日最高気温8℃以上 3. かなりの降雨 ※気温は浜田特区别地域気象観測所の値
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあるとき。視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合。
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険度が大きいと予想される場合。最小湿度が40% (気象官署の値) 以下で実効湿度が60% (気象官署の値) 以下になると予想される場合。
着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受ける恐れがあると予想される場合。気温-2℃～+1℃の条件下で24時間降雪の深さが15cm以上になると予想される場合。
霜注意報	4月上旬から5月中旬の晩霜等により農作物に著しい被害を受ける恐れがあると予想される場合。最低気温3℃以下が予想される場合。
低温注意報	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合。最低気温-4℃以下が予想される場合。 ※気温は浜田特区别地域気象観測所の値
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について一般の注意を喚起する必要がある場合。潮位が標高0.8m以上と予想される場合。
波浪注意報	風浪・うねり等によって被害が予想される場合。有義波高が3.0m以上と予想される場合。
洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合。流域雨量指数基準又は複合基準が、各河川流域において一定以上と予想される場合。

○警報

	発表基準
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがある場合。平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがある場合。平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。(雪を伴う。)
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがある場合。 具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 (浸水害) 表面雨量指数基準 10 以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 115 以上
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがある場合。12時間の降雪の深さが平地で25cm、山沿いで35cm以上と予想される場合。
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがある場合。潮位が標高1.2m以上と予想される場合。
波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こる恐れがある場合。 有義波高が6.0m以上と予想される場合。
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがある場合。流域雨量指数基準又は複合基準が、各河川流域において一定以上と予想される場合。

○特別警報

	発表基準
暴風特別警報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪特別警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 1. 大雨特別警報(土砂災害) 土壌雨量指数基準値以上となる1kmメッシュが概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合。 大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準値 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_tk_swi.html 2. 大雨特別警報(浸水害) ①表面雨量指数基準値以上となる1kmメッシュが概ね30個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合。 基準値の格子別一覧(表面雨量指数) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_tk_fpi.html ②流域雨量指数基準値以上となる1kmメッシュが概ね20個以上まとま

	って出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合。 基準値の格子別一覧（流域雨量指数） https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_tk_roi.html
大雪特別警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 *特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
高潮特別警報	台風による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。
波浪特別警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると著しく大きく予想される場合。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
大津波警報	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合。
噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がたかまわっていると予想される場合。 居住地域厳重警戒の場合。
緊急地震速報	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。

(注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2. 地面現象注意報・警報及び特別警報、浸水注意報・警報は表題を出さないで関連する大雨特別警報、警報及び注意報、洪水警報及び注意報に含めて行う。

3. 特別警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、警報及び注意報が発表される時は、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報、注意報に切り替えられる

(2) 気象情報の発表

台風・大雨などの重要な気象現象の状態を具体的に説明し、警報・注意報に先立って注意の呼びかけ、警報・注意報を発表している間に気象状況の経過や予想、防災上の注意を解説するために発表される。「(例：台風情報・大雪情報等)」。

なお、気象情報のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス及び気象庁以外の機関の雨量又は解析雨量で1時間の降水量が100mmの雨量を観測又は解析した場合に発表する。

(3) 注意報・警報及び気象情報の発表区分

① 注意報・警報及び気象情報は、全県を対象として発表されるが、防災上必要と認められた場合には、一次細分区域又は二次細分区域に対して発表される。

- ・府県予報区：島根県
- ・一次細分区域：東部・西部・隠岐

・二次細分区域：市町村

② 地域名はタイトルの冒頭に付して表示する。但し、高潮・波浪警報等に関し、その伝達区域は津波予報の伝達区域（沿岸区域）とされている。

（４）土砂災害警戒情報の発表

① 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、松江地方気象台と島根県が共同で作成し、発表されることとなっている。

松江地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて設定した監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

② 補足情報（土砂災害危険度）

県は、土砂災害警戒情報の補足情報として次の土砂災害危険度を土砂災害予警報システムで市に提供するとともに、砂防課ホームページでも提供することとなっている。

○土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度）

相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法
警戒レベル4相当	すでに基準値超過	現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態。命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況。この状態になる前に避難を完了し、まだ避難していない場合は身の安全の確保が必要。
警戒レベル4相当	1時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態。土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。避難完了の目安。
警戒レベル4相当	2時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後2時間以内に土砂災害発生基準値に到達すると予測される状態。土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。避難開始の目安。土砂災害警戒情報の発表基準。
警戒レベル3相当	3時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態。土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要。避難準備の目安。要配慮者は避難開始の目安。

（５）関係機関への伝達

市長は関係機関から気象警報等の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・適確な方法によって市内の防災関係機関・市民等に周知するとともに、防災

体制確立のため必要な措置を講じる。

また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速に避難を確保する必要があるものについて、水防法に基づき、氾濫警戒情報等の適切な伝達を行う必要がある。このため、市は、関係機関から水位周知河川における氾濫警戒情報等の情報が伝達された場合は、大田市水防計画に基づく通報系統により浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設等に伝達をする。

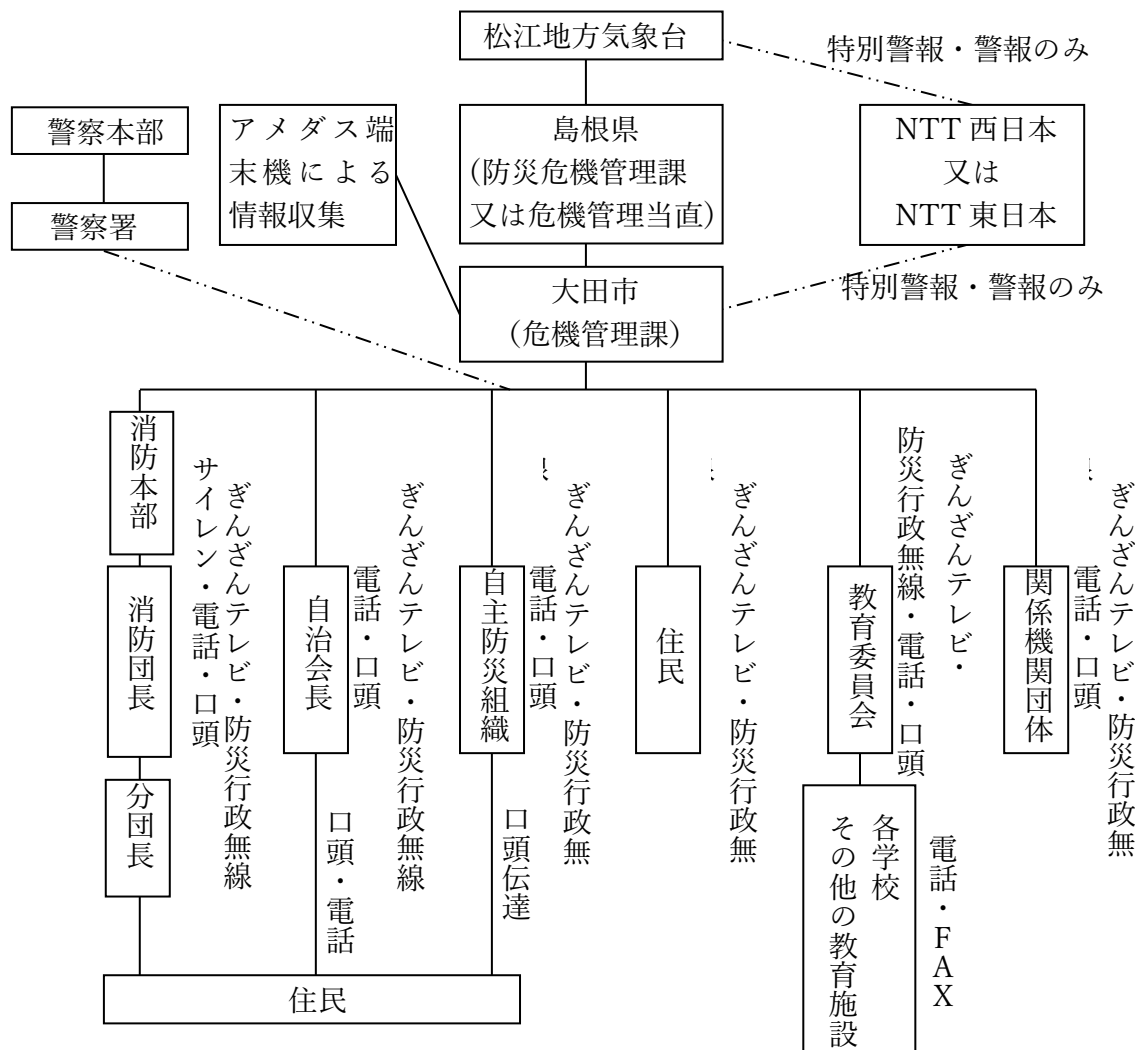
なお、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設は、資料編のとおりである。

(6) 市における気象警報等の取扱い

- ① 気象警報等は、勤務時間中は危機管理課で受信し、(7)の伝達系統により関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれにとりなす必要な措置を講じる。
- ② 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを危機管理課長又はあらかじめ指名された職員に連絡する。
- ③ 宿直職員から連絡を受けた者は、その状況を市長又は副市長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講じる。

(7) 気象警報等の伝達及び方法

松江地方気象台から発表された気象警報等の伝達は、次の伝達系統及び方法により行う。



(8) 警報伝達先

前記の系統により、市に伝達された気象警報及び重要な気象関係情報は、次の方法により関係機関に伝達する。

伝達先	伝達方法	一般住民への伝達
庁内各課	庁内放送	ぎんざんテレビ・防災行政無線・各福祉施設等に対して電話 (主管課)
教育委員会	ぎんざんテレビ・防災行政無線・電話	ぎんざんテレビ・防災行政無線・各学校に対して電話
関係機関・団体	ぎんざんテレビ・防災行政無線・電話	
各自治会	ぎんざんテレビ・防災行政無線・電話	ぎんざんテレビ・防災行政無線・電話・必要に応じ口頭
消防本部→消防団長	ぎんざんテレビ・防災行政無線・電話・口頭	ぎんざんテレビ・防災行政無線・電話・口頭

なお、関係機関連絡先は資料編のとおりである。

(9) 異常現象発見時の措置

① 異常現象の種別

種別	内容
たつ巻	農作物、建造物に被害をあたえる程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの
なだれ	建造物又は交通等に被害をあたえる程度以上のもの
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等

② 発見者の通報手続

ア. 異常現象を発見した者は、すみやかに市又は警察署、消防機関へ通報しなければならない。

イ. 通報を受けた警察官等は、すみやかに市長・大田警察署長に通報する。

ウ. ア. 又はイ. により通報を受けた市長は、ただちに次の機関に通報するとともに、関係地域の住民に周知する等必要な措置をとる。

- a. 松江地方気象台
- b. 県土整備事務所
- c. その他必要と認める関係機関
- d. 当該災害に関係ある市町村

3. 雨量・水位等の収集計画

雨量・水位等の情報については、県・国及びその出先機関・気象台の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係ある河川の状況を把握するほか、災害が予想される地域においては、必要に応じ簡易な雨量計及び水位計等を設置し、積極的な情報収集源の要請に努める。

なお、市内で各機関が設置している雨量・水位等の観測施設は、資料編のとおりである。

第13節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画

1. 基本的な考え方

風水害時において県、市及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互の密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するにあたって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

2. 被害状況の調査

(1) 調査対象

市管理の公共建物、公共土木等施設及びその他の一般被害（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業関係施設及び防災関係諸機関の被害を除く）を対象とする。

(2) 調査実施者

県及び防災関係諸機関（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業機関を含む）の管理する災害以外の被害については、市の各災害対策支部及び関係部において行う。

但し、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

また、その他防災関係機関の所管する施設において災害が発生した場合は、当該関係機関に状況の調査及び報告を要請する。

(3) 調査の種別

調査は災害時期別に次のとおり行う。

① 発生調査

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。

本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

② 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

③ 確定調査

災害が終了し、その被害が確定した時に調査する。

本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

3. 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準①による。

但し、発生即報にかかる被害については、判定基準②による。

(1) 判定基準①

被害等区分		判定基準
人的被害	(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3) 重傷者、 軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4) り災者	り災世帯の構成員
	(5) り災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6) 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯とし取扱う。)
建築物被害	(7) 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8) 住家全壊、 全焼又は流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)
	(9) 住家半壊 又は半焼	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(10)破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。)
(11)床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。但し、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
(12)床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
(13)非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

被害等区分	判定基準	
農地被害	(14)流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16)流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17)冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19)大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20)中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の被1/10以上に達するもの。
	(21)小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修理経費では復旧できない程度のもの。

(2) 判定基準② (即報にかかる被害のみ適用)

被害等区分	判定基準
人的被害 住家被害 農地被害	判定基準①と同じ。
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度。
橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度。
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。

船舶被害 (沈没・流失、破損)	櫓樫のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓樫等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所。
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線。
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度。
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害。
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

4. 災害情報及び被害報告

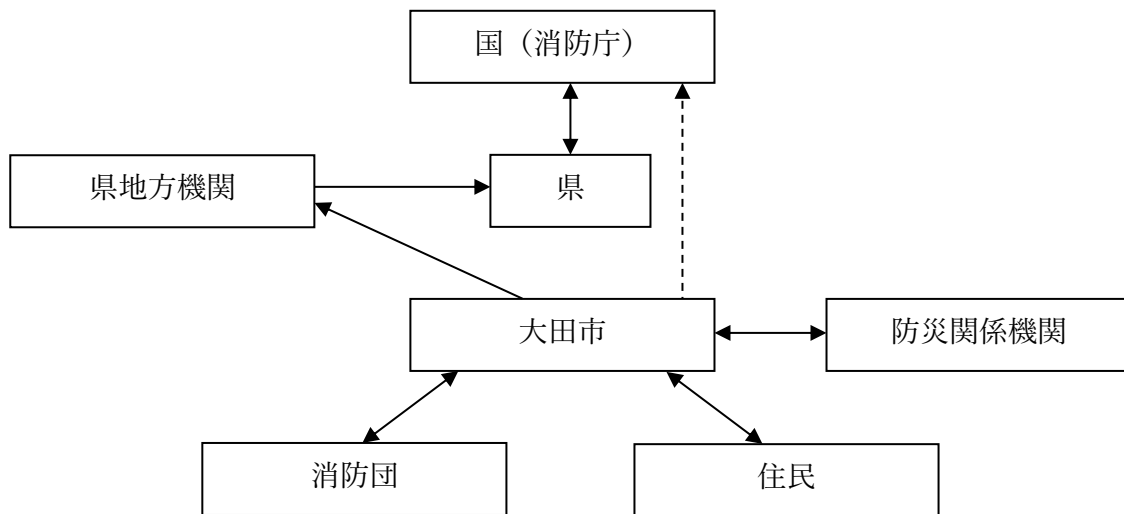
(1) 災害情報・被害情報の収集・とりまとめ

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況等の収集にあたっては、市が直接収集することを原則とする。

但し、やむを得ない場合は、市を通じ消防署、消防団に依頼できる。収集及び報告系統は次のとおりで、そのとりまとめは市が行う。

なお、この計画では総括的報告の処理について定めるものとし、各課における各種被害報告の処理は、関係法令等による報告制度による。

なお、報告様式については資料編に示す。



(2) 通信施設

災害時に利用可能な通信施設等は、資料編のとおりである。

(3) 県及び関係機関への被害状況等の報告

市は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システム等により直ちに県へ報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握したものが他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

各所掌事務にかかる県への報告については、市が、県所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ、総合防災情報システムによる所定の様式により行う。

① 速報

災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第、直ちに電話・行政無線又は電報により報告する。

なお、県に報告することができない場合の被害状況等の報告は、国（消防庁）に報告するほか、119番通報が殺到する場合等においては、県に加えて、国（消防庁）にも直接通報する。

② 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を報告する。

なお、報告回数及び時間については、県と協議のうえ変更することができる。

③ 確定報告

当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、すみやかに文書で報告する。

区別	報告内容	報告の時期及び経路	経路連絡方法等
災害発生即報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要請 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	市町村→県土整備事務所等・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるため昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	市町村→県土整備事務所等→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 但し、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第23号による	市町村、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告 但し、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までにを行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとになるものであるため関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確定報告	同上	市町村、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などのもとになるので正確を期すること。
災害対策本部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	市町村、県土整備事務所等、関係課 →防災危機管理課	

(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあつては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

(4) 消防庁への直接即報

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に規定する「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。即報における記入要領（様式）は資料編のとおりである。

第14節 災害広報計画

1. 基本的な考え方

風水害時に浸水、斜面崩壊等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の市民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

2. 広報活動の対象機関

市は、各対策部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関・各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対して広報活動を行う。

対象機関	方法
報道機関	電話・口頭・文書・インターネット
各関係機関	電話・広報車・防災行政無線・インターネット
一般住民	広報車・ぎんざんテレビ・防災行政無線・インターネット
庁内各課	庁内電話・口頭・防災無線・インターネット
その他特に必要とするもの	電話・口頭・文書・広報車・インターネット他

3. 広報活動の方法

市は、地域に密着した範囲の災害に関する広報について、関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

また、既に避難した者に対し、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難情報が発せられている途中での帰宅の防止を図る。

(1) 一般広報

① 広報内容

- ア. 警戒・避難期の気象予報及び警報等若しくは気象情報等の広報
 - a.雨量、河川水位、潮位、災害の危険度等の状況
 - b.浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
 - c.住民の取るべき措置(周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等)
 - d.避難の必要の有無、避難所の開設状況等
- イ. 災害発生直後の広報

- a.災害発生状況(人的被害、住家被害等の災害発生状況)
 - b.災害応急対策の状況(地域・コミュニティごとの取組状況等)
 - c.道路交通状況(道路通行不能等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等)
 - d.電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等)
 - e.医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - f.応急危険度判定実施体制設置の状況(必要性と要請方法)
- ウ. 応急復旧活動段階の広報
- a.住民の安否(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)
 - b.食料・飲料水・生活必需品・医薬品等の配給状況
 - c.その他生活に密着した情報(地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等)
 - d.河川・港湾・橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況
- エ. 支援受け入れに関する広報
- a.各種ボランティア情報(ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等)
 - b.義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報
- オ. 被災者に対する広報
- a.安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
 - b.乗用車の使用自粛、避難時のブレーカー切断等
 - c.防災機関に対する不要不急の電話を自粛する旨の要望
- カ. 帰宅困難者への広報
- 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。
- キ. その他の必要事項
- 安否情報等についての災害用伝言サービス等の登録・利用呼びかけ、社会秩序維持活動への広報、呼びかけなど

② 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。

なお、防災行政無線などが、電源喪失などにより利用できなくなった場合は、広報車、職員の人海戦術などによる地域巡回や報道機関の活用など、その他の取り得る代替手段を用いて的確な広報を実施する。

また、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

- ア. 防災行政無線、ぎんざんテレビ等による広報
- イ. 広報車による広報
- ウ. ハンドマイクによる広報
- エ. 広報誌紙、掲示板による広報
- オ. インターネットによる広報

(2) 報道機関への広報

市が定期的に記者発表し、広報を実施する。

但し、広域的かつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

(3) 避難所等への広報

避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

4. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 体制の整備

市等は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第15節 水防計画

1. 基本的な考え方

市内には未改修の河川や河床が存在し、風水害時においては、洪水、波浪、高潮等のため、水防活動を行う事態が予想される。

このため、県及び市、消防本部等は、「大田市水防計画」により水防体制を確立し、水防活動を実施する。

2. 水防体制の確立

市は、河川施設及び海岸施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「大田市水防計画」に定めた方法により確立する。

3. 河川出水・浸水被害の拡大防止

(1) 水防情報の受信・伝達

① 水防組織は、「大田市水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、警報及び注意報や洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・河川水位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。

② 水防組織は、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながる恐れのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。

特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難情報の発令に努める。

(2) 河川・ため池等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、河川出水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講じる。

① 河川施設の損壊等による浸水防止

河川出水等による浸水被害が生じたり、又はその恐れがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

また、ダム、ため池等の洪水調節等による流量調整を行う。

② 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

③ 河川・ため池等施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながる恐れのある河川・ため池等施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

④ その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

ア. 出動・監視・警戒及び水防作業

イ. 通信連絡及び輸送

ウ. 避難のための立ち退き指示

エ. 水防報告と水防記録 他

4. 高潮被害の拡大防止

(1) 水防情報の受信・伝達

各水防組織は、「大田市水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、警報及び注意報、台風情報、各種水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・潮位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。

各水防組織は、水防情報に留意しつつ、海岸護岸施設の監視、警戒を行い、波浪、高潮等の兆候の把握に努める。

特に、避難対策の実施に時間的余裕がある台風時の高潮発生に際して立ち後れが生じないように、的確な情報収集・伝達に努める。

(2) 海岸施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、高潮による被害防止のため、以下の施設等被害の拡大防止措置を講じる。

① 海岸護岸の損壊等による浸水防止

波浪、高潮等による被害の発生、又はその恐れがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

② 海岸護岸の決壊等による出水防止措置

海岸護岸の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた漏水防止措置を講じる。

③ 海岸護岸施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながる恐れのある海岸護岸施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

④ その他の水防活動の実施

上記のほか、高潮災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

ア. 出動・監視・警戒及び水防作業

イ. 通信連絡及び輸送

ウ. 避難のための立ち退き指示

エ. 水防報告と水防記録 他

第16節 土砂災害警戒計画

1. 基本的な考え方

風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する必要がある。

2. 土砂災害防止体制の確立

気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

3. 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 土砂災害発生前

市は、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実現に努める。

(2) 土砂災害発生後

市は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険溪流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべりにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、県は、市と協力し、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

4. 土砂災害時による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

市は、土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、市において、消防団等と連携を図り、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した箇所において、民政安定上放置しがたく、採択基準に合致するものは、県と協力して災害関連緊急事業等において砂防・治山施設や地すべり防止施設等の整備を実施する。

(2) 警戒避難体制の確立

① 情報の指示・伝達

市は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的な危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

② 警戒区域の設定

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

5. 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受ける恐れのある区域の地形、土地利用状況等について基礎調査を実施し、結果について公表するとともに、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずる恐れがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

① 警戒避難体制の整備

市は、法第7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、大田市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

ア. 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

イ. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

ウ. 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地

② ハザードマップによる周知

市は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定し以下の措置を講じる。

① 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制

② 建築基準法に基づく建築物の構造規制

市又は県は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるか建築確認を行う。

③ 身体等に著しい危害が生じる恐れが大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生する恐れが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れが大きいと認めるときは、市との連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転の勧告を行う。

- ④ 移転者へ資金等の支援(住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助)

(4) 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法第28条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民への避難指示の判断が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査(以下「緊急調査」という。)を実施する。

(5) 土砂災害に関する情報提供

- ① 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

ア. 県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、嚴重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

イ. 県は、この補足情報として、危険度レベルを土砂災害予警報システムで該当市町村へ提供するとともに、県ホームページ「しまね防災情報」でも提供する。

ウ. 市は、大雨警報、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難情報発令等の災害応急対策が適時適切に行われるよう、地域防災計画に明示する。

- ② 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

県は、土砂災害警戒区域等の公示図書を市へ送付するとともに、県土整備事務所等での図書の縦覧、ホームページ「マップ on しまね」に掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の住民への情報提供を行う。

県は、基礎調査の結果を市長に通知するとともに、ホームページ「マップ on しまね」に掲載し公表する。

- ③ 住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知

県又は国は、法第31条に基づき、緊急調査の結果から当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知するとともに、住民に周知されるため必要な情報提供を行う。

第17節 避難計画

1. 基本的な考え方

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難のための情報伝達等の措置を取る必要が生じる。

特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じる。

2. 施策の実施にあたっての留意点

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集

避難の指示の決定に際し最も重要なことは、河川出水、土砂災害に伴う避難状況(被害状況等)に関する情報の迅速・的確な収集である。特に、当該地域周辺(上流)の河川水位や雨量、被害の発生状況等に基づき風水害危険に関する広域情報の把握に努める。

これらの情報は、発災時には消防本部や警察に集中することが多いので、市はこれらの機関と緊密な連帯を保つとともに、自主防災組織や地域住民の積極的な協力を得るよう努める。

更に、市長が不在の時の対応についても十分留意する。

(2) 住民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定する。

また、警戒区域の設定は住民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する。

(3) 要配慮者等を考慮した避難誘導の実施

避難誘導にあたり、要配慮者を十分考慮し避難させる。

また、避難誘導員は群衆避難による混乱を避け、毅然たる態度で冷静に対応する。

キャンプ地や行楽地など市外者が多く滞在する場所での避難に際しては、関係機関と連携した適切な避難誘導を行う。

(4) 学校等と連携した指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

学校等を指定避難所等とする場合、休日や夜間等の学校管理は無人化しているところも多いので、鍵の管理や受け渡し方法等について毎年度変更等の状況を確認するなど、市と学校等とであらかじめ定めておく。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

風水害時は、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、緊急度に対し迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、救急救命士や高規格救急車の多様で効果的な出動体制・搬送体制を整備する。

3. 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講じるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

① 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部その他は、警報発表以降、警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難情報の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

② 土砂災害からの避難

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対象地域などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

③ 高潮災害からの避難

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

4. 避難情報発令の実施

災害による避難情報発令等については、それぞれの法律に基づき次の者が行うが、市は関係機関と連絡を密にし、住民の避難について適確な措置を実施する。

なお、市は、次の事項に留意し避難情報を発令するほか、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

- ① 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、緊急指定避難場所への移動を基本とするものの、他の安全な知人宅や宿泊施設、地域の集会所等への避難も有効であること、自宅等が安全な場所であれば、立ち退き避難を行わず屋内での安全確保で足りること、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣のより安全な場所への移動又は屋内でのより安全な場所への待避等の緊急安全確保を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底を図る。
- ② 市は、孤立した地区について、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。
- ③ 市は、発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民に周知する。
- ④ 市は、住民に対する避難のための準備の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。
- ⑤ 市は、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、住民が避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令を図る。

避難情報発令の実施責任者及びその時期については次表のとおりである。

○高齢者等避難（警戒レベル3）の発令者及び時期

発令者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	取るべき措置
市長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 大田市地域防災計画	要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先に避難を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	県知事に報告 (窓口:防災危機管理課)

○避難指示（警戒レベル4）・緊急安全確保（警戒レベル5）の発令者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	対象	内容	取るべき措置
市長 （委任を受けた吏員又は消防職員）	災対法第60条第1項第2項第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ・人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・立退きの指示 ・緊急安全確保の指示 ・立退き先の指示	県知事に報告（窓口：防災危機管理課）
知事 （委任を受けた吏員）	災対法第60条第6項	災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官 海上保安官	災対法第61条第1項第2項	全災害 ①同上において、市長が指示できないと認めるとき。 ②同上において、市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・立退きの指示 ・緊急安全確保の指示 ・立退き先の指示	市長に通知（市長は知事に報告）
知事（その命を受けた県職員・水防管理者）	水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める地域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべりにより、危険が切迫していると認められるとき	必要と認める地域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
警察官	警察官職務執行法第4条	全災害 人の生命・身体の危険をおよぼす恐れがある災害時において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	避難の措置（特に急を要する場合）	公安委員会に報告
自衛官	自衛隊法第94条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	警告、避難の措置（警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規程の準用

5. 避難情報発令の基準・区分

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

危険が事前に予想され、避難準備が適当と判断される場合に、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始し（避難支援者は支援行動を開始）、それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始するよう呼びかける。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合に、その地域住民が早めに安全な場所への避難を始めるよう勧め、促し避難させる。

事前避難のいとまがない場合、又は土石流等により危険が目前に切迫していると判断される時は、近くの安全な場所へ緊急に避難させる。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

すでに災害が発生している場合など、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内でのより安全な場所への待避等の安全確保措置を指示することができる。

6. 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難情報の発令を行う場合は、必要に応じ、高齢者等避難発令にあわせて緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るとともに、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難の経路及び避難先
- ③ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

- ① 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- ② 避難情報を発令したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告する。
- ③ 避難の必要が無くなったときは、その旨を公示する。

7. 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官、海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官→警察署長→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

海上保安官→海上保安部長→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

(2) 警察官による避難の措置（警察官職務執行法第4条）

警察官→警察署長→県警本部長→県知事（防災部防災危機管理課）→市長

(3) 自衛官の行う避難の措置（自衛隊法第94条）

自衛官→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

8. 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている装置（消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

9. 大型商業施設等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員招集計画や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

10. 車両等の乗客の避難措置

公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

天災その他の理由により、輸送の安全を確保出来ない場合は、当該車両等の乗務員は、市に対し速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

11. 学校・教育施設等における避難措置

[第2編第2章第31節「文教対策計画」](#)を参照のこと。

12. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又

は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第1項）。

○警戒区域の設定権者

災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員（災害対策基本法第63条第1項）
	警察官（災害対策基本法第63条第2項）
	海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）
	自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条）
	警察官（消防法第28条）
水災について	消防吏員・消防団員（水防法第21条）
	警察官（水防法第21条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条）
	警察官（消防法第36条）

（2）警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は以下のとおりである。

市長等は、警戒区域を設定した時は、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される例が多い。

- ① 市長は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時は、警戒区域を設定する。
- ② 警察官若しくは海上保安官は、市長（権限を受けた市の職員を含む。）が現場にいない時、又は、市長から要求があった時は警戒区域を設定する。この場合、警察官、又は、海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。
- ③ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官、又は、海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。
- ④ 県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現

場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

- ⑤ 国土交通省等は、被災により県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

13. 避難情報の伝達

(1) 関係住民への伝達

① 避難計画に基づく伝達

避難情報の伝達は、大田市地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難情報の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

また、島根県避難情報等情報伝達連絡会で定めた「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに、県、警察本部、消防本部等は、必要な協力を行う。

なお、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難情報が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

② 災害状況に応じた伝達方法

避難情報は、避難を要する防災気象情報等を十分に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実、効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

その際、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること、繰り返しわかりやすい言葉で伝えることなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、人口や面積の規模が大きい市においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

ア. 防災行政無線の利用

イ. 伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難情報の対象世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により自治会長、消防団員等を通して戸別訪問により伝達する。

ウ. サイレン等

エ. 広報車・広報ヘリコプターの利用

市、警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。

また、緊急に避難の必要のある場合又は交通の途絶等により広報車の利用が困難な場合は、県警察のヘリコプターによる広報を要請する。

オ. ぎんざんテレビ

カ. 「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」による放送事業者による伝達

キ. ラジオ、TV放送の利用

日本放送協会、その他民間放送局に対して避難情報を発令した旨を通達し、関係住民に伝達すべき事項を指示し、放送等協力を依頼する。

ク. 登録制メールによる伝達

ケ. 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達

コ. Lアラート(災害情報共有システム)による伝達

③ 伝達事項

ア. 避難場所

イ. 避難経路(具体的に)

ウ. 避難の理由

エ. 避難に際しての注意事項

a. 戸締まり及び火気の始末

b. 家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

c. 貴重品、食糧、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等、必要最小限の物品の携行

d. 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行

(2) 要配慮者への配慮

情報の伝わりにくい要配慮者への避難情報の伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実に伝達するよう努める。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

1.4. 避難の方法

(1) 避難の誘導等

① 避難、立ち退きは避難者が各自に行うことを原則とするが、避難途上危険がある場合等の誘導は関係区域の自治会長及び関係者の協力を得て市職員、警察官及び消防団員が誘導する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

② 避難経路

ア. 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

イ. 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

③ 避難順位

ア. 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。

イ. 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考

慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

④ 携帯品の制限

ア. 携帯品は、必要最小限の食糧、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。

イ. 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

⑤ 危険防止措置

ア. 避難先の開設にあたって、市長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害の恐れがないかどうかを確認する。

イ. 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

ウ. 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあっては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

⑥ 避難者の移送

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に受け入れることが出来なくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害等の前兆現象を発見したりすることにより、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) 孤立が予想される地域の避難対策

市において孤立が予想される地域については、次の対策を行う。

- ① 孤立集落等との通信の状況を確認し、途絶時には復旧に万全を期すとともに、孤立集落等の状況確認を行う。
- ② 被災者の有無を確認し、被災者発生の場合は速やかに救出活動を行う。
- ③ 被災者の状況又は、通常の交通路確保が速やかに行えない場合は、関係機関に、ヘリコプター等の出動を要請し、救出活動を行う。
- ④ 交通路の確保を行い、被災者を所定の避難所に避難誘導する。

(4) 避難行動要支援者の避難対策

① 安否確認の実施

市は、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携して、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際に活用するための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、関係機関で共有しておく。

② 避難誘導の実施

市は、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携し、地域住民の協力により、自家用車又は人力等で避難先へ誘導する。

（5）避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、市町村職員等の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

15. 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策【社会福祉施設・医療機関】

学校あるいは社会福祉施設、病院等の避難については、集団行動をとることとなるが、秩序が乱れ、混乱をきたす恐れが十分考えられるので、管理者が避難対策について常に検討して安全かつ迅速な方法を考慮しておく。

なお、小・中学校の児童・生徒の集団避難は市等の避難措置によるほか、市教育委員会の指示により学校長が実施する。

但し、緊急を要する場合には、学校長が教育長の指示を待つことなく実施できるようにする。

また、各学校、施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに最低年1回は避難訓練を実施する。

また、避難訓練の実施にあたっては、地域の自主防災組織との連携、必要に応じて利用者の保護者等、関係者の参加を要請する。

さらに、職員については、消防学校で行われている社会福祉施設職員を対象とした研修会等に積極的に参加し、災害時に備える。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の指示等の伝達方法
- ③ 避難の順位
- ④ 避難誘導責任者及び補助者
- ⑤ 避難誘導の要領及び措置
- ⑥ 避難に際しての携行品

第18節 避難場所及び避難所運営計画

1. 基本的な考え方

災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れし保護するため避難場所及び避難所を開設する。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

2. 避難場所及び避難所の開設・運営

(1) 実施機関

避難場所及び避難所の開設は市が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、市長が県知事の委任を受けて行う。

なお、市域の指定緊急避難場所及び指定避難所は資料編のとおりである。

(2) 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、まちづくりセンター等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。但し、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所又は避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

また、住民に対し、風水害の恐れのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した時は、市長はその旨を公示し、避難所に受入れすべき者を誘導し保護しなければならない。この場合、市は以下の点に留意する。

- ① 避難場所又は避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
- ② 地元警察署等との連携
- ③ 開設避難場所又は避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- ④ 避難所責任者の配置
- ⑤ 避難者名簿の作成
- ⑥ 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

- ⑦ 次の事項の県への速やかな報告

- ア. 避難場所又は避難所開設の目的、日時及び場所
- イ. 箇所数、受け入れ状況及び受入れ人員
- ウ. 開設期間の見込み
- エ. 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- オ. 避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(3) 避難所の運営管理

市は、各避難所の適切な管理運営を行う。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、避難所運営等に関する様式は、資料編を参照とする。

3. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

市は、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティアなどの協力を得て避難所を運営する。

避難所の運営にあたっては以下の点に留意する。

① 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- ア. グループ分け
- イ. プライバシーの確保状況の把握
- ウ. 適切な情報提供
- エ. 避難所運営ルールの徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

- オ. 避難所のパトロール等
- カ. 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- キ. 避難行動要支援者等のための福祉避難所の開設等

福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活出来る体制を整備した避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等

- ク. 年齢性別によるニーズの相違への配慮
- ケ. 食糧の確保、食事供与の状況把握
- コ. トイレの設置状況の把握
- サ. 簡易ベッド等の活用状況の把握

② 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

ア. 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の確立

- a. 避難所運営における女性の参画の推進
- b. 女性専用の物干し場の設置
- c. 女性専用の更衣室、授乳室の設置
- d. 生理用品、女性用下着の女性による配布
- e. 巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保
なお、巡回警備は、男女一組で行う等工夫する。
- f. 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営

イ. 女性や子ども等への安全配慮

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- a. 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
 - b. トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
 - c. 照明の増設
 - d. 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載
- ウ. 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。
- エ. 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

③ 保健・福祉・衛生対策

ア. 救護所の設置

イ. 巡回健康相談、栄養相談の実施

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる。

ウ. 福祉支援ニーズへの対応

島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる。

エ. 仮設トイレの確保

要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。

オ. 入浴、洗濯対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。

カ. 食品衛生対策

食品衛生、食事供与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への

必要な対策の実施

キ. し尿及びごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施

ク. 家庭動物のためのスペースの確保

ケ. 感染症対策の実施

④ 避難状況に応じた避難先の移動

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

4. 避難所の早期閉鎖

市及び県は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空屋等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

5. 避難所に滞在することができない被災者への対策

市及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6. 広域一時避難

市は被災により、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについて直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

市は、必要に応じて受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について、県より助言を受ける。

市は、避難所を指定する際に、広域一時滞在のために他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第19節 救急・救助計画

1. 基本的な考え方

大規模な風水害時には、多数の救急救助事象が発生すると予想され、各関係機関は、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する必要があり、関係機関相互において密接な連携の下に必要な措置を講じる。

2. 救急・救助活動

(1) 活動の原則

救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- ① 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 負傷者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する

(3) 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織、事業所、住民等は、救助活動等をおこなうときは、救急隊、消防・警察等と連携をとり指揮に従う。

また、消防・警察等が不在の場合は、現場の緊急性を踏まえて、共助の力により救出・救助対応を行う。

3. 救急搬送

負傷者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、消防署、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機、海上保安本部等の船舶又は航空機により行う。

救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

4. 傷病者多数発生 of 活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、受入先医療機関の

被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

5. 関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者のみでは救出困難な事態の場合は、県・警察・海上保安本部等、他市町村に次の事項を明示し、協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

6. 警察・海上保安庁等との連絡

被災者の救出にあたっては各関係機関に連絡し、協力を要請するとともに市、消防機関、警察・海上保安庁、自衛隊等は常に緊密な連携のもとに救出にあたる。

7. 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

8. 救急・救助用資機材等の確保

救急・救助活動に必要な車両、その他資機材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。

なお、救出に必要な機材等の状況は資料編とおりである。

第20節 交通確保・規制計画

1. 基本的な考え方

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。又、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、破損箇所を修復（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）することは、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、関係機関の応急活動を支える路線を選定し、他の道路に先駆けて道路通行確保・応急復旧を行う。

2. 交通施設の危険箇所の把握

市は、消防団その他関係機関と連絡を密にし、道路の崩壊、橋梁の流失その他交通に支障をおよぼす恐れのある箇所の把握、発見に努める。

3. 交通規制の実施

(1) 道路管理者

① 災害時の交通規制

市道で破損・決壊・橋梁流失その他交通に支障をおよぼす恐れがある場合、又は、その通報を受けた場合は直ちに通行の禁止・制限等の規制措置をとるとともに応急復旧に努め、さらに適当な迂回路のある場合にはその指示を行う等交通の確保を図る。

② 災害時における車両の移動

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。

③ 国及び県が管理する道路の災害報告

国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は直ちに国及び県に報告する。

(2) 車両の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、その禁止区域から車両を速やかに他の場所に移動する。

(3) 警察機関の措置命令等

① 警察官の措置命令等

ア. 警察官は、通行禁止又は規制にかかる区域又は区間において車両その他の物

体が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両の所有者に対し、必要な措置をとることを命ずることができる。

イ. ア. の措置を命ぜられた者が当該措置を取らないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

② 緊急通行車両の通行を確保するための要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(4) 自衛官又は消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

(5) 港湾管理者及び海上保安部の措置命令等

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限又は禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

(6) 迂回路の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(7) 規制の標識等の設置

実施者が交通規制を行った場合は、その実施者がそれぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

- ・ 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通規制に係る標示の様式等）
- ・ 道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

但し、緊急な場合又は、標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(8) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに防災行政無線・ぎんざんテレビを利用し、また島根県道路規制情報システム及び報道機関に依頼するなど、一般市民に周知徹底する。

(9) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するほか消防署長及び危機管理課へ連絡する。

4. 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

① 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊等の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、県知事（防災部防災危機管理課、支庁県民局・県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所）、又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。但し、事前届出がされていない車両は、原則警察署に申請する。

② 確認対象車両

確認対象車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関（指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

③ 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県知事（防災部防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

④ 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

自衛隊の災害派遣車両は、白地に黒字で「災害派遣」と車両の前後に標示する。

5. 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請をするものとする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、緊急通行車両以外の車両であって、事前届出の対象とする車両とする。

(3) 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所は、規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

(4) 標章及び証明書の交付

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

6. 緊急通行車両等の事前届出・確認

緊急通行車両等の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行なえるようにしておく。(緊急通行車両等の事前届出・確認については、[本編第1章第12節の3「緊急通行車両等の事前届出・確認」参照](#))

7. 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

(1) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、又、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市又は警察署に通報する。

通報を受けた警察署は、その旨を市及び道路管理者に通報、市はその路線を管理する道路管理者又その地域を管轄する警察機関に通報する。

(2) 災害発生時における運転者のとるべき措置

土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

① 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

ア. できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ. 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ. 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

② 避難のために車両を使用しないこと。

③ 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア. 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外、又は、道路外の場所へ移動すること。

イ. 当該道路の区間以外、又は、道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

- ④ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

8. 緊急道路の通行確保

(1) 緊急輸送道路の把握と優先順位の決定

① 緊急輸送道路の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

市は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

- ② 中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施する。

救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所を活用し、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

③ 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送道路等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

(2) 道路啓開の実施

① 啓開用資機材等の確保

市は、中国地方整備局、県との協力により、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

② 道路啓開作業

市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて道路啓開作業を実施する。

なお、道路啓開にあたっては、以下の事項に留意する。

ア. 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で行う

が、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ. 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ. 道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・離合ができる待避所を設ける。

エ. 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行き、交通確保に努める。

- オ. 啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。
- カ. 道路啓開及び応急復旧にあたっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- キ. 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

9. 港湾及び漁港啓開

(1) 緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾及び漁港の各管理者は、啓開が必要な港湾及び漁港について情報収集を行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

(2) 港湾及び漁港の啓開作業の実施

市は、県と協力し、港湾及び漁港並びに臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。

啓開で発生した土砂・流木等災害廃棄物の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

(3) 航路等の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等に努める。

10. 航空輸送確保

災害時孤立集落や、孤立避難所への道路障害等による交通路の確保が行われるまでの間、医療輸送や緊急輸送を行うために、ヘリコプターによる航空路を確保する。

あらかじめ、想定した臨時ヘリポート等を活用し、発災後直ちに緊急点検及び保守管理を行い、関係機関へ報告する。

第2.1節 緊急輸送計画

1. 基本的な考え方

災害時における被災者の避難、傷病者の収容、隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

2. 実施責任者

緊急輸送に関する実施責任者は、下記に示すとおりである。

なお、災害時における輸送は災害応急対策を行う各対策部がそれぞれ行う。但し、配車等総合調整は市が行う。

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

3. 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 警戒避難期	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

4. 緊急輸送手段等の確保

(1) 自動車による輸送

道路の交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

① 確保順位

ア. 応急対策実施機関所有の車両等

- イ. 公共的団体の車両等
- ウ. 貨物自動車運送事業者等の営業用車両
- エ. その他の自家用車両等

② 貨物自動車運送事業者等の営業用車両

災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。

(2) 鉄道による輸送

道路の被害などによって自動車による輸送が人員輸送不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。

(3) 船舶等による輸送

道路の被害等により車両等による輸送ができないとき、又は船舶等による輸送がより効果的なときは、海上輸送による。

船舶等は漁業協同組合及び漁船所有者の協力を得て確保するが、市内で調達できないときは県、海上保安庁等に確保の要請を行う。

(4) 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は県の防災ヘリコプター、もしくは自衛隊の航空機による輸送を行う。自衛隊の航空機による輸送の手続き等については[本章第7節「自衛隊災害派遣体制計画」](#)に定める。

なお、その要請にあっては緊急度等十分検討のうえ行う。

(5) 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行うが、市内の人員では輸送困難な場合は、県・警察・海上保安庁等への協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請する。

(6) 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集合場所及び日時
- ⑤ その他必要となる事項

(7) 強制確保

① 輸送命令等による方法

県は、災害時輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時における自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

② 従事命令等による方法

県は、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、自動車運送業者及びその従業者に対して輸送業務への従事を命令し、輸送手段、輸送人員等を確保する。

(8) 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。但し、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

(9) 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

5. 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

(2) 輸送拠点等の確保

各種輸送拠点や緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

6. 災害救助法による輸送基準

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送基準は次による。

(1) 輸送の範囲

① 被災者の避難

市、警察署等の避難指示に基づく、被災者自身を避難させるための輸送及び被災者を避難させるための副次的な輸送（被災者を誘導するための人員、資材等の輸送）

② 医療及び助産

重病患者で医療救護班において処置できない者等の輸送及び衛生班の仮設する診療所等への患者輸送あるいは救護関係者の輸送等

③ 被災者の救出

救出された被災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送

④ 飲料水の供給

飲料水の直接輸送及び飲料に適する水を確保するための必要な人員、ろ過器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

⑤ 救済用物資

被災地に給（貸）与する被服、寝具その他の生活必需品、炊き出し用食糧、燃料、被災児童生徒に支給する学用品、救助に必要な医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

⑥ 遺体の捜索

遺体の捜索のため必要な人員及び資材等の輸送

⑦ 遺体対策

遺体対策及び検案のための県の救護班員等人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の移動にともなう遺体の輸送ならびに遺体を移送するための人員の輸送

第2.2節 医療救護計画

1. 基本的な考え方

災害時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、市は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

2. 緊急医療の実施

(1) 医療救護活動

① 災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は、必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。

なお、災害の種類及び程度により市医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

また、災害の程度により、市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

② 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

③ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に情報収集・伝達を行う。

④ 市は、必要に応じて事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、市だけでの対応が困難な場合は、保健医療福祉地域調整本部（保健所長）に支援を要請する。

(2) 助産救護活動

市は、必要に応じて助産救護班を編成し出動し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。

また、災害の程度により市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

3. 医薬品・医療用資器材等の調達

市は、医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等が不足する場合は、県（健康福祉部薬事衛生班）に対して、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保及び緊急輸送を要請する。

4. 傷病者等の搬送

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限界があるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要

になる。

このため、関係機関において広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

5. 特別に配慮を必要とする患者への対応

（1）透析患者等への医療対応

市及び県は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

（2）在宅難病患者への対応

市は、平常時から保健所を通じて把握している在宅難病患者を、必要に応じて、医療機関及び県等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

第23節 要配慮者の安全確保と支援体制

1. 基本的な考え方

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、自力による危険回避活動や避難行動に困難をとまることが多いため、被災しやすい。

特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細やかな各種支援対策を積極的に推進する。

2. 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

(1) 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

① 市において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。

ア. 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等と協力して避難所等へ移送する。

イ. 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ. 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

② 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにする。

そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、次の事項について要配慮者の把握調査を開始する。

ア. 要配慮者の身体の状態

イ. 家族（介護者）の被災状況

ウ. 介護の必要性

エ. 施設入所の必要性

オ. 日常生活用具（品）の状態

カ. その他避難生活環境等

(2) 県への協力要請等

市は、必要に応じて、県への協力要請を行う。

3. 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(1) 被害の状況把握

社会福祉協議会、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員が連携・協力し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

(2) 避難所等における支援

① 情報の提供

掲示板、広報紙等、ファクシミリ、インターネットを活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、手話つき TV 放送、文字放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食糧、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

② 食事

避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。

③ 生活支援

避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者、要約筆記者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

④ ニーズの把握と対策

避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等のニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

⑤ 多様な避難所の確保

緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

⑥ 協力の要請

関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る。

⑦ 支援方策の連携

要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

4. 児童・ひとり親家庭等に係る対策

(1) 要保護児童の把握等

市は次の方法により、被災による孤児・遺児等の要保護児童の発見、把握及び保護を行う。

- ① 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者を通じ、市に対し通報がなされるような体制を確立する。
- ② 住民基本台帳との照合による犠牲者の承認、災害死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児・遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ③ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について適確な情報提供を行う。

(3) ひとり親家庭等の支援

市は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

5. 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保及び被害状況の報告

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

また、市へ被害状況の報告を速やかに行う。

(2) 受入先の確保及び移送

市は、関係機関と連携し、要配慮者の個々の健康状態を把握し、ニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

① 生活救援物資の供給

社会福祉施設等の管理者は、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄物資を患者、入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、市及び県に協力を要請する。

市は、備蓄物資の放出・調達により、患者、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

② ライフライン優先復旧

市は、施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

③巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

④仮設住宅

市は、入所者の選定にあたり、原則として要配慮者を優先的に入居させる。

(3) 連絡

保育所等については、児童の安全を確保した後は保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

6. 観光客及び外国人に係る対策

(1) 観光客の安全確保

文化観光施設等の管理者は、災害時には適確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市及び県は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、救助活動について関係機関と連携を図り、迅速かつ適確に行う。

(2) 外国人の安全確保

①外国人への情報提供

市及び県は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのSNS、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食糧、飲料水、生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関する情報の提供を行う。

②相談窓口の開設

市及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。

第24節 食糧供給計画・集積配分運営計画

1. 基本的な考え方

災害時には、住家の浸水や焼失、ライフラインの途絶及び食糧の販売機構等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化する恐れがある。

このため、住民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食糧の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。

食糧の確保及び供給の直接の実施は、市が行う。

但し、市において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が応援又は協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食糧等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮する。

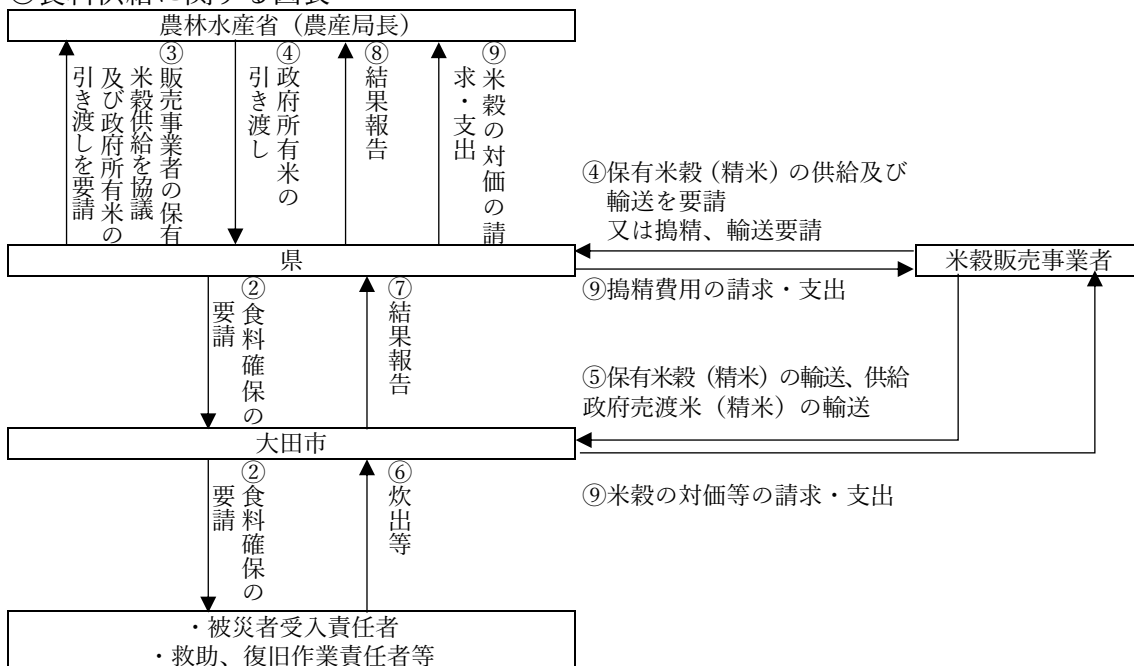
2. 食糧の調達

(1) 米穀の調達

① 災害時において県は、県の備蓄食糧により広域的な見地から市の備蓄食糧の補完を行って対応していくこととなっている。さらに、食糧の確保が必要であると認めた場合には、市の要請に基づき農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議の上、米穀販売事業者に対し、保有米穀の供給を要請することとなっている。

② 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府所有米の直接売却を受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米の直接購入を行い、市に対し米穀の供給を行うこととなっている。

○食料供給に関する図表



(2) その他の食品等の調達

市は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食糧品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、市から要請があった場合又は状況により市において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食糧等を放出又は自ら調達を実施し、市に供給する。

3. 食糧の応急供給

(1) 供給対象者

- ① 避難所に受け入れた者
- ② 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ③ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食糧品の持ち合わせのない者
- ④ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 市における食糧供給の手段・方法

- ① 被災者に対する食糧の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- ② 被災者に対する食糧の配分にあたっては、次の事項に留意する。
 - ア. 各避難所等における食糧の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - イ. 住民への事前周知等による公平な配分
 - ウ. 要配慮者への優先配分
 - エ. 食糧の衛生管理体制の確保
- ③ 炊き出し等の体制が整うまでは、市及び県の備蓄食糧や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- ④ 乳児に対する供給は、原則として液体ミルク又は調整粉乳とする。
- ⑤ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食糧需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達体制についても、継続して実施する。
- ⑥ 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
- ⑦ 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ⑧ 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。

- ⑨ 生鮮食糧品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- ⑩ 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認められたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- ⑪ 炊き出し、食糧の配分及びその他食糧の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

（3）給食基準

① 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

市は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人あたりの供給数量については、次の基準を参考にする。

○ 1人あたりの供給数量

品目	基準
米穀等	被災者（炊き出し） 1食あたり精米換算 200g 以内 応急供給 1人1日あたり精米 400g 以内 災害救助従事者 1食あたり精米換算 300g 以内
乾パン	1食あたり 1包（115g 入り）
食パン	1食あたり 185g 以内
液体ミルク	乳幼児1日あたり 200g 以内

4. 食糧の輸送

- ① 県は、広域防災拠点の備蓄食糧を放出する場合、指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を經由して市が選定する集積地等へ輸送する。
- ② 県が調達した食糧について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ③ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から上記の輸送が難しい場合は、県は、市と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は市に供給する食糧について市に対し引取りを指示する。
- ④ 市が調達した食糧の集積地までの輸送及び市内における食糧の移動は市が行う。
- ⑤ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。
- ⑥ 交通途絶等により、緊急の用に間に合わない恐れのある場合は、県知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。
- ⑦ 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

5. 食糧集積地の指定及び管理

市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難場所、公共施設等を食糧の市集積地として選定し、同時に調達した食糧の集配拠点とする。

なお、市は、県に対し選定した集積地を報告する。

食糧の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期する。

第25節 給水計画

1. 基本的な考え方

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として市は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

但し、市において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。

避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

2. 給水の実施

(1) 情報の収集

市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ① 被災者や避難所の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ③ 通水状況
- ④ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

① 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

② 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

③ 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合は、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

市は、給水場所、給水方法、給水時間等についてぎんざんテレビ・防災行政無線の他、報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を

増減する（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3ℓ）とするなど。）。

（5）要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

（6）給水のための応援要請

市内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し県又は他市町村等に対して応援要請を行う。

- ① 給水対象地区、人口
- ② 1日の必要量
- ③ 水源の要請
 - ア. 水源からの給水、運搬
 - イ. 取水日時及び期間
- ④ 給水機材の要請
 - ア. 品目別必要数量
 - イ. 必要とする日時及び期間
 - ウ. 機材の運搬について
 - エ. 集積場所
- ⑤ 給水全般に対する要請
 - ア. 給水日時
 - イ. 給水場所
 - ウ. 地区の給水受入体制について
 - エ. その他
- ⑥ その他必要となる事項

3. 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり市が実施する。

（1）対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

（2）支出できる費用

- ① 水の購入費
- ② 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- ③ 薬品及び資材費

（3）期間

災害発生の日から7日以内

○給水の方法

給水方法	内容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市町村が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を要請依頼することにより配給する。

第26節 衣料、生活必需品、防災資機材供給計画

1. 基本的な考え方

災害時には、住居の浸水や流出・倒壊等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。

また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときにおいては、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与、又は、貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市が行う。

但し、市において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

2. 生活必需品等の確保

市は、災害時において被災者への生活必需品等の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

- ① 被災者や避難所の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- ③ 季節や時間の経過による状況
- ④ 地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性

必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた市の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

状況により、市のみで対応が困難な場合には、他市町村・県に対し、必要な物資の供給、調達を要請する。

3. 生活必需品等の給与

- ① 被災者への配分方法等については、被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる。
- ② 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。
- ③ 激甚災害等のため、市だけで実施困難な場合には、県、他市町村及び関係機関へ応援要請する。

4. 生活必需品等の輸送

- ① 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、市が選定する集積地等へ輸送する。
- ② 県が調達した物資について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。
- ③ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から上記の輸送方法が難しい場合は、県は、市と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は市へ供給する物資について市長に対し引取りを指示する。
- ④ 市が調達した物資の集積地までの輸送及び市内における物資の移動は市が行う。
- ⑤ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。
- ⑥ 交通途絶等により、緊急の用に間に合わない恐れのある場合は、県知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請することとなっている。
- ⑦ 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

5. 物資集積地の指定及び管理

市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等を物資の市集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。

なお、市は、県に対し選定した集積地を報告する。

物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

6. 物資供給の広報活動

市は、被災後の時間経過によって変化する物資のニーズを的確に捉え、全国に必要となる物資の支援を要請する場合、全国からの問い合わせへの対応、不足する物資の把握や県ホームページ・マスコミを通じた発信等を一元的に行うことに配慮する。

第27節 廃棄物等処理計画

1. 基本的な考え方

風水害の発生により排出されたごみ及びし尿等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

運用の詳細については、下記のほか「大田市災害廃棄物処理計画」による。

2. 廃棄物処理対策

(1) 廃棄物処理の方法

市は、自らの組織及び除去車両、機械器具を用い、廃棄物処理を速やかに行う。除去作業においては、応急措置の実施上やむを得ない場合を除き、周囲の状況等を考慮し、事後障害の起こらないよう配慮して行う。

なお、市において実施できないときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

(2) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物処理

市は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物が収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が出来るようにその収集運搬体制の確立を図る。

(3) 災害廃棄物の仮置き

- ① 風水害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場(学校の校庭、河川敷、公共広場等)を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。
- ② 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。
- ③ 災害廃棄物の円滑な処理には、火災発生の防止、作業時の安全確保等、仮置き場の適正な管理が求められる。また、甚大な被害により大量のがれきが発生した場合は、広域的な支援体制の確保と迅速かつ適正な廃棄物の処理を図っていく。
- ④ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物(土砂等)が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。
- ⑤ 仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。
 - ア. 他の応急対策活動に支障のないこと。
 - イ. 環境衛生に支障が生じないこと。
 - ウ. 搬入に便利なこと。
 - エ. 分別等適正処理の対応ができること。

(4) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等につ

いては、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(5) 災害廃棄物の処分

災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、分別、再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。

最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市が県と協議のうえ代替措置を講じる。

3. し尿処理対策

(1) 倒壊家屋等

市は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

(2) 避難所等

市は、避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

また、仮設トイレの設置にあたっては、プライバシーを確保した簡易型水洗トイレ等の使用や、男女別のトイレの設置、夜間等の安全性の確保など女性などの配慮に努める。

(3) 水洗トイレ

市は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、風水害により水洗トイレが使用不可能となった場合、速やかに仮設トイレ等を設置する対策を講じる。

(4) 応援協力体制の確保

市は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、他市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

4. 廃棄物処理機能の復旧

市は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。

市は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は県と協議のうえ期間を定めて、他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

第28節 防疫・保健衛生・環境衛生計画

1. 基本的な考え方

災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行、食中毒の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

2. 防疫活動

(1) 防疫活動組織

市は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を立て、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

(2) 防疫活動内容

市は、被災状況や県の指導等に基づき、消毒の実施及び鼠族昆虫駆除を行う。

3. 保健活動

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、市は、県と協力し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

- ① 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- ② 保健師は、島根県災害時公衆衛生活動マニュアル等を活用し、避難所における健康相談及び地域における巡回健康相談を行う。
- ③ 保健師による健康相談の結果等により、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は、市は、精神科医等によるメンタルヘルスケアチーム（DPAT）の派遣を県に要請し、保健・医療活動を行う。

4. 精神保健活動

(1) 精神保健活動体制の編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケアの対応を実施するため、市と保健所が連携し、精神保健活動体制を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

(2) 精神保健活動内容

- ① 被災者の支援
- ② 社会福祉施設等との連絡調整
- ③ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 精神保健の対象者

- ① 被災住民全般
 - ア. 避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - イ. 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。

- ② 高齢者
- ③ 障がい者
- ④ 児童
- ⑤ 外国人
- ⑥ その他（公務員、災害救助要員）

5. 食品衛生指導

市は、県が災害状況に応じて次のとおり実施する食品衛生指導に対し、協力する。

- ① 臨時給食施設（避難所及びその炊き出し施設）の把握及び衛生指導
- ② 備蓄食品及び救援食品の衛生指導
- ③ 被災地域の食品関係営業施設及び学校給食施設の衛生指導
- ④ 飲料水の衛生確保
- ⑤ その他食品に起因する危害発生防止の指導

6. 環境衛生指導

市は、県が災害状況に応じて次のとおり実施する環境衛生指導に対し、協力する。

- ① 滞水期間の営業の自粛
- ② 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ③ 使用水の衛生管理
- ④ その他環境衛生上の危害の発生防止についての啓発指導

7. 家畜防疫

- ① 市は、県及び関係機関と協力し、被災地における家畜防疫は、家畜の所有者等共に協力し、防疫、診察等を行い、未然に家畜伝染病を防ぐよう対処する。
- ② 市は、患畜が発生したときは、県又は関係機関等と協力し、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により伝染病の蔓延防止に努める。

8. 飼い犬管理対策

飼い犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員と協力し、放浪犬等を收容するとともに飼い主に対し犬の管理方法を指導する。

9. 動物愛護管理対策

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

飼い主のわからない負傷動物や放浪動物を発見した場合は、保健所に連絡する。

避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、飼育動物の餌が不足するときは、県に対し調達を依頼する。

第29節 行方不明者の搜索、遺体対策・埋葬・火葬計画

1. 基本的な考え方

災害により発生した行方不明者の搜索及び遺体の収容、埋葬の実施を円滑に行う。行方不明者の搜索、遺体対策、埋葬は市が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、市が県を補助して実施する。

2. 行方不明者の搜索

(1) 搜索の方法

① 組織

行方不明者の搜索は、警察官、消防機関等の協力を得て搜索体制を編成し搜索にあてるが、被災の程度、搜索の状況により地域住民の応援を得る。

② 搜索の対象

被害により現に行方不明の状況にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 応援の要請

市の搜索のみでは搜索の実施が困難であり、他市町村の応援を必要とする場合、又は遺体の流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、次の事項を明示し、県及び関係市町村に対し搜索の応援を要請する。

① 市内での搜索

- ア. 応援のための人員及び必要資材並びに集合、集積場所
- イ. 搜索予定地域
- ウ. 応援を要する時間
- エ. その他必要となる事項

② 他市町村内での搜索

- ア. 遺体が埋没又は漂着していると予想される場所
- イ. 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ. その他必要となる事項

3. 遺体の収容対策

(1) 遺体の輸送

警察官による検視及び救護による検案を終えた遺体は、市長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

(2) 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

市長は、被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所(安置所)に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具(納棺用品等)を確保する。

市長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

(3) 遺体の検視

警察官が、各種の法令等に基づいて検視を行う。

4. 遺体の埋・火葬

(1) 実施者及び方法

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

- ① 災害の混乱時に死亡した場合（災害の発生前に死亡した者で葬祭が終わっていない者を含む。）
- ② 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - ア. 緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であること。
 - イ. 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。
 - ウ. 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。
 - エ. 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

(2) 埋葬の実施基準

- ① 遺体の火葬
 - ア. 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
 - イ. 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。
- ② 遺体の仮埋葬
 - ア. 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
 - イ. 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第30節 住宅確保及び応急復旧計画

1. 基本的な考え方

住宅が浸水や土砂災害により流失、損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

なお、被災者からの被災住宅の応急復旧に関する相談に対応する窓口の設置が必要であると判断した場合は、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請する。

2. 応急住宅の提供

(1) 入居者の選定等

① 対象者

ア. 住家が全壊、全焼又は流失して生活ができない状態となった世帯

イ. 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げも出来ない世帯

ウ. 自らの資力では住宅を確保することが出来ない世帯

② 入居者の選定

入居者の選定は、市が行う。なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

③ 必要住宅戸数等の把握

市は、住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

市は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめる。

(2) 公的住宅の提供

① 方針

公的住宅の空室で提供可能なものを提供する。

なお、公的住宅の提供で足りない場合は、市及び県は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

② 提供可能住宅戸数の把握

③ 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。

この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(3) 応急仮設住宅の建設

① 方針

ア. 実施主体

応急住宅の建設は、市が行う。災害救助法が適用された場合は、市の要請に

基づき県が建設し、提供する。

イ. 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して市が選定する。なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ. 仮設住宅の構造・規模

- a. 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とする。
- b. 規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- c. 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

② 建設場所

建設予定場所は、原則として市有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

③ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その貸与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

④ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

⑤ 災害救助法の適用の場合

ア. 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ. 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

① 応急仮設住宅における安心・安全の確保

② 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

③ 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

④ 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

3. 被災住宅の応急修理

(1) 対象者

- ① 住家が半壊、半焼し、又は半流失しそのまま当面の日常生活を営むことのできない世帯
- ② 資力に乏しく、自力で住宅の応急修理を行うことが出来ない世帯

(2) 実施方法

- ① 市は民生児童委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定める。但し、災害救助法等が適用された場合には県に調査書を提出する。
- ② 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできないもののみを対象とする。
なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

(3) 費用の限度

住宅の応急修理のため支出できる費用の限度は、災害救助法に規定された額以内を原則とする。

なお、同一住宅に2以上の世帯が住居している場合は1世帯とみなす。

(4) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成する。

なお、災害救助法が適用され、この期間中に実施困難な場合にはこの期間内に知事あて期間の延長を申請する。

4. 住宅関係障害物除去

災害救助法の適用時における「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」については、災害救助法に則って行う。

5. 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

市は、県が実施する民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図るものとする。

なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

6. 民間賃貸住宅の借り上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用できるよう、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

第31節 文教対策計画

1. 基本的な考え方

風水害時には、学校等の文教施設において、乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全の確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、文教施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

なお、対策の実施にあたっては以下の点に留意する。

（1）学校等における応急対策の確立

風水害発生時における応急対策については、地域の実情等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立について考慮する。

（2）被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

2. 児童等の安全確認・施設被害状況確認

（1）最優先課題

災害時には、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。

中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難の指示・避難誘導にあたって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

（2）風水害発生時の対応

風水害時には、まず児童等の安全を確認するとともに、当面児童等が取るべき行動の指示を行う。

休憩時間や放課後等にあっては、児童等に取りべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

（3）児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。

児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子供を連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた引き渡し確認カード等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。

留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。

そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

3. 応急対策の実施

(1) 災害時の対応

- ① 県及び市は、必要に応じて所管する学校等と連絡を取り、災害についての情報提供、防災対策についての助言を行う。
状況によっては、防災関係機関に支援を要請する。
- ② 人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講じる。
- ③ 災害時の学校等の対応措置は以下のとおりである。
 - ア. 校長、園長は、防災気象情報、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、臨時休校、下校措置等をとる。
 - イ. 学校等が被災し、又は被災する恐れがあるときは、校長、園長は児童等、施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長、園長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。
 - ウ. 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。
 - エ. 学校等に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。
 - オ. 人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに校長、園長は、教育委員会又は子育て支援課に連絡する。

4. 応急教育の実施

- ① 県及び市は、所管する学校等の児童等・教職員及び施設被害などに応じて、心のケアへの支援を行う。
- ② 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。
- ③ また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

学校の取組む実施内容は以下のとおりである。

- ④ 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。
- ⑤ 教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。
特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び外傷後ストレス障がい（PTSD）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。

- ⑥ 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の供与等に係る必要業務に当たる。
- ⑦ 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- ⑧ 避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- ⑨ 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- ⑩ 学校教育活動の早期再開に向けて、PTA や地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。
- ⑪ 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、所轄の教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

5. 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

(1) 学用品の給与の対象

風水害により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市町村長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

なお、学用品の給与状況は資料編、様式 18 を参照。

(2) 学用品の給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

(3) 学用品の給与

各学校において、最低限必要な学用品のリストを作成し、教育委員会に報告する。

報告を受けた教育委員会は、知事に報告する。

学用品の給与は市長が行うが、市長において調達困難なときには、知事が調達を行う。

(4) 授業料等の減免措置

被災により費用（公立高等学校にあっては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

6. 児童・生徒・教職員の健康管理

学校の保健衛生については次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- ① 校舎内外の清掃・消毒
- ② 飲料水の検査
- ③ 感染症の予防接種や健康診断の励行

7. 文化財の保護

国・県・市指定建造物及び重要伝統的建造物群に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。

また、指定史跡には、間歩、墓所など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。

指定天然記念物には、窟や樹木等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールが必要である。

(1) 石見銀山遺跡の構成要素（建造物）の防災保守点検

史跡石見銀山遺跡の構成要素となっている銀山山組頭高橋家、恵比須神社、豊栄神社に設置している自動火災報知設備の法定点検を行う。

(2) 石見銀山遺跡の防災施設整備（記念物）

- ① 人的被害の危険性が高い間歩周辺の落石対策工事を行う。
- ② 大久保間歩への緊急（救急）車両進入のため、路盤整備と坑内崩落対策及び照明追加整備を行う。
- ③ 注意喚起等必要なサインの整備及び改修を行う。

(3) 石見銀山遺跡の防災施設整備（災害）

令和元年(2019)の長雨により崩壊した石垣を修理する。

(4) 国指定天然記念物波根西の珪化木管理事業

日本遺産の構成文化財でもある波根西の珪化木は海中・海上にあり、漁網や廃棄物等が珪化木周辺に漂着したり珪化木に絡みついたりすることがあることから、異常が発生した場合に迅速に対応するため、定期的な巡視を行い、珪化木に変化や漂着物などがないかを確認する

第32節 農林漁業関係被害の拡大防止計画

1. 基本的な考え方

風水害時には、農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

2. 農産物、家畜対策

(1) 農産物対策

災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講じる

① 被害状況の把握

市は、島根県農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、西部農林水産振興センターを通じて県農林水産部に報告する。

② 水稲改植用苗の確保

水害により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときには、県に対して、改植用苗の補給等所要の措置を要請する。

③ 病虫害防除対策

水害等により発災が予想される農作物の病虫害防除に対し、県の指示・指導に基づき防除を実施する。

④ 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

(2) 家畜対策

災害時における家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策として、次の措置を講じる。

① 水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、市は、県及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、次によって必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長に届出を行わせるとともに、市の指示に従って、死体の埋却又は焼却等を行わせる。

② 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不相当であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療に当たらせる。

③ 家畜の防疫

ア. 畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき実施する。

イ. 家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、防疫に必要な人員を被災地へ派遣し、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施する。

ウ. 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理については、それぞれ家畜伝染病予防法に定めるところにより実施する。

④ 家畜の避難

水害による浸水時災害の発生が予想され、又は発生したために、家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。

⑤ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県は、飼料業者等に対し、必要数量の確保、供給について要請するとともに、県と協力して政府需給調整飼料等の放出等を要請する。

3. 林産物対策

(1) 被害状況の把握

市は、県との協力により早期に山を巡視して造林地や治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については立ち入り禁止措置をとり、応急処置をする。

(2) 災害対策技術指導

市は、県、森林組合等の協力を得て苗木生産者、森林所有者等に対し、苗畑の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

(3) 風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、市は、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(4) 森林病虫害等の防除

森林病虫害等を防除するため、市は、県、森林組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

4. 水産関係対策

台風等により、漁業施設等に被害の発生が予想され、又は実際に被害が発生した場合には、市は、県、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、応急対策の総合的な調整を図るとともに、連携して被害発生の防止を指導又は応急・復旧対策措置を講じる。

(1) 被害状況の把握

県、水産事務所の協力により、市は、漁業施設等の被害状況を把握する。

(2) 陸上施設の被災対策

市は県、漁業協同組合等と協力し、施設の被害状況に応じ、次のような措置を講じる。

① 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整。

- ② 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整。
- ③ 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港等からの移入等についての調整等。流出油事故については、[第5編第1節「流出油事故対策計画」](#)を参照。

第33節 孤立地区対策計画

1. 基本的な考え方

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な物など要配慮者の有無の把握、被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

2. 孤立実態の把握

(1) 孤立実態の把握

市は、通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされる恐れが生じることから、被害状況の把握を行う。

(2) 通信手段の確保

防災行政無線、消防無線、アマチュア無線の活用等あらゆる方法により情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

3. 物資供給、救助の実施

(1) 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

(2) 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食糧品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

4. 道路の応急対策

(1) 道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第3編 地震災害

第1章 災害予防計画

災害予防計画は、災害発生の未然防止や災害の拡大を防止するために必要な事業、施設整備などの災害予防対策について定める。

第1節 液状化災害等の予防

1. 基本的な考え方

地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性が指摘されている。このため、その被害の防止・軽減を図るため以下の対策を講じることが求められる。

2. 液状化現象の調査研究

市は、県や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の公開と住民への普及に努める。

3. 液状化対策工法の普及

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

(1) 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設・河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

○地盤改良による工法

- ① 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換方法
- ② 振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工等）
- ③ 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
- ④ 地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）
- ⑤ 地盤内に碎石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルレーン工法）

○構造物で対応する方法

- ⑥ 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- ⑦ 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

(2) 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が深刻な被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことが重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

- ① 基礎を一体の鉄筋コンクリート造のべた基礎とする。
- ② 締固め。置換え、固結等有効な地盤固めを行う。
- ③ 基礎杭を用いる。

(3) 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。

それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

○管路に施す工法

① 既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、安全性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。

② 新設管の耐震化

ア. 管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い必要に応じ地盤改良等の対策を施す。

イ. ダクダイル铸铁管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性の向上に努める。

管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

○地盤改良工事

- ③ 上記〈管路に施す工法〉の①に同じ。

第2節 土砂災害の予防

1. 基本的な考え方

地震による被害は地盤によって異なる。地震による被害を予防又は軽減するためには、当該地域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の危険区域の被害を軽減するための対策を推進する。

2. かけ崩れ、山崩れ災害の防止対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握・周知

市は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

(2) 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

また、山腹崩壊危険地区のうち緊急なものについて県等と協力し、保安林指定による立木の伐採等の規制と治山事業の促進を図る。

(3) 警戒・避難体制の整備

市は、災害発生防止のため急傾斜地崩壊危険区域及び危険箇所の周辺においては保全・管理に必要な事項について、ハザードマップの活用により住民に周知するよう努める。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行い、住民の避難を促す。

危険地域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

(4) 住宅移転の促進等

県及び市は、急傾斜地崩壊危険区域について、急傾斜地の崩壊の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第39条第1項）として指定する。

当該災害危険区域においては、建築制限を行う。

また、当該災害危険区域内の建築物について、過去の土砂災害の実態等からみて、土砂災害が発生する恐れが急迫していると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れが大きいと認めるときは、県、関係機関との連絡調整を図った上、かけ地近接等危険住宅移転事業等、各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するために、危険住宅の移転

促進に努める。

3. 地すべり災害の防止対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、以下の対策を促進する。

(1) 地すべり危険箇所の把握・周知

県は、市及び地元住民と協力、連携を図りながら、地すべり区域等の把握のための各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。

また、当該地すべり区域について市は巡視を行い、危険の発生防止と周辺地域住民に対する周知に努める。

(2) 地すべり防止工事の促進

国土交通省及び農林水産省（農村振興局・林野庁）所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。

県は、市等と協力し、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事の実施に努める。

(3) 警戒・避難体制の確立

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。県は、特に危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対する観測体制を整える。

被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難情報発令の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

なお、県の総合防災情報システム及び砂防課ホームページ、市のハザードマップ等により、指定区域、危険箇所の位置が確認できるので、これらの情報を十分に活用し、地域住民の認識を高める。

市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、必要な事項について、ハザードマップを活用し、住民に周知するよう努める。

(4) 住宅移転の促進等

市は、県及び関係機関と連携し、各種制度の活用により、住民の生命、財産等を土砂

災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

4. 土石流災害の防止対策

(1) 土石流危険溪流の把握・周知

県は、市と協力し、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所及び危険区域の把握に努める。市及び県は、土石流危険溪流崩壊土砂流出危険地区等の資料を周辺住民等に周知徹底を図る。

(2) 土石流対策工の実施

国土交通大臣より砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事の実施及び立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

また、農林水産大臣及び島根県知事により指定された保安林内の山地危険地区においては、治山工事の実施及び立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

県は、市等と協力し、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事の実施に努める。

砂防工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

(3) 警戒・避難体制の整備

市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報、土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、必要な事項について、ハザードマップを活用し、住民に周知するよう努める。

(4) 住宅移転の促進

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生する恐れが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れが大きいと認められるときは、市と連絡調整の上、当該建物の所有者等に勧告を行う。市は関係機関と連絡調整を行った上、各種制度の活用により、住民の生命、財産等を災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

5. 土砂災害防止法による防止対策

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受ける恐れのある区域の地形、土地利用状況等について基礎調査を実施し、結果について公表するとともに、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域として、ま

た、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずる恐れがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

① 警戒避難体制の整備

市は、法第7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、大田市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

ア. 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

イ. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

ウ. 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

② ハザードマップによる周知

市は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定し以下の措置を講じる。

① 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制

② 建築基準法に基づく建築物の構造規制

市又は県は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるか建築確認を行う。

③ 身体等に著しい危害が生じる恐れが大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生する恐れが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れが大きいと認めるときは、市との連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転の勧告を行う。

- ④ 移転者へ資金等の支援(住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助)

(4) 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法第28条、29条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民への避難情報発令の判断が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査(以下「緊急調査」という。)を実施する。

(5) 土砂災害に関する情報提供

- ① 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

ア. 県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、嚴重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害警戒情報を共同で発表する。県は、この補足情報として、危険度レベルを土砂災害予警報システムで該当市町村へ提供するとともに、「しまね防災情報」でも提供する。

イ. 市は、大雨警報、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難情報発令等の災害応急対策が適時適切に行われるよう、地域防災計画に明示する。

- ② 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

県は、土砂災害警戒区域等の公示図書を市へ送付するとともに、県土整備事務所等での図書の縦覧、ホームページ「マップ on しまね」に掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の住民への情報提供を行う。

県は、基礎調査の結果を市長に通知するとともに、ホームページ「マップ on しまね」に掲載し公表する。

- ③ 住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知

県又は国は、法第31条に基づき、緊急調査の結果から当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知するとともに、住民に周知されるため必要な情報提供を行う。

○土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度）

相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法
警戒レベル4相当	すでに基準値超過	現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態。命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況。この状態になる前に避難を完了し、まだ避難していない場合は身の安全の確保が必要。
警戒レベル4相当	1時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態。土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。避難完了の目安。
警戒レベル4相当	2時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後2時間以内に土砂災害発生基準値に到達すると予測される状態。土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。避難開始の目安。土砂災害警戒情報の発表基準。
警戒レベル3相当	3時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態。土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要。避難準備の目安。要配慮者は避難開始の目安。

第3節 津波災害の予防

1. 基本的な考え方

津波予報の発表時又は津波災害の発生時には、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策（警戒）本部を設置する。また、地震・津波被害の軽減、拡大防止を図るため、地震・津波情報及び津波予報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達するとともに、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

なお、津波災害については、予防計画、応急対策計画からなる[第4編「津波災害」](#)を参照。

第4節 都市構造の防災化

1. 基本的な考え方

災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減することのできる風水害に強いまちづくりを推進するため、市、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を実施してきたが、より一層の整備を進めるため、それらを総合調整し実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を整備し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、風水害等に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

2. 防災的な土地利用の推進

(1) 防災的な土地利用の推進

市は、既存市街地及び周辺地域において、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消、防災拠点と連携した、道路、公園等の都市基盤づくり等、防災上安全な土地利用を進める。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

市及び県は、造成地に発生する災害など新規開発等の事業に際しての災害の防止については、都市計画法及び建築基準法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認、特定開発行為等の許可の審査ならびに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。また、次に挙げる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。

都市計画法に基づく許可を要する開発行為について、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域内においては、自己の居住の用に供する目的で行うもの以外は原則として認めない。土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建設のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。

なお、宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

3. 都市の不燃化の推進

(1) 密集住宅市街地等の不燃化

① 老朽木造建築物密集市街地の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

② 屋根不燃化区域の指定

県は、防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼による火災を防止するため、建築基準法第22条に基づく指定区域（耐火・準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造り、又は葺く必要等がある区域）の指定を行う。

③ 建築物の防火の推進

県及び市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

（2）消火活動困難地域の解消

市は、市街地の不燃化事業、都市構造再編集集中支援事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

（3）延焼遮断帯等の整備

市は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止に努める。

（4）消防水利・防火水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

（5）その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保に努める。
また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

4. 防災空間の確保

災害時における、避難場所・避難路、延焼遮断及び救護活動の拠点として公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保及び災害に強い道路網の整備を進める。

(1) 公園等の整備

① 道路の整備

道路は、風水害等の災害時においては、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、市内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備に努める。

② 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、災害時における避難場所・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

市は、都市緑地法に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。

(2) 共同溝等の整備

市は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

(3) 都市防災構造化対策の推進

市は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。

また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進する。

5. 工作物対策

災害時に公衆に危害を及ぼす危険性の高い擁壁、ブロック塀、窓ガラス等落下物、屋外広告物等について点検・指導に努める。

(1) 擁壁の安全化

道路において擁壁を設置する場合においては設計時に安定性を考慮することになっているが、市は、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。

(2) ブロック塀等の安全化

市は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について引き続き指導し、併せて、パンフレットの配布等を実施する。

(3) 窓ガラス等落下物の安全化

市は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を実施し、窓ガラス等の落下物によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、県と連携しながら指導に努める。

第5節 公共建築物及び一般建築物等の安全化

1. 基本的な考え方

防災上重要な建物となる公共施設は、耐震性の強化により、崩壊防止に努めなければならない。また、積雪時の地震にも対処できるよう予防対策を図る。

災害時の拠点となる庁舎、指定避難所については、非構造部材を含む耐震対策等により、被災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、既設の建築物は耐震調査及び補強の計画を推進する。

指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

また、不特定多数が利用する他の建築物で、耐震上問題があると想定されるものは、重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

なお、特に以下の点について留意する。

(1) 都市機能確保のための事前対策の重要性

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設及び、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信等については、各施設等の耐震化や施設・機能等の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(2) 災害廃棄物の発生への対応

市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとし、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

(3) 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

2. 公共建築物の耐震性の向上

(1) 防災上重要な建築物規定

市は、災害発生時における安全な避難場所を確保するため、次の市有建築物を「防災上重要な建築物」として、各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努める。

- ① 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる市庁舎、消防本部等
- ② 震災時に緊急の救護所、避難所となる学校及びその他の施設

- ③ 駅等不特定多数の者が利用する施設
- ④ 要配慮者に関わる社会福祉施設

(2) 防災上重要な建築物等の耐震性の確保

- ① 老朽化の著しい建築物又は構造上危険と判定されるものは、改築を促進する。
- ② 建物の新築及び改築にあたっては、耐震耐火建築物の建設を促進する。
- ③ 積雪時の地震を考慮し、積雪荷重のチェックや構造設計上の指導を、県の協力により推進する。
- ④ 市及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。この際、市は、地震により人的被害が発生する恐れがある場合はその管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講じるよう指導する。

(3) 耐震診断の実施

計画的な耐震診断の実施により、施設の耐震化を促進する。

(4) 文化財の安全確保

文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、展示施設や保存・保管施設に展示・収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強に努める。

3. 一般建築物等の耐震性の促進

耐震診断の実施や耐震診断方法の普及・啓発を進める。また危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導の強化充実を図る。

(1) 建築物防災相談・耐震診断の体制づくり

市は、建築士会、その他の関係団体等と協力して、個々の建築物の耐震診断を実施する体制の充実を図る。

(2) 個人住宅の耐震性能診断強化

耐震化の必要性、耐震診断方法の普及・啓発を図る。

(3) 既存コンクリートブロック塀等点検、補強指導の強化

市は、県と連携し、危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導に関する強化充実を図る。

4. 落下物・転倒物対策

地震発生時には、広告塔、看板等の屋外広告物や屋根瓦、窓ガラス、タイル、モルタル等の外装材及びエアコンの室外機等の落下が予想される。また、落下物ではないが、同種の危険性のあるものとして各種の自動販売機がある。

これら落下物や転倒物による影響は、人身への被害とともに救助活動の障害ともなる。このため、これらについて安全性の確保を図るための対策を実施する。

(1) 落下物対策

① 安全性確保の周知徹底

適宜、耐震、防災診断等を実施し、安全に対する意識を啓発する。

② 屋外広告物等の規制

防災パトロール等の際し、落下の恐れが高いものは所有者等に対して、改修等の対策を講じるよう改善指導に努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

市は、防災関係機関と連携し、各種の自動販売機は、必要に応じていっそうの補強を行うよう関係者を指導し、安全意識の徹底を図る。

(3) 安全・防災パトロールの実施

市は、防災関係機関と連携し、市内の通学路、避難路に面した物件を主な対象とした落下・転倒危険物の個別安全・防災パトロールを実施する。

5. 地震に対する心構えの周知

地震に関して心得ておくべき注意事項を平素から機会あるごとに住民に周知し、災害時には、住民自ら臨機の措置をとり被害の拡大防止が図られるよう指導、広報に努める。なお、周知するような事項としては次のとおりである。

(1) 平常時の心得

- ① 家具等を固定しておく
- ② 非常持出しの確認整理
- ③ 火気使用施設等の安全点検
- ④ 応急消火施設の用意
- ⑤ 落下物の防止と待避の方法
- ⑥ 破壊救出用具等の準備
- ⑦ 危険物の点検
- ⑧ ブレーカー設置場所の確認

(2) 地震時の処理

- ① まず、わが身の安全をはかり、あわてず行動する。

- ② すばやく火の始末をする。
- ③ ブレーカーを切る。
- ④ 火が出たらまず消火。
- ⑤ あわてて外にとび出さない。
- ⑥ 非常脱出口の確保をしておく。
- ⑦ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- ⑧ 正しい情報をつかみ、デマにまどわされない。
- ⑨ 避難は徒歩で、持物は少なくする。
- ⑩ 狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに近寄らない。
- ⑪ 協力しあって応急救護

6. 建築物の不燃化の推進

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集しており、震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

(2) 密集住宅地の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する地域については、建築物の不燃化を特に推進する。

7. 都市の不燃化の推進

老朽化した木造建築物が密集する市街地における延焼による火災を防止するため、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく、屋根不燃化区域の指定、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

また、火災発生時の迅速な消火活動を行うことができるように、消防活動路の確保、貯水槽等消防水利の整備を進める。

8. 防災空間の確保

災害時における、避難先・避難路、延焼遮断及び救護活動の拠点として公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保及び災害に強い道路網の整備を進める。

また、住宅密集地の狭あいな道路（建築基準法第42条2項の道路）の隣接地権者に対して、市単独事業による狭あい道路整備の啓発を図る。

9. ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び県、ライフラ

イン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・LPガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電気施設の安全性の確保【中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社】

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、災害時における電力供給を確保し、住民生活の安定を図るため電力設備の防護対策を推進する。

(2) LPガス施設の安全性の確保【LPガス取扱事業者】

LPガス事業者は、災害予防のため、LPガス施設について安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備等により災害予防対策を推進する。

① ガスボンベの転倒防止対策

販売店等は、鎖がけ等の方法によりボンベの転倒防止措置を講じるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

② 安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメーター（マイコンメータS）又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努める。

③ 消費者に対する周知啓発活動

地震災害発生時には、LPガス消費者自らガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、大規模な地震災害の場合は、容器バルブを閉じることが二次災害を防止する上で最善の方策であることから、販売店等は地震災害時に消費者がとるべき初期行動についてパンフレットの配布等により啓発活動に努める。

(3) 上（簡易）水道・下水道・集落排水施設等の安全性の確保

① 上（簡易）水道の安全確保対策

市は、住民に安全で良質な水の安定供給を確保するため、施設の保守・点検に努めるとともに、施設の安全化対策を推進する。また、応急給水を円滑に実施するために、活用可能な水源、配水池等を最大限利用するとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進する。

② 下水道・集落排水施設等の安全確保対策

市は、住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道・集落排水施設等の機能を保持できるよう、施設の整備・保守・点検に努めるとともに、防災用資機材の整備拡充、防災の確立を推進する。

また、民間事業者等との協定締結などによる下水道施設の維持・修繕、処理機能の維持についても取り組みを進める。

(4) 電気通信施設の防護対策【西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ中国支社島根支店、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社】

西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ中国支社島根支店、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社の各社は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組む。

また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、グループ会社の要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

① 自主保安体制の構築

- ア. 通信ビル相互を結ぶ中継伝送路等主要伝送路については、光ケーブル又は無線による多ルート化、ループ化を推進する。
- イ. 公共機関等、重要加入者の災害時に必要な通信を確保するため、加入者ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。
- ウ. 指定避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。
- エ. 災害時の孤立対策として、移動無線車及び可搬型無線機、ポータブル衛星車等を主要地域に配備する。
- オ. 架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、主要なケーブルについては地中化を推進する。
- カ. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- キ. 変換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施する。
- ク. 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施する。
- ケ. 平素から災害復旧用資材を確保する。

② 防災訓練の実施

西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ中国支社島根支店、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社は、災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

なお、市、地方公共団体、警察、消防等、外部の防災関係機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- ア. 災害発生時の初動立ち上げ訓練
- イ. 気象、地震等に関する情報伝達訓練

- ウ. 災害時における通信復旧訓練
- エ. 電気通信設備等の災害復旧訓練
- オ. 消防及び水防の訓練

10. 交通施設の安全化

市は、ライフラインとして多様な機能を果たしている交通施設の災害時の安全性を確保していくため、県と協力しながら予防対策を推進する。

また、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(1) 道路施設の安全確保

国道、県道、市道及び農道、林道等の各管理者は、各々の管理する道路について整備を行うとともに、土砂崩壊や落石等の危険箇所については、法面防護工等の実施、又は橋梁等の道路構造物については安全性確保のための補強等の対策を講じ、災害時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が生じないよう整備に努める。

① 道路の整備

各道路管理者は、災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備に努める。

② 落石等通行危険箇所防止対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について、緊急性の高い箇所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

③ 橋梁等の対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る。

④ トンネルの安全対策

各道路管理者は、トンネルの安全の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

(2) 港湾施設の安全確保

各港湾は、大規模な災害により被害が発生したときに救援物資や災害復旧の建設機械、又は資材の受入れ、管理、仕分け、搬出及び積み替え等を行う海上輸送基地としての役割を果たす必要がある。各港湾管理者は、必要に応じて防災点検、補強工事を施行する。

(3) 漁港施設の安全確保

漁港管理者は、漁港区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、防波堤や護岸等の工事、漁船の安全を確保するための泊地の浚渫拡張、船揚場の建設等に努める。

1 1. 文化財に対する災害予防

(1) 所有者等の管理責任

指定文化財の管理は、その所有者又は管理責任者の責任において行う。

なお、文化財の危機管理の観点からも、関係機関等と連携を図りながら、個人が所有・保管している文化財を公的施設に寄託する仕組みを検討する。

(2) 文化財の危機管理（防災・防犯、毀損・滅失対策・復旧など）マニュアル等の作成

- ① 重要伝統的建造物群保存地区や個々の文化財を災害などから守るため、ハザードマップを活用するとともに、防災（火災、地震、その他）・防犯、老朽化や毀損・滅失対策、復旧などのマニュアル等の作成を検討する。
- ② マニュアル等は、文化財担当部局や警察、消防、文化財所有者、地域住民、博物館・研究機関等の平時および緊急時の役割や連携体制などについても記し、実効性のあるものとなるよう努める。
- ③ マニュアル等を市民に周知するため、分かりやすく解説をした冊子の作成も検討する。

(3) 災害時の履歴や内容、取組（対策）などの記録の作成と周知

これまでの災害履歴などを記録し、その教訓を生かして防災・減災及び防犯などにつなげるアーカイブ（記録の保存・活用、未来への伝達）を作成し、市民等への情報提供と周知を図る。

(4) 重要伝統的建造物群保存地区における防災対策

- ① 重要伝統的建造物群保存地区の防災計画を踏まえ、関係機関（消防等）及び地域住民・団体等との連携のもとに、ハード・ソフトの両面から防災対策を進める。
- ② 火災や風水害、土砂災害に加え、地震対策も考慮して重要伝統的建造物群保存地区の防災計画の見直しを行う。
- ③ 城上神社拝殿の屋根葺き替えをはじめとする保存修理と併せて、自動火災報知設備の設置を行う。

(5) 文化財の危機管理に関する情報の提供

- ① 文化財のパンフレット等に危機管理の情報（前記の防犯・防災、毀損・滅失対策など）を記載することを検討する。
- ② 『広報おおだ』やホームページ等で文化財の危機管理に関する情報提供を行う。
- ③ 文化財の危機管理に関する勉強会、講演会などを開催する。

(6) 文化財の防災訓練の実施

文化財防火デー（1月26日）を活用するなどして、重要伝統的建造物群保存地区や指定文化財（建造物）などにおいて、定期的に文化財の防災訓練を実践的に行う。

(7) 文化財を通じて災害や防災を学ぶ機会の確保

- ① これまでの大田市や近隣市町、類似都市などの災害や防災の歴史を学ぶ機会を確保する。
- ② 災害履歴等の歴史から危険箇所、避難・連絡手段などを学び、地域防災の強化に役立てる。

(8) 文化財の危機管理の体制づくり

- ① 文化財の所有者や市民・地域団体等と協力・連携し、地域レベル（まちづくりセンターの管轄や身近な範囲）で文化財の点検、連絡、情報共有を行う危機管理体制の確立を目指す。
- ② 文化財の点検等については、まちの文化財調査員（仮称）の協力が得られるように努める。
- ③ 文化財の所有者や市民・地域団体等を対象とした文化財の危機管理に関する学習会、講演会等の開催を検討する。
- ④ 文化財の毀損や滅失の危機などに関する連絡、相談、助言、情報共有などに的確に対応できるよう、文化財行政における危機管理体制を充実・強化する。
- ⑤ 災害等で文化財が毀損した場合の復旧に的確に対応できる体制を充実・強化する。

災害等が発生した場合には、地域や大田市だけで対応することは困難なため、島根県文化財防災ネットワークや山陰歴史資料ネットワーク等の関係団体とスムーズな連携が行えるよう、平時からの連携を強化していく。

12. その他公共土木施設の安全化

(1) 河川堤防の安全確保

市は、災害時の堤防決壊による二次災害を防止するため、河川堤防等について、県等

との協力により、強化、改良等の安全性向上対策を実施する。

① 堤防・排水施設の改修・改築

市は、施設の機能低下をきたしている箇所について、堤防のかさ上げ等の対策の他、堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、改修を計画的に推進する。また、排水施設についても、災害に対してその機能が保持できるよう改築及び整備を図る。

第6節 農林漁業施設災害の予防

2. 基本的な考え方

災害による農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

1. 農地・農業用施設の災害防止対策

農地、水路、ため池等の災害は、農地、農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害がおよぶことが予想される。

このため、市は、土地改良区、関係機関と協力し、老朽化施設等の整備促進と、適切な管理を図る。

また、農地、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて農地の保全に資するため農地防災事業の推進を図る。

(1) 農業施設に対する措置

① 老朽ため池の補強改良

市は、県の協力により、老朽化したため池の決壊による被害を防止するため、ため池の異状の有無確認、被害の拡大防止のための応急措置がとれるよう、ため池の管理団体等を指導する。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。

また、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布する。

② 農地のたん水防除

市は、水害により決壊等の恐れのある頭首工、樋門、揚排水機場（掛戸排水機場、川北排水機場等）、水路等のかんがい施設について、必要に応じて補強、改修を実施する。

たん水常襲地帯の農地について要望があれば、緊急度・必要性を検討し、たん水防除施設を改修するよう努める。

③ 農地保全事業

降雨によって侵食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯などに造成された農地で侵食、崩壊を防ぐ必要が生じたところについては、農地保全事業の実施を検討する。

2. 林地及び林業用施設の災害防止対策

市は、災害による林野施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

(1) 治山事業の推進

市は、県、関係機関と協力し、山腹崩壊地、草木の生えない山、浸食や異常な堆積をしている溪流等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止及び軽減を図る復旧治山事業を進める。

また、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊の恐れがある箇所及び溪流の浸食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与える恐れのある山地災害危険地区のうち、緊急のものについて、予防治山事業を進める。

さらに、荒廃地等山地災害危険地区の集中した地域や、水土保持機能の高度発揮が重要とされる地域における森林整備、荒廃地の復旧等を総合的に進める。

(2) 森林の整備

森林は、豪雨災害等に対し、土砂の流出を防止する等大きな役割を果たす。

このため、市は、関係機関と協力し、間伐等森林施業を推進する。

(3) 林道の整理

林道施設等は、伐採木を搬出する林業の基幹的施設であり、災害に強い道路が求められる。必要により林道改良事業等を実施する。

3. 漁業施設の災害防止対策

市及び関係機関は、災害による漁業施設等の被害を防止するために必要な対策を実施する。

(1) 漁港の防護対策

[本章第5節「公共建築物及び一般建築物等の安全化」](#)を参照。

(2) 漁場、漁船等の災害予防

風浪などによる被害を受けやすい陸揚施設及び漁船については、漁業協同組合等の管理者に対する各種指導により防災対策を実施する。人工漁礁漁場については、防災を考慮した整備を図る。

第7節 危険物施設等の安全対策

1. 基本的な考え方

市及び関係機関は、地震による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

2. 消防法に定める危険物施設の予防対策

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部が改正され、新たに準特定屋外タンク貯蔵所の規制が設けられるなど、耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、施設の整備には自ずと限りがある。

特に、軟弱な地盤地域では地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いことから、県、市及び各事業者が計画的に防災教育、防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図っていく必要がある。

このため、県及び消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

(1) 予防査察等の強化

市は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の施設及び消費場所における取扱の基準適合を検査するため、随時保安検査、立入検査を実施し、危険物災害の予防、指導、取締りを実施する。

市域の危険物規制対象数、高圧ガス関係事業所数は資料編のとおりである。

(2) 自主保安体制の確立

市は、危険物関係事業者に対し、その取扱い及び施設整備が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ維持するための自主保安体制を確立させる。また、従事者に対する指導の強化を図る。

(3) 予防教育の徹底

市は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の保安責任者及び取扱者に対し、保安教育の講習を実施する等資質の向上を図る。

3. 高圧ガス施設の予防対策

(1) 施設の耐震性強化

ガス導管の施設は、ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管、銅管(溶接、又は機械的接合)等耐震性のあるものを利用する。

(2) 保安指導、保安教育

県及び市は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令(高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づき、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を、以下の事項について指導する。

- ① 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱
- ② 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

(3) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- ① 定期自主検査を行い、必要事項を保存
- ② 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ③ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- ④ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

4. 火薬類施設の予防対策

(1) 保安指導、保安教育

県及び市は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

- ① 島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取扱保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。
- ② 火薬類取扱業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- ① 火薬庫の所有(占有)者は、年2回以上定期自主検査を実施
- ② 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- ③ 防災設備の維持管理、整備予備点検
- ④ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

5. 毒劇物取扱施設の予防対策

県及び市は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。

- ① 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備

- ② 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- ③ 治療方法を記した書類の整備

第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成8年7月18日施行）に基づき、島根県においては平成8年度から地震防災緊急事業五箇年計画（現在、第六次計画（令和3年度から7年度））を作成し、施設等の整備が進められている。

本市においては、同計画に定められた施設について、事業を選定して整備を図る。

第9節 防災活動体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、災害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、県、市、防災関係機関相互の連携体制及び警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備を含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、市、県は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用を図る。

2. 災害対策本部体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、防災組織・体制を整備する。特に災害時の災害対策本部及び初動体制の確立、県、防災関係機関相互の連携体制及び広域応援体制の整備、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組み、発災後の退職者や民間の人材の活用など、人材の確保を検討する。

これらの各項目については、[本章第25節「相互応援協力計画」](#)、[第2章第1節「応急活動体制計画」](#)、[第2章第6節「広域応援体制計画」](#)等に内容を示す。

(1) 初動（警戒）体制の整備

① 動員計画の策定

市及び防災関係機関は、災害時における職員の動員計画を定めておく。

動員計画については、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

なお、動員にあたっては、本部を含めた地域ブロック制による動員配置を進める。

② 非常参集体制の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において参集基準及び対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常招集体制の整備を図る。

また、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

③ 応急活動マニュアルの作成

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し職員に周知するとともに定期的に訓練を行い活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、県市の防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

④ 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 勤務時間外での協議体制の整備

市は、勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能ないように幹部職員への連絡体制を整備する。

(3) 災害対策本部室等の整備

市及び関係機関は、以下の点に留意して対策本部室等の整備を行う。

- ① 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
- ② 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保
- ③ 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備
- ④ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- ⑤ 応急対策用地図

3. 防災中枢機能等の確保・充実

市、防災関係機関及び災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備にあたっては、施設等の整備に加え、浸水災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市は緊急輸送のための拠点整備を行い、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

4. 広域応援協力体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

(1) 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

市は平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

(2) 県、自衛隊との連携体制の整備

- ① 市、県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。
- ② 市及び県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
- ③ 市及び県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- ④ 県及び市は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

(3) 防災関係機関の連携体制の整備

① 共通

災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び防災関係機関は応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、市及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達ならびに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

② 警察

警察署は、警察災害派遣隊の運用に関し、平素から県警察本部、警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

③ 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

④ 建設業協会

建設業協会は、市、県、国との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

5. 複合災害対策

- a. 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実する。
- b. 災害にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- c. 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。
- d. 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

6. 災証明書の発行体制の整備

- a. 市は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他

の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

b.市は、効率的なり災証明書の交付のため、国が示す全国統一様式を用いるとともに、当該業務を支援するシステムを活用する。

c.市は、県の実施する住家被害の、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録等により、応援体制の強化を図る。

第10節 情報管理体制の整備

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

そのため、市及び防災関係機関は、県総合防災情報システムの活用・拡充を図るとともに、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民、事業所等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2. 情報通信設備の整備

(1) 情報収集伝達機器の整備

市は、災害時における情報を迅速かつ適確に収集、伝達を図るため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるように日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

(2) 非常無線通信の利用

市及び防災関係機関は、電話回線や防災行政無線等が使用できない場合には、「中国地方非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用する。

(3) 応急用資機材の整備

市は、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機、その他の仮回線等の応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

(4) 地域衛星通信ネットワークシステム

(一財)自治体衛星通信機構が通信衛星を利用して提供する通信サービスを用いて、県、市及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び県防災無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の二重化を図る。

なお、使用機材については、災害時における回線の優先割付、ホットライン機能を有するとともに、音声やファクシミリ電送機能を有するものを用いる。

(5) 一斉指令システム

県一斉指令システムは、県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を利用したシステムであり、県から気象情報や防災事項等を一斉同報で配信し、県地方機関、市、消防本部、放送機関等は受令システムで受信する。

消防庁一斉指令システムは、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を

利用した消防庁が運用するシステムであり、消防庁から災害等に係る伝達事項が配信され、県及び市は受令システムで受信する。

(6) 情報通信網の整備

携帯電話の不感地域解消、防災メールによる情報発信、民間事業者による CATV サービスの導入を促し、これらを活用した情報通信網の整備を進める。

3. 予報及び警報等伝達体制の整備

市は、県、報道機関等と協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法 57 条）を締結し、その円滑化を期する。

また、伝達徹底のため、非常無線通信の利用（電波法 52 条・74 条、災害対策基本法 57 条）についても考慮し、体制の整備を図る。

(1) 県総合防災情報システム等の活用

市は、県の総合防災情報システム等が伝達する県内の各種観測情報や災害情報を活用し、大規模災害など広範な災害情報を含めた的確な災害情報の把握に努める。

4. 災害広報体制等の整備

(1) 被災者への的確な情報伝達体制の整備

① 市は、被災者への情報伝達手段として、特に市防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、外部との通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。

また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

② 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

③ 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。特に、道路災害情報については、国・県との連携により、迅速な情報伝達を図る。

④ 広報の実施にあたっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

⑤ 市及び災害用ホームページにより、住民等に対してインターネットを利用した各種情報の伝達を行うため、避難所等の通信環境整備を推進し、被災者に必要な

情報を即報できる体制を整備するとともに、関係各課と連携しスムーズに災害情報を掲載し、発信できるようにする。

- ⑥ 市は、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、携帯端末の緊急速報メール機能、SNS、CATV、音声告知放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- ⑦ 市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- ⑧ 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（2）報道機関との連携体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の広報について協定の締結を推進するほか、これら協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築する。

（3）災害用伝言サービス活用体制の整備

災害に伴い、被災地への通信がした場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、市民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時において、広報誌・紙、ホームページなどの広報手段を活用し、普及促進を図る。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、市は関係機関と協議するなど検討しておく。

第11節 防災施設・装備等の整備

1. 基本的な考え方

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に活用できるよう体制の充実強化を図るとともに、市内各地に災害用臨時ヘリポートを整備する。

また、市は、各種防災装備・資機材等を整備することとし、これらの防災施設は、バックアップ電源（発電機）、通信設備の複数手段の確保など、防災施設の多重防護を推進するとともに、拠点施設が災害時に被害を受けない対策等の実施に配慮する。

2. 防災拠点（地域防災拠点施設）の管理・運営

大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、平常時において緊急物資、資機材の集積配給基地となり、救援物資の備蓄を行うとともに、地域の実情に応じて緊急避難場所等としても活用できる地域防災拠点施設を適正に管理する。

また、これらの拠点が不足している地域においては、まちづくりセンターの改修等によるものを中心に、整備を推進する。

3. 災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

（1）臨時ヘリポートの選定

市は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定する。

（2）県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、県に次の事項を報告する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- ① 臨時ヘリポート番号
- ② 所在地及び名称
- ③ 施設等の管理者及び電話番号
- ④ 発着場面積
- ⑤ 付近の障害物等の状況
- ⑥ 離着陸可能な機種

4. 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実して

おく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

市（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

なお、災害救助活動に必要な物資・資機材の防災備蓄・調達体制については、本章第14節「食料・飲料水・生活必需品・防災資機材の確保・供給体制の整備」を参照のこと。

（1）保有防災装備等の点検

① 点検に際して留意すべき事項

ア. 機械類

- a.不良箇所の有無
- b.機能試験の実施
- c.その他

イ. 物資、資機材等

- a.種類、規格と数量の確認
- b.不良品の有無
- c.薬剤等効能の確認
- d.その他

② 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備する。

（2）資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の円滑な調達のため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第12節 避難予防対策

1. 基本的な考え方

地震災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想されることから、市は、あらかじめ避難計画を定め、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難情報発令のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を行い、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達できるように平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

また、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を定めるなど、全庁的な体制構築に努める。

なお、特に以下の各点に留意する。

(1) 避難情報の具体的基準の策定

市は、避難情報の発令・伝達に関し、河川管理者、水防管理者、県、気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(2) 避難情報が発令された場合の安全確保措置の周知徹底

避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を基本とするものの、他の安全な知人宅や宿泊施設、地域の集会所等への避難も有効であること、自宅等が安全な場所であれば、立ち退き避難を行わず屋内での安全確保で足りること、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣のより安全な場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の役割の違いの周知徹底

市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。

(4) 住民、行政及び防災関係機関の連携

市は、避難計画の策定にあたって、住民、行政及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を分かりやすく示

した防災マップの配布や防災訓練の実施、インターネットなど複数の手段を用い、住民に周知徹底を図るための措置を講じる。

(5) ショッピングセンター等の都市施設の避難予防対策の推進

ショッピングセンター等の不特定多数の人が利用する都市施設について、災害時の混乱を防止し、的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

(6) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。そのため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、そのような状況に備えた訓練及び普及啓発が必要である。

(7) 避難の受入れ及び情報提供活動

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(8) 大規模広域災害への備え

市及び県は、地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(9) 実践的な避難訓練の実施

市は、土砂災害について、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

2. 避難計画の作成

(1) 市の避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成し、自治会等を通じて避難体制の確立に努める。なお、避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

- ① 避難情報の判断・伝達マニュアルで定めた避難情報の発令基準及び伝達方法
- ② ハザードマップによる浸水、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対象区域等
- ③ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ④ 避難先への経路及び誘導方法
- ⑤ 避難所開設にともなう被災者救援措置に必要な事項

- ア. 給水、給食措置
- イ. 寝具（毛布）等の支給
- ウ. 生活必需品（衣料）等の支給
- エ. 負傷者に対する応急救護
- ⑥ 避難所の管理に関する事項
 - ア. 避難所の秩序保持
 - イ. 受け入れた避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ. 受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ. 受け入れた避難者に対する各種相談業務
 - オ. 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
- ⑦ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項
 - ア. 指定避難所
 - イ. 給水施設
 - ウ. 情報伝達施設
- ⑧ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - ア. 平常時における広報
 - ・ 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
 - ・ 住民に対する巡回指導
 - ・ 防災訓練等
 - イ. 災害時における広報
 - ・ 広報車による周知
 - ・ 避難誘導員による現地広報
 - ・ 住民組織を通じての広報
- ⑨ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（本章第20節を参照）
 - ア. 避難行動要支援者等への情報伝達方法
 - イ. 避難行動要支援者の状態ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
 - ウ. 避難行動要支援者の支援における市町村、自治会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

（2）防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。

① 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

② 社会福祉施設等

それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

（3）要配慮者利用施設の避難計画

水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に基づき、資料編にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市長に報告しなければならない。

（4）学校等の防災計画等

市及び県は、所管する学校等がとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

災害後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童等の安全な避難を支援できるよう努める。

学校等は、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

① 防災体制の確立

ア. 防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命を安全に確保するため、毎年度防災計画を作成する。

計画作成にあたっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難にあたっての連絡体制の整備等には、特に留意する。沿岸部にある学校等においては、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

なお、震災後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

イ. 防災組織

学校等は、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

ウ. 施設及び設備の管理

学校等の管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分に発揮するように適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

・日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておく。

・安全点検日

毎学期一回以上「安全点検日」を定めるなど、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

エ. 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

② 避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法、避難先及び避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

③ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

3. 避難誘導體制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した時、混乱なく住民を安全に避難させるには、適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難誘導體制の整備が重要である。

(1) 避難計画等の習熟・訓練

前項で定めた避難計画及び第2章17節「避難計画」、第2章18節「避難場所及び避難所運営計画」に示す活動方法・内容等を習熟し、避難誘導訓練を実施する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(2) 避難情報の実施要領の明確化

市による避難情報発令が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施要領を定め、実施基準を明確化しておく。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難情報が発令されている途中での帰宅等の防止を図る。

実施要領については、第2章第17節「避難計画」に示す。

(3) 避難者の誘導體制の整備

市は、避難者誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

① 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

② 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定しておき、ハザードマップ等を活用し、一般への周知徹底を図る。

その際、周辺の状態を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流出、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対象区域を避けるようにする。

③ 状況に応じて、誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

④ 市及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(4) 自主避難体制の整備

市は、市民が、風水害等により、災害の発生する危険性を感じた場合、隣近所で声を掛け合って自主的な避難を心がけるよう、広報等を通じ周知に努める。

(5) 避難情報の伝達体制の整備

市は、避難情報発令が必要な際、市民への迅速かつ確実な伝達を図れるよう伝達体制を整備しておく。災害時の伝達方法については、第2章17節「避難計画」に示す。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

市は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個別避難計画の作成を進め、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

① 避難情報の伝達体制の確立

市長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難情報が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

② 避難行動要支援者避難誘導體制の構築

市長は、避難行動要支援者が避難するにあたって、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

4. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び周知

① 指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定しなければならないとされている。

ア. 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ. 災害種別に応じて、災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。

ウ. 災害及びその二次災害が想定される区域に立地する場合、災害に対して安全で強固な構造を有し、堤防等の近傍に立地しておらず、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

エ. 指定した緊急指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

オ. 必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けておく。

② 住民等への周知

指定緊急避難場所の指定及び指定の取り消しをした場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難場所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

③ 指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

ア. 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ. 災害種別に応じて、災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設であって、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

ウ. 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

エ. 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

オ. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

カ. 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

キ. 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

④ 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資する TV、ラジオ等の機器の整備を図る。

⑤ 指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し器具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、市は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

また、孤立予想地区の指定避難所については、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

⑥ 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

市は、避難所の設定にあたり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

⑦ 指定避難所の管理者等との調整

ア. 市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

イ. 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(2) 避難所の安全性の確保

避難所となる公共施設について段差の解消、手すり、車いす用トイレの設置などバリアフリー化を積極的に行うとともに、随時耐震診断を行い、危険箇所については補強工事をする等、安全性の確保に努める。

なお、避難所については、施設の建築年、構造、最大収容人数等の実態調査を行い、地域毎の収容能力を分析し、見直しに努める。

(3) 避難先の区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

① 境界線の設定

避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断する避難を避けるため、これらを境界とすることもできる。

② 負担等の均等化

避難先の区分けにあたっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

③ 避難人口の設定

避難人口は夜間人口を基準にするが、避難先の受け入れ可能な人数に余裕をもたせておく。

(4) 避難路の選定と確保

市職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

市は、地域の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

- ① 避難路は相互に交差しない。
- ② 避難路は浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆薬等の危険の大きい工場がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(5) 避難先の市民への周知

市は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

- ① 市の広報紙等
- ② 案内板等の設置
 - ア. 誘導標識
 - イ. 避難先案内図
 - ウ. 避難先表示板
- ③ 防災訓練
- ④ 防災啓発パンフレットの作成
- ⑤ 防災マップ等の作成、配布

(6) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

市は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5. 応急仮設住宅の確保体制の整備

市及び県は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用

地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ定めておくものとする。

第13節 消防体制の整備と火災予防

1. 基本的な考え方

地震による被害のうち、火災災害は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては莫大な被害をもたらす。地震火災による被害を出来るだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

また、自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具の普及に努めるとともに、発災時の出火防止措置の徹底等防災教育を推進する。

2. 出火防止

(1) 全体計画

地震時の出火原因としては、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具のほか、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。

そのため、耐震装置や加熱防止機構等の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を行う。

(2) 短期計画

出火防止措置の徹底など防災教育をいっそう推進することとし、新たな出火要因である通電火災や油鍋等からの出火防止について啓発する。

3. 初期消火

(1) 全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防機関の消防活動では限界があるため、地域の住民、事業所による自主防災体制の充実を図る必要がある。

地震時に有効に機能する組織づくり、住民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力の向上等に努め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立することにより、地域の総合防災体制を充実強化していく。

市及び県は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

(2) 短期計画

地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

4. 消防力の強化

(1) 全体計画

震災時に予想される同時多発火災に備え、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設の整備を検討する。

第14節 救急・救助体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時は、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の危険性があり、多数の救急・救助の必要性が予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

2. 関係機関等による救急・救助体制の整備

災害時には、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、防災関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

(1) 市、消防本部、消防団の救急・救助体制の整備

- ① 市は、常備消防である消防本部を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- ② 市は、市内で予想される災害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備、資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。
- ③ 土砂崩れ等で孤立が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討する。
- ④ 消防本部は、救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- ⑤ 消防本部は、傷病者の速やかな搬送を行うため、救急車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。
- ⑥ 市及び関係機関は、多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- ⑦ 市及び関係機関は、土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事案に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結する等、連携を図る。
- ⑧ 消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。
- ⑨ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（略称 DMAT）、災害派遣精神医療チーム（略称 DPAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、各自治会等の自主防災組織は、日頃から必要な体制を検討しておくとともに、市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(3) 市消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための育成支援

市及び防災関係機関は、市消防団、各地区(自治会)等の自主防災組織、住民に対し、緊急・救助活動を効果的に実施するための育成支援を推進する。

また、消防団については、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進する。

これらの取り組みを進める上では、必要に応じて県の協力を仰ぐ。

(4) 災害救援ボランティア組織との連携

市は、県や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、市や県が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

3. 救急・救助用資機材等の整備

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

市及び消防本部は、災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

① 車両

救急車、高規格救急自動車

② 救急資機材

高度救命処置用資器材、トリアージシート、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ（多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具）

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

市及び消防本部は、災害時に備え、救助用装備・資機材等の整備を図る。

① 土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

ア. 消防署

- a.高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置）
 - b.救助用ユニット（画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター））
 - c.消防隊員用救助用資機材（大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m））
- イ. 消防団
- a.消防団員用救助用資機材（大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m））
 - b.担架（毛布・枕を含む）
 - c.救急カバン
- ウ. 自主防災組織
- a.担架（毛布・枕を含む）
 - b.救急カバン
 - c.簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）
 - d.防災資機材倉庫等

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助工作車の整備を図る。

第15節 医療体制の整備

1. 基本的な考え方

災害による被害を予防し、その影響を最小限に留められるよう、県、市、医療関係機関及び防災関係機関は、様々な災害に対する予防対策を図るとともに、相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう、事前に医療救護活動体制の整備を図る。

そのため、市は、本部機能を被災によりその機能を失うことがないように、施設の防災機能の強化に努め、災害対策本部の設置要領や災害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、災害発生情報及び災害発生後の被害情報等の収集・報告体制を整備しておく。

また、発災後、すぐに参集して医療救護活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣やその後に続く医療救護班の編成・派遣など継続的な支援が可能な医療救護活動体制を整備する。

さらに、各医療機関は施設毎に防災機能や代替機能の整備を図るとともに、医薬品、資機材、食料、飲料水、燃料等の備蓄・調達体制の整備を図る。

2. 情報収集管理体制の整備

（1）通信手段の整備

- ① 情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。
- ② 複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。
- ③ 被災による停電に備えて通信機器のための非常用電源の確保と適切な保守点検を実施するとともに、防災訓練等を通じてこれら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

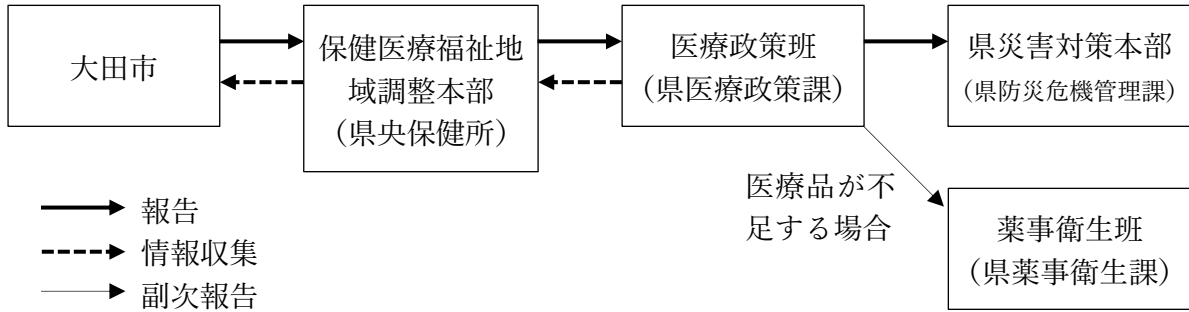
（2）情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多重の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備に努める。

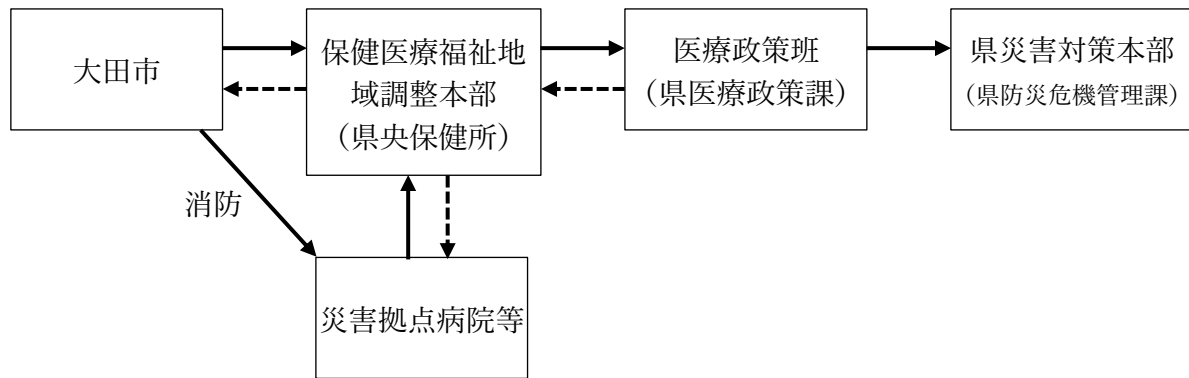
また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3. 災害情報の種類及び収集・伝達の流れ

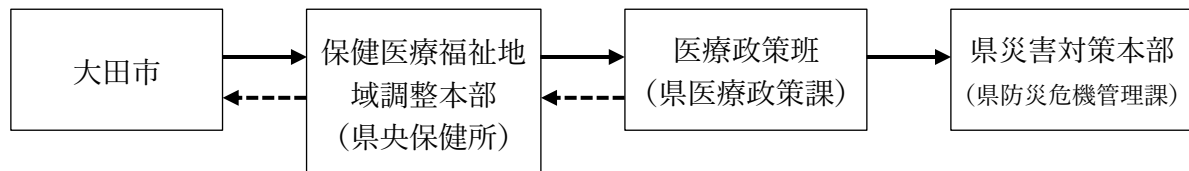
(1) 医療救護所情報



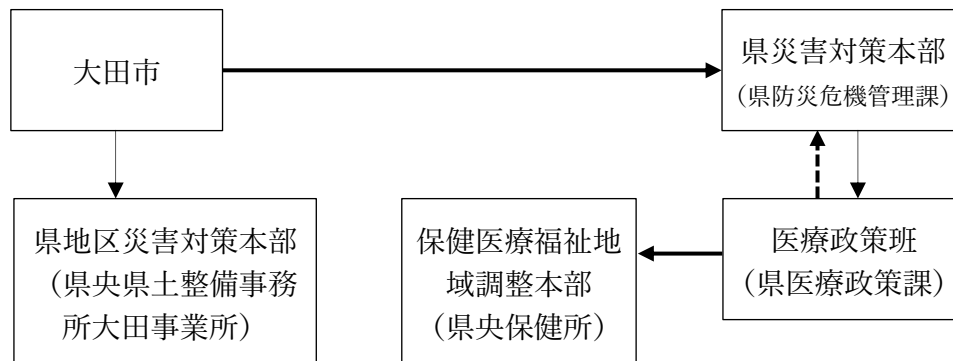
(2) 人的被害詳細情報



(3) 医療救護班の活動情報



(4) ライフラインの被災情報



4. 医療救護体制の整備

(1) ニーズに対応した体制の整備

災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備に努める。

なお、市域の医療救護班の編成及び医療救護所の設置場所は資料編のとおり。

(2) 広域的な医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。

このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。

また、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築するとともに、平常時より関係機関相互の情報共有を行う。

県、市、各医療関係機関及び防災関係機関が、連携協力し、効果的な医療救護活動を実施するために、あらかじめ役割分担を明確にしておくとともに、災害の状況に応じて臨機応変に対応する。

5. 防災訓練

災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第16節 交通確保及び規制体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時には、道路、橋梁、アンダーパス等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

2. 交通確保・規制体制の整備

(1) 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は以下のとおりである。

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	(道路法第46条) ・道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ・道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 警察機関	公安委員長 高速道路交通警察隊長 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) ・本県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) ・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ・道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合
港湾管理者	知事 市長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規則
海上保安機関	海上保安本部長 港長 海上保安官	(港則法第37条) ・船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき ・海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずる恐れがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき

		<p>(海上保安庁法第18条)</p> <p>・海上における犯罪がまさに行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶ恐れがあり、かつ急を要するとき</p>
--	--	--

(2) 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

① 道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。

また、県、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。

② 公安委員会・警察機関

警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するために以下の項目について整備に努める。

ア. 交通規制計画の作成

発災時の交通安全や緊急通行車両等の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する。

イ. 交通情報の収集

交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。

ウ. 関係機関や住民等への周知

交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。

また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。

エ. 警備業協会等との協定

規制要員は、警察官を中心に編成するが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部(JAF)の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。

オ. 装備資機材の整備

規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

カ. 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

③ 港湾管理者及び海上保安機関

港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

3. 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施する。

(1) 緊急通行車両の事前届出

① 事前届出の対象とする車両

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる知事又は公安委員会が行う車両は、同施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第1項（次に掲げる事項をいう。）に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

ア. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ. 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ. 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び保健衛生に関する事項

キ. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク. 緊急輸送の確保に関する事項

ケ. その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

② 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、若しくは県防災危機管理課を経由して島根県知事に対し、「緊急通行車両等事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する

書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行う。

（2）規制除外車両の事前届出

① 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ア. 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ. 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ. 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ. 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

② 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課を經由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されるため、事前届出を積極的に行う。

（3）届出済証の交付と確認

① 審査

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

届出済証は、資料編の様式を参照。

② 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両については、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所、警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両又は規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

この場合において、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第3の「標章」及び様式第4の「緊急通行車両確認証明書」又は「規制除外車両確認証明書」を交付する。

第17節 輸送体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

2. 輸送体制の整備方針

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、市をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- ① 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。
- ② 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。
- ③ 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。

また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図る。

- ④ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- ⑤ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3. 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

- ① 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

- ア. 自動車による輸送
 - a. 災害応急対策実施機関所有の車両等
 - b. 公共団体等の車両等
 - c. 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
 - d. その他の民間の車両等
 - e. 石油燃料の輸送車両等
- イ. 鉄道による輸送
- ウ. 船舶等による輸送
 - a. 県有船舶等
 - b. 漁船等
 - c. 民間船舶等
 - d. 海上保安本部所属の船舶等
 - e. 自衛隊所属の船舶等
- エ. 航空機による輸送

② 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(2) 輸送施設・集積拠点等の指定

① 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、輸送施設及び輸送拠点については、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア. 緊急輸送道路の指定（指定箇所にあつては、資料編のとおり）

イ. 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

② 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、集積拠点については、災害時の安全性の確保に配慮する。

ア. 救援物資等の備蓄・集積拠点（指定箇所については、資料編のとおり）

イ. トラックターミナル等の指定

ウ. 卸売市場等の指定

4. 緊急輸送道路の確保

（1）緊急輸送用啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

（2）道路啓開のための作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な啓開体制の整備を図る。

（3）道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

（4）関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

5. 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

（1）港湾・漁港航行確保の作業体制の充実

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から、災害時において、関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立して港湾・漁港及び臨港道路の啓開作業を実施できる

よう、効率的な啓開体制の整備を図る。

(2) 港湾・漁港啓開用装備・資機材の整備

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 関係団体等との協力関係の強化

港湾管理者及び漁港管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な啓開作業が実施できるように啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係を強化する。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

6. 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は航空機による輸送を行うが、輸送は、県の防災ヘリコプター及び自衛隊の航空機による。自衛隊への要請手続き等については第2章第7節「自衛隊災害派遣体制計画」に定める。

(1) 災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時にヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの指定、整備に努める。

① 臨時ヘリポートの指定

市は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等から選定する。

なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

② 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に対し次の事項を略図添付のうえ報告する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

ア. 臨時ヘリポート番号

イ. 所在地及び名称

ウ. 施設等の管理者及び電話番号

エ. 発着場面積

オ. 付近の障害物等の状況

カ. 離着陸可能な機種

③ 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

7. 船舶による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、船舶等による輸送が効果的な場合は海上輸送を行うが、輸送にあたって必要となる船舶については、漁業協同組合及び漁船所有者の協力を得て確保できるよう市内における調達体制に努める。

また、市内で調達できない場合、県、海上保安本部等を通じて確保に努める。

第18節 食料・飲料水・生活必需品・防災資機材等の確保・供給体制の整備

1. 基本的な考え方

(1) 想定される災害の種類と対策

備蓄数量の目標は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、総則編第4節「災害の想定」2. 震災における被害想定を前提とする。

また、被害が一部の地域に限られる災害についても、有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておくとともに、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄することが必要である。

(2) 発災時の人口分布と対策

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を基準とするが、昼間人口が大きい地域等の事業所における備蓄対策の推進を促していくことも必要である。

(3) 発災時間と備蓄品目との対応

最悪のケースにも対応できるよう、災害発生の季節及び時間帯を考慮したうえで備蓄品目を選定する。

(4) 要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮

食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等にも十分配慮する。

(5) 備蓄場所の整備

広域な市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、7つのブロックごとに備蓄場所を設ける。

(6) 孤立予想地区における備蓄

孤立可能性のある地区においては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。

公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

(7) 義援品送付への配慮

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

2. 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

① 対象者及び品目等

ア. 食料給与対象者

風水害等災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ. 品目

風水害等災害直後の被災者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、あわせて食塩、味噌、醤油等の調味料、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。

また、乳児食は、液体ミルクとし、哺乳ビンもあわせて調達する。

なお、備蓄は乾パン、缶詰等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ. 食料の調達、給与は市長が行う。（必要な場合には知事が行う。）

② 食料及び給食用資機材の備蓄及び調達計画の策定

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄

市、県及び住民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね3日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

内訳としては、市、県、住民がそれぞれ1日ずつの備蓄を行うことを目標とする。

なお、ここでいう住民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。

民間事業所は、県及び市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進しておく。

(3) 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

市は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行う。

(4) 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

市は、食料の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸

送業者と十分協議しておく。

(5) 食料及び給食用機資材の集積地の指定

市は集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

3. 飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

① 対象者及び品目等

ア. 給水対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ. 品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水を確保する。

② 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき、市の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

市、県及び住民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね3日分に相当する量を目標に飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。

市は、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

4. 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

① 対象者及び品目等

ア. 燃料等生活必需品の給(貸)与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又はき損し、しかも、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ. 品目

寝具、外衣、はだ着、身回り品、炊事用具、食器、日用品（懐中電灯、乾電池、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）、燃料・光熱材料、携帯トイレ、簡易トイレ・仮設トイレ、情報機器、要配慮者向け用品、女性用衛

生用品、紙おむつ、マスク、作業着、小型エンジン発電機、卓上カセットコンロ・カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート

② 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

市及び県は、被害想定に基づく短期避難所生活者の概ね3日分に相当する量を目標に燃料等生活必需品の備蓄を行う。

備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮のうえ決定する。

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

(3) 燃料等生活必需品の調達体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売者と十分協議しておく。

(4) 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売者及び輸送業者と十分協議し、市が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

5. 災害救助用物資・防災資機材の備蓄並びに調達体制の整備

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

大規模な災害発生のある場合には、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在の時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行って行くとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(1) 基本事項

① 対象者及び品目等

ア. 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先において一時的に受入れ・保護した短期避難所生活者とする。

イ. 品目

ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、バール、ジャッキ、のこぎり、発電機、投光器、ハンドマイク、移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）、テント、防水シート、懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池、仮設トイレ（簡易トイレ）、道路・河川・下水道などの応急復旧活動に必要な資機材、間仕切り、女性用更衣テントなどの避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

② 防災用資機材等の備蓄計画の策定

市は、被害想定及び避難先の受入人員の計画値に基づく必要量を把握のうえ、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

市及び県は、被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、罹災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。

備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮のうえ決定する。

市は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

(3) 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

市は、災害時に救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

(4) 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

市は、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

6. 医療救護資器材、医薬品等の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う市、県、及び市、県が要請した機関とする。

② 品目

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。

（2）医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

備蓄を必要とする品目及び数量は、被害想定に基づく負傷者数を目安とする。

市は、備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

- ① 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。
- ② 薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にする等、自主対策の推進に努める。

（3）医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

市は、医療資器材の集積所、救護所、避難所等への輸送について県と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

第19節 廃棄物等の処理体制の整備

1. 基本的な考え方

建物の浸水や流失等により大量の廃棄物発生や、トイレの使用ができないことによるし尿処理の問題が生じる恐れがあることから、市は、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理の方策を示した「大田市災害廃棄物処理計画」により、廃棄物等の処理体制を整備する。

2. 廃棄物処理体制の整備

(1) 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

市は、第2章第27節「廃棄物等処理計画」に示された災害廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 維持管理対策

市は、廃棄物の適正処理に影響が生じないように、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

(3) 災害廃棄物の仮置場の選定

大田市災害廃棄物処理計画の策定時に選定した仮置場の候補地の中から、状況に応じて適切な仮置場を早期に開設するとともに、あらゆる媒体を活用して市民に情報を届ける。

3. し尿処理体制の整備

(1) し尿処理要領の習熟と体制の整備

市は、第2章第27節「廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する

(2) 災害用仮設トイレの整備

市は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界・団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく。

(3) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。また、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わることも予想される。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においても対応できるようにしておく。

4. 応援協力体制の整備

市は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第20節 防疫・保健衛生体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、市は、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生体制等を整備しておく。

2. 防疫・保健衛生体制の整備

市は、災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

(1) 防疫班の編成

防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

市及び関係機関は、第2章第28節「防疫・保健衛生・環境衛生対策計画」に示す活動方法・内容に習熟する。

3. 食品衛生、監視体制の整備

災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

4. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

5. 動物愛護管理体制の整備

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や体制の整備を図る。また、避難時におけるペット同伴による避難者間、ペット間でのトラブルを避けるため、原則としてペット同伴者には車中泊を促すこととしつつ、対応方針の検討を行う。

第21節 消防団及び自主防災組織の育成強化

1. 基本的な考え方

災害発生時の迅速な避難・救出等を行うためには、それぞれの地域の消防団及び自主防災組織の活動が必要である。そこで、市は、身近な地域防災の核となる消防団及び自主防災組織の育成強化と地域住民の防災意識の高揚、及びこれらの組織の連携を図るとともに、効果的な防災活動が実施できる地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

2. 消防団の育成強化

過疎化・高齢化の進展に伴う、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、団員の昼間消防力の低下といった地域の様々な実情、課題に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

対策としては、下記にあげる例を参考にする。

- ① 消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- ② 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- ③ 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどいわゆる「サラリーマン」対策を実施し青年層の入団促進を図る。
- ④ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

3. 水防協力団体の育成強化

市は、水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

4. 自主防災組織の育成強化

- ① 自主防災組織は、地域住民が「自分たちの市は自分たちで守る」という意識に基づき、自主結成する組織であり、住民は風水害等災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織として結成することに努める。

住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の修得・体得に努める。

- ② 住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市、消防本部、関係団体が協力して啓発活動を展開し、組織化を図るとともに、消防団と自主防災組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

③市、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

その際、女性の参画の促進に努める。また、既存の自主防災組織がない地域においては、地域防災における自主防災組織の重要性に関する啓発活動や、設立に向けた助言等の支援を通じて、新規設立を促す。

5. 自主防災組織の編成

自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。

但し、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定める。

- ① 情報班
- ② 救助班
- ③ 消火班
- ④ 避難誘導班
- ⑤ 救護班
- ⑥ 給食・給水班
- ⑦ 要配慮者の安全確保等

組織の編成にあたっては、次の点に留意することが必要である。

- ⑧ 活動範囲については、特定の地域住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせる。
- ⑨ 市と各地区の防災に関する情報伝達・収集を円滑に行うことができる体制をつくる。
- ⑩ 昼間においては、自主防災組織の構成員が地区外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努める。
- ⑪ 女性防火組織及び少年消防組織等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防火活動に努める。

6. 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災に関する知識の修得、向上
- ② 地域における危険箇所の把握及び認識（崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）

- ③ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ④ 避難所・医療救護施設の確認
- ⑤ ②、④をふまえた防災マップの作成
- ⑥ 防災訓練（要救助者の救出訓練、初期消火訓練、安否確認訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練等）の実施
- ⑦ 応急手当等に関する知識の修得・向上
- ⑧ 防災資機材等の整備及び点検

（2）消防機関の協力

活動にあたっては、その実効性を高めるため、消防機関の協力を求める。

（3）災害発生時の活動

- ① 要救助者の救出
- ② 出火防止と初期消火
- ③ 地域住民の確認
- ④ 情報の収集
- ⑤ 避難誘導
- ⑥ 給食・給水

7. 事業所等の防災組織の育成強化

市は、消防法等により自衛消防組織の設置を義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導し、地域住民の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携強化を図る。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

事業所等は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。

上記以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

また、事業所等は、その社会的責任を果たすため、次のような対策等を図っておく。

- ① 防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などの防災体制の整備対策
- ② 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄など従業員、顧客の安全確保対策

③ 地域活動への参加や自主防災組織等との協力関係の確立など地域社会における安全確保対策

④ 事業継続の取組の推進

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動を推進する。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

⑤ 企業（事業所）は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

⑥ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

8. 地区防災計画

市内の地区内の住民又は市内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民又は一定の地区内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2節 防災知識の普及

1. 基本的な考え方

災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、住民をはじめ各防災関係機関等が、気象に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動の展開に努める。

その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

2. 市職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、防災業務に従事する市職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ① 講習会、研修会の実施（総合防災情報システムを活用する場合は、システムの研修モードを活用する。）
- ② 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ③ 大田市職員災害時対応マニュアルを始めとした各種マニュアルの作成・配布
- ④ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

(2) 教育内容

- ① 地震、津波についての一般的知識
- ② 防災対策の現況と課題
- ③ 地域防災計画の内容
- ④ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- ⑤ 職員のとるべき行動
- ⑥ 防災活動に関する基礎的知識(防災資機材の使用方法等)、及び医療・救護等の技能修得
- ⑦ 総合防災情報システムの操作方法等
- ⑧ その他必要な事項

3. 住民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、住民に対し、家屋の改修及び周辺危険個所の安全化、最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 普及の方法

① 社会教育事業各種団体を通じての普及・啓発、

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体、在住外国人支援団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ・映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて、災害に関する知識を普及啓発するとともに、まちづくりセンター等の施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

② 広報媒体による普及

市は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

- ア. ラジオ、TV、市ホームページ（防災に関するページの活用）等
- イ. 新聞、雑誌
- ウ. 広報紙やパンフレット等の印刷物
- エ. 防災ビデオ
- オ. 講演会・映画上映会等の開催
- カ. 防災マップ

(2) 周知内容

① 市内の防災対策

② 地震災害に関する一般的知識と過去の災害事例

③ 地震災害に対する平素の心得

- ア. 周辺地域における災害危険性(液状化災害、土砂災害、火災等)の把握
- イ. 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ウ. 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

- エ. 火災の予防
- オ. 応急救護等の習得
- カ. 避難の方法(避難路、避難先の確認)
- キ. 食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄
(最低3日、推奨1週間分程度)
- ク. 非常持出品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備)
- ケ. 自主防災組織の結成
- コ. 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- サ. ボランティア活動への参加
- シ. 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- ス. ライフライン途絶時の対策
- セ. 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

④ 災害発生時の心得

- ア. 災害発生時にとるべき行動(場所別)
- イ. 出火防止と初期消火
- ウ. 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ. 救助活動
- オ. TV・ラジオ等による情報の収集
- カ. 避難実施時に必要な措置
- キ. 避難先での行動
- ク. 自主防災組織の活動
- ケ. 自動車運転中及び旅行中等の心得
- コ. 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録
- サ. マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等

⑤ 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、市は、その制度の普及促進に努める。

4. 学校教育における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下「児童等」という。）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神・ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして教育課程に位置づけ、教育活動全体を

通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- ① 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- ② 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

(1) 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して、的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。

安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間における指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間において、学校の実態に応じて、市内の災害履歴等を学習教材とした、授業内容に防災に関する課題を反映し取り組む。

(2) 学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、避難シミュレーションの実施やワークショップなどにより具体的な場面を想定し、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど、事前事後指導を意図的に実施するとともに、状況に応じて考えながら対応できる実践的な防災教育に努める。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

さらに、避難にあたっては、在校中に地震発生した場合の学校と家庭との引き渡しなどへの対応や家族間での避難の仕方などを決めておくなど、避難時の心得や方法の徹底を図る。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車

(起震車)等による地震疑似体験の実施及び県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火の方法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

さらに、学校は避難場所、避難所に指定されており、教職員は災害時には支援的な役割が求められるため、日頃より非常時の利用を想定した対応、対策を講じることとする。

5. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災上重要な施設の施設管理者等は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

6. 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割(従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続ガイドライン(BCP)の策定に努めることが必要である。

市は、事業所におけるこうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等に取り組む。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

事業所は、事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画、事業継続マネジメントの内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

7. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第23節 防災訓練

1. 基本的な考え方

地震災害時には、市及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

防災訓練を実施するにあたっては、考え得るさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにし、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るよう努める。

なお、訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

2. 総合防災訓練

総合防災訓練は、地域防災計画に定める各種災害応急対策の遂行に万全を期するため、県・その他関係機関をはじめ一般住民の協力を得て、各種の訓練を有機的に結合した総合的な訓練とし、災害応急対策活動の習熟を図るとともに、関係機関相互の協力態勢の緊密化及び住民の防災思想の高揚に資する。

総合防災訓練の実施場所は、7ブロックを基本に計画的に順次実施するものとし、実施の際には各ブロック内の地区住民の参加を図るとともに、自主防災組織等の役割を踏まえた実践的な訓練を想定し、市、県、防災関連組織が連携した地域防災力の向上を図る訓練とする。

3. 個別訓練

市及び防災関係機関は、総合防災訓練のほか、訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

(1) 予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、消防法に定める予報及び警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予報及び警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。

(2) 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、概ね次の通りとする。

① 災害対策本部設置訓練

市は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

② 非常参集訓練

市は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

③ 情報収集・非常通信訓練

地震災害時には、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信が輻輳^{ふくそう}、途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、市は、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。

④ 消防、救急・救助訓練

市及び消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

⑤ 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難情報発令に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や児童生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施にあたっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

⑥ 医療救護訓練

市及び医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

⑦ その他の訓練

市及び防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練や防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練などの各種訓練を実施する。

市は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、DIG (Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム) の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

第24節 要配慮者等安全確保体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、高齢化や国際化の進展にともない、今後増加することが予想される。このため、市、県及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

2. 避難行動要支援者支援体制の構築

(1) 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

市は、[第2章第17節「避難計画」](#)の策定にあたっては、特に以下の点に留意する。

- ① 要配慮者及び避難行動要支援者への避難情報の伝達方法
- ② 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- ③ 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援関係者、市の役割分担

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

- ① 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映する必要があることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

- ② 市は、避難支援等関係者として定めた者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施を推進する。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- ③ 市は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者やその他の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。

- ④ 避難支援等関係者となる者は、次のとおりとする。

ア. 消防機関（消防本部、消防署、消防団）

イ. 警察機関（警察本部、警察署）

ウ. 民生・児童委員

エ. 社会福祉協議会

オ. 自治会

カ. 自主防災組織及び見守り組織

キ. その他、市長が特別に認める者

⑤ 避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。

ア. 75歳以上の高齢者のみ世帯の者

イ. 身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている者

ウ. 療育手帳（A）の交付を受けている者

エ. 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者

オ. 介護保険における要介護認定3～5を受けている者

カ. 既に災害時要援護者避難支援登録者に登録されている者

キ. その他、市長が特に必要と認めた者

⑥ 避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

ア. 氏名

イ. 生年月日

ウ. 性別

エ. 住所又は居所

オ. 電話番号その他連絡先

カ. 避難支援等を必要とする事由

キ. その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

⑦ 避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握し集約する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

（3）避難支援等関係者による適正な情報管理

避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、次のとおり適正な情報管理の徹底を図る。

① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとする。

② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

③ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

④ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取扱いに関する研修を開催する。

(4) 個別の避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、防災・福祉関係者や地域住民等と協力して、避難時の連絡先、避難先、避難経路、避難上の留意事項、避難支援者等の情報をまとめた、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進める。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

3. 地域における要配慮者対策

(1) 防災設備、物資、資機材等の整備

市は、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携して、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器機の設置の推進等に努める。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害を避けるために、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携を図りながら講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市は、民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することができる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進できる体制づくりに努める。

(3) 防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段

差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を設定し、一般の避難所では福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となる避難者を円滑に移送・受入れできる環境を整備するとともに、介護保険施設、障がい者福祉施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）制度の周知を図る。

4. 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は、災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金(防災拠点型地域交流スペースの整備)の活用等を図り、避難行動要支援者の処遇の確保に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動が取れるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(5) 防災基盤の整備

市は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

なお、避難行動要支援者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、福祉避難所の指定を進め、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な避難行動要支援者の受入体制の確保など二次避難支援に努める。

5. 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進するとともに訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

第25節 相互応援協力計画

1. 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、市や市内の関係機関のみでは、応急対策活動にあたって支障をきたすことが想定される。

そのため市及び関係機関は、平素から県等と十分協議し、災害時にあたっては相互に協力し応急対策活動が円滑に実施できる体制を構築する。

この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議して、万全な体制の整備を図る。

2. 他市町村間で必要な応援協定

災害発生時においては、被害の状況により市単独での被災者支援を行うには限界があることが予測される。そのため、市は、他市町村との相互支援の協定づくりを推進する。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

(1) 応援協力協定を必要とする業務の種類

- ① 水防活動
- ② 消防活動
- ③ 災害情報の相互交換
- ④ 災害応急対策要員及び労務の応援ならびにあっせん
- ⑤ 災害応急対策用資機材、物資の提供及びあっせん
- ⑥ その他必要な業務

(2) 応援協力協定の内容

- ① 応援協力業務の種類及び業務内容
- ② 応援要求及び応援実施方法
- ③ 応援費用の負担区分
- ④ その他必要な事項

3. 民間事業所との協定づくりの推進

市は、災害時の被害想定をもとに、流通・製造業者との防災に関する協定づくりや市内事業所や建設業者等との災害応援に関する協定づくりを積極的に推進する。

4. 災害時の相互応援に関する協定書

市は、県により締結されている協定にもとづき応援を要請する場合、その基準や手続

きを十分把握しておくとともに、応援を受入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議して、万全な体制の整備を図る。

災害時の相互応援に関する協定書については資料編参照。

第26節 災害ボランティア活動の環境整備

1. 基本的な考え方

災害による被害の拡大を防止するため、市、県、及び防災関係機関の迅速かつ適確な対応にあわせ、住民等による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市及び防災関係機関は、ボランティア活動が円滑に行われ、迅速な復旧活動が実施されるために、ボランティアの受付方法や活動時の連携方法等を十分協議しておく。

2. 災害ボランティアの役割

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人をいう。

3. 専門ボランティアとの連携体制の整備

(1) 専門ボランティアの育成・事前登録

市及び社会福祉協議会は、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害時におけるボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施に努めるとともに、ボランティア団体及び個人の事前登録を行うよう努める。

(2) 専門ボランティア組織・団体に関する情報の把握

市及び社会福祉協議会は、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害時の意思疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの活用を努める。

4. 一般ボランティアとの連携体制の整備

市及び社会福祉協議会は、関係機関と連携し、ボランティアを希望する組織の名称、連絡先、希望活動内容等の事前登録等の体制の整備に努める。

5. 災害ボランティアの育成

(1) 知識・技術の習得

災害ボランティアを出動させるにあたっては、災害時における行動方法、防災活動を実施する上での知識や技術の習得が必要である。

このため、市及び防災関係機関は、災害ボランティアに対し積極的に講習、訓練を行うとともに、活動上の安全の確保、災害ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

(2) 普及啓発活動

市は、災害ボランティアに関する普及啓発を行い、住民に積極的な活動参加を呼びかける。

6. 災害ボランティアコーディネーターの育成・登録

市及び社会福祉協議会は、災害支援に関わる NPO 等関係機関と連携し、災害ボランティア活動の需要の把握、受付、登録、撤収等調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成・登録に努める。

7. 災害ボランティアの普及・啓発

市、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わる NPO 等関係機関は連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての周知に努める。

第27節 孤立地区対策

1. 基本的な考え方

市は、大規模な地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

なお、孤立地区に類する地区名については資料編に示す。

2. 通信手段の確保

(1) 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、市は、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 被災に備えた通信設備の運用

市は、孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

(3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

市は、通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

3. 物資供給、救助体制の確立

(1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

市は、住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目を予め整理し、孤立予想地区や市等で共有するよう努める。

○伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

市は、孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保に努める。

4. 孤立に強い地区づくり

(1) 備蓄の整備・拡充

孤立可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄にあたっては、飲料水、食料、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。

公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

市は、地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

(3) マニュアル等の整備

市は、避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

(4) 孤立地区住民への意識啓発

市は、防災マップや避難訓練等を通じて、孤立地区における防災対策の意識啓発を進め、自主防災組織の組織化を図る。

5. 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施

緊急輸送道路については、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

市は、発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

1. 基本的な考え方

大規模な地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、市にあっては、市災害対策本部の設置、市現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

さらに、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生する恐れがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行うこととする。

(1) 市

市域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市は第一次的な防災関係機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立し、総合防災情報システムの活動ガイダンスや個別マニュアルを活用し、災害応急対策活動を実施する。

市災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

(2) 防災関係機関等

市域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、防災関係機関はそれぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害警戒本部、災害対策本部の設置等災害応急対策活動を実施する。

なお、活動の実施にあたり、総合防災情報システムの防災端末が設置されている機関においては活動ガイダンスを呼び出すなど積極的な活用を図る。

2. 大田市防災会議

市は、地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、大田市防災会議を設置する。

その組織及び所掌事務は、第2編第2章第1節2.「大田市防災会議」に掲げたとおりである。

3. 応急活動体制

市内の地域において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市は、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員の非常参集、情報収集連絡体制その他の応急活動体制を速やかに確立し、災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(1) 配備体制の基準

地震災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、防災活動を推進するため、とるべき職員動員体制及び参集基準については次のとおり。

○地震災害体制の基準

災対本部	職員動員体制	判断の目安	参集基準
災害準備体制	災害準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の危険性があるとき ・軽微な災害が発生し必要と認めたとき ・危機管理課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3の地震観測（自動設置） ・災害時応援協定締結自治体に地震被害が予想されるとき
災害警戒本部	第1次動員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の危険性が極めて増大したとき ・実際に災害が発生し必要と認めたとき ・総務部長が必要と認めたとき 	震度4の地震（自動設置）
	第2次動員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備が必要となったとき ・総務部長が必要と認めたとき 	震度4の地震
災害対策本部	第3次動員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・相当な規模の災害が発生する恐れがあり、又は災害が発生しその規模及び範囲が市域の一部である場合 ・市長が必要と認めたとき 	震度5弱の地震（自動設置）
	第4次動員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生が市域の全域にわたる場合又は局部ではあるが被害が特に甚大である場合 ・市長が必要と認めたとき 	震度5強以上の地震（自動設置）

(2) 災害警戒本部

対策本部の設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

① 警戒本部の組織

警戒本部の組織については、対策本部の組織を準用し組織する。

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長を置くほか、警戒本部会議及び対策部をもって組織する。

警戒本部長は総務部長、警戒副本部長は危機管理課長をもって充て、警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。危機管理課長不在の場合は、警戒本部会議において代理者を決定し、その職務を代理する。

なお、本部に事務局を置く。

② 警戒本部の任務

警戒本部は、対策本部の任務を準用する。

③ 警戒本部の所掌事務

警戒本部の所掌事務は対策本部の所掌事務を準用する。

④ 警戒本部の設置場所等

警戒本部は、対策本部の設置場所等に準じて設置する。

⑤ 警戒本部会議

警戒本部会議は、対策本部会議に準じて運用する。

⑥ 警戒本部の廃止基準

警戒本部は、警戒本部長が次の基準により廃止する。

ア. 大田市災害対策本部が設置されたとき

イ. 当該災害に対する応急対策等の措置が概ね終了したと認めたとき

ウ. 災害が発生する恐れがなくなったと認めるとき

エ. 警戒本部長が適当と認めたとき

⑦ 警戒本部の設置及び廃止の公表

対策本部の設置及び廃止の公表に準じる。

(3) 災害対策本部

市域において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、総合的な防災応急対策を迅速かつ適確に推進するため、災害対策本部を設置する。

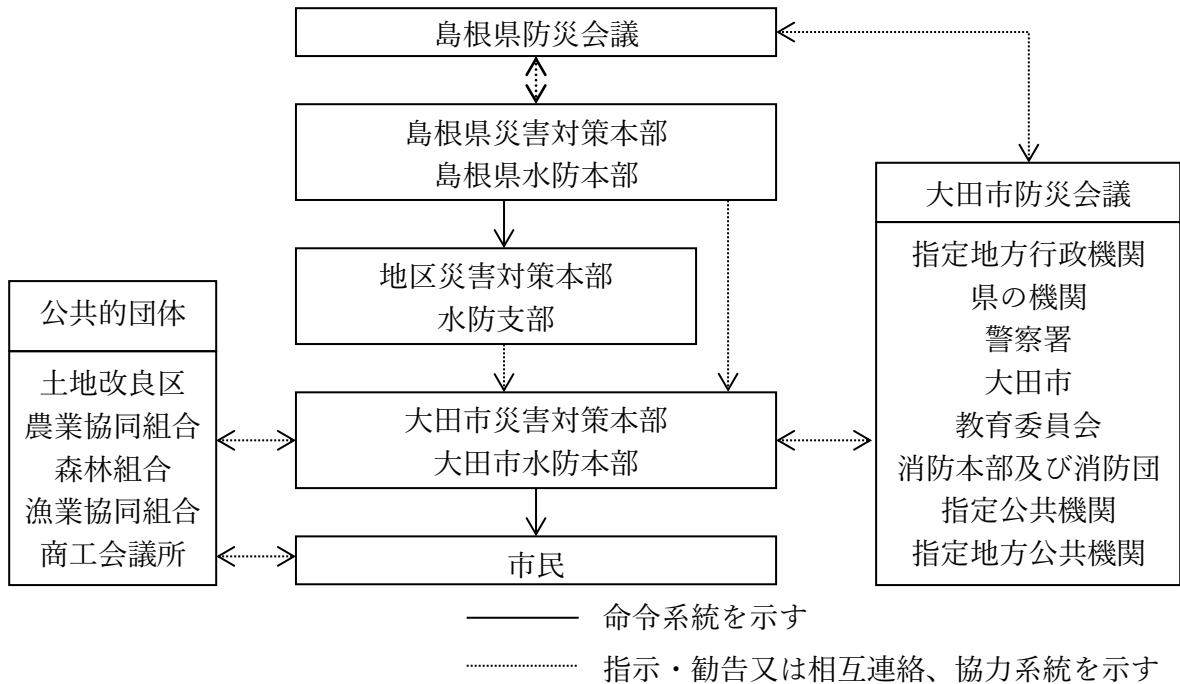
① 対策本部の組織

対策本部に対策本部長、対策副本部長を置くほか、対策本部会議及び対策部をもって組織する。

対策本部長は市長をもって充てる。対策副本部長は副市長、教育長をもって充てる。対策本部長に事故あるときは副市長がその職務を代理する。副市長不在等の場合は教育長、総務部長の順位でその職務を代理する。

なお、本部に事務局を置く。

② 災害対策本部の系統図



③ 対策本部の設置場所等

- ア. 対策本部は大田市本庁舎におく。また、本庁舎が被災した場合等本庁舎内に対策本部を設置できない場合には、本部長が定めるところに変更することもある。
- イ. 本部には、本部の所在を明確にするため「大田市災害対策本部」の標識をかかげる。

④ 対策本部会議

ア. 対策本部会議の構成

対策本部会議は、対策本部長及び構成員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ. 対策本部会議の開催

- a. 対策本部長は、対策本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは本部会議を招集する。
- b. 構成員は、対策本部会議を開催する必要があると認めるときは、その旨を事務局長へ申し出る。

ウ. 本部会議の協議事項

- a. 本部の配備体制に関すること
- b. 災害情報及び被害状況の分析ならびに、これにともなう対策活動の基本的方針に関すること。
- c. 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- d. その他災害対策に関する重要事項について。

エ. 協議事項の実施

担当対策部長は、本部会議の決定事項について、他の関係対策部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図る。

オ. 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、危機管理課が担当する。

⑤ 対策本部の廃止基準

対策本部は、対策本部長が次の基準により廃止する。

ア. 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めたとき

イ. 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めたとき

ウ. 対策本部長が、適当と認めたとき

⑥ 対策本部の設置及び廃止の公表

対策本部を設置し、又は廃止したときは直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話・防災行政無線・その他適確、迅速な方法で周知する。

4. 動員計画

(1) 職員の動員計画

職員の動員については、災害応急対策を迅速、かつ適確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、動員を行う。

また、初動期において、職員の確保が困難な場合、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。各配備体制における配備人数は資料編のとおりである。

① 動員配備確立後の報告

本部長等の配備体制の指示に基づき、各対策部が体制の確立を完了したときは、各対策部長は直ちに本部長に報告する。

② 動員数の増減

各対策部長は必要と認める範囲内において動員数を適宜増員することができる。

③ 各対策部長は、あらかじめ職員のうちから配備要員を指名しておく。

④ 防災連絡責任者の任命及び責務

ア. 各課に防災業務連絡の責任者を定める。防災連絡責任者は資料編のとおりである。

イ. 防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡。

ウ. 防災連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨総務部長まで届け出る。

(2) 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。但し、災害の態様、災害応急対策の状況等に応じて、市長は消防団長に命令することができる。

なお、出勤の基準、招集方法等は、本章第9節「消防体制計画」による。

(3) 動員指示の伝達系統及び方法

職員の動員指示の伝達については、各対策部長及び各班長は平素から関係者に対する連絡方法等を考慮しておく。伝達系統及び方法については資料編に示すとおり。

(4) 職員の待機及び自主登庁基準

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡をまたぎ、積極的に登庁するように心がける。通信が途絶え情報伝達ができない場合は、TV・ラジオ等で直ちに状況を把握し(1)職員の動員計画に応じ自主登庁を行い、定められた業務を行う。

(5) 標識

① 腕章

災害時において防災活動に従事する市職員は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、資料編に示す腕章を帯用する。

② 標旗

災害において使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、資料編に示す標旗をつける。

(6) 応援要請ならびに他機関への出動

① 対策本部内における応援

各部において、職員の応援を受けようときは、総務部に次の事項を示して要請する。支部において応援を必要とする場合は前記に準じて要請する。

- ア. 応援期間
- イ. 作業(勤務)内容
- ウ. 携行品、その他必要事項
- エ. 応援の種類、男女の別及び人員
- オ. 就労(勤務)の場所

② 県に対する応援要請

対策本部要員、公共的団体等の動員、奉仕団の応援協力、及び雇上げ等により、応急対策を実施するも、なお必要があるときは、次の事項を示し県に対し応援要請をする。

- ア. 応援を必要とする理由
- イ. 作業内容
- ウ. 従事期間
- エ. 従事場所
- オ. 人員
- カ. 集合場所
- キ. その他参考となる事項

③ 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、本章第7節「自衛隊の災害派遣体制計画」に掲げるところによる。

④ 他機関への出動

JR等公共的機関及び重要な施設の管理者等から、消防団等に対し出動の要請があった場合、市長は状況判断し必要があると認めたときは、出動させることができる。

隣接市町村に対する応援出動については、当該市町村から要求があった場合又は知事から指示があった場合において、市長はやむを得ない事情がある場合のほか、これに応ずる。

⑤ 従事命令

災害応急対策実施のため現場にある者又は地域内の住民に対する従事命令については、本章第5節「労務確保体制計画」に掲げるところによる。

⑥ 消防広域応援体制

被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県による総合調整のもと広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、県知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

第2節 救援物資管理計画

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する必要がある場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるよう努め、被害の生活支障の解消を支援する必要がある。

そのため、市は、備蓄物資・資機材や関係機関から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災者に供給できるよう、関係各課と県、防災関係機関等と連携し、救援物資管理体制を速やかに確立する。

2. 救援物資の管理体制

大規模災害時の救援物資は、備蓄している食糧・給食用資機材、飲料水、給水用資機材、災害救助用物資・資機材（燃料等生活必需品、医薬品、医療用資機材等）を活用する。

災害対策本部設置以降は、物資・食料配給班は、総務班との連携体制を図り、救援物資の一元管理体制を確立する。

なお、この段階に至るまでは、関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制の整備に努める。

3. 救援物資の供給体制

(1) 救援物資の供給体制

大規模災害時は、備蓄食糧、飲料水、燃料等生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災者に効果的に供給する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の市内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

(2) 災害時の物資の供給方法

① 各業者との連携

災害時に流通物資が必要になった場合、各班は、流通在庫物資等を扱う関連業者と連携をとり、必要物資等の確保に努める。

② 被災地における需要の把握

被災地における需要の把握は、基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。

③ 災害対策本部総務班との連携

2. 「救援物資の管理体制」で示した救援物資の一元管理体制のもと、効果的な供給を継続して実施できるよう、本部総務班に派遣された各班の派遣要員は、総務班と連携をとるとともに、所属部の班員との情報連絡を継続する。

第3節 県防災ヘリコプター活用体制計画

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、県防災ヘリコプターを効果的に運用し、被害情報等の情報収集、緊急輸送などの救援活動に活用できる体制を迅速に確立する。

2. 県防災ヘリコプターの活用体制の確立

(1) 県の活動体制

県防災ヘリの活用体制を確立するにあたっては、関係法令によるもののほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

(2) 県への応援要請

市長は、県知事に対して、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

(3) 関係機関との調整合体制の確立

県は、災害時において、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、警察本部、消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立することとなっている。

3. 県防災ヘリコプターの運用

(1) 活動内容

県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- ① 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- ② 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- ③ 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- ④ 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- ⑤ その他

(2) ヘリの運用

原則として、「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記（1）の該当事由について、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。

また、市等が、災害による被害を最小限に防止するために、県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用を徹底することとなっている。

特に、大規模災害が発生した場合は直ちに防災ヘリコプターを投入して、ヘリTV映像等による災害情報を収集することにより、より迅速かつ機動的な情報収集を行う。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により

適切な運用方法を検討する。

(3) 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し、活用する。離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知することとなっている。

第4節 災害救助法の適用計画

1. 基本的な考え方

災害救助法は、市域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が適用する。

市は、災害による被害が以下に掲げる災害救助法の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請する。

なお、施策の実施にあたっては以下の各点に留意する。

(1) 被害情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

災害救助法適用の判断及びその手続きは、迅速かつ的確に行われる必要があるが、そのためには被害の把握及び認定の作業を迅速かつ正確に行うことが前提となる。

したがって災害時の被害情報の収集及び伝達体制の整備が極めて重要である。

(2) 対策の実施体制の確保

建築物等の被害認定には、専門技術的な視野からの処理が必要なため、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくこと、実施体制を確立しておくことが必要である。

県の協力のもと、家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

2. 災害救助法の実施機関

知事は、災害救助法による救助を国の機関として実施し、市長はその補助機関としてこれを補佐するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市長に委任している（災害救助法第2条及び第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

市へ委任されている事項は次のとおり。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

3. 災害救助法の適用基準

市は、災害による被害状況が次の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請する。

- ① 市内の住家滅失世帯数が 60 世帯以上であるとき。(1号基準)
- ② 県内の住家滅失世帯数が 1,000 以上の場合で、市内の住家滅失世帯数が 30 世帯以上であるとき。(2号基準)
- ③ 県内の住家滅失世帯が 5,000 世帯以上に達した場合。(3号前段基準)
- ④ 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。(3号前段基準)
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。(4号基準)

4. 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

① 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。

② 住家が半壊・半焼する等、著しく損傷したもの

住家その居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通り使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素構造部の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも。

③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

① 住家

現に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

② 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

5. 災害救助法の適用手続き

災害に対し、市における災害が、3. に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は直ちにその旨を県に報告する。

6. 災害救助法の実施方法等

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基準になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

(3) 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに、応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

第5節 労務確保体制計画

1. 基本的な考え方

災害応急対策を実施するため、災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できないときの必要な人員の動員及び雇上げは、次により行うものとし、総務部は各部の要請に基づき、労務者の雇上げを行う。

なお、市において、労務者の雇上げによるも、必要な人員を確保することができないときは、県に応援の要請をする。

2. 労働者の雇上げ

総務班は、災害対策を実施するために必要な労務者等の確保については、次の措置により行う。

- ① 災害対策実施機関及び関係業者等の労務者の動員
- ② 公共職業安定所等のあっせんによる労務者の動員
- ③ 関係機関の応援派遣による技術者の動員
- ④ 緊急時等における従事命令等による労務者等の動員

市が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し、関係機関に依頼し雇用する。

- ⑤ 雇用の理由
- ⑥ 所要、職種別人員
- ⑦ 作業内容
- ⑧ 雇用期間
- ⑨ 就労場所
- ⑩ 賃金
- ⑪ その他必要となる事項

賃金の支払いについては、原則として同地域における同種の職業に支払われる額を基準とし、災害の特殊事情を考慮のうえ総務部が決定する。

その支払いは、原則として日々作業終了後現地で支払う。

3. 応援要請

総務班は、県に奉仕団の応援を要請する場合は、次の事項を示して要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所

4. 従事命令等による労務者等の動員

大規模災害時において、通常の動員では必要人員が確保できない場合、各種法令に基づく従事命令、協力命令等の方法により必要な労務確保を図る。

(1) 従事命令、協力命令の種類と執行者

従事命令、協力命令の種類、執行者等は、次のとおりである。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事	災害救助法第7条	知事
	協力	災害救助法第8条	知事
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事	災対法第71条	知事(委任を受けた部分については市長)
	協力		
災害応急対策作業 (全般)	従事	災対法第65条第1項	市長
		災対法第65条第2項	警察官又は海上保安官

(2) 従事命令、協力命令の対象者

対象作業	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師又は薬剤師 ・ 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ・ 土木技術者又は建築技術者 ・ 大工、左官又はとび職 ・ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ・ 鉄道事業者及びその従業者 ・ 軌道経営者及びその従業者 ・ 自動車運送事業者及びその従業者 ・ 船舶運送業者及びその従業者 ・ 港湾運送業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般(災害対策基本法)による市長、警察官、海上保安官の従事命令	市区内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

5. 損害賠償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、各法令に基づくもののほか次により損害賠償又は扶助金を支給する。

根拠法令	補償等の種類	支給額
大田市消防団員等公務災害補償条例	療養補償、休業補償、傷病補償年金、傷害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償	条例で定める額

第6節 広域応援体制計画

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国・県の機関、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

また、市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の出遣を要請する。

2. 市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

① 災害が発生した場合、市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

② 被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。

③ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、応援協定締結市町村へ応援要請を行うとともに、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び公共的団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行う。

3. 市町村における広域応援体制

① 市は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

② ①による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、自らも被災し応援できないなどの特別な理由のない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

4. 県内消防本部の応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する市等の消防力で災害の防御が困難

な場合には、市は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

5. 海上保安庁の応援

災害時の災害救援、応急・復旧活動において、被害が拡大し、市及び県において対応が困難な場合には、県を通じて、海上保安庁による応援の要請をする。

(1) 救援協力の要請

災害救援、応急・復旧活動等において、海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により県を通じて要請を行う。

① 記載事項

- ア. 要請者の氏名
- イ. 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- ウ. 救援活動を必要とする期間
- エ. 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- オ. 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

② 要請先

機関名	所在地	電話
第八管区海上保安本部	京都府舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎	0773-76-4100
浜田海上保安部	島根県浜田市長浜町 1785-16 浜田港湾合同庁舎	0855-27-0770

③ 救援活動の内容

- ア. 被害状況の調査及び情報収集
- イ. 避難指示、避難者の誘導
- ウ. 被災地孤立者の救助
- エ. 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- オ. その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

6. 緊急消防援助隊による応援

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、県は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

(1) 応援要請

市は、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して要請を行う。

知事は、要請を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。

(2) 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、被災地が複数の場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部

を設置する。

島根県消防応援活動調整本部の組織、業務等は以下のとおり。

① 調整本部の名称

島根県消防応援活動調整本部

② 設置場所

島根県庁

③ 調整本部長

島根県知事

④ 調整本部員

ア. 島根県防災部消防総務課の職員、島根県防災航空隊の職員

イ. 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

ウ. 被災地消防本部の職員

エ. 出動した指揮支援部隊長

⑤ 調整本部の業務

ア. 被災状況、島根県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること

イ. 被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること

ウ. 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること

エ. 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること

オ. 島根県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること

カ. 島根県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること

(3) 緊急消防援助隊の指揮体制

市は指揮本部を設置し、市長が指揮本部長として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。

指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、指揮支援部隊長として、配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる。

(4) 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

第7節 自衛隊災害派遣体制計画

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、人命・財産の保護のため自衛隊の派遣を要請する必要がある。

そのため市は、その手続き等を定め自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受入体制を整える。

2. 災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- ② 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- ③ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。(非代替性の原則) この際、人命にかかるものについては特別な配慮をもって迅速な対応を図ることが必要である。

3. 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産保護のため行うものとし、概ね次の基準による。

- ① 人命救助のための応援を必要とするとき
- ② 市内での大規模な災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき
- ③ 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき
- ④ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- ⑤ 応急措置のため医療・防疫・給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

なお、予防のための派遣については災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと当該部隊等が判断したときのみ行われる。

また、応急対策の措置については緊急度の高い公共的なもので最小限の応急措置のみを行い、その後の一般的な措置は行われない。

4. 災害派遣の要請手続

自衛隊の災害派遣を要請する必要が生じた場合、市は県に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。

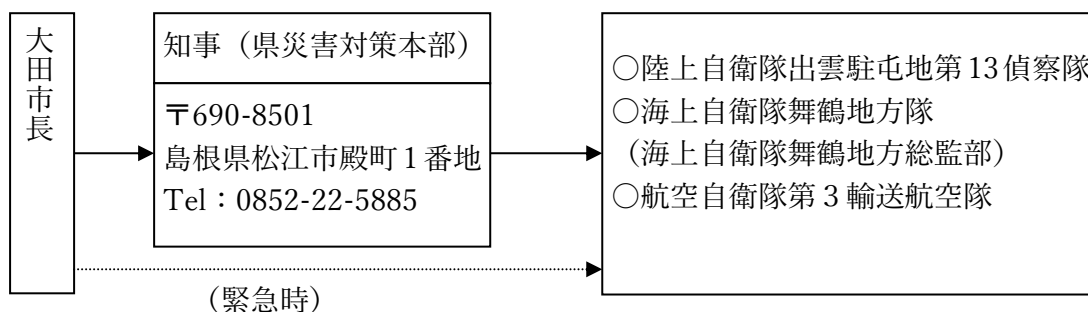
要求を行う場合は、様式に定める自衛隊災害派遣要請依頼書(資料編参照)により、部隊等の派遣要請を要求する。但し、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。

この場合において、市長は必要に応じて、その旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

また、知事連絡不能の場合（通信不能）は、自衛隊に通知を行い事後知事に報告を行う。

なお、災害に際し緊急を要し、要請を待ついとまがないと認めるときは、県知事の要請あるいは自衛隊独自の判断で部隊等を派遣することがある。

○災害派遣要請手続き系統



（注）ヘリポートの状況を上記の部署に報告しなければならない。

5. 部隊等の受入れ措置

（1）受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

① 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所あるいは野営施設・車両・器材等の保管場所の準備を行い、あらかじめ適地を定めておく。

② 連絡責任者の指名

市は連絡責任者を指名し、派遣部隊及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊等の活動に支障をきたさないようにする。

③ 作業計画の樹立

応援を求める作業の内容・所要人員・応急措置に必要な資器材の確保その他について作業計画をたて、派遣部隊到着後速やかに作業開始ができ得る体制を整えておく。

応急措置に必要な資器材は例示すれば次のようなものである。

- ・ 器具類：スコップ・ツルハシ等土工具
- ・ 設備類：夜間照明設備・給水用水槽又はドラム罐・ポリエチレン容器等
- ・ 資材類：金網・鉄線・カスガイ・^{かます} 吠・麻袋・木杭・標識資材等

（2）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な処置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

6. 派遣部隊の撤収

市は派遣の必要がなくなったと認めるときは、様式に定める自衛隊災害派遣撤収要請

依頼書（資料編参照）により知事に派遣部隊の撤収を要請する。但し、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

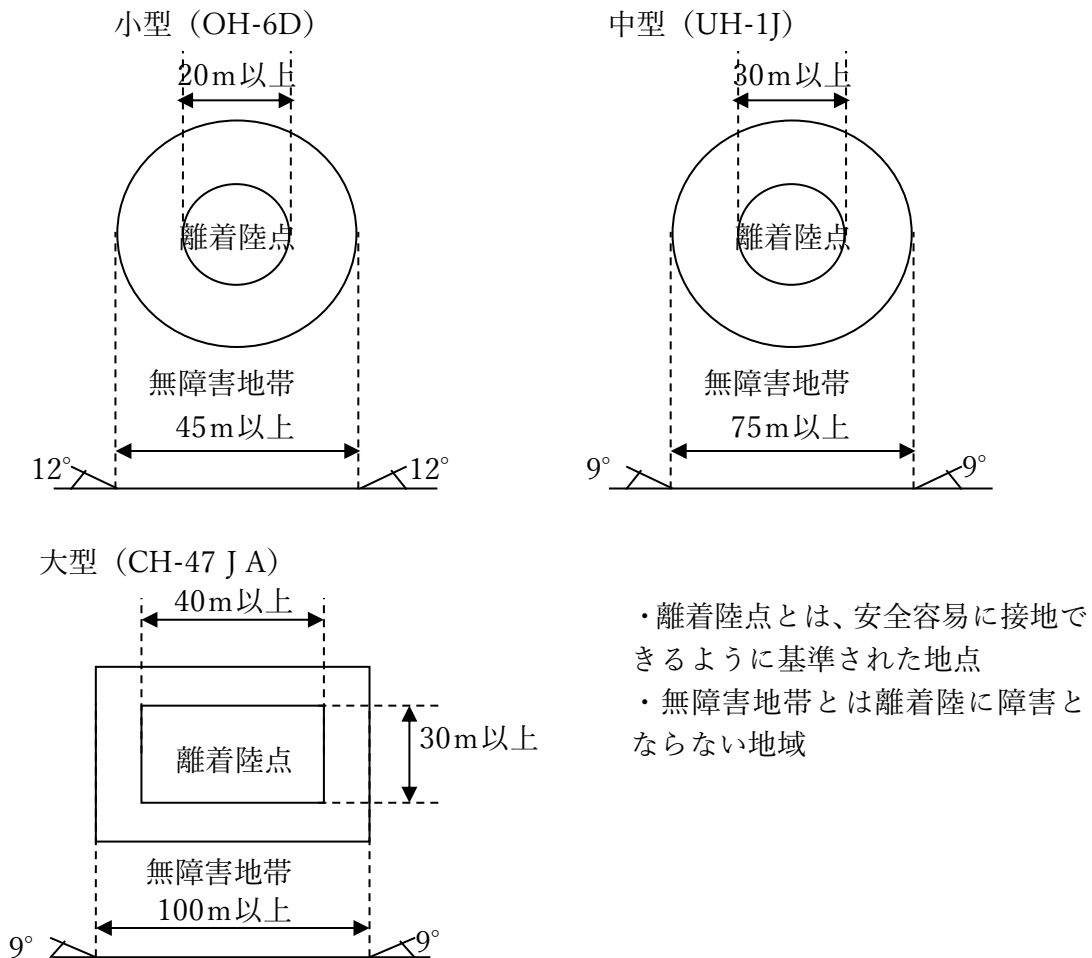
なお、知事あるいは部隊自らの判断で派遣の必要がなくなつたと認める場合は撤収することができる。

7. 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備

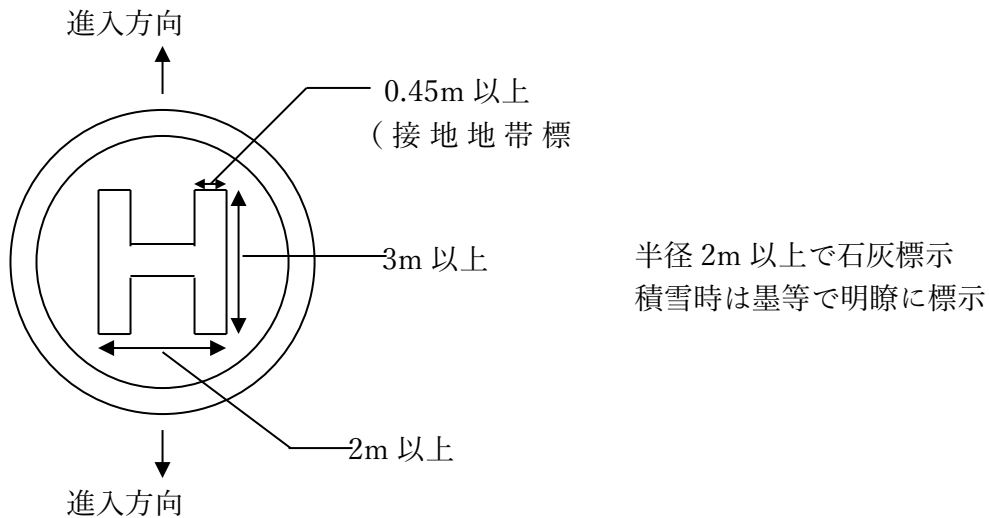
(1) ヘリコプター発着時の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

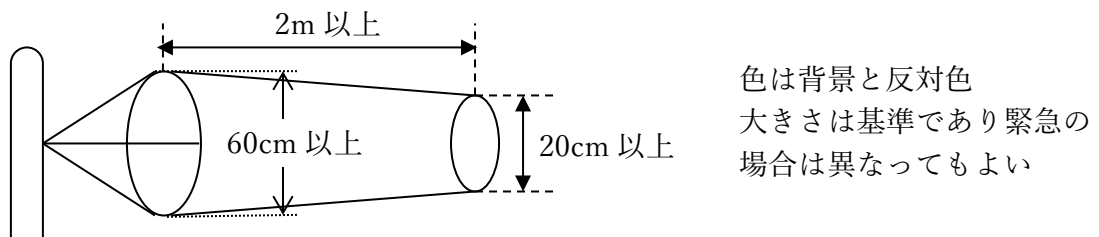
- ① 地盤が堅固で平坦地（勾配 4° ～ 5° 以下）であること。
- ② 無障害地帯（基準カ項）
- ③ 回転翼の回転によりあまり砂塵等が舞い上がらない場所
- ④ 大型（CH-47）離着陸場の設定地は、コンクリート・芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと。
- ⑤ 積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪又は踏み固める等の準備が必要
- ⑥ 単機着陸のために必要な広さ



⑦ 標識



⑧ 吹き流し (風向指示器)



⑨ 危険防止上の留意事項

- ア. 離着陸時は、風圧等による危険防止のため子ども等を接近させない。
- イ. 着陸点附近に物品等異物を放置しない。
- ウ. 現地に自衛隊が不在の場合はできれば安全の監視人を配置する。

⑩ ヘリコプター発着場

本市内でこの基準に合致するヘリコプター発着適地の主なものは資料編のとおりである。

(2) 航空機による物料投下

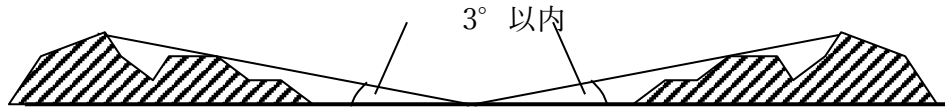
ヘリコプター以外の航空機による空輸は技術的にも難点があるため真にやむを得ない場合のみ、天候・地形等を考慮して行われる。

この方法による場合は、自衛隊・県ともよく協議し、その準備にあたる。

① 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。投下地点を中心として半径約5kmの円内に、中心点を高度0として、約1.6kmの円周上に300m以上の山又は障害物、約3kmの円周上に400m、約5kmの円周上に500m以上の障害物がなく投下地点附近約300m以内に人家等が存在しないことが必要である。

その他、幅300m以上の溪谷、谷地、下図のような地形においても投下地点に使用できるが、極めて高度の技術を必要とし、そのまま投下地点と判断できないので、あらかじめ部隊に連絡し空中偵察等を実施した後、投下地点として決定することになる。



② 投下地点と標示方法

- ア. 投下地点を決定したら「ムシロ」20枚程度（できれば赤又は黒に染めてあると冬期夏期を通じて利用できる。）を用意し、風上に対してT字型に並べる。
- イ. T字板の左右100mの地点で、発煙筒もしくは焚き火等により白煙を上げる。

第8節 災害ボランティアとの連携体制計画

1. 基本的な考え方

大規模災害発生時には、各種援護を必要とする被災者が増大し、ボランティアによるきめ細かな支援が期待されるが、それが効果的に行われるためにはニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整などの体制の整備が必要になる。

このため、市は、関係機関、団体を支援して災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、相互の連絡体制を確立し、活動を推進する。

また市は、自治会組織、ボランティア団体等の応援協力に対し、その趣旨が活かされるよう積極的に対応するとともに、協力対象団体の責任者及び管理者との意思疎通に努める。

2. 災害ボランティアの受入れ、支援

(1) 災害ボランティアセンターの開設

被災地では、市、社会福祉協議会、災害支援に関わる NPO 等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「災害ボランティアセンター」という。）を設ける。

設置にあたっては、災害ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図る。また、女性ボランティアの受け入れにも配慮する。

(2) 被災者のボランティアニーズの把握

市及び社会福祉協議会は、県、ボランティア団体等と連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望有無についての把握に努める。

この際、各種ボランティア団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人数、活動拠点等について情報提供を行う。

(3) ボランティアの受付、登録

市及び社会福祉協議会は、県、ボランティア団体と連携し、拠点を設け、ボランティア活動希望者の受付、登録、被災者の派遣要望とボランティア希望との連絡調整、派遣、撤収の指示を行う。

3. 災害ボランティアの応援要請

市及び社会福祉協議会は、被害の程度により、他の市町村及び社会福祉協議会等へ、人的な協力、物資の調達等について応援要請を行う。

さらに、職員が不足する場合は相応しい NPO 団体と連携を図り、活動・支援を行っていく。

第9節 消防体制計画

1. 基本的な考え方

火災が発生した場合、市及び消防本部は、人命の安全を最優先し、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

2. 市・消防機関等による消火活動

消防機関は、消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

（1）災害状況の把握

消防活動に際しては119番通報、消防無線、参集職員の情報等により情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

（2）通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

（3）災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

（4）同時多発火災への対応

① 避難先及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。

② 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

⑤ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

- ① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、病院等の安全な場所へ搬送を行う。

3. 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、病院等の安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の勧告・指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

4. 他の消防本部に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

消防部は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

5. 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10節 災害警備体制計画

1. 基本的な考え方

(1) 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、地震災害時には、大田警察署災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

2. 災害警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

管内で災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合は、大田警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(2) 警備職員の参集、招集

別に定める「大田警察署災害警備計画」による。

(3) 警備部隊の編成及び運用

別に定める「大田警察署災害警備計画」による。

(4) 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

3. 災害警備措置

(1) 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握し、災害警備活動を的確に推進するため、次に掲げる事項について速やかに情報収集を行う。

① 初期段階の把握事項

- ア. 死傷者、行方不明者等の状況
- イ. 警察施設の被害状況
- ウ. 家屋、ビル等の倒壊状況
- エ. 火災の発生状況
- オ. 主要道路・橋梁の損壊状況
- カ. ライフライン、JR等交通機関の被害状況
- キ. 重要施設の被害状況
- ク. 津波の到達状況
- ケ. 災害の拡大状況及び見通し

- コ. 住民の避難状況
- サ. 救出救護の実施状況
- シ. その他必要と認められる事項
- ② その後の段階の把握事項
 - ア. 人的・物的被害状況
 - イ. 警備部隊の配置及び運用状況
 - ウ. 行方不明者の捜索実施状況
 - エ. 交通規制の実施状況
 - オ. ライフライン等の復旧状況及び見通し
 - カ. 関係機関の行った救護対策
 - キ. 被災者の動向
 - ク. 治安状況
 - ケ. 流言飛語の状況
 - コ. 火災の原因及び被害拡大の要因
 - サ. その他必要と認められる事項

(2) 避難誘導

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、市長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示するものとする。

- ① 火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行う。

なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知する。

- ② 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、市長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導する。

以下、[第2編（風水害）の内容に準ずる。](#)

第11節 ライフライン施設応急復旧体制計画

1. 基本的な考え方

電力、LP ガス、上・下水道、通信の各ライフライン施設は、高度化、複合化されてきており、各施設の相互依存関係は強く、また、住民の依存度も高まっている。地震災害時に、こうしたライフライン施設が被災した場合、市の機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与える恐れがある。

このため、ライフライン施設等の応急復旧のための対策を迅速に実施する。

2. 電気施設応急復旧対策【中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社】

災害の発生により電気施設に被害があった場合、管理者である中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、速やかに応急復旧対策措置を講じ、施設の機能維持に努める。

(1) 実施内容

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、「島根県地域防災計画」の定めるところにより、市及び関係機関との連携を図り、応急復旧を実施する。

3. LP ガス応急復旧対策

LP ガス販売店等は、災害によるガス漏れ等事故発生時には、消防機関等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。また市は、災害発生のため、LP ガス事故の多発が予想されるときは、県の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について周知、広報活動を行う。

(1) 被害状況の把握

適切な措置を講じるため、早急に正確な被害状況の把握に努める。

(2) 二次災害の防止

- ① 危険箇所(倒壊、焼失、流失家屋等)からの容器の撤収及び回収箇所の指示
- ② 臨時的使用箇所(一般家庭、避難所等)で使用される LP ガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理の指導
- ③ 洪水等による流出容器の被害状況の確認及び容器の回収の依頼
- ④ LP ガスの事故発生時の対応

LP ガスの漏えい、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、警察署及び市、県等の関係行政機関に通報する。

(3) LP ガス消費設備の総点検の実施と早期安全供給の開始

販売業者、保安センター、容器検査所が相互協力し、LP ガス消費者の安全総点検を実施するとともに、点検完了家庭から逐次供給を開始する。

(4) 動員・応援体制【LP ガス事業者】

LP ガス事業者は、LP ガスの事故を知ったときは、被災地の県 LP ガス協会支部長に通報し、支部長は緊急に通報し緊急体制を整えるとともに、県 LP ガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の防災事業所との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して支援を要請する。

被害の大きさにより、可燃性ガス等による火災、ガスの漏出その他異常現象を発見した場合は直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、警察署及び市、県等の関係行政機関に通報する。

4. 上水道・簡易水道応急復旧対策

災害による水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民等が必要とする飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると、住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短時間で復旧するため、水源ならびに配水施設の十分な機能を確保し、配水管幹線を最優先とし配水管、給水装置の順に復旧を進め給水の再開に努める。

(1) 応急復旧活動の実施

① 応急復旧活動の優先順位

市は、住民の生活用水確保を目的に適確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに復旧できるよう努める。

② 応援の要請

被害が甚大な場合は、あらかじめ定めてある他の市町村、給水装置工事業者及び水道資機材の取扱い業者等に応援を要請する。

③ 広報・周知

復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(2) 応急給水対策

第3編第2章第25節「給水計画」に基づき応急給水を行う。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて給水工事事業者への資機材等の調達依頼により確保を図る。

5. 下水道・農業集落排水施設等対策

災害が発生した場合、市は、直ちに、関係機関との協力により下水道施設等の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

(1) 災害状況の調査及び点検

災害発生後速やかに被害状況の調査及び点検を二次災害の恐れのある施設等緊急度

の高い施設から順次、重点的に実施する。

① 被害状況の調査

処理場については、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行うとともに、施設の暫定機能確保のための調査を行う。

管渠については、目視あるいはTVカメラ等によるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。

② 緊急処置

調査に基づいて、道路陥没部への土砂投入、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置を講じる。

(2) 応急復旧活動の実施

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。なお、策定にあたっては、被害箇所の緊急度に応じて策定を行うが、事前に作成した応急復旧マニュアルに基づき、これを実施する。

また本格的な復旧活動を実施するまでの間、下水機能を暫定確保するために次の措置を講じる。

① 排水機能の確保

処理場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び消毒機能の回復等を行う。

管路施設では、土砂の^{しゅんせつ}浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

(3) 二次災害防止の緊急措置

施設災害による二次災害を防止するため、遅滞なく適切な措置を講じなければならない。

① 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置を行う。

② 災害時の広報

住民に対して、破損箇所、使用禁止区域、使用できない場合の措置等を広報する。

6. 電気通信設備応急復旧対策【電気通信会社】

電気通信会社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急対策

① 臨時回線の作成

政府機関、地方行政機関、報道機関及び救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、衛星携帯電話、衛星通信システム、可搬型無線機等を利用して臨時回線を作成する。

② 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、支店等からの電報電話については最小限の通信ができるように措置する。

③ 臨時電報電話受付所の開設

災害対策本部、市指定の避難所及び救護所等に臨時電報電話受付所を設置し、電報電話が利用できるように措置する。

④ 特設公衆電話の設置

ア. 孤立する地域をなくすため、被災地の主要場所に特設公衆電話を設置する。
イ. 市指定の避難所に特設公衆電話を設置する。

⑤ 通信の利用制限

災害時により通信のそ通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制を行い、利用を制限する。

⑥ 非常電報、非常電話の優先

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく、非常電報、非常電話として、他の通信に優先して取扱う。

⑦ 携帯電話の貸出し

避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

⑧ 災害用伝言サービス等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービス等を速やかに提供する。

(2) 復旧対策

災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

① 復旧順位の決定

災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定めた優先順位により実施する。

② 移動無線機、衛星車載局、ポータブル衛星車及び移動電源車等の発動

③ 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

④ 回線の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

⑤ 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により通信が輻輳^{ふくそう}した場合は、臨時通信回線の設定及び対地域別の規制等の措置をとる。

⑥ 復旧工事の実施

復旧工事は応急復旧対策に引き続き、災害対策本部の指示により実施する。

7. 建築物及び宅地の応急対策

(1) 応急対策実施体制の確立

建築物及び宅地に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、県と密接な連携をとり応急対策にあたる。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下の恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。

但し、市に建築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請する。

(3) 建築物応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の余震による倒壊や、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

- ① 地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。
- ② 応急危険度判定の実施にあたっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるが、市で対応できないものは県に必要な支援を要請する。
- ③ 市は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の要請をする。

(4) 宅地危険度判定の実施

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次被害を軽減し、防止し、住民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

- ① 地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。
- ② 判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明を行い二次災害の発生を防止する。

8. 危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、震災時における、火災、爆発、漏洩及び流出等により、周辺地域住民に対しても大きな被害を与える恐れがある。したがって、これらの施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

第12節 地震情報収集・伝達計画

1. 基本的な考え方

地震に関する情報の収集、伝達体制を整備し、関係機関及び住民に対する迅速な伝達により、被害の軽減に努める。

2. 情報の種類

地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※海外で大規模噴火が発生した場合等による潮位変化に関する情報については、「遠地地震に関する情報」として発表が行われる。	・地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表

長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生箇所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20-30分後に気象庁HPに掲載）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	・顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数、情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

地震に関する情報の伝達系統及び方法

(1) 関係機関への伝達

市は関係機関から地震に関する情報の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・適確な方法によって市内の防災関係機関・住民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講じる。

(2) 市における地震に関する情報の取扱い

- ① 地震に関する情報は、勤務時間中は危機管理課で受信し、関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれにともなう必要な措置を講じる。
- ② 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを危機管理課長又はあらかじめ指名された職員に連絡する。
- ③ 宿直職員から連絡を受けた者は、その状況を市長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講じる。

(3) 住民等に対する伝達

市に伝達された地震に関する情報の住民等に対する伝達は、次により行う。

- ① 市内の災害関係機関及び公共団体に対し、警報事項を通知する。
- ② 防災行政無線、音声告知放送及びぎんざんテレビを利用し、住民に周知する。
- ③ 災害の恐れのある地区の自治会長に連絡し、自治会長を通じて住民に伝達する。

第13節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画

1. 基本的な考え方

地震災害時において県、市及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互の密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するにあたって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

2. 被害状況の調査

(1) 調査対象

市管理の公共建物、公共土木等施設及びその他の一般被害（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業関係施設及び防災関係諸機関の被害を除く）を対象とする。

(2) 調査実施者

県及び防災関係諸機関（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業機関を含む）の管理する災害以外の被害については、市の各災害対策支部及び関係部において行う。

但し、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。また、その他防災関係機関の所管する施設において災害が発生した場合は、当該関係機関に調査及び報告を要請する。

(3) 調査の種別

調査は災害時期別に次のとおり行う。

① 発生調査

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

② 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

③ 確定調査

災害が終了し、その被害が確定した時に調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

3. 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含

む。)、建築物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準①による。但し、発生即報にかかる被害については、判定基準②による。

(1) 判定基準①

被害等区分		判定基準
人的被害	(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3) 重傷者、 軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4) り災者	り災世帯の構成員
	(5) り災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6) 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯とし取扱う。)
建物被害	(7) 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8) 住家全壊、 全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)
	(9) 住家半壊 又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

	(10)破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。)
	(11)床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。但し、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12)床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13)非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。
農地被害	(14)流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16)流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17)冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。
漁船被害	(19)大破	復旧経費が、被災前におけるその物の価値の1/2以上に達するもの。
	(20)中破	復旧経費が大破には達しないが、被災前におけるその物の価値の被1/10以上に達するもの。
	(21)小破	復旧経費が中破には達しないが、平常時における維持修理経費では復旧できない程度のもの。

(2) 判定基準② (即報にかかる被害のみ適用)

被害等区分	判定基準
人的被害 住家被害 農地被害	判定基準①と同じ。
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路損壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度。
橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度。
山、崖崩れ	崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害 (沈没・流失、破損)	櫓樑のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。

	修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓権等による舟	破損以上の被害を受けたもの。
鉄道不通箇所	汽車、電車などの通行が不能となった箇所。
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線。
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路決壊	溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防の決壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度。
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害。
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

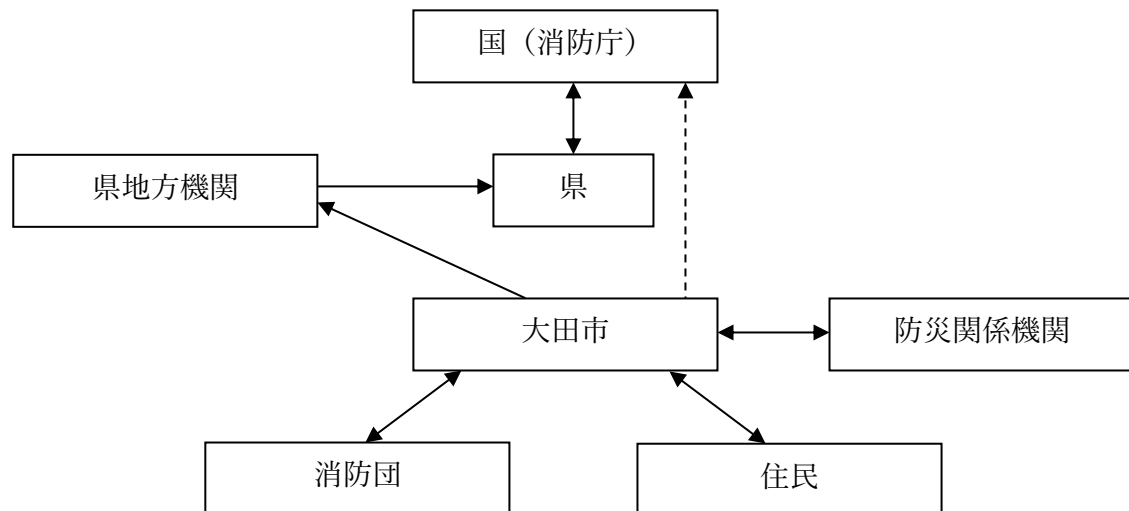
4. 災害情報及び被害報告

(1) 災害情報・被害情報の収集・とりまとめ

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況等の収集にあたっては、市が直接収集することを原則とする。

但し、やむを得ない場合は、市を通じ消防署、消防団に依頼できる。収集及び報告系統は次のとおりで、そのとりまとめは市が行う。

なお、この計画では総括的報告の処理について定めるものとし、各課における各種被害報告の処理は、関係法令等による報告制度による。なお、報告様式については資料編に示す。



(2) 通信施設

災害時に利用可能な通信施設等は、資料編のとおりである。

(3) 県及び関係機関への被害状況等の報告

市は人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システ

ム等により直ちに県へ報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握したものが他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとする。

各所掌事務にかかる県への報告については、市が、県所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ、総合防災情報システムによる所定の様式により行う。

① 速報

災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第、直ちに電話・行政無線又は電報により報告する。

なお、県に報告することができない場合の被害状況等の報告は、国（消防庁）に報告するほか、119番通報が殺到する場合等においては、県に加えて、国（消防庁）にも直接通報する。

② 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を報告する。

なお、報告回数及び時間については、県と協議のうえ変更することができる。

③ 確定報告

当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、すみやかに文書をもって報告する。

区別	報告内容	報告の時期及び経路	経路 連絡方法等
災害発生即報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要請 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	市町村→県土整備事務所等・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるもので昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	市町村→県土整備事務所等→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 但し、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	

詳報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式 第23 号による	市町村、県の出先機関→関係 課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次 報告 但し、県の出先機関が行う集 約報告は13時まで、関係課が 行う県計報告は、14時まで に行う。	被害等の状況 は諸応急対策 の決定等のも とになるもの であるので関 係課等は迅速 に被害等の収 集ができるよ う平素から体 制を整えてお くものとする。
確定報告	同上	市町村、県の出先機関→関係 課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了 した後20日以内に報告	災害復旧計画 などのもとに なるので正確 を期すること。
災害対策本 部	①災害対策本部の設 置 ②災害対策本部の解 散	市町村、県土整備事務所等、関 係課 →防災危機管理課	

(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあつては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

(4) 消防庁への直接即報

火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)に規定する「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があつた場合については、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。即報における記入要領(様式)は資料編のとおりである。

第14節 災害広報計画

1. 基本的な考え方

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の市民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。また、各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

また、各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

2. 広報活動の対象機関

市は、各対策部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関・各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対して広報活動を行う。

対象機関	方法
報道機関	電話・口頭・文書・インターネット
各関係機関	電話・広報車・防災行政無線・インターネット
一般住民	広報車・ぎんざんテレビ・防災行政無線・インターネット
庁内各課	庁内電話・口頭・防災無線・インターネット
その他特に必要とするもの	電話・口頭・文書・広報車・インターネット他

3. 広報活動の方法

市は、地域に密着した範囲の災害に関する広報について、関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

また、既に避難した者に対し、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難情報が発せられている途中での帰宅の防止を図る。

(1) 一般広報

① 広報内容

ア. 地震発生直後の広報

- ・地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の地震への警戒）
- ・津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報発表状況）
- ・住民の取るべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- ・避難の必要の有無、避難所の開設状況等（大津波警報、津波警報を覚知し避難指示発令を実施した場合、即時広報等）

イ. 地震による被害発生時の広報

・災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）

・災害応急対策の状況(地域・コミュニティごとの取組状況等)
・道路交通状況(道路通行不能等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等)
・電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等)

・医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
・応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

ウ. 応急復旧活動段階の広報

・住民の安否(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)
・食料・飲料水・生活必需品・医薬品等の配給状況
・その他生活に密着した情報(地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等)

エ. 支援受け入れに関する広報

・各種ボランティア情報(ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等)
・義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

オ. 被災者に対する広報

・安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
・乗用車の使用自粛、避難時のブレーカー切断等
・防災機関に対する不要不急の電話を自粛する旨の要望

カ. 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

キ. その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービス等の登録・利用呼びかけ、社会秩序維持活動への広報、呼びかけなど

② 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。

なお、防災行政無線などが、電源喪失などにより利用できなくなった場合は、広報車、職員の人海戦術などによる地域巡回や報道機関の活用など、その他の取り得る代替手段を用いて的確な広報を実施する。

また、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

ア. 防災行政無線、ぎんざんテレビ等による広報

イ. 広報車による広報

ウ. ハンドマイクによる広報

エ. 広報誌紙、掲示板による広報

オ. インターネットによる広報

(2) 報道機関への広報

市が定期的に記者発表し、広報を実施する。但し、広域的かつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

(3) 避難所等への広報

避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するものとする。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

4. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 体制の整備

市等は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第15節 水防計画

1. 基本的な考え方

市における地震災害による浸水災害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図る。

その内容及び実施については、水防法第33条の規定及び島根県水防計画に基づき、別に定められている「大田市水防計画」による。

2. 水防体制の確立

市は、河川施設及び海岸施設にかかる浸水被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため「大田市水防計画」に定めた方法により体制を確立する。

特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意するものとする。

3. 浸水被害の拡大防止

(1) 点検、警戒活動

河川の管理者及び砂防施設管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。

許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

特に点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、災害の発生の恐れのある場合は速やかな避難対策を実施するものとする。

(2) 水門及び閘門の操作

水門、樋門は地震による沈下・変形等により開閉操作に支障がないか、各施設の管理者は開閉の点検を行う。

(3) ダムの点検

① ダムの管理者は、ダム周辺地域について発表された気象庁震度階級が4以上である地震が発生した場合、直ちに「地震発生後のダム臨時点検要領（国土交通省河川局通達）」に基づいて臨時点検を行い、中国地方整備局長に報告する。なお、市以外の管理者がある場合は、点検を要請する。

② 上記の点検の結果、破堤等の危険がある場合、周辺住民に対し速やかに避難指示等を行うとともに、緊急工事を実施する。

(4) ため池の点検

ため池の管理者は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が4以上である地震が発生した場合「地震後の農業用ため池緊急点検要領」に基づいて緊急点検を行い、県を通じて中国四国農政局長に報告する。対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講じる。

第16節 土砂災害警戒計画

1. 基本的な考え方

地震災害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する必要がある。

2. 土砂災害防止体制の確立

気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

3. 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 土砂災害発生前

市は、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実現に努める。

(2) 土砂災害発生後

市は、ハザードマップに記載された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対象区域において土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、県は、市と協力し、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

4. 土砂災害時による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

市は、土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、市において、消防団等と連携を図り、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した箇所において、民政安定上放置しがたく、採択基準に合致するものは、県と協力して災害関連緊急事業等において砂防・治山施設や地すべり防止施設等の整備を実施する。

(2) 警戒避難体制の確立

① 情報の指示・伝達

市は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。

特に、具体的な危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

② 警戒区域の設定

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

5. 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難情報発令の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

第17節 避難計画

1. 基本的な考え方

地震時の津波、火災、土砂災害等の発生に際して、市は、住民等が安全・的確に避難ができるよう、避難情報の伝達や避難誘導などの措置を、防災関係機関及び自主防災組織等の協力のもと、迅速、的確に行う。また、避難誘導にあたっては、要配慮者の安全避難に留意することとする。

2. 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講じるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

① 津波への自衛措置

近海で地震が発生した場合には、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表以前であっても津波が来襲する恐れがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市、海上保安官署、及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施出来るよう、次に掲げる措置を講じる。

ア. 市は直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに大津波警報、津波警報、津波注意報の発表以前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、緊急に安全な場所に避難するよう指示する。

イ. 市に対する大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、地震発生後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送された時には住民等に対して直ちに避難情報を発令する。このほか県、警察及びNTT事業所等から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置を取る。

ウ. 大津波警報、津波警報及び避難の指示の伝達に洩れがないようにするため港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場

等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

② 火災、危険物等の漏洩からの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合に避難が想定されるが、市は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

③ 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対象区域などにおける土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、市は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

3. 避難情報発令の実施

避難指示の実施責任者及びその時期については次表に示すとおりである。

なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。また、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

○避難指示（警戒レベル4）・緊急安全確保（警戒レベル5）の発令者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第60条 第1項 第2項 第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ・人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・立退きの指示 ・緊急安全確保の指示 ・立退き先の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第6項	災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことが	同上	同上	事務代行の公示

警察官 海上保安官	災対法 第61条 第1項 第2項	全災害 ①同上において、市長が指示できないと認めるとき ②同上において、市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・立退きの指示 ・緊急安全確保の指示 ・立退き先の指示	市長に通知 (市長は知事に報告)
知事 (その命を受けた 県職員・水防管理者)	水防法 第29条	洪水、津波又は高潮による災害・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき	必要と認める地域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事 (その命を受けた職員)	地すべり 等防止法 第25条	地すべりにより、危険が切迫しているとき	必要と認める地域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
警察官	警察官職務執行法 第4条	全災害 人の生命・身体の危険をおよぼす恐れがある災害時において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	避難の措置(特に急を要する場合)	公安委員会に報告
自衛官	自衛隊法 第94条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	警告、避難の措置(警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規程の準用

4. 避難情報発令の基準・区分

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難情報発令の時期

地震災害時に津波が発生した場合、同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他土砂災害危険から住民の生命及び身体を保護するため必要とする場合などに発する。

(2) 相互の連絡協力

関係機関は、避難の必要があると予想される時、あるいは、避難のための立ち退きの勧告、指示の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

5. 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難情報を発令する場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難の経路及び避難先
- ③ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

- ① 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- ② 避難情報を発令した時は、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告する。
- ③ 避難の必要が無くなったときは、その旨を公示する。

6. 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官、海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官→警察署長→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

海上保安官→海上保安部長→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

(2) 警察官による避難の措置（警察官職務執行法第4条）

警察官→警察署長→県警本部長→県知事（防災部防災危機管理課）→市長

(3) 自衛官の行う避難の措置（自衛隊法第94条）

自衛官→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

7. 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている装置（消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

8. 大型商業施設等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、地震災害発生時においては、消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

9. 車両等の乗客の避難措置

a.公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

b.天災その他の理由により、輸送の安全を確保出来ない場合は、当該車両等の乗務員は、市に対し速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

10. 学校・教育施設等における避難措置

第3編第2章第31節「文教対策計画」を参照のこと。

11. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第1項）。

○警戒区域の設定権者

災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員（災害対策基本法第63条第1項）
	警察官（災害対策基本法第63条第2項）
	海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）
	自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条）
	警察官（消防法第28条）
水災について	消防吏員・消防団員（水防法第21条）
	警察官（水防法第21条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条）
	警察官（消防法第36条）

(2) 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は以下のとおりである。

市長等は、警戒区域を設定した時は、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される例が多い。

- ① 市長は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時は、警戒区域を設定する。
- ② 警察官若しくは海上保安官は、市長（権限を受けた市の職員を含む。）が現場にいない時、又は、市長から要求があった時は警戒区域を設定する。この場合、警察官、又は、海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。
- ③ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官、又は、海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。
- ④ 県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。
- ⑤ 国土交通省等は、被災により県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

12. 避難情報の伝達

(1) 関係住民への伝達

① 避難計画に基づく伝達

避難情報の伝達は、大田市地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難情報の伝達系統及び伝達要領に従って行うものとする。

また、島根県避難情報等情報伝達連絡会で定めた「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに、県、警察本部、消防本部等は、必要な協力を行う。

なお、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難情報が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

② 伝達方法

市は避難情報を迅速で確実に次の最も適当な方法により関係住民に対し伝達する。

特に、情報の伝わりにくい災害時要配慮者への避難情報の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達出来るように努める。

ア. 防災行政無線の利用

イ. 伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難情報の対象世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により自治会長、消防団員等を通して戸別訪問により伝達する。

ウ. サイレン等

エ. 広報車・広報ヘリコプターの利用

市、警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。また、緊急に避難の必要のある場合又は交通の途絶等により広報車の利用が困難な場合は、県警察のヘリコプターによる広報を要請する。

オ. ぎんざんテレビ

カ. 「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達。

キ. ラジオ、TV放送の利用

日本放送協会、その他民間放送局に対して避難情報を発令した旨を通達し、関係住民に伝達すべき事項を指示し、放送等協力を依頼する。

ク. 登録制メールによる伝達

ケ. 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達

コ. Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

③ 伝達事項

ア. 避難場所

イ. 避難経路（具体的に）

ウ. 避難の理由

エ. 避難に際しての注意事項

- ・戸締まり及び火気の始末
- ・家屋の補強、家財道具の安全場所への移動
- ・貴重品、食糧、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等、必要最小限の物品の携行
- ・服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行

（2）要配慮者への配慮

情報の伝わりにくい要配慮者への避難情報の伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実に伝達するよう努める。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

1.3. 避難の方法

(1) 避難の誘導等

① 市は、地震災害時に津波、浸水、土砂災害、危険物漏洩等が予想され、地域に避難情報を発令した場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や消防団、自主防災組織等の協力を得て、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

なお、消防団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたるものの安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行うものとする。

② 避難経路

ア. 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

イ. 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

③ 避難順位

ア. 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。

イ. 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

④ 携帯品の制限

ア. 携帯品は、必要最小限の食糧、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。

イ. 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等、地形等により決定しなければならない。

⑤ 危険防止措置

ア. 避難先の開設にあたって、市長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害の恐れがないかどうかを確認する。

イ. 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

ウ. 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあっては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

⑥ 避難者の移送

ア. 市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に受け入れることが出来なくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

(2) 自主避難の実施

災害の発生する危険性を感じ、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) 孤立が予想される地域の避難対策

市において孤立が予想される地域については、次の対策を行う。

- ① 孤立集落等との通信の状況を確認し、途絶時には復旧に万全を期すとともに、孤立集落等の状況確認を行う。
- ② 被災者の有無を確認し、被災者発生の場合は速やかに救出活動を行う。
- ③ 被災者の状況又は、通常の交通路確保が速やかに行えない場合は、関係機関に、ヘリコプター等の出動を要請し、救出活動を行う。
- ④ 交通路の確保を行い、被災者を所定の避難所に避難誘導する。

(4) 避難行動要支援者の避難対策

① 安否確認の実施

市は、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携して、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際に活用するための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、関係機関で共有しておく。

② 避難誘導の実施

市は、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携し、地域住民の協力により、自家用車又は人力等で避難先へ誘導する。

1 4. 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策【社会福祉施設・医療機関】

学校あるいは社会福祉施設、病院等の避難については、集団行動をとることとなるが、秩序が乱れ、混乱をきたす恐れが十分考えられるので、管理者が避難対策について常に検討して安全かつ迅速な方法を考慮しておく。

また、各学校、施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに最低年1回は避難訓練を実施する。

また、避難訓練の実施にあたっては、地域の自主防災組織との連携、必要に応じて利用者の保護者等、関係者の参加を要請する。

さらに、職員については、消防学校で行われている社会福祉施設職員を対象とした研修会等に積極的に参加し、災害時に備える。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の指示等の伝達方法
- ③ 避難の順位
- ④ 避難誘導責任者及び補助者
- ⑤ 避難誘導の要領及び措置
- ⑥ 避難に際しての携行品

第18節 避難場所及び避難所運営計画

1. 基本的な考え方

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れし保護するため避難場所及び避難所を開設する。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

2. 避難場所及び避難所の開設・運営

(1) 実施機関

避難場所及び避難所の開設は市が行う。

災害救助法が適用された場合には、市長が県知事の委任を受けて行う。

なお、市域の指定緊急避難場所及び指定避難所は資料編のとおりである。

(2) 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、まちづくりセンター等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。

但し、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所又は避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受入れすべき者を誘導し保護しなければならない。この場合、市は以下の点に留意する。

- ① 避難場所又は避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
- ② 地元警察署等との連携
- ③ 開設避難場所又は避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- ④ 避難所責任者の配置
- ⑤ 避難者名簿の作成
- ⑥ 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービ事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

⑦ 次の事項の県への速やかな報告

- ア. 避難場所又は避難所開設の目的、日時及び場所
- イ. 箇所数、受入れ状況及び受入れ人員

- ウ. 開設期間の見込み
- エ. 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- オ. 避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(3) 避難所の運営管理

市は、各避難所の適切な管理運営を行う。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、避難所運営等に関する様式は、資料編を参照とする。

3. 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

(1) 市は、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティアなどの協力を得て避難所を運営する。

(2) 避難所の運営にあたっては以下の点に留意する。

① 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- ア. グループ分け
- イ. プライバシーの確保状況の把握
- ウ. 適切な情報提供
- エ. 避難所運営ルール of 徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

- オ. 避難所のパトロール等
- カ. 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- キ. 避難行動要支援者等のための福祉避難所の開設等

福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活が出来る体制を整備した避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等

- ク. 年齢性別によるニーズの相違への配慮
- ケ. 食糧の確保、食事供与の状況把握
- コ. トイレの設置状況の把握
- サ. 簡易ベッド等の活用状況の把握

② 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

- ア. 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の確立

- ・避難所運営における女性の参画の推進
- ・女性専用の物干し場の設置
- ・女性専用の更衣室、授乳室の設置
- ・生理用品、女性用下着の女性による配布
- ・巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保
なお、巡回警備は、男女一組で行う等工夫する。
- ・女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営

イ. 女性や子ども等への安全配慮

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- a. 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
- b. トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
- c. 照明の増設
- d. 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載

ウ. 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。

エ. 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

③ 保健・福祉・衛生対策

ア. 救護所の設置

イ. 巡回健康相談、栄養相談の実施

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる。

ウ. 福祉的支援ニーズへの対応

島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワークシステム」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる。

エ. 仮設トイレの確保

要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。

オ. 入浴、洗濯対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。

カ. 食品衛生対策

食品衛生、食事供与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施

キ. し尿及びごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施

ク. 家庭動物のためのスペースの確保

ケ. 感染症対策の実施

④ 避難状況に応じた避難先の移動

市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

4. 避難所の早期閉鎖

市及び県は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

5. 避難所に滞在することができない被災者への対策

市及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6. 広域一時避難

- a.市は被災により、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについて直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- b.市は、必要に応じて受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について、県より助言を受けるものとする。
- c.市は、避難所を指定する際に、広域一時滞在のために他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第19節 救急・救助計画

1. 基本的な考え方

大規模な地震災害時には、多数の救急救助事象が発生すると予想され、各関係機関は、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する必要があり、関係機関相互において密接な連携の下に必要な措置を講じる。

2. 救急・救助活動

(1) 活動の原則

救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- ① 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 負傷者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する
- ⑤ 部隊間の活動調整

市及び県の災害対策本部は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、国と共に活動調整会議等を開催し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行う。

災害現場で活動する警察・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(3) 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織、事業所、住民等は、救助活動等をおこなうときは、救急隊、消防・警察等と連携をとり指揮に従う。また、消防・警察等が不在の場合は、現場の緊急性を踏まえて、共助の力により救出・救助対応を行う。

3. 救急搬送

a.負傷者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、消防署、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機、海上保安本部等の船舶又は航空機により行う。

b.救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

4. 傷病者多数発生 of 活動

a.災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、受入先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるように、災害時医療情報体制を確立する。

b.救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

5. 関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者のみでは救出困難な事態の場合は、県・警察・海上保安本部等、他市町村に次の事項を明示し、協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

6. 警察・海上保安庁等との連絡

被災者の救出にあたっては各関係機関に連絡し、協力を要請するとともに市、消防機関、警察・海上保安庁、自衛隊等は常に緊密な連携のもとに救出にあたる。

7. 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

8. 救急・救助用資機材等の確保

救急・救助活動に必要な車両、その他資機材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。なお、救出に必要な機材等の状況は資料編とおりである。

第20節 交通確保・規制計画

1. 基本的な考え方

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。又、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、破損箇所を修復（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）することは、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、関係機関の応急活動を支える路線を選定し、他の道路に先駆けて道路通行確保・応急復旧を行う。

2. 交通施設の危険箇所の把握

市は、消防団その他関係機関と連絡を密にし、道路の崩壊、橋梁の流失その他交通に支障をおよぼす恐れのある箇所の把握、発見に努める。

3. 交通規制の実施

(1) 市の管理する道路

① 災害時の交通規制

市道で破損・決壊・橋梁流失その他交通に支障をおよぼす恐れがある場合、又は、その通報を受けた場合は直ちに通行の禁止・制限等の規制措置をとるとともに応急復旧に努め、さらに適当な迂回路のある場合にはその指示を行う等交通の確保を図る。

② 災害時における車両の移動

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(2) 国及び県が管理する道路

国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は直ちに国及び県に報告する。

(3) 車両の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、その禁止区域から車両を速やかに他の場所に移動する。

(4) 措置命令等

① 警察官の措置命令等

ア. 警察官は、通行禁止又は規制に係る区域又は区間において車両その他物体が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両の所有者に対し、必要な措置をとることができる。

イ. ア. の措置を命ぜられた者が当該措置を取らないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

ウ. 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

② 自衛官又は消防吏員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

③ 港湾管理者及び海上保安部の措置命令等

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限又は禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

(5) 迂回路の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(6) 規制の標識等の設置

実施者が交通規制を行った場合は、その実施者がそれぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

- ・ 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通規制に係る標示の様式等）
- ・ 道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

但し、緊急な場合又は、標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(7) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに防災行政無線・ぎんざんテレビを利用し、また島根県道路規制情報システム及び報道機関に依頼するなど、一般市民に周知徹底する。

(8) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するほか消防署長及び危機管理課へ連絡する。

4. 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

① 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び自衛隊等の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、県知事（防災部防災危機管理課、支庁県民局・県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所）、又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。但し、事前届出がなされていない車両は、原則警察署に申請する。

② 確認対象車両

確認対象車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関（指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

③ 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県知事（防災部防災危機管理課）又公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

④ 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

5. 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請をするものとする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、緊急通行車両以外の車両であって、事前届出の対象とする車両とする。

(3) 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所は、規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

(4) 標章及び証明書の交付

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

6. 緊急通行車両等の事前届出・確認

緊急通行車両等の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行なえるようにしておく。(緊急通行車両等の事前届出・確認については、[本編第1章第12節の3「緊急通行車両等の事前届出・確認」参照](#))

7. 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

(1) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、又、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市又は警察署に通報する。通報を受けた警察署は、その旨を市及び道路管理者に通報、市はその路線を管理する道路管理者又その地域を管轄する警察機関に通報する。

(2) 災害発生時における運転者のとるべき措置

土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

① 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

ア. できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ. 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ. 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

② 避難のために車両を使用しないこと。

③ 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア. 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外、又は、道路外の場所へ移動すること。

イ. 当該道路の区間以外、又は、道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

- ④ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

8. 緊急道路の通行確保

(1) 緊急輸送道路の把握と優先順位の決定

① 緊急輸送道路の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

市は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

② 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携

中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市等が行う活動に対する支援を実施する。

救急・救助活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

③ 優先順位の決定

各道路管理者は、通行確保が必要な緊急輸送道路等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

また、緊急輸送道路は、原則として、2車線の通行を確保できるよう応急復旧を行う。

(2) 道路啓開作業の実施

① 啓開資機材等の確保

市は、中国地方整備局、県との協力により、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

② 道路啓開作業

市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて道路啓開業を実施する。

なお、道路啓開にあたっては、以下の事項に留意する。

ア. 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ. 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

- ウ. 道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。
- エ. 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- オ. 啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。
- カ. 道路啓開及び応急復旧にあたっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- キ. 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

9. 港湾及び漁港啓開

(1) 緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾及び漁港の各管理者は、啓開が必要な港湾及び漁港について情報収集を行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

(2) 港湾及び漁港の啓開作業の実施

市は、県と協力し、港湾及び漁港並びに臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。啓開で発生した土砂・流木等災害廃棄物の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

(3) 航路等の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等に努める。

10. 航空輸送確保

災害時孤立集落や、孤立避難所への道路障害等による交通路の確保が行われるまでの間、医療輸送や緊急輸送を行うために、ヘリコプターによる航空路を確保する。あらかじめ、想定した臨時ヘリポート等を活用し、発災後直ちに緊急点検及び保守管理を行い、関係機関へ報告する。

第21節 緊急輸送計画

1. 基本的な考え方

災害時における被災者の避難、傷病者の収容、隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

2. 実施責任者

緊急輸送に関する実施責任者は、下記に示すとおりである。

なお、災害時における輸送は災害応急対策を行う各対策部がそれぞれ行う。但し、配車等総合調整は市が行う。

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市長	・人命の安全 ・被害の拡大防止 ・災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

3. 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 警戒避難期	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

4. 緊急輸送手段等の確保

(1) 自動車による輸送

道路の交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

① 確保順位

- ア. 応急対策実施機関所有の車両等
- イ. 公共的団体の車両等
- ウ. 貨物自動車運送事業者等の営業用車両

エ. その他の自家用車両等

② 貨物自動車運送事業者等の営業用車両

災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。

(2) 鉄道による輸送

道路の被害などによって自動車による輸送が人員輸送不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。

(3) 船舶等による輸送

道路の被害等により車両等による輸送ができないとき、又は船舶等による輸送がより効果的なときは、海上輸送による。

船舶等は漁業協同組合及び漁船所有者の協力を得て確保するが、市内で調達できないときは県、海上保安庁等に確保の要請を行う。

(4) 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は県の防災ヘリコプター、もしくは自衛隊の航空機による輸送を行う。自衛隊の航空機による輸送の手続き等については0「医療救護計画

5. 基本的な考え方

災害時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

市は、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

6. 緊急医療の実施.

(1) 医療救護活動

- ① 災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は、必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。
- ② なお、災害の種類及び程度により市医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。
- ③ また、災害の程度により、市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。
- ④ 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。
- ⑤ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に情報収集・伝達を行う。

- ⑥市は、必要に応じて事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、市だけでの対応が困難な場合は、地域災害保健医療対策会議（保健所長）に支援を要請する。

（2）助産救護活動

市は、必要に応じて助産救護班を編成し出動し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。

また、災害の程度により市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

7. 医薬品・医療用資器材等の調達

市は、医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等が不足する場合は、県（健康福祉部薬事衛生班）に対して、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保及び緊急輸送を要請する。

8. 傷病者等の搬送

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限界があるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。

さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要になる。

このため、関係機関において広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

9. 特別に配慮を必要とする患者への対応

（1）透析患者等への医療対応

市及び県は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。

さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

（2）在宅難病患者への対応

市は、平常時から保健所を通じて把握している在宅難病患者を、必要に応じて、医療機関及び県等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

第2.2節 医療救護計画

1. 基本的な考え方

災害時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

市は、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

2. 緊急医療の実施

(1) 医療救護活動

- ① 災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は、必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。
- ② なお、災害の種類及び程度により市医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。
- ③ また、災害の程度により、市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。
- ④ 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。
- ⑤ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に情報収集・伝達を行う。
- ⑥ 市は、必要に応じて事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、市だけでの対応が困難な場合は、保健医療福祉地域調整本部（保健所長）に支援を要請する。

(2) 助産救護活動

市は、必要に応じて助産救護班を編成し出動し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。

また、災害の程度により市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

3. 医薬品・医療用資器材等の調達

市は、医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等が不足する場合は、県（健康福祉部薬事衛生班）に対して、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保及び緊急輸送を要請する。

4. 傷病者等の搬送

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限界があるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。

さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要になる。

このため、関係機関において広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

5. 特別に配慮を必要とする患者への対応

（1）透析患者等への医療対応

市及び県は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。

さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

（2）在宅難病患者への対応

市は、平常時から保健所を通じて把握している在宅難病患者を、必要に応じて、医療機関及び県等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

第23節 要配慮者の安全確保と支援体制

1. 基本的な考え方

災害時には、要配慮者は、行動等に制約があり、自力による危険回避活動や避難行動に困難をとまることが多いため、被災しやすい。

特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細やかな各種支援対策を積極的に推進する。

2. 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

(1) 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- ① 市において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。
 - ア. 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等と協力して避難所等へ移送する。
 - イ. 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ. 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- ② 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、次の事項について要配慮者の把握調査を開始する。
 - ア. 要配慮者の身体状況
 - イ. 家族（介護者）の被災状況
 - ウ. 介護の必要性
 - エ. 施設入所の必要性
 - オ. 日常生活用具（品）の状況
 - カ. その他避難生活環境等

(2) 県への協力要請等

市は、必要に応じて、県への協力要請を行う。

3. 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(1) 被害の状況把握

社会福祉協議会、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員が連携・協力し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

(2) 避難所等における支援

① 情報の提供

掲示板、広報紙等、ファクシミリ、インターネットを活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、手話つき TV 放送、文字放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食糧、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

② 食事

避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。

③ 生活支援

避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者、要約筆記者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

④ ニーズの把握と対策

避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等のニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

⑤ 多様な避難所の確保

緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

⑥ 協力の要請

関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る。

⑦ 支援方策の連携

要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

4. 児童・ひとり親家庭等に係る対策

(1) 要保護児童の把握等

市は次の方法により、被災による孤児・遺児等の要保護児童の発見、把握及び保護を

行う。

- ① 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者を通じ、市に対し通報がなされるような体制を確立する。
- ② 住民基本台帳との照合による犠牲者の承認、災害死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児・遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ③ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について適確な情報提供を行う。

(3) ひとり親家庭等の支援

市は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

5. 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保及び被害状況の報告

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。また、市へ被害状況の報告を速やかに行う。

(2) 受入先の確保及び移送

市は、関係機関と連携し、要配慮者の個々の健康状態を把握し、ニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

① 生活救援物資の供給

社会福祉施設等の管理者は、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄物資を患者、入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、市及び県に協力を要請する。

市は、備蓄物資の放出・調達により、患者、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

② ライフライン優先復旧

市は、施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

③ 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

④ 仮設住宅

市は、入所者の選定にあたり、原則として要配慮者を優先的に入居させる。

a. 保育所等については、児童の安全を確保した後は保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

6. 観光客及び外国人に係る対策

(1) 観光客の安全確保

文化観光施設等の管理者は、災害時には適確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市及び県は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、救助活動について関係機関と連携を図り、迅速かつ適確に行う。

(2) 外国人の安全確保

① 外国人への情報提供

市及び県は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのSNS、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食糧、飲料水、生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関する情報の提供を行う。

② 相談窓口の開設

市及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。

第24節 食糧供給計画・集積配分運営計画

1. 基本的な考え方

地震災害時には、建物の倒壊や焼失、ライフラインの途絶及び食糧の販売機構等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化する恐れがある。このため、住民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食糧の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。

食糧の確保及び供給の直接の実施は、市が行う。但し、市において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が応援又は協力して実施する。

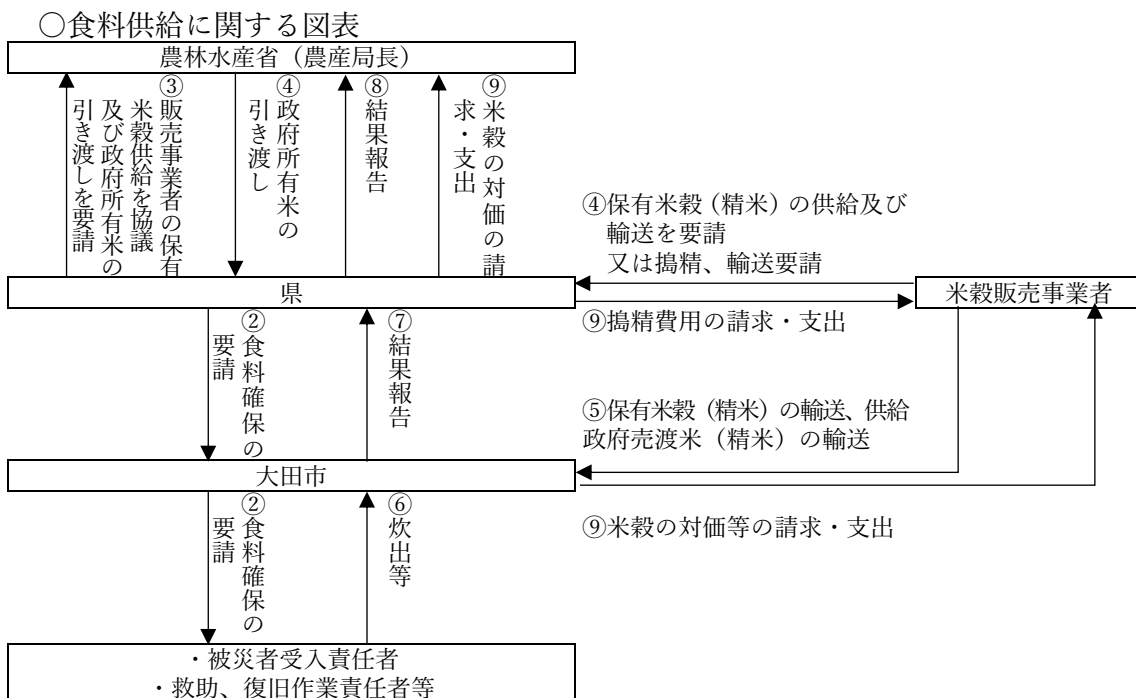
被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食糧等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。

2. 食糧の調達

(1) 米穀の調達

- ① 災害時において県は、県の備蓄食糧により広域的な見地から市の備蓄食糧の補充を行って対応していくこととなっている。さらに、食糧の確保が必要であると認めた場合には、市の要請に基づき農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議の上、米穀販売事業者に対し、保有米穀の供給を要請することとなっている。
- ② 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府所有米の直接売却を受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米の直接購入を行い、市に対し米穀の供給を行うこととなっている。



(2) その他の食品等の調達

市は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食糧品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、市から要請があった場合又は状況により市において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食糧等を放出又は自ら調達を実施し、市に供給する。

3. 食糧の応急供給

(1) 供給対象者

- ① 避難所に受け入れた者
- ② 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ③ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食糧品の持ち合わせのない者
- ④ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 市における食糧供給の手段・方法

- ① 被災者に対する食糧の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- ② 被災者に対する食糧の配分にあたっては、次の事項に留意する。
 - ア. 各避難所等における食糧の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - イ. 住民への事前周知等による公平な配分
 - ウ. 要配慮者への優先配分
 - エ. 食糧の衛生管理体制の確保
- ③ 炊き出し等の体制が整うまでは、市及び県の備蓄食糧や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- ④ 乳児に対する供給は、原則として液体ミルク又は調整粉乳とする。
- ⑤ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食糧需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達体制についても、継続して実施する。
- ⑥ 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
- ⑦ 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ⑧ 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。

- ⑨ 生鮮食糧品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- ⑩ 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認められたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- ⑪ 炊き出し、食糧の配分及びその他食糧の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

（3）給食基準

① 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

市は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人あたりの供給数量については、次の基準を参考にする。

○ 1人あたりの供給数量

品目	基準
米穀等	被災者（炊き出し） 1食あたり精米換算 200g 以内 応急供給 1人1日あたり精米 400g 以内 災害救助従事者 1食あたり精米換算 300g 以内
乾パン	1食あたり 1包（115g 入り）
食パン	1食あたり 185g 以内
調整粉乳	乳幼児1日あたり 200g 以内

4. 食糧の輸送

- a. 県は、広域防災拠点の備蓄食糧を放出する場合、指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を經由して市が選定する集積地等へ輸送する。
- b. 県が調達した食糧について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- c. 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から上記の輸送が難しい場合は、県は、市と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は市に供給する食糧について市に対し引取りを指示する。
- d. 市が調達した食糧の集積地までの輸送及び市内における食糧の移動は市が行う。
- e. 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。

f.交通途絶等により、緊急の用に間に合わない恐れのある場合は、県知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

g.輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

5. 食糧集積地の指定及び管理

市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難場所、公共施設等を食糧の市集積地として選定し、同時に調達した食糧の集配拠点とする。なお、市は、県に対し選定した集積地を報告する。

食糧の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期する。

第25節 給水計画

1. 基本的な考え方

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として市は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

但し、市において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。

避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

2. 給水の実施

(1) 情報の収集

市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ① 被災者や避難所の状況
- ② 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ③ 通水状況
- ④ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

① 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

② 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

③ 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

市は、給水場所、給水方法、給水時間等についてぎんざんテレビ・防災行政無線の他、報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3ℓ）とするなど）。

(5) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(6) 給水のための応援要請

市内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し県又は他市町村等に対して応援要請を行う。

- ① 給水対象地区、人口
- ② 1日の必要量
- ③ 水源の要請
 - ア. 水源からの給水、運搬
 - イ. 取水日時及び期間
- ④ 給水機材の要請
 - ア. 品目別必要数量
 - イ. 必要とする日時及び期間
 - ウ. 機材の運搬について
 - エ. 集積場所
- ⑤ 給水全般に対する要請
 - ア. 給水日時
 - イ. 給水場所
 - ウ. 地区の給水受入体制について
 - エ. その他
- ⑥ その他必要となる事項

3. 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり市が実施する。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

- ① 水の購入費
- ② 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- ③ 薬品及び資材費

(3) 期間

災害発生の日から7日以内

○給水の方法

給水方法	内容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市町村が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を要請依頼することにより配給する。

第26節 衣料、生活必需品、防災資機材供給計画

1. 基本的な考え方

地震災害時には、住居の倒壊・焼失等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。

また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときにおいては、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与、又は、貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市が行う。

但し、市において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

2. 生活必需品等の確保

a.市は、災害時において被災者への生活必需品等の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

②被災者や避難所の状況

③医療機関、社会福祉施設の被災状況

④季節や時間の経過による状況

⑤地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性

a.必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた市の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

b.状況により、市のみで対応が困難な場合には、他市町村・県に対し、必要な物資の供給、調達を要請する。

3. 生活必需品等の給与

a.被災者への配分方法等については、被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる。

b.自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。

- c. 激甚災害等のため、市だけで実施困難な場合には、県、他市町村及び関係機関へ応援要請する。

4. 生活必需品等の輸送

- a. 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、市が選定する集積地等へ輸送する。
- b. 県が調達した物資について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。
- c. 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から上記の輸送方法が難しい場合は、県は、市と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は市へ供給する物資について市長に対し引取りを指示する。
- d. 市が調達した物資の集積地までの輸送及び市内における物資の移動は市が行う。
- e. 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。
- f. 交通途絶等により、緊急の用に間に合わない恐れのある場合は、県知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請することとなっている。
- g. 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

5. 物資集積地の指定及び管理

市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等を物資の市集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、市は、県に対し選定した集積地を報告する。

物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

6. 物資供給の広報活動

市は、被災後の時間経過によって変化する物資のニーズを的確に捉え、全国に必要となる物資の支援を要請する場合、全国からの問い合わせへの対応、不足する物資の把握や県ホームページ・マスコミを通じた発信等を一元的に行うことに配慮する。

第27節 廃棄物等処理計画

1. 基本的な考え方

地震災害の発生により排出されたごみ及びし尿等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

2. 廃棄物処理対策

(1) 廃棄物処理の方法

市は、自らの組織及び除去車両、機械器具を用い、廃棄物処理を速やかに行う。除去作業においては、応急措置の実施上やむを得ない場合を除き、周囲の状況等を考慮し、事後障害の起こらないよう配慮して行う。

なお、市において実施できないときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

(2) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物処理

市は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物が収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が出来るようにその収集運搬体制の確立を図る。

(3) 災害廃棄物の仮置き

- ① 地震災害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場(学校の校庭、河川敷、公共広場等)を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。
- ② 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。
- ③ 災害廃棄物の円滑な処理には、火災発生の防止、作業時の安全確保等、仮置き場の適正な管理が求められる。また、甚大な被害により大量のがれきが発生した場合は、広域的な支援体制の確保と迅速かつ適正な廃棄物の処理を図っていく。
- ④ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物(土砂等)が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。
- ⑤ 仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。
 - ア. 他の応急対策活動に支障のないこと。
 - イ. 環境衛生に支障が生じないこと。
 - ウ. 搬入に便利なこと。
 - エ. 分別等適正処理の対応ができること。

(4) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在

して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(5) 災害廃棄物の処分

災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。

また、分別、再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市が県と協議のうえ代替措置を講じる。

3. し尿処理対策

(1) 倒壊家屋等

市は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

(2) 避難所等

市は、避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

また、仮設トイレの設置にあたっては、プライバシーを確保した簡易型水洗トイレ等の使用や、男女別のトイレの設置、夜間等の安全性の確保など女性などの配慮に努める。

(3) 水洗トイレ

市は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、地震災害により水洗トイレが使用不可能となった場合、速やかに仮設トイレ等を設置する対策を講じる。

(4) 応援協力体制の確保

市は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、他市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

4. 廃棄物処理機能の復旧

a.市は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。

b.市は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は県と協議のうえ期間を定めて、他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄処理活動を行う。

第28節 防疫・保健衛生・環境衛生対策計画

1. 基本的な考え方

災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行、食中毒の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

2. 防疫活動

(1) 防疫活動組織

市は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を立て、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

(2) 防疫活動内容

市は、被災状況や県の指導等に基づき、消毒の実施及びそ族昆虫駆除を行う。

3. 保健活動

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、市は、県と協力し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

- ① 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- ② 保健師は、島根県災害時公衆衛生活動マニュアル等を活用し、避難所における健康相談及び地域における巡回健康相談を行う。
- ③ 保健師による健康相談の結果等により、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は、市は、精神科医等によるメンタルヘルスケアチーム（DPAT）の派遣を県に要請し、保健・医療活動を行う。

4. 精神保健活動

(1) 精神保健活動体制の編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケアの対応を実施するため、市と保健所が連携し、精神保健活動体制を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

(2) 精神保健活動内容

- ① 被災者の支援
- ② 社会福祉施設等との連絡調整
- ③ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 精神保健の対象者

- ① 被災住民全般
 - ア. 避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - イ. 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。

- ② 高齢者
- ③ 障がい者
- ④ 児童
- ⑤ 外国人
- ⑥ その他（公務員、災害救助要員）

5. 食品衛生指導

市は、県が災害状況に応じて次のとおり実施する食品衛生指導に対し、協力する。

- ① 臨時給食施設（避難所及びその炊き出し施設）の把握及び衛生指導
- ② 備蓄食品及び救援食品の衛生指導
- ③ 被災地域の食品関係営業施設及び学校給食施設の衛生指導
- ④ 飲料水の衛生確保
- ⑤ その他食品に起因する危害発生防止の指導

6. 環境衛生指導

市は、県が災害状況に応じて次のとおり実施する環境衛生指導に対し、協力する。

- ① 滞水期間の営業の自粛
- ② 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ③ 使用水の衛生管理
- ④ その他環境衛生上の危害の発生防止についての啓発指導

7. 家畜防疫

a.市は、県及び関係機関と協力し、被災地における家畜防疫は、家畜の所有者等共に協力し、防疫、診察等を行い、未然に家畜伝染病を防ぐよう対処する。

b.市は、患畜が発生したときは、県又は関係機関等と協力し、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により伝染病の蔓延防止に努める。

8. 飼い犬管理対策

飼い犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員と協力し、放浪犬等を収容するとともに飼い主に対し犬の管理方法を指導する。

9. 動物愛護管理対策

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

a.飼い主のわからない負傷動物や放浪動物を発見した場合は、保健所に連絡する。

b.避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
また、飼育動物の餌が不足するときは、県に対し調達を依頼する。

第29節 行方不明者の搜索、遺体対策計画

1. 基本的な考え方

災害により発生した行方不明者の搜索及び遺体の収容、埋葬の実施を円滑に行う。行方不明者の搜索、遺体の収容等、埋葬は市が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、市が県を補助して実施する。

2. 行方不明者の搜索

(1) 搜索の方法

① 組織

行方不明者の搜索は、警察官、消防機関等の協力を得て搜索体制を編成し搜索にあてるが、被災の程度、搜索の状況により地域住民の応援を得る。

② 搜索の対象

被害により現に行方不明の状況にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 応援の要請

市の搜索のみでは搜索の実施が困難であり、他市町村の応援を必要とする場合、又は遺体の流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、次の事項を明示し、県及び関係市町村に対し搜索の応援を要請する。

① 市内での搜索

- ア. 応援のための人員及び必要資材並びに集合、集積場所
- イ. 搜索予定地域
- ウ. 応援を要する時間
- エ. その他必要となる事項

② 他市町村内での搜索

- ア. 遺体が埋没又は漂着していると予想される場所
- イ. 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ. その他必要となる事項

3. 遺体の収容等

(1) 遺体の輸送

警察官による検視及び救護による検案を終えた遺体は、市長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

(2) 遺体収容所(安置所)の設営及び遺体の収容

市長は、被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ)に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所(安置所)に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具(納棺用品等)を確保する。

市長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

(3) 遺体の検視

警察官が、各種の法令等に基づいて検視を行う。

4. 遺体の埋・火葬

(1) 実施者及び方法

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

- ① 災害の混乱時に死亡した場合（災害の発生前に死亡した者で葬祭が終わっていない者を含む。）
- ② 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - ア. 緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であること。
 - イ. 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。
 - ウ. 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。
 - エ. 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

(2) 埋・火葬の実施基準

- ① 遺体の火葬
 - ア. 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
 - イ. 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。
- ② 遺体の仮埋葬
 - ア. 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
 - イ. 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第30節 住宅確保及び応急復旧計画

1. 基本的な考え方

住宅が地震による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

2. 建築物の応急対策

余震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。

(1) 応急対策実施体制の確立

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、県と密接な関係を取り応急対策活動にあたる。

市は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請する。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下の恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。

但し、損傷の程度が大きく補修が不可能な場合又は応急補修では余震による二次災害、地盤沈下による浸水等を防止できない場合、市で調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請することができる。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

(3) 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物が余震で倒壊したり、部材等が落下したりして二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

市は、地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。なお、市で対応できないものについては県に対し必要な支援を要請する。

また、判定によって、建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な説明をし二次災害の発生を防止する。

3. 応急住宅の提供

(1) 入居者の選定等

① 対象者

- ア. 住家が全壊、全焼又は流失して生活ができない状態となった世帯
- イ. 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- ウ. 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

② 入居者の選定

入居者の選定は、市が行う。なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

③ 必要住宅戸数等の把握

市は、住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。市は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめる。

(2) 公的住宅の提供

① 方針

公的住宅の空家で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、市及び県は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

② 提供可能住宅戸数の把握

提供が可能な住宅戸数を把握する。

③ 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(3) 応急仮設住宅の建設

① 方針

ア. 実施主体

応急仮設住宅の建設は、市町村が行う。災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が建設する。

イ. 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築出来る場所とし、公共用地等から優先して市が選定する。なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ. 仮設住宅の構造・規模

- ・ 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とする。
- ・ 規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- ・ 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

② 建設場所

建設予定場所は、原則として市有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村の間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

③ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その貸与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

④ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

⑤ 災害救助法の適用の場合

ア. 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ. 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

(4) 仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

① 応急仮設住宅における安心・安全の確保

② 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

③ 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

④ 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

4. 被災住宅の応急修理

(1) 対象者

① 住家が半壊、半焼し、又は半流失しそのまま当面の日常生活を営むことのできない世帯

② 資力に乏しく、自力で住宅の応急補修を行うことができない世帯

(2) 実施方法

① 市は民生児童委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定める。但し、災害救助法等が適用された場合には県に調査書を提出する。

② 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできないもののみを対象とする。なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

(3) 費用の限度

住宅の応急修理のため支出できる費用の限度は、災害救助法に規定された額以内を原則とする。なお、同一住宅に2以上の世帯が住居している場合は1世帯とみなす。

(4) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成する。

住宅の応急修理のため支出できる費用の限度は、災害救助法に規定された額以内を原則とする。なお、同一住宅に2以上の世帯が住居している場合は1世帯とみなす。

5. 住宅関係障害物除去

災害救助法の適用時における「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」については、災害救助法に則って行う。

6. 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ

市は、県が実施する民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げについて、被災者に周知を図るものとする。なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

第3 1 節 文教対策計画

1. 基本的な考え方

地震災害時には、学校等の文教施設において、乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全の確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、文教施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

なお、対策の実施にあたっては以下の点に留意する。

（1）学校等における応急対策の確立

地震災害発生時における応急対策については、地域の実情等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立について考慮する。

（2）被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

2. 児童等の安全確認・施設被害状況確認

（1）最優先課題

地震発生時には、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難の指示・避難誘導にあたって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

（2）地震災害発生時の対応

地震災害時には、揺れが収まった後、直ちに児童等の安全を確認するとともに、当面児童等が取るべき行動の指示を行う。

休憩時間や放課後等にあつては、児童等に取りべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

（3）児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。

児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子供を連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた引き渡し確認カード等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。

留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。

そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

3. 応急対策の実施

(1) 災害時の対応

① 県及び市は、必要に応じて早急に所管する学校等と連絡をとり、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携をとり、各学校に必要な応急対策を講じる。

状況に応じて、県などの協力のもと、建築技師による施設の危険性の判定実施の準備を行う。

② 人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講じる。

③ 災害時の学校等の対応措置は以下のとおりである。

ア. 校長、園長は状況に応じ、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長、園長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。

イ. 被害の状況により施設内の危険箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。施設の危険性判定を的確に行うため、教育委員会を通じて、建築技師などの派遣を要請する。

ウ. 校長、園長は施設の状況、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに必要に応じ、臨時休校、下校措置等をとる。

エ. 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。

オ. 人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに校長、園長は、教育委員会又は子育て支援課に連絡する。

4. 応急教育の実施

a. 県及び市は、所管する学校等の児童等・教職員及び施設被害などに応じて、心のケアへの支援を行う。

b. 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

c. 学校の取組む実施内容は以下のとおりである。

② 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。

③ 教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置く。

特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び外傷後ストレス障がい（PTSD）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。

- ④ 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の供与等に係る必要業務に当たる。
- ⑤ 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- ⑥ 避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- ⑦ 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- ⑧ 学校教育活動の早期再開に向けて、PTA や地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。
- ⑨ 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

5. 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

（1）学用品の給与の対象

地震により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市町村長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

なお、学用品の給与状況は資料編を参照。

（2）学用品の給与の時期

地震災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

（3）用品の給与

各学校において、最低限必要な学用品のリストを作成し、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、知事に報告する。

学用品の給与は市長が行うが、市長において調達困難なときには、知事が調達を行う。

（4）授業料等の減免措置

被災により費用（公立高等学校にあっては授業料、以下同様）の支払いが困難と認め

られる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

6. 児童・生徒・教職員の健康管理

学校の保健衛生については次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- ① 校舎内外の清掃・消毒
- ② 飲料水の検査
- ③ 感染症の予防接種や健康診断の励行

7. 文化財の保護

国・県・市指定建造物及び重要伝統的建造物群に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。

また、指定史跡には、間歩、墓所など被災しやすいものがあるので、日常的な管理を徹底させるとともに、計画的な整備が必要である。

指定天然記念物には、窟や樹木等災害に弱いものが多いばかりではなく、周辺へ被害を及ぼす危険性のあるものもあるので、特に日常的な管理やパトロールが必要である。

(1) 石見銀山遺跡の構成要素（建造物）の防災保守点検

史跡石見銀山遺跡の構成要素となっている銀山山組頭高橋家、恵比須神社、豊栄神社に設置している自動火災報知設備の法定点検を行う。

(2) 石見銀山遺跡の防災施設整備（記念物）

- ① 人的被害の危険性が高い間歩周辺の落石対策工事を行う。
- ② 大久保間歩への緊急（救急）車両進入のため、路盤整備と坑内崩落対策及び照明追加整備を行う。
- ③ 注意喚起等必要なサインの整備及び改修を行う。

(3) 石見銀山遺跡の防災施設整備（災害）

令和元年(2019)の長雨により崩壊した石垣を修理する。

(4) 国指定天然記念物波根西の珪化木管理事業

日本遺産の構成文化財でもある波根西の珪化木は海中・海上にあり、漁網や廃棄物等が珪化木周辺に漂着したり珪化木に絡みついたりすることがあることから、異常が発生した場合に迅速に対応するため、定期的な巡視を行い、珪化木に変化や漂着物などがないかを確認する

第3 2節 農林漁業関係被害の拡大防止計画

1. 基本的な考え方

地震災害時には、農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

2. 農産物、家畜対策

(1) 農産物対策

災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講じる。

① 被害状況の把握

市は、島根県農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、西部農林水産振興センターを通じて県農林水産部に報告する。

② 水稲改植用苗の確保

水稲の改植を必要とする場合が生じたときには、県に対して、改植用苗の補給等所要の措置を要請する。

③ 病虫害防除対策

災害により発災が予想される農作物の病虫害防除に対し、県の指示・指導に基づき防除を実施する。

④ 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

(2) 家畜対策

災害時における家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策として、次の措置を講じる。

① 市は、県及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、次によって必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長に届出を行わせるとともに、市の指示に従って、死体の埋却又は焼却等を行わせる。

② 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適當であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療に当たらせる。

③ 家畜の防疫

ア. 畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき実施する。

イ. 家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、防疫に必要な人員を被災地へ派遣し、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施する。

ウ. 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理につい

ては、それぞれ家畜伝染病予防法に定めるところにより実施する。

④ 家畜の避難

家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。

⑤ 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、飼料業者等に対し、必要数量の確保、供給について要請するとともに、県と協力して政府需給調整飼料等の放出等を要請する。

(3) 県との連携

地震により農作物、家畜及び関連施設が被害を受けた場合、市は被害状況を県に報告し、県の協力により農作物の応急対策家畜の防疫及び飼料確保対策等を実施する。

3. 林産物対策

(1) 被害状況の把握

市は、県との協力により早期に山を巡視して造林地や治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については標示をし、応急処置をする。

(2) 災害対策技術指導

市は、県、森林組合の協力を得て種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林木に対する措置等林産物についての技術指導を行う。

(3) 倒木の処理指導

倒木の円滑な搬出等について、市は、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

4. 水産関係対策

漁業施設等に被害の発生が予想され、又は実際に被害が発生した場合には、市は、県、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、応急対策の総合的な調整を図るとともに、連携して被害発生を防止を指導又は応急・復旧対策措置を講じる。

(1) 被害状況の把握

県、水産事務所の協力により、市は、漁業施設等の被害状況を把握する。

(2) 陸上施設の被災対策

市は県、漁業協同組合等と協力し、施設の被害状況に応じ、次のような措置を講じる。

- ① 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚する他漁港との調整。
- ② 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整。
- ③ 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港等からの移入等についての調整等。流出油事故については、第5編第1節「流出油事故対策計画」を参照。

第3.3節 孤立地区対策計画

1. 基本的な考え方

地震の際には、地震動による土砂災害に加え、津波による漂流物の堆積等により交通が寸断され、集落が孤立する恐れがあるため、孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な物など要配慮者の有無の把握、被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

2. 孤立実態の把握

(1) 孤立実態の把握

市は、通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされる恐れが生じることから、住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認するとともに被害状況の把握を行う。

(2) 通信手段の確保

防災行政無線、消防無線、アマチュア無線のほか衛星携帯電話等を活用し、あらゆる方法による情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

3. 物資供給、救助の実施

(1) 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

(2) 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食糧品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

4. 道路の応急対策

(1) 道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第4編 津波災害

第1章 災害予防計画

津波による被害を予防し、その影響範囲を局所化し最小限に止められるよう、津波災害に強いまちづくりを実現する必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、津波災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業や危険物施設等の安全対策を推進する。また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

但し、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

災害予防計画は、災害発生 of 未然防止や災害の拡大を防止するために必要な事業、施設整備などの災害予防対策について定める。

第1節 津波災害の予防

1. 基本的な考え方

本県は長い海岸線を有することや、過去、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震に見られるように、津波による被害を受けてきたことから、津波災害に対する予防措置を推進しておく必要がある。

そのため、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視体制、地震・津波に関する警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制及び避難先（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保に努め、津波に対する啓発対策を推進する。

2. 津波災害対策の想定

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- a.最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難先（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保など地域の状況に応じた対策を講じる。

- b.比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設整備等地域の状況に応じた対策を講じる。

3. 海岸保全事業の推進 【JFしまね大田支所／JFしまね仁摩支所】

市は、海岸線を有し、震災による津波被害も想定されることから、海岸保全に関する予防措置を推進しておく必要がある。

(1) 海岸における危険予想箇所の把握

市は県及び関係機関と協力し、津波被害の予想される危険箇所について、防災ハザードマップの配布、説明会の実施により住民への周知を図る。

(2) 海岸保全施設整備の推進による津波に強い地域の整備

市は県及び関係機関と協力し、津波災害の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施し、また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

4. 津波に強いまちづくり

市及び県は、津波災害の恐れのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。

(1) 土地利用の適正化

- ①市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難先（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- ②県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定について、検討を行い、市はこれに基づいて必要な措置を講じる。また、県及び市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- ③市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報等伝達に関する事項、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- ④市は、津波防災地域づくり法を総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すことに努める。

- ⑤市は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）及び指定避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図る。また、市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

（2）建築物・公共土木施設災害の予防

① 建築物の災害予防

- ア. 市及び県は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
- イ. 又はザードマップ等を用い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- ウ. 市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。
- エ. また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

② 危険物施設の災害予防

県及び関係機関は、津波による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上、津波に対する安全性の確保及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

第2節 情報管理体制の整備

1. 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

そのため、市及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果や過去の災害時の教訓等を踏まえて整備された県総合防災情報システムの活用・拡充を図る。

2. 津波監視体制の確立【JFしまね大田支所／JFしまね仁摩支所】

沿岸地域においては、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されるまでに津波の襲来が予想されるので、気象庁の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、安全な地点で海面を監視する体制を確立する。

3. 津波監視、情報伝達体制の整備

- a.沿岸地域の住民に対し、津波警報等の夜間・休日の受信・伝達体制を確立しておき、津波警報等の伝達手段として、防災行政無線等を活用するとともに、関係機関（漁協）等と連携を図りながら、サイレン等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。
- b.津波による漂流物の堆積等により、交通が寸断され、孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保し、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努めるとともに、これらの機器の配置、固定方法等を十分に検討する。
- c.また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。なお、住民に対しては迅速な避難行動がとれるよう予め避難経路、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）を周知しておく。
- d.市は、多数の人出が予想される海岸及び港湾等の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立するよう努める。また、多くの漁船が沖合の日本海へ出漁していることから、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。
- e.市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報等の伝達方法を定める。

4. 予報及び警報等伝達体制の整備

市は、県、報道機関等と協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法 57 条）を締結し、その円滑化を期する。

また、伝達徹底のため、非常無線通信の利用（電波法 52 条・74 条、災害対策基本法 57 条）についても考慮し、体制の整備を図る。

市は、津波警報等の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

5. 災害広報体制等の整備

(1) 被災者への的確な情報伝達体制の整備

① 市は、被災者への情報伝達手段として、特に市防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、外部との通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。

また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

② 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

③ 市及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

特に、道路災害情報については、国・県との連携により、迅速な情報伝達を図る。

④ 広報の実施にあたっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

⑤ 市及び災害用ホームページにより、住民等に対してインターネットを利用した各種情報の伝達を行うため、避難所等の通信環境整備を推進し、被災者に必要な情報を即報できる体制を整備するとともに、関係各課と連携しスムーズに災害情報を掲載し、発信できるようにする。

⑥ 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や施設管理者等及び職員に対して震度速報及び大津波警報、津波警報、津波注意報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、漁業無線、TV、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、SNS、CATV、音声告知放送等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

⑦ 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(2) 報道機関との連携体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の広報について協定の締結を推進するほか、これら協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築する。

(3) 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の津波災害に伴い、被災地への通信が輻輳^{ふくそう}した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、市民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、市は関係機関と協議するなど検討しておく。

第3節 防災活動体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。

そのため、津波災害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、県、市、防災関係機関相互の連携体制及び警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備を含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、市、県は指定緊急避難場所及び避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用を図る。

さらに、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

2. 災害対策本部体制の整備

(1) 初動（警戒）体制の整備

① 動員計画の策定

市及び防災関係機関は、災害時における職員の動員計画を定めておく。

動員計画については、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

なお、動員にあたっては、本部を含めた地域ブロック制による動員配置を進める。

② 非常参集体制の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常招集体制の整備を図る。

また、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

③ 応急活動マニュアルの作成

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、県及び市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時におけ

る男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、県市の防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

④ 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 災害対策本部室等の整備

市及び関係機関は、以下の点に留意して対策本部室等の整備を行う。

① 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備

② 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び地震・浸水等に対する安全の確保

③ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

④ 応急対策用地図

3. 防災中枢機能等の確保・充実

市、防災関係機関及び災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備にあたっては、施設等の整備に加え、地震及び津波災害に伴う耐震化、耐浪化及び停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

また、市は緊急輸送のための拠点整備を行う。

さらに、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

4. 広域応援協力体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

(1) 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

市は平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

(2) 県、自衛隊との連携体制の整備

市、県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

市及び県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

また、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

県及び市は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

(3) 防災関係機関の連携体制の整備

津波災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び防災関係機関は応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、市及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達ならびに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(4) 応援計画及び受援計画の整備

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資器材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。

- ① 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておく。
- ② 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。また必要に応じて、県の調整、協力のもと、市町村との相互応援を円滑に進める。

5. 公的機関等の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

6. 複合災害対策

- a. 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実する。
- b. 災害にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- c. 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。
- d. 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。
- e. 対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

(2) 防災施設・装備等の整備

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に活用できるよう体制の充実強化を図るとともに、市内各地に災害用臨時ヘリポートを整備する。

また、市は、各種防災装備・資機材等を整備することとし、これらの防災施設は、バックアップ電源（発電機）、通信設備の複数手段の確保など、防災施設の多重防護を推進するとともに、拠点施設が災害時に被害を受けない対策等の実施に配慮する。

(3) 防災拠点（防災活動施設）の管理・運営

大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、平常時において緊急物資、資機材の集積配給基地となる防災拠点を適正に管理する。

(4) 災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

(5) 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

市（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

7. 孤立地区対策

(1) 通信手段の確保

① 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、市は、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

② 被災に備えた通信設備の運用

市は、孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

③ 通信設備障害時におけるバックアップ体制

市は、通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

(2) 物資供給、救助体制の確立

① 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

市は、住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目を予め整理し、孤立予想地区や市等で共有するよう努める。

○伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

② ヘリコプター離着陸適地の確保

市は、孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保に努める。

(3) 孤立に強い地区づくり

① 備蓄の整備・拡充

孤立可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄にあたっては、飲料水、食料、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

② 避難体制の強化

市は、地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災ハザードマップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

③ マニュアル等の整備

市は、避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

④ 孤立地区住民への意識啓発

市は、防災ハザードマップや避難訓練等を通じて、孤立地区における防災対策の意識啓発を進め、自主防災組織の組織化を図る。

第4節 避難予防対策

1. 基本的な考え方

災害時には、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。市及び防災機関はこのような事態に備えて、市は、あらかじめ避難計画を定め、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難情報発令のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を行い、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達できるように平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を定めるなど、全庁的な体制構築に努める。

また、市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守るため、港湾、漁港などに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）の整備その他避難対策の強化などの取り組みを進める。

なお、特に以下の各点に留意する。

（1）避難情報が発令された場合の安全確保措置の周知徹底

避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を基本とするものの、他の安全な知人宅や宿泊施設、地域の集会所等への避難も有効であること、自宅等が安全な場所であれば、立ち退き避難を行わず屋内での安全確保で足りること、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣のより安全な場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

（2）指定緊急避難場所及び指定避難場所の役割の違いの周知徹底

市は、指定緊急避難場所及び指定避難場所の役割が違うことについて日頃から住民等への周知徹底に努める。

（3）住民、行政及び防災関係機関の連携

市は、避難計画の策定にあたって、住民、行政及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を分かりやすく示した防災マップの配布や防災訓練の実施、インターネットなど複数の手段を用い、住民に周知徹底を図るための措置を講じる。

（4）ショッピングセンター等の都市施設の避難予防対策の推進

ショッピングセンター等の不特定多数の者が出入りする都市施設について、災害時の混乱を防止し、的確な避難誘導等を図るため、事業所や行政等と連携した避難予防対策

を進める必要がある。

(5) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。そのため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、そのような状況に備えた訓練及び普及啓発が必要である。

(6) 避難の受入れ及び情報提供活動

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 大規模広域災害への備え

市及び県は、地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2. 避難計画の作成

(1) 市の避難計画

市は、次の事項のほか具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図り、自治会等を通じて避難体制の確立に努める。

又はザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

- ① マニュアルで定めた避難情報の発令基準及び伝達方法
- ② 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ③ 避難先への経路及び誘導方法
- ④ 津波情報の収集・伝達方法
- ⑤ 避難所開設にともなう被災者救援措置に必要な事項
 - ア. 給水、給食措置
 - イ. 寝具（毛布）等の支給
 - ウ. 生活必需品（衣料）等の支給
 - エ. 負傷者に対する応急救護
 - オ. 要配慮者の救護
- ⑥ 避難所の管理に関する事項
 - ア. 避難所の秩序保持
 - イ. 受け入れた避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ. 受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ. 受け入れた避難者に対する各種相談業務

オ. 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、女性についての配慮、要配慮者への配慮その他避難場所における生活環境の確保

⑦ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

ア. 指定避難所

イ. 給水施設

ウ. 情報伝達施設

⑧ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

ア. 平常時における広報

・ 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

・ 住民に対する巡回指導

・ 防災訓練等

イ. 災害時における広報

・ 広報車による周知

・ 避難誘導員による現地広報

・ 住民組織を通じた広報

⑨ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（第2章第7節を参照）

ア. 避難行動要支援者等への情報伝達方法

イ. 避難行動要支援者の状態ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

ウ. 避難行動要支援者の支援における市町村、自治会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

⑩ 住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画

⑪ 避難訓練の内容等

（2）防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設等、防災上重要な施設の管理者は、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。

① 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

② 社会福祉施設等

それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

（3）要配慮者利用施設の避難計画

水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に基づき、資料編にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市長に報告しなければならない。

(4) 学校等の防災計画等

市及び県は、所管する学校等がとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

災害後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童等の安全な避難を支援できるよう努める。

学校等は、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

① 防災体制の確立

ア. 防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命を安全に確保するため、毎年度防災計画を作成する。

計画作成にあたっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難にあたっての連絡体制の整備等には、特に留意する。沿岸部にある学校等においては、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

なお、震災後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画について PTA 総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

イ. 防災組織

学校等は、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

ウ. 施設及び設備の管理

学校等の管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分に発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

・ 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておく。

・ 安全点検日

毎学期一回以上「安全点検日」を定めるなど、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

エ. 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

② 避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法、避難先及び避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

③ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

3. 避難誘導体制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した時、混乱なく住民を安全に避難させるには、適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難誘導体制の整備が重要である。

(1) 避難計画等の習熟・訓練

2で定めた避難計画及び第2章第3節「避難計画」に示す活動方法・内容等を習熟し、避難誘導訓練を実施する。

(2) 避難情報発令の実施要領の明確化

市による避難情報発令が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施要領を定め、実施基準を明確化しておく。実施要領については、第4編第2章第3節「避難計画」に示す。

(3) 避難者の誘導体制の整備

市は、避難者誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ① 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。
- ② 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路をあらかじめ指定しておき、ハザードマップ等を活用し、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、津波による浸水、火災、斜面崩壊等の恐れがある危険箇所を避ける。
- ③ 状況に応じて、誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。
- ④ 消防団員（水防団員）、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援に従事する者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘

導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

- ⑤市及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 自主避難体制の整備

市は、沿岸部において住民が強い地震の発生や、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努める。

(5) 避難情報の伝達体制の整備

市は、避難情報発令が必要な際、市民への迅速かつ確実な伝達が図れるよう伝達体制を整備しておく。災害時の伝達方法については、第4編第2章第3節「避難計画」に示す。

また、避難支援等関係者等が大津波警報、津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の防災活動に従事する者への退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

市は、避難計画において、危険区域ごとに避難情報の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、災害時に孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

市は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個別避難計画の作成を進め、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

① 避難情報の伝達体制の確立

市は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難情報が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

② 避難行動要支援者の避難誘導體制・誘導方法の構築

市は、避難行動要支援者が避難するにあたって、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

4. 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生

する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

但し、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び周知

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に指定緊急避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の指定緊急避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

① 指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定しなければならないとされている。

ア. 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ. 災害種別に応じて、災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。

ウ. 周辺に災害が発生した場合、人の生命及び身体に危険を及ぼす恐れのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

エ. 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震災の放射熱に対して安全な空間とすることに努める。

オ. 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

② 住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定の取り消しをした場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難場所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

③ 避難先の整備

市は、避難先の整備にあたり、これらを津波からの指定緊急避難場所として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

④ 被害の恐れのある場所を指定緊急避難場所に指定する際の留意点

やむを得ず津波による被害の恐れのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

⑤ 指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

ア. あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ. 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

ウ. 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

エ. 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

オ. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

カ. 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

キ. 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

⑥ 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資する TV、ラジオ等の機器の整備を図る。

⑦ 指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、市は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

また、孤立予想地区の指定避難所については、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

⑧ 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

市は、避難所の設定にあたり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

⑨ 指定避難所の管理者等との調整

ア. 市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と間で事前に避難所運営関する役割分担等を定めるよう努める。

イ. 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(2) 避難所の安全性の確保

避難所となる公共施設について段差の解消、手すり、車いす用トイレの設置などバリアフリー化を積極的に行うとともに、随時耐震診断を行い、危険箇所については補強工事をする等、安全性の確保に努める。

なお、避難所については施設の建築年、構造、最大収容人数等の実態調査を行い、地域毎の収容能力を分析し、見直しに努める。

(3) 避難先の区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- ① 避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断する避難を避けるため、これらを境界とすることもできる。
- ② 避難先の区分けにあたっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
- ③ 避難人口は夜間人口を基準にするが、避難先の受け入れ可能な人数に余裕をもたせておく。

(4) 避難路の選定と確保

市職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の

増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

市は、地域の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

- ① 避難路は相互に交差しない。
- ② 避難路は浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆薬等の危険の大きい工場がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(5) 避難先の市民への周知

市は、避難先、避難路等について以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては、外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

- ① 市の広報紙等
- ② 案内板等の設置
 - ア. 誘導標識
 - イ. 避難先案内図
 - ウ. 避難先表示板
- ③ 防災訓練
- ④ 災啓発パンフレットの作成、配布
- ⑤ 防災ハザードマップ等の作成、配布

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置などを示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(6) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

市は、津波からの避難をスムーズに実施できるよう、統一的な絵記号等を利用したわかりやすい避難誘導標識等を整備するとともに、住民に対してその内容の周知を促進する。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

なお、避難誘導標識の整備にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図

記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5. 応急仮設住宅の確保体制の整備

市及び県は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第5節 救急・救助・医療体制の整備

1. 基本的な考え方

津波災害発生時に救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

また、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

2. 関係機関等による救急・救助体制の整備

(1) 市、消防本部、消防団の救急・救助体制の整備

- ① 市は、常備消防である消防本部を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- ② 消防本部は、傷病者の速やかな搬送を行うため、救急車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。
- ③ 市及び関係機関は、多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- ④ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（略称 DMAT）、災害派遣精神医療チーム（略称 DPAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

津波災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。

このため、住民、各自治会等の自主防災組織は、日頃から必要な体制を検討しておくとともに、市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(3) 市消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための育成支援

市及び防災関係機関は、市消防団、各地区(自治会)等の自主防災組織、住民に対し、緊急・救助活動を効果的に実施するための育成支援を推進する。

また、消防団については、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進する。

これらの取り組みを進める上では、必要に応じて県の協力を仰ぐ。

(4) 災害救援ボランティア組織との連携

市は、県や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、市や県が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

(5) 救急・救助活動従事者の安全確保

消防職・団員（水防団員）、警察官、市職員など救急・救助活動に従事する者の危険を

回避するため、津波到達時間内での救急・救助活動に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

また、要配慮者等の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、前述の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る救急・救助活動体制の整備を図る。

なお、訓練を実施することにより、救急・救助活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3. 情報収集管理体制の整備

(1) 通信手段の整備

情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多重の災害情報が発生する。

県、市、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備に努める。

災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

4. 医療救護体制の整備

(1) ニーズに対応した体制の整備

災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備に努める。

(2) 広域的な医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。

このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。

また、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送を含めた体制を構築するとともに、平常時より関係機関相互の情報共有を行う。

5. 防災訓練

災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療機関及

び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第6節 交通確保及び輸送体制の整備

1. 基本的な考え方

津波災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

2. 緊急通行車両等の事前届出・確認

県公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施する。

(1) 緊急通行車両の事前届出

① 事前届出の対象とする車両

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる知事又は公安委員会が行う車両は、同施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第1項（次に掲げる事項をいう。）に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

ア. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ. 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ. 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び保健衛生に関する事項

キ. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク. 緊急輸送の確保に関する事項

ケ. その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

② 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、若しくは県防災危機管理課を経由して島根県知事に対し、「緊急通行車両等事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する

書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行う。

（2）規制除外車両の事前届出

① 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であつて、次のいずれかに該当する。

ア. 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ. 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ウ. 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ. 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

② 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、若しくは県防災危機管理課を経由して島根県知事に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行う。

（3）届出済証の交付と確認

① 審査

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。届出済証は、資料編の様式を参照。

② 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両については、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所、警察本部交通規制課、警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両又は規制除外車両である旨の確認を受けることができる。この場合において、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第3の「標章」及び様式第4の「緊急通行車両確認証明書」又は「規制除外車両確認証明書」を交付する。

3. 輸送体制の整備方針

（1）輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速

に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

（２）関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、市をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- ① 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。
- ② 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。
- ③ 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。
- ④ また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図る。
- ⑤ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- ⑥ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

4. 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

（１）輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

① 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

ア. 自動車による輸送

- ・災害応急対策実施機関所有の車両等
- ・公共団体等の車両等
- ・貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
- ・その他の民間の車両等
- ・石油燃料の輸送車両等

イ. 鉄道による輸送

ウ. 船舶等による輸送

- ・県有船舶等
- ・漁船等
- ・民間船舶等
- ・海上保安本部所属の船舶等

- ・自衛隊所属の船舶等
- エ. 航空機による輸送

② 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(2) 輸送施設・集積拠点等の指定

① 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、輸送施設及び輸送拠点については、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア. 緊急輸送道路の指定

イ. 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

② 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。

市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、集積拠点については、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア. 救援物資等の備蓄・集積拠点

イ. トラックターミナル等の指定

ウ. 卸売市場等の指定

なお、市域の緊急輸送道路及び救援物資等集積拠点は資料編のとおり。

5. 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送用啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、災害廃棄物等を除去し、交通確保を図る

こと)を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

(2) 道路啓開のための作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開のための体制の整備を図る。

(3) 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(4) 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

6. 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

(1) 港湾・漁港啓開の作業体制の充実

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から、災害時において、関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立して港湾・漁港及び臨港道路の危険物の除去等啓開作業を実施できるよう、効率的な啓開体制の整備を図る。

また、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。

(2) 港湾・漁港航行確保用装備・資機材の整備

港湾管理者及び漁港管理者は、平素から啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 関係団体等との協力関係の強化

港湾管理者及び漁港管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な啓開作業が実施できるように、啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

7. 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は航空機による輸送を行うが、輸送は、県の防災ヘリコプター及び自衛隊の航空機による。自衛隊への要請手続き等については地震災害対策編第2章第7節「自衛隊災害派遣体制計画」に定める。

(1) 災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時にヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの指定、整備に努める。

① 臨時ヘリポートの指定

市は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等から選定する。なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

② 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、次の事項を報告する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

ア. 臨時ヘリポート番号

イ. 所在地及び名称

ウ. 施設等の管理者及び電話番号

エ. 発着場面積

オ. 付近の障害物等の状況

カ. 離着陸可能な機種

③ 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

8. 船舶による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、船舶等による輸送が効果的な場合は海上輸送を行うが、輸送にあたって必要となる船舶については、漁業協同組合及び漁船所有者の協力を得て確保できるよう市内における調達体制に努める。

また、市内で調達できない場合、県、海上保安本部等を通じて確保に努める。

第7節 食料・飲料水・生活必需品・防災資機材の確保・供給体制の整備

1. 基本的な考え方

(1) 想定される災害の種類と対策

備蓄数量の目標値は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、第1編第4節2.「災害の想定」2. 震災における被害想定を前提とする。

また、被害が一部の地域に限られる災害についても、有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておくとともに、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄することが必要である。

(2) 発災時の人口分布と対策

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を基準とするが、昼間人口が大きい地域等の事業所における備蓄対策の推進を促していくことも必要である。

(3) 発災時間と備蓄品目との対応

最悪のケースにも対応できるよう、災害発生の季節及び時間帯を考慮したうえで備蓄品目を選定する。

(4) 要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮

食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等にも十分配慮する。

(5) 備蓄場所の整備

広域な市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、7つのブロックごとに備蓄場所を設ける。

(6) 孤立予想地区における備蓄

孤立可能性のある地区においては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

(7) 義援品送付への配慮

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

2. 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 対象者及び品目等

ア. 食料給与対象者

津波災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ. 品目

津波災害直後の被災者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、あわせて食塩、味噌、醤油等の調味料、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は液体ミルクとし、哺乳ビンもあわせて調達する。

なお、備蓄は乾パン、缶詰等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ. 食料の調達、給与は市長が行う。（必要な場合には知事が行う。）

② 食料及び給食用資機材の備蓄及び調達計画の策定

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄

市、県及び住民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね3日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄を行う。内訳としては、市、県、住民がそれぞれ1日ずつの備蓄を行うことを目標とする。なお、ここでいう住民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。

(3) 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

市は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行う。

(4) 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

市は、食料の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

(5) 食料及び給食用資機材の集積地の指定

市は集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

3. 飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 対象者及び品目等

ア. 給水対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ. 品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水を確保する。

② 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき、市の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

市、県及び住民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね3日分に相当する量を目標に飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。

市は、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

4. 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本事項

① 対象者及び品目等

ア. 燃料等生活必需品の給(貸)与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又はき損し、しかも、物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ. 品目

寝具、外衣、はだ着、身回り品、炊事用具、食器、日用品（懐中電灯、乾電池、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）、燃料・光熱材料、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、情報機器、要配慮者向け用品、女性用衛生用品、紙おむつ、マスク、作業着、小型エンジン発電機、卓上カセットコンロ・カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート

② 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

市及び県は、被害想定に基づく短期避難所生活者の概ね3日分に相当する量を目標に

燃料等生活必需品の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮のうえ決定する。

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

(3) 燃料等生活必需品の調達体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売者と十分協議しておく。

(4) 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売者及び輸送業者と十分協議し、市が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

5. 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

大規模な災害発生の恐れがある場合には、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在の時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(1) 基本事項

① 対象者及び品目等

ア. 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先において一時的に受入れ・保護した短期避難所生活者とする。

イ. 品目

ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、バール、ジャッキ、のこぎり、発電機、投光器、ハンドマイク、移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）、テント、防水シート、懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池、仮設トイレ（簡易トイレ）、道路・河川・下水道などの応急復旧活動に必要な資機材、間仕切り、女性用更衣テントなどの避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

② 防災用資機材等の備蓄計画の策定

市は、被害想定及び避難先の受入人員の計画値に基づく必要量を把握のうえ、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

市及び県は、被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、罹災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。

備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮のうえ決定する。

市は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

(3) 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

市は、災害時に救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

(4) 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

市は、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

第8節 要配慮者等安全確保体制の整備

1. 基本的な考え方

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、高齢化や国際化の進展にともない、今後増加することが予想される。

このため、市、県及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

2. 避難行動要支援者等支援体制の構築

(1) 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

市は、第4編第2章第3節「避難計画」の策定にあたっては、特に以下の点に留意する。

- ① 要配慮者及び避難行動要支援者への避難情報の伝達方法
- ② 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- ③ 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援関係者、市の役割分担

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

- ① 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映する必要があることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

- ② 市は、避難支援等関係者として定めた者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施を推進する。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- ③ 市は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者やその他の者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。

- ④ 避難支援等関係者となる者は、次のとおりとする。

- ア. 消防機関（消防本部、消防署、消防団）
- イ. 警察機関（警察本部、警察署）
- ウ. 民生・児童委員
- エ. 社会福祉協議会

オ. 自治会

カ. 自主防災組織及び見守り組織

キ. その他、市長が特別に認める者

⑤ 避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。

ア. 75歳以上の高齢者のみ世帯の者

イ. 身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている者

ウ. 療育手帳（A）の交付を受けている者

エ. 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者

オ. 介護保険における要介護認定3～5を受けている者

カ. 既に災害時要援護者避難支援登録者に登録されている者

キ. その他、市長が特に必要と認めた者

⑥ 避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

ア. 氏名

イ. 生年月日

ウ. 性別

エ. 住所又は居所

オ. 電話番号その他連絡先

カ. 避難支援等を必要とする事由

キ. その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

⑦ 避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握し集約する。

また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

（3）避難支援等関係者による適正な情報管理

避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれているため、市は、次のとおり適正な情報管理の徹底を図る。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとする。
- ② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ④ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

（4）個別の避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要

な支援を受けることができるよう、防災・福祉関係者や地域住民等と協力して、避難時の連絡先、避難先、避難経路、避難上の留意事項、避難支援者等の情報をまとめた、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進める。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

3. 地域における要配慮者対策

(1) 防災設備、物資、資機材等の整備

市は、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携して、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害を避けるために、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携を図りながら講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市は、民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することができる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進できる体制づくりに努める。

(3) 防災基盤の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の災害時要援護者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所では福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となる避難者を円滑に移送できる環境を整備するとともに、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）制度の周知を図る。

4. 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は、災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金(防災拠点型地域交流スペースの整備)の活用等を図り、避難行動要支援者の処遇の確保に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動が取れるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(5) 防災基盤の整備

市は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

なお、避難行動要支援者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、福祉避難所の指定を進め、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な避難行動要支援者の受入体制の確保など二次避難支援に努める。

5. 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのパンフレ

ットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進するとともに訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

第9節 防疫・保健衛生、廃棄物等の処理体制の整備

1. 基本的な考え方

被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

また、津波災害時には、建物の倒壊、浸水等により、大量の廃棄物が発生する恐れがあるとともに、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。

特に、多くの被災者が生活している避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理の方策を示した「大田市災害廃棄物処理計画」により、廃棄物等の処理体制を整備しておくとともに、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

2. 防疫・保健衛生体制の整備

市は、災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

(1) 防疫班の編成

防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

市及び関係機関は、第4編第2章第9節「防疫・保健衛生等に関する活動」に示す活動方法・内容に習熟する。

3. 動物愛護管理体制の整備

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や体制の整備を図る。

また、避難時におけるペット同伴による避難者間、ペット間でのトラブルを避けるため、原則としてペット同伴者には車中泊を促すこととしつつ、対応方針の検討を行う。

4. 廃棄物処理体制の整備

(1) 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

市は、第4編第2章第9節「防疫・保健衛生等に関する活動」に示された災害廃棄物等の処理活動、し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 維持管理対策

市は、廃棄物の適正処理に影響が生じないように、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

(3) 災害廃棄物の仮置場の選定

大田市災害廃棄物処理計画の策定時に選定した仮置場の候補地の中から、状況に応じて適切な仮置場を早期に開設するとともに、あらゆる媒体を活用して市民に情報を届ける。

5. し尿処理体制の整備

(1) 災害用仮設トイレ等の整備

市は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく。

(2) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。また、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わることも予想される。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においても対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

第10節 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

1. 基本的な考え方

津波災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、住民をはじめ各防災関係機関等が、津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

また、広域にわたり甚大な被害をもたらす津波災害による被害を軽減するためには、それぞれの地域の消防団及び自主防災組織の活動が必要である。

そこで、市は、身近な地域防災の核となる消防団や自主防災組織の育成強化と地域住民の防災意識の高揚、及びこれらの組織の連携を図るとともに、災害により発生することが予想される要救助者の救出、及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

2. 消防団及び自主防災組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。このため、消防団の育成強化を促進する。

(2) 水防協力団体の育成強化

市は、水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

- ① 自主防災組織は、地域住民が「自分たちの市は自分たちで守る」という意識に基づき、自主結成する組織であり、住民は津波災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織として結成することに努める。

住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の修得・体得に努める。

- ② 住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市、消防本部、関係団体が協力して啓発活動を展開し、組織化を図るとともに、消防団と自主防災組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

- ③ 市、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、こ

これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

(4) 防災活動及び避難誘導等における安全確保

① 市は、消防団員や自主防災組織等防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導等に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民に周知する。

また、訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

② 県及び市は、津波災害時の安全確保のため、津波警報等の情報を確実に伝達するための情報伝達体制の整備・確立、津波災害に対する知識と安全管理を高めるための教育訓練の機会の提供などの対策を、国や関係機関と連携して取り組む。

3. 住民に対する防災教育

市及び防災関係機関は、住民に対し、家屋の改修及び周辺危険個所の安全化、最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の支援に十分配慮するよう努める。

(1) 普及の方法

① 社会教育事業各種団体を通じての普及・啓発、

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体、在住外国人支援団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ・映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて、災害に関する知識を普及啓発するとともに、まちづくりセンター等の施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

② 広報媒体による普及

市は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

ア. ラジオ、TV、市ホームページ（防災に関するページの活用）等

イ. 新聞、雑誌

ウ. 広報紙やパンフレット等の印刷物

エ. 防災ビデオ

オ. 講演会・映画上映会等の開催

カ. 防災マップ

(2) 住民に対する周知内容

① 市内の防災対策

② 津波災害に関する一般的知識と過去の災害事例

ア. 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

イ. 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

ウ. 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

エ. 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

オ. 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

カ. 県及び市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など啓発活動を住民等に対して行う。

キ. 県及び市は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

③ 津波災害に対する平素の心得

ア. 周辺地域における津波災害の危険性の把握

イ. 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策

ウ. 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め

エ. 避難の方法（避難路、避難先の確認）

オ. 食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等物資の備蓄（最低3日、推奨1週間分程度）

- カ. 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
- キ. 自主防災組織の結成
- ク. 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- ケ. ボランティア活動への参加
- コ. 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- サ. ライフライン途絶時の対策
- シ. 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

④ 津波災害発生時の心得

- ア. 災害発生時にとるべき行動
 - a. 強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。
 - b. 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは急いで高台等の安全な場所に避難する。また、津波注意報が発表されたときは直ちに海から離れる。
 - c. 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除されるまで海浜に近づかない。
- イ. 救助活動
- ウ. TV・ラジオ等による情報の収集
- エ. 避難実施時に必要な措置
- オ. 警報等発表時や避難指示等の発令時に取るべき行動、避難先での行動
- カ. 自主防災組織の活動
- キ. 自動車運転中及び旅行中等の心得
- ク. 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- ケ. マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等

⑤ 船舶に対する内容

- ア. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。
- イ. 正しい情報をラジオ、TV、無線放送を通じて入手する。
- ウ. 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時は直ちに港外に退避する。
- エ. 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ. 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除されるまで退避等を継続する。

⑥ 港の利用者等に対する内容

港の管理者は港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講じるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

- ⑦地震保険の活用 地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、県、市等は、その制度の普及促進に努める。

4. 学校教育における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下「児童等」という。）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神・ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

○災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

○災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

○自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、津波災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

○教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

（1）各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して、的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、避難シミュレーションの実施やワークショップなどにより具体的な場面を想定し、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど、事前事後指導を意図的に実施するとともに、状況に応じて考えながら対応できる実践的な防災教育に努める。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。

教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割

の習熟に努めることが重要である。

さらに、避難にあたっては、在校中に津波発生した場合の学校と家庭との引き渡しなどへの対応や家族間での避難の仕方などを決めておくなど、避難時の心得や方法の徹底を図る。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(2) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火の方法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

さらに、学校は避難場所、避難所に指定されており、教職員は災害時には支援的な役割が求められるため、日頃より非常時の利用を想定した対応、対策を講じる。

5. 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続ガイドライン（BCP）の策定に努めることが必要である。

市は、事業所における防災教育のテキストを作成や講習会等を通じて、その普及に努める。

事業所は、従業員教育を進めるとともに、防災体制の整備に努める。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

6. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

7. 防災訓練

津波災害時には、市及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

防災訓練を実施するにあたっては、考え得るさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波の被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るよう努める。

(1) 津波防災訓練

市及び関係機関は、津波災害時に迅速・確実な情報伝達、住民避難等を実施するため、実践的な津波防災訓練を実施し、津波防災体制の強化に努める。

(2) 訓練にあたっての留意事項

① 市及び各防災関係機関等は、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。

また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努め、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

② 救出・救護等における要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

③ 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2章 災害応急対策計画

津波災害においては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、大津波警報、津波警報、津波注意報等及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。

併せて、地震・津波、火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保、規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。

この際、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導について定めた行動ルールを踏まえつつ、応急対策を実施する。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

第1節 応急活動体制計画

1. 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、市にあっては、市災害対策本部の設置、市現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

市は第一次的な防災関係機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立し、総合防災情報システムの活動ガイダンスや個別マニュアルを活用し、災害応急対策活動を実施する。

2. 大田市防災会議

市は、地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、大田市防災会議を設置する。その組織及び所掌事務は、第2編第2章2.「大田市防災会議」に掲げたとおりである。

3. 応急活動体制

市内の地域において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市は、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員の非常参集、情報収集連絡体制その他の応急活動体制を速やかに確立し、災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(1) 配備体制の基準

津波災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、防災活動を推進するため、とるべき職員動員体制及び参集基準については下表のとおり。

○津波災害体制の基準

災対本部	職員動員体制	判断の目安	参集基準
準備体制	災害準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生危険性があるとき ・軽微な災害が発生し必要と認められたとき ・危機管理課長が必要と認められたとき 	
警戒本部	第1次動員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生危険性が極めて増大したとき ・実際に災害が発生し必要と認められた場合 ・総務部長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表されたとき (自動設置)
	第2次動員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備が必要となったとき ・総務部長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表されたとき
対策本部	第3次動員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・相当な規模の災害が発生する恐れがあり、又は災害が発生しその規模及び範囲が市域の一部である場合 ・市長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたとき (自動設置)
	第4次動員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生が市域の全域にわたる場合又は局部ではあるが被害が特に甚大である場合 ・市長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたとき (自動設置)

(2) 災害警戒本部

対策本部の設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

① 警戒本部の組織

警戒本部の組織については、対策本部の組織を準用し組織する。

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長を置くほか、警戒本部会議及び対策部をもって組織する。

警戒本部長は総務部長、警戒副本部長は危機管理課長をもって充て、警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。危機管理課長不在の場合は、警戒本部会議において代理者を決定し、その職務を代理する。

なお、本部に事務局を置く。

② 警戒本部の任務

警戒本部は、対策本部の任務を準用する。

③ 警戒本部の所掌事務

警戒本部の所掌事務は対策本部の所掌事務を準用する。

④ 警戒本部の設置場所等

警戒本部は、対策本部の設置場所等に準じて設置する。

⑤ 警戒本部会議

警戒本部会議は、対策本部会議に準じて運用する。

⑥ 警戒本部の廃止基準

警戒本部は、警戒本部長が次の基準により廃止する。

- ア. 大田市災害対策本部が設置されたとき
- イ. 当該災害に対する応急対策等の措置が概ね終了したと認めたとき
- ウ. 災害が発生する恐れがなくなったと認めたるとき
- エ. 警戒本部長が適当と認めたとき

⑦ 警戒本部の設置及び廃止の公表
 対策本部の設置及び廃止の公表に準じる。

(3) 災害対策本部

市域において災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、総合的な防災応急対策を迅速かつ適確に推進するため、災害対策本部を設置する。

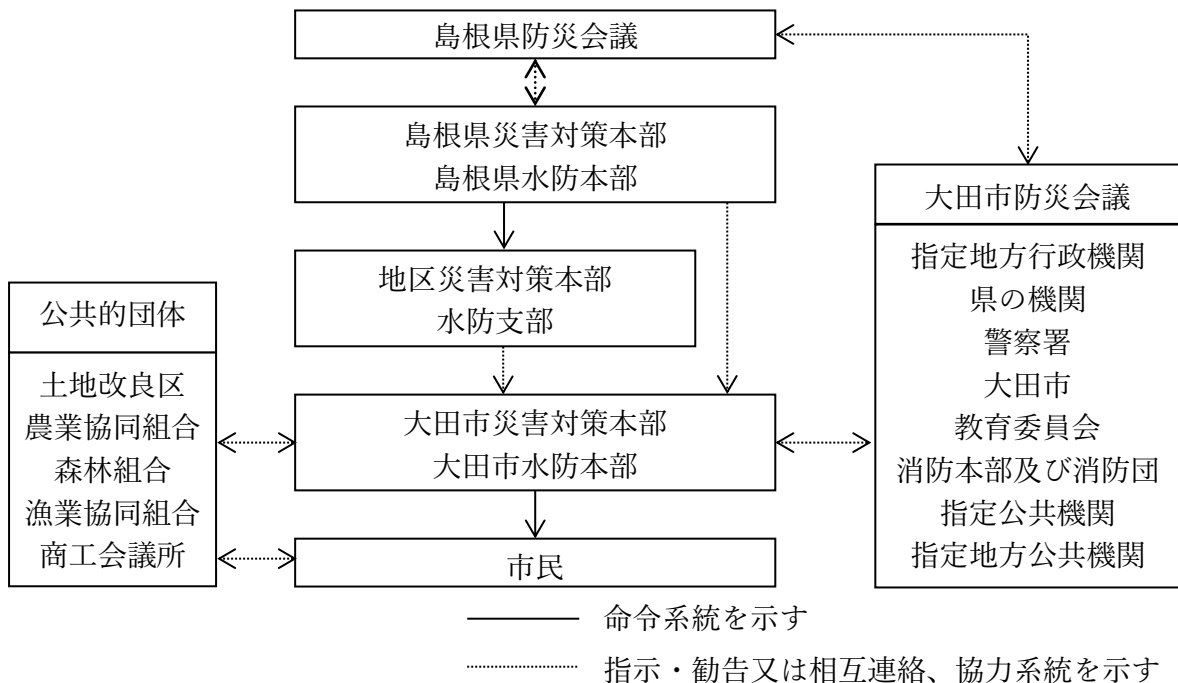
① 対策本部の組織

対策本部に対策本部長、対策副本部長を置くほか、対策本部会議及び対策部をもって組織する。

対策本部長は市長をもって充てる。対策副本部長は副市長、教育長をもって充てる。対策本部長に事故あるときは副市長がその職務を代理する。副市長不在等の場合は、教育長、総務部長の順位でその職務を代理する。

なお、本部に事務局を置く。

② 〇災害対策本部の系統図



③ 対策本部の設置場所等

ア. 対策本部は大田市本庁舎におく。また、本庁舎が被災した場合等本庁舎内に対策本部を設置できない場合には、本部長が定めるところに変更することもある。

イ. 本部には、本部の所在を明確にするため「大田市災害対策本部」の標識をか

かける。

④ 対策本部会議

ア. 対策本部会議の構成

対策本部会議は、対策本部長及び構成員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ. 対策本部会議の開催

・対策本部長は、対策本部の運営ならびに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは本部会議を招集する。

・構成員は、対策本部会議を開催する必要があると認めるときは、その旨を事務局長へ申し出る。

ウ. 本部会議の協議事項

- ・本部の配備体制に関すること
- ・災害情報及び被害状況の分析ならびに、これにともなう対策活動の基本的方針に関すること。
- ・県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- ・その他災害対策に関する重要事項について。

エ. 協議事項の実施

担当対策部長は、本部会議の決定事項について、他の関係対策部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図る。

オ. 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、危機管理課が担当する。

⑤ 対策本部の廃止基準

対策本部は、対策本部長が次の基準により廃止する。

ア. 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めたとき

イ. 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めたとき

ウ. 対策本部長が、適当と認めたとき

⑥ 対策本部の設置及び廃止の公表

対策本部を設置し、又は廃止したときは直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話・防災行政無線・その他適確、迅速な方法で周知する。

4. 動員計画

(1) 職員の動員計画

職員の動員については、災害応急対策を迅速、かつ適確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって、動員を行う。

また、初動期において、職員の確保が困難な場合、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

各配備体制における配備人数は資料編のとおりである。

① 動員配備確立後の報告

本部長等の配備体制の指示に基づき、各対策部が体制の確立を完了したときは、各対策部長は直ちに本部長に報告する。

② 動員数の増減

各対策部長は必要と認める範囲内において動員数を適宜増員することができる。

③ 各対策部長は、あらかじめ職員のうちから配備要員を指名しておく。

④ 防災連絡責任者の任命及び責務

ア. 各課に防災業務連絡の責任者を定める。防災連絡責任者は資料編のとおりである。

イ. 防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報指示等の発受に関する連絡。

ウ. 防災連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨総務部長まで届け出る。

(2) 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。但し、災害の態様、災害応急対策の状況等に応じて、市長は消防団長に命令することができる。

(3) 動員指示の伝達系統及び方法

職員の動員指示の伝達については、各対策部長及び各班長は平素から関係者に対する連絡方法等考慮しておく。伝達系統及び方法については資料編に示すとおり。

(4) 職員の待機及び自主登庁基準

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡をまたず、積極的に登庁するように心がける。通信が途絶え情報伝達ができない場合は、TV・ラジオ等で直ちに状況を把握し(1)職員の動員計画に応じ自主登庁を行い、定められた業務を行う。

(5) 標識

① 腕章

災害時において防災活動に従事する市職員は、規則等において別段の定めがある場合のほかは、資料編に示す腕章を帯用する。

② 標旗

災害において使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、資料編に示す標旗をつける。

(6) 応援要請ならびに他機関への出動

① 対策本部内における応援

各部において、職員の応援を受けようときは、総務部に次の事項を示して要請する。支部において応援を必要とする場合は前記に準じて要請する。

ア. 応援期間

イ. 作業（勤務）内容

ウ. 携行品、その他必要事項

エ. 応援の種類、男女の別及び人員

オ. 就労（勤務）の場所

② 県に対する応援要請

対策本部要員、公共的団体等の動員、奉仕団の応援協力、及び雇上げ等により、応急対策を実施するも、なお必要があるときは、次の事項を示し県に対し応援要請をする。

ア. 応援を必要とする理由

イ. 作業内容

ウ. 従事期間

エ. 従事場所

オ. 人員

カ. 集合場所

キ. その他参考となる事項

③ 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、地震災害対策編・第2章第7節「自衛隊の災害派遣体制計画」に掲げるところによる。

④ 他機関への出動

JR等公共的機関及び重要な施設の管理者等から、消防団等に対し出動の要請があった場合、市長は状況判断し必要があると認めたときは、出動させることができる。

隣接市町村に対する応援出動については、当該市町村から要求があった場合又は知事から指示があった場合において、市長はやむを得ない事情がある場合のほか、これに応ずる。

⑤ 従事命令

災害応急対策実施のため現場にある者又は地域内の住民に対する従事命令については、第2編第2章第5節「労務確保体制計画」に掲げるところによる。

⑥ 消防広域応援体制

津波被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県による総合調整のもと広域的な消防応援を実施する。また、災害の規模、緊急度に応じて、県知事を通じ緊急

消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

5. 市町村相互の応援体制

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- ① 災害が発生した場合、市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。
- ② 被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。

- ③ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、応援協定締結市町村へ応援要請を行うとともに、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 市内所在機関相互の応援協力

市の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び公共的団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行う。

6. 市町村における広域応援体制

a.市は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

b. (1) による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

c.災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

7. 県内消防本部の応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する市等の消防力で災害の防御が困難な場合には、市は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

8. 海上保安庁の応援

災害時の災害救援、応急・復旧活動において、被害が拡大し、市及び県において対応が困難な場合には、県を通じて、海上保安庁による応援の要請をする。

9. 緊急消防援助隊による応援

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、県は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

(1) 応援要請

市は、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して要請を行う。

知事は、要請を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。

(2) 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、被災地が複数の場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置する。

島根県消防応援活動調整本部の組織、業務等は以下のとおり。

① 調整本部の名称

島根県消防応援活動調整本部

② 設置場所

島根県庁

③ 調整本部長

島根県知事

④ 調整本部員

ア. 島根県防災部消防総務課の職員、島根県防災航空隊の職員

イ. 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

ウ. 被災地消防本部の職員

エ. 出動した指揮支援部隊長

⑤ 調整本部の業務

ア. 被災状況、島根県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること

イ. 被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること

ウ. 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること

エ. 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること

オ. 島根県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること

カ. 島根県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること

(3) 航空運用調整班の設置

大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各救難機関のヘリコプターが被災都道府県に集結することを鑑み、これらの各救難機関のヘリコプターの迅速な運用を図るとともに、運用調整を掌るため航空運用調整班を設置する。

航空運用調整班の班長は、島根県職員でかつ航空消防活動を熟知している島根県防災航空管理所長又は島根県防災航空隊の副隊長等が担当する。

(4) 緊急消防援助隊の指揮体制

市は指揮本部を設置し、市長が指揮本部長として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。

指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、指揮支援部隊長として、配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる。

(5) 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

10. 自衛隊災害派遣体制計画

大規模津波災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関では対処することが困難な事態が予想される。

そのような場合において、人命・財産の保護のため自衛隊の派遣を要請する必要がある。

そのため市は、その手続き等を定め自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受入体制を整える。

第2節 災害情報の収集・伝達及び広報計画

1. 基本的な考え方

津波災害時において市、県及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要があることから、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するにあたって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市、県、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

(1) 災害情報の共有

市、県及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡地要請のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

(2) 人的被害の数の報道機関への情報提供

災害発生状況のうち人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、市及び防災関係機関は、県と連携し報道機関へ情報提供を行う。

2. 津波情報の種類

津波災害時において、防災関係機関が災害対策の初動対応及び津波災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

(1) 津波警報等の発表基準及び種類等

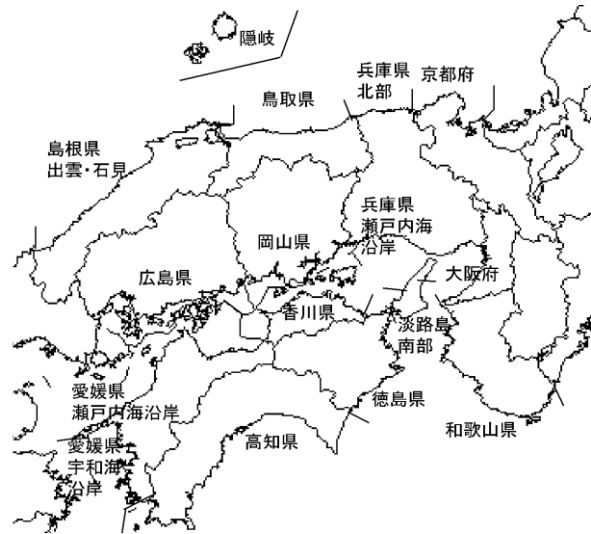
① 発表基準

ア. 大津波警報、津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害の恐れがあると予想されるとき発表する。

イ. 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害の恐れがあると予想されるとき発表する。

ウ. 津波予報：津波による災害の恐れがないと予想されるとき発表する。

② 津波警報等海域区分図



③ 津波警報等の種類、解説及び発表される津波高さ

津波警報は、予想される津波の高さにより「大津波警報」と「津波警報」の2種類に区分され、津波警報等の発表基準、解説及び発表される津波の高さは、次の表のとおりである。

○津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
大津波警報	予想される津波の高さが3m超である場合	<ul style="list-style-type: none"> 大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 	(数値表現) 10m 超 10m 5m (定性的表現) 巨大
津波警報	予想される津波の高さが1m超3m以下である場合	<ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 	(数値表現) 3m (定性的表現) 高い
津波注意報	予想される津波の高さが0.2m以上1m以下である場合	<ul style="list-style-type: none"> 海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。 	(数値表現) 1m (定性的表現) 表記しない

(注)

○津波による災害の恐れがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観察状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海

面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

○「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

○地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

○最大波の観測地が予想されている津波の高さに比べて十分小さい場合は「観測中」と記述。

○沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

○津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ア.

イ. ○津波予報

種類	発表される場合	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波に関する情報の発表基準及び種類等

① 発表基準

ア. 県内の沿岸（島根県出雲・石見、隠岐）に津波警報等が発表されたとき。

イ. その他、津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

② 種類と内容

津波に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

津波情報の種類	情報の内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを発表するほか、震源要素を併せて発表する。

各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	各検潮所における満潮時刻及び最も早く到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。また、震源要素も併せて発表する。
津波観測に関する情報	各検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、震源要素も併せて発表する。
津波に関するその他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表する。

3. 津波に関する情報の伝達系統及び方法

(1) 関係機関への伝達

市は関係機関から津波に関する情報の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・適確な方法によって市内の防災関係機関・住民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講じる。

(2) 市における津波に関する情報の取扱い

- ① 津波に関する情報は、勤務時間中は危機管理課で受信し、関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれにともなう必要な措置を講じる。
- ② 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを危機管理課長又はあらかじめ指名された職員に連絡する。
- ③ 宿直職員から連絡を受けた者は、その状況を市長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講じる。

(3) 住民等に対する伝達

市に伝達された津波に関する情報の住民等に対する伝達は、次により行う。

- ① 市内の災害関係機関及び公共団体に対し、警報事項を通知する。
- ② 防災行政無線、広報車及びぎんぎんテレビを利用し、住民に周知する。
- ③ 災害の恐れのある地区の自治会長に連絡し、自治会長をして住民に伝達する。

4. 災害情報・被害情報の収集・伝達計画

(1) 被害情報の収集・把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、市は、県総合防災情報システムの活用を基本として、以下に示す多様な方法による情報収集に努める。

① 市町村、消防本部からの情報収集

市は、県又は被災周辺市町村から総合防災情報システム等による報告を受信するほか、電話(119番通報含む)、FAX等により情報収集する。

② 防災関係機関からの情報収集

市は、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。

③ ヘリコプター等による情報収集

大津波警報、津波警報が発表された場合、県は災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、直ちに防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行うため、県警ヘリコプターのヘリテレシステム、高所カメラ、商用TV放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。

④ 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされる恐れが生じることから、被害状況の把握を行う。

(2) 被害状況の調査

① 調査対象

市管理の公共建物、公共土木等施設及びその他の一般被害（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業関係施設及び防災関係諸機関の被害を除く）を対象とする。

② 調査実施者

県及び防災関係諸機関(鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業機関を含む)の管理する災害以外の被害については、市の各災害対策支部及び関係部において行う。

但し、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

また、その他防災関係機関の所管する施設において災害が発生した場合は、当該関係機関に状況の調査及び報告を要請する。

③ 調査の種別

調査は災害時期別に次のとおり行う。

ア. 発生調査

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

イ. 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

ウ. 確定調査

災害が終了し、その被害が確定した時に調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

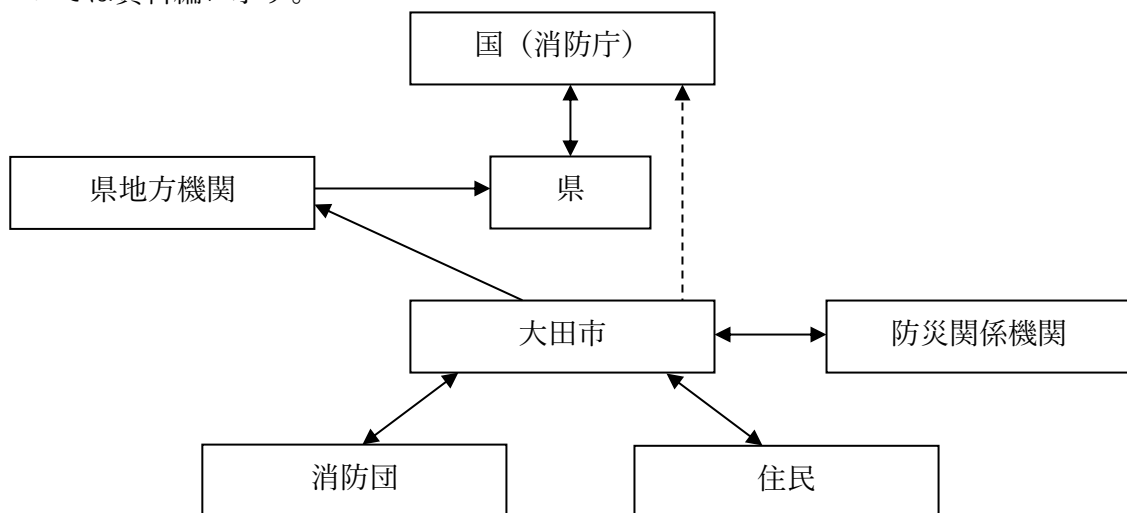
(3) 災害情報及び被害報告

① 災害情報・被害情報の収集・とりまとめ

被害状況の把握及び災害応急対策の実施状況等の収集にあたっては、市が直接収集することを原則とする。但し、やむを得ない場合は、市を通じ消防署、消防団に依頼できる。

収集及び報告系統は次のとおりで、そのとりまとめは市が行う。

なお、この計画では総括的報告の処理について定めるものとし、各課における各種被害報告の処理は、関係法令等による報告制度による。なお、報告様式については資料編に示す。



② 県及び関係機関への被害状況等の報告

市は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システム等により直ちに県へ報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握したものが他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

各所掌事務にかかる県への報告については、市が、県所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ、総合防災情報システムによる所定の様式により行う。

③ 消防庁への直接即報

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に規定する「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を県に加え、消防庁に対しても報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

即報における記入要領（様式）は資料編のとおりである。

5. 災害広報計画

津波災害時においては、市民に対し必要な情報を提供することにより人心の安定を図るとともに、救援体制の強化等を図るため、報道機関等との協力体制を確立し、広報活動に万全を期する。

(1) 災害広報の確立

- ① 津波による被害が激甚であり、特に人心の安定を必要とするときは、市、県、防災関係機関は、各々の役割を踏まえ、互いに連携を図りながら、保有する広報媒体を総動員して災害広報を実施する。
- ② 災害広報にあたっては、住民から求められた情報を提供するだけでなく、不要不急の電話の自粛、救援物資の送り方など住民が守るべき防災活動上のルールについての広報を徹底することに留意する。
- ③ 各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。
- ④ 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報、津波警報を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令する。なお、大津波警報、津波警報に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- ⑤ 大津波警報・津波警報、避難情報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、TV、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段の活用を図る。

(2) 広報活動の方法

市は、地域に密着した範囲の災害に関する広報について、関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

① 広報の内容及び方法

ア. 地震発生直後の広報

- ・地震に関する情報（大津波警報、津波警報を覚知し避難指示を実施した場合、即時広報等）
- ・津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報発表状況）
- ・避難の必要の有無等（津波警報等や避難情報発令を察知した場合は、即時広報）

イ. 津波による被害発生時の広報

・災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）

- ・災害応急対策の状況(地域ごとの取組状況等)
- ・道路交通状況(道路通行不能等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等)
- ・電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等)
- ・医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- ・応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

ウ. 応急復旧活動段階の広報

- ・住民の安否(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)
- ・食料・飲料水・生活必需品・医薬品等の配給状況
- ・その他生活に密着した情報(地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等)

エ. 支援受け入れに関する広報

- ・各種ボランティア情報(ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等)
- ・義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

オ. 被災者に対する広報

- ・津波時の行動にあたっての心得（高台等の安全な場所への速やかな避難、津波警報・注意報が解除されるまで海浜に近づかないこと、近隣の被災者救出活動への行動喚起、災害時要配慮者に配慮した救援活動の呼びかけ等）
- ・安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- ・乗用車の使用自粛、避難時のブレーカー切断等

カ. その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービス等の登録・利用呼びかけ、社会秩序維持活動への広報、呼びかけなど

キ. 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

② 広報の方法

ア. 一般広報

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

また、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

- ・防災行政無線、ぎんざんテレビ等による広報
- ・広報車による広報
- ・ハンドマイクによる広報
- ・広報誌紙、掲示板による広報
- ・インターネットによる広報

イ. 報道機関への広報

市が定期的に記者発表し、広報を実施する。但し、広域的かつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

ウ. 避難所等への広報

避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

① 体制の整備

市等は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

② 安否情報の提供

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第3節 避難計画

1. 基本的な考え方

地震時の津波災害等の発生に際して、市は、住民等が安全・的確に避難ができるよう、避難情報の伝達や避難誘導などの措置を、防災関係機関及び自主防災組織等の協力のもと、迅速・的確に行う。また、避難誘導にあたっては、要配慮者の安全避難に留意する。

2. 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講じるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

① 津波への自衛措置

近海で地震が発生した場合には、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表以前であっても津波が来襲する恐れがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市、海上保安官署、及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施出来るよう、次に掲げる措置を講じる。

なお、国外で発生した地震について「遠地地震に関する情報」が発表された場合にも、その後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、適切な避難措置を実施するものとする。

ア. 市は直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに大津波警報、津波警報、津波注意報発表以前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、緊急に安全な場所に避難するよう指示する。

イ. 市に対する大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、地震発生後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送された時には住民等に対して直ちに避難指示を発令する。このほか県、警察及びNTT事業所等から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置を取る。

ウ. 大津波警報、津波警報及び避難の指示の伝達に洩れがないようにするため港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

② 関係住民の取るべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、市長の避難指示の有無にかかわらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう可能な限り、ラジオ、TVの放送を聴取する。

3. 避難情報発令の実施

避難情報発令の実施責任者及びその時期については次表に示すとおりである。

なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を指示する。また、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努める。

○避難指示（警戒レベル4）・緊急安全確保（警戒レベル5）の発令者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第60条 第1項 第2項 第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 ・人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・立退きの指示 ・緊急安全確保の指示 ・立退き先の指示	県知事に報告（窓口：防災危機管理課）
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第6項	災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官 海上保安官	災対法 第61条 第1項 第2項	全災害 ①同上において、市長が指示できないと認めるとき。 ②同上において、市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・立退きの指示 ・緊急安全確保の指示 ・立退き先の指示	市長に通知（市長は知事に報告）

知事 (その命を受けた県職員・水防管理者)	水防法 第29条	洪水、津波又は高潮による災害・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき	必要と認める地域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事 (その命を受けた職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりにより、危険が切迫しているとき	必要と認める地域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
警察官	警察官職務執行法 第4条	全災害 人の生命・身体の危険をおよぼす恐れがある災害時において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	避難の措置(特に急を要する場合)	公安委員会に報告
自衛官	自衛隊法 第94条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	警告、避難の措置(警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規程の準用

(1) 避難情報発令の基準・区分

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

① 避難情報発令の時期

地震災害時に津波が発生した場合などに発する。

② 相互の連絡協力

関係機関は、避難の必要があると予想される時、あるいは、避難のための立ち退き指示の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

(2) 市の実施する避難措置

① 避難者に周知すべき事項

市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難情報を発令する場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

- ア. 避難すべき理由(危険の状況)
- イ. 避難の経路及び避難先
- ウ. 避難後における財産保護の措置

② 避難対策の通報・報告

- ア. 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ. 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告する。
- ウ. 避難の必要が無くなったときは、その旨を公示する。

（3）病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

① 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

② 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている装置（消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

（4）大型商業施設等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

① 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

② 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、津波災害発生時においては、消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

(5) 車両等の乗客の避難措置

- ① 津波災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。
- ② 天災その他の理由により、輸送の安全を確保出来ない場合は、当該車両等の乗務員は、市に対し速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

4. 避難情報発令の伝達

(1) 関係住民への伝達

① 避難計画に基づく伝達

避難情報の伝達は、大田市地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難情報発令の伝達系統及び伝達要領に従って、行う。また、島根県避難情報等情報伝達連絡会で定めた「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに、県、警察本部、消防本部等は、必要な協力を行う。

なお、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難情報が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

② 伝達方法

市は避難情報を、次のうち迅速で確実かつ最も適当な方法により、関係住民に対しその旨を伝達する。

特に、情報の伝わりにくい災害時要配慮者への避難情報の伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達出来るように努める。

ア. 防災行政無線の利用

イ. 伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難情報の対象世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により自治会長、消防団員等を通して戸別訪問により伝達する。

ウ. サイレン等

エ. 広報車・広報ヘリコプターの利用

市、警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。

また、緊急に避難の必要のある場合又は交通の途絶等により広報車の利用が困難な場合は、県警察のヘリコプターによる広報を要請する。

オ. ぎんざんテレビ

カ. 「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達
キ. ラジオ、TV放送の利用

日本放送協会、その他民間放送局に対して避難情報を発令した旨を通達し、関係住民に伝達すべき事項を指示し、放送等協力を依頼する。

ク. 登録制メールによる伝達

ケ. 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達

コ. Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

③ 伝達事項

- ア. 避難場所
- イ. 避難経路（具体的に）
- ウ. 避難の理由
- エ. 避難に際しての注意事項
 - ・戸締まり及び火気の始末
 - ・家屋の補強、家財道具の安全場所への移動
 - ・貴重品、食糧、水筒、タオル、チリ紙、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等、必要最小限の物品の携行
 - ・服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具の携行

（2）要配慮者への配慮

情報の伝わりにくい要配慮者への避難情報の伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実に伝達するよう努める。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

5. 避難の方法

（1）避難の誘導等

- ① 市は、地震災害時に津波等が予想され、地域に避難情報を発令した場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や消防団、自主防災組織等の協力を得て、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

なお、消防団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたるものの安全が確保されることを前提とした上で、災害時要配慮者の避難支援などの緊急支援を行う。

（2）避難経路

- ア. 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- イ. 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状態を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等の恐れのある危険箇所を避ける。

② 避難順位

- ア. 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。
- イ. 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

③ 携帯品の制限

- ア. 携帯品は、必要最小限の食糧、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。
- イ. 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

④ 危険防止措置

- ア. 避難先の開設にあたって、市長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害の恐れがないかどうかを確認する。
- イ. 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- ウ. 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあっては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

⑤ 避難者の移送

- ア. 市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に受け入れることが出来なくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

(3) 自主避難の実施

災害の発生する危険性を感じ、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(4) 孤立が予想される地域の避難対策

市において孤立が予想される地域については、次の対策を行う。

- ① 孤立集落等との通信の状況を確認し、途絶時には復旧に万全を期すとともに、孤立集落等の状況確認を行う。
- ② 被災者の有無を確認し、被災者発生の場合は速やかに救出活動を行う。
- ③ 被災者の状況又は、通常の交通路確保が速やかに行えない場合は、関係機関に、ヘリコプター等の出動を要請し、救出活動を行う。
- ④ 交通路の確保を行い、被災者を所定の避難所に避難誘導する。

(5) 避難行動要支援者の避難対策

① 安否確認の実施

市は、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携して、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際に活用するための避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、関係機関で共有しておく。

② 避難誘導の実施

市は、関係機関（民生委員・児童委員等）と連携し、地域住民の協力により、自家用車又は人力等で避難先へ誘導する。

(6) 避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、市職員等の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

(7) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

学校あるいは社会福祉施設、病院等の避難については、集団行動をとることとなるが、

秩序が乱れ、混乱をきたす恐れが十分考えられるので、管理者が避難対策について常に検討して安全かつ迅速な方法を考慮しておく。

各学校、施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに最低年1回は避難訓練を実施する。

また、避難訓練の実施にあたっては、地域の自主防災組織との連携、必要に応じて利用者の保護者等、関係者の参加を要請する。

さらに、職員については、消防学校で行われている社会福祉施設職員を対象とした研修会等に積極的に参加し、災害時に備える。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の指示等の伝達方法
- ③ 避難の順位
- ④ 避難誘導責任者及び補助者
- ⑤ 避難誘導の要領及び措置
- ⑥ 避難に際しての携行品

6. 避難場所及び避難所運営計画

(1) 避難場所及び避難所の開設

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れし保護するため避難場所及び避難所を開設する。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

① 実施機関

避難場所及び避難所の開設は市が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、市長が県知事の委任を受けて行う。

② 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、まちづくりセンター等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。但し、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所又は避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

また、住民に対し、風水害の恐れのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受入れすべき者を誘導し保護しなければならない。この場合、市は以下の点に留意する。

ア. 避難場所又は避難所の立地条件及び建築物の安全の確認

イ. 地元警察署等との連携

ウ. 開設避難場所又は避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底

エ. 避難所責任者の配置

オ. 避難者名簿の作成

カ. 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

③ 避難所の運営管理

市は、各避難所の適切な管理運営を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

市は、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、ボランティアなどの協力を得て避難所を運営する。

避難所の運営にあたっては以下の点に留意する。

① 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

ア. グループ分け

イ. プライバシーの確保状況の把握

ウ. 適切な情報提供

エ. 避難所運営ルール of 徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

オ. 避難所のパトロール等

カ. 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等

キ. 福祉避難所の開設等

福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等

ク. 年齢性別によるニーズの相違への配慮

ケ. 食糧の確保、食事供与の状況把握

コ. トイレの設置状況の把握

サ. 簡易ベッド等の活用状況の把握

② 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

ア. 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の確立

- ・ 避難所運営における女性の参画の推進
- ・ 女性専用の物干し場の設置
- ・ 女性専用の更衣室、授乳室の設置
- ・ 生理用品、女性用下着の女性による配布
- ・ 巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保
なお、巡回警備は男女一組で行う等工夫する。
- ・ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営

イ. 女性や子ども等への安全配慮

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するように努める。

また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- a. 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置
- b. トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
- c. 照明の増設
- d. 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載

ウ. 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。

エ. 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

③ 保健・衛生対策

ア. 救護所の設置

イ. 巡回健康相談、栄養相談の実施

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる

ウ. 仮設トイレの確保

要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う

エ. 入浴、洗濯対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる

オ. 食品衛生対策

食品衛生、食事供与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施

カ. し尿及びごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施

キ. 家庭動物のためのスペースの確保

ク. 感染症対策の実施

④ 避難状況に応じた避難先の移動

市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

⑤ 避難所の早期閉鎖

市及び県は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空屋等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

⑥ 避難所に滞在することができない被災者への対策

市及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

7. 広域一時避難

a.市は被災により、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについて直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

b.市は、必要に応じて受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について、県より助言を受ける。

c.市は、避難所を指定する際に、広域一時滞在のために他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4節 救急・救助、医療及び警備計画

1. 基本的な考え方

津波災害時における、家屋の流失等の発生に際して、多数の救急・救助事象が発生した場合、住民を救出し、救急・救助する必要が生じる。この際、各関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。また、市は、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

2. 救急・救助活動

(1) 救急・救助活動

① 活動の原則

救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

② 出動の原則

救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア. 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ. 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ. 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ. 負傷者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

③ 部隊間の活動調整

市及び県の災害対策本部は、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、国と共に活動調整会議等を開催し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行う。

災害現場で活動する警察・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

④ 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織、事業所、住民等は、救助活動等をおこなうときは、救急隊、消防・警察等と連携をとり指揮に従う。また、消防・警察等が不在の場合は、現場の緊急性を踏まえて、共助の力により救出・救助対応を行う。

(2) 救急搬送

- ① 負傷者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防署、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機、海上保安本部等の船舶又は航空機により行う。
- ② 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

(3) 傷病者多数発生時の活動

- ① 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- ② 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(4) 関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防機関又は一般協力者のみでは救出困難な事態の場合は、県・警察・海上保安本部等、他市町村に次の事項を明示し、協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(5) 警察・海上保安庁との連絡

被災者の救出にあたっては各関係機関に連絡し、協力を要請するとともに市、消防機関、警察・海上保安庁、自衛隊等は常に緊密な連携のもとに救出にあたる。

(6) 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

(7) 救急・救助活動時の安全確保

救急・救助及び避難誘導にあたり、防災対応や避難誘導に従事する者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導について定めた行動ルールを踏まえつつ、応急対策を実施する。

(8) 救急・救助用資機材等の確保

救急・救助活動に必要な車両、その他資機材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。なお、救出に必要な機材等の状況は資料編のとおりである。

3. 医療救護計画

(1) 緊急医療の実施

① 医療救護活動

ア. 災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は、必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。なお、災害の種類及び程度により市医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

イ. 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

ウ. 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に情報収集・伝達を行う。

エ. 市は、必要に応じて事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、市だけでの対応が困難な場合は、保健医療福祉地域調整本部（保健所長）に支援を要請する。

② 助産救護活動

市は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 傷病者等の搬送

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限界があるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要になる。

このため、関係機関において広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

(3) 特別に配慮を必要とする患者への対応

① 透析患者等への医療対応

市及び県は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関か

らの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

② 在宅難病患者への対応

市は、平常時から保健所を通じて把握している在宅難病患者を、必要に応じ、医療機関及び県等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

4. 災害警備体制計画

(1) 基本的な考え方

① 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、地震災害時には、大田警察署災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

(2) 災害警備体制の確立

① 警備本部の設置

管内で災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合は、大田警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

② 警備職員の参集、招集

別に定める「大田警察署災害警備計画」による。

③ 警備部隊の編成及び運用

別に定める「大田警察署災害警備計画」による。

④ 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

(3) 災害警備措置

① 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握し、災害警備活動を的確に推進するため、次に掲げる事項について速やかに情報収集を行う。

ア. 初期段階の把握事項

- a.死傷者、行方不明者等の状況
 - b.警察施設の被害状況
 - c.家屋、ビル等の倒壊状況
 - d.火災の発生状況
 - e.主要道路・橋梁の損壊状況
 - f.ライフライン、JR等交通機関の被害状況
 - g.重要施設の被害状況
 - h.津波の到達状況
 - i.災害の拡大状況及び見通し
 - j.住民の避難状況
 - k.救出救護の実施状況
 - l.その他必要と認められる事項
- イ. その後の段階の把握事項
- a.人的・物的被害状況
 - b.警備部隊の配置及び運用状況
 - c.行方不明者の捜索実施状況
 - d.交通規制の実施状況
 - e.ライフライン等の復旧状況及び見通し
 - f.関係機関の行った救護対策
 - g.被災者の動向
 - h.治安状況
 - i.流言飛語の状況
 - j.火災の原因及び被害拡大の要因
 - k.その他必要と認められる事項

② 避難誘導

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、市長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退きを指示するものとする。

ア. 火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市長が住民避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難の指示を行う。なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知する。

イ. 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、市長と協議の上、避難行動要支援者に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導する。以下風水害編に同じ。

第5節 交通確保・規制計画

1. 基本的な考え方

津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。又、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、破損箇所を修復（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）することは、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、関係機関の応急活動を支える路線を選定し、他の道路に先駆けて道路通行確保・応急復旧を行う。

2. 交通規制の実施

市は、消防団その他関係機関と連絡を密にし、道路の崩壊、橋梁の流失その他交通に支障をおよぼす恐れのある箇所の把握、発見に努め、交通に支障のある場合は規制措置をとる。

（1）市の管理する道路

市は市道で破損・決壊・橋梁流失その他交通に支障をおよぼす恐れがある場合、又は、その通報を受けた場合は直ちに通行の禁止・制限等の規制措置をとるとともに応急復旧に努め、さらに適当な迂回路のある場合にはその指示を行う等交通の確保を図る。

（2）国及び県が管理する道路

市は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は直ちに国及び県に報告する。

（3）車両の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、その禁止区域から車両を速やかに他の場所に移動する。

（4）措置命令等

① 警察官の措置命令等

ア. 警察官は、通行禁止又は規制に係る区域又は区間において車両その他物体が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両の所有者に対し、必要な措置をとることができる。

イ. ア. の措置を命ぜられた者が当該措置を取らないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

② 自衛官の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

③ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

④ 港湾管理者及び海上保安部の措置命令等

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限又は禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

(5) 迂回路の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって、一般交通に対してできる限り支障のないように努める。

(6) 規制の標識等の設置

実施者が交通規制を行った場合は、その実施者がそれぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

① 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通規制に係る標示の様式等）

② 道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

但し、緊急な場合又は、標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(7) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに防災行政無線・ぎんざんテレビを利用し、また県、日本道路交通情報センター及び報道機関に依頼するなど、一般市民に周知徹底する。

(8) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに消防署長及び危機管理課へ連絡する。

3. 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

① 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び自衛隊等の車両であって、

特別の自動車番号標を有しているものを除く。)を使用しようとする者は、県知事(防災部防災危機管理課、支庁県民局・県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所)、又は公安委員会(警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所)に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。但し、事前届出がなされていない車両は、原則警察署に申請する。

② 確認対象車両

確認対象車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関(指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関)が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

③ 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県知事(防災部防災危機管理課)又公安委員会(警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所)は、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

④ 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

(2) 規制除外車両の確認

① 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会(警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所)に、規制除外車両確認証明書の申請をするものとする。

② 確認対象車両

確認対象車両は、緊急通行車両以外の車両であって、事前届出の対象とする車両とする。

③ 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所は、規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

④ 標章及び証明書の交付

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

(3) 緊急通行車両等の事前届出・確認

緊急通行車両等の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行なえるようにしておく。(緊急通行車両等の事前届出・確認については、本編第1章第6節の2「緊急通行車両等の事前届出・確認」参照)

4. 緊急道路の確保

(1) 緊急輸送道路の把握と優先順位の決定

① 緊急輸送道路の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

市は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

国土交通省中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施する。

② 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送道路等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。また、緊急輸送道路は、原則として、2車線の通行を確保できるよう応急復旧を行う。

(2) 道路啓開の実施

① 啓開用資機材の確保

市は、中国地方整備局、県との協力により、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

② 道路啓開作業

市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて道路啓開作業を実施する。

なお、道路啓開にあたっては、以下の事項に留意する。

ア. 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で行う

が、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ. 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ. 道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。

エ. 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行き、交通確保に努める。

オ. 啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。

カ. 道路啓開及び応急復旧にあたっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

キ. 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

5. 港湾及び漁港啓開

(1) 緊急に啓開すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定された港湾及び漁港の各管理者は、啓開が必要な港湾及び漁港について情報収集を行い、優先順位を決めて港湾及び漁港の啓開を実施する。

(2) 港湾及び漁港の啓開作業の実施

市は、県と協力し、港湾及び漁港並びに臨港道路の啓開を的確、迅速に行う。啓開で発生した土砂・流木等災害廃棄物の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

(3) 航路等の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物の除去等に努める。

6. 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送に関する実施責任者は、下記に示すとおりである。

なお、災害時における輸送は災害応急対策を行う各対策部がそれぞれ行う。但し、配車等総合調整は市が行う。

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	市長	a.人命の安全 b.被害の拡大防止 c.災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

(2) 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 警戒避難期	a.救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 b.消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 c.政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 d.後方医療機関へ搬送する負傷者等 e.緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

第2段階 事態安定期	f.上記第1段階の続行 g.食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 h.傷病者及び被災者の被災地外への輸送 i.輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	j.上記第2段階の続行 k.災害復旧に必要な人員及び物資 l.生活必需品

7. 緊急輸送手段等の確保

(1) 自動車による輸送

道路の交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

① 確保順位

- ア. 応急対策実施機関所有の車両等
- イ. 公共的団体の車両等
- ウ. 貨物自動車運送事業者等の営業用車両
- エ. その他の自家用車両等

② 貨物自動車運送事業者等の営業用車両

災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。

(2) 鉄道による輸送

道路の被害などによって自動車による輸送が人員輸送不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。

(3) 船舶等による輸送

道路の被害等により車両等による輸送ができないとき、又は船舶等による輸送がより効果的なときは、海上輸送による。

船舶等は漁業協同組合及び漁船所有者の協力を得て確保するが、市内で調達できないときは県、海上保安庁等に確保の要請を行う。

(4) 航空機による輸送

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員、物資の輸送が必要となった場合は県の防災ヘリコプター、もしくは自衛隊の航空機による輸送を行う。自衛隊の航空機による輸送の手続き等については本章第7節「自衛隊災害派遣体制計画」に定める。

なお、その要請にあつては緊急度等十分検討のうえ行う。

(5) 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力輸送を行うが、市内の人員では輸送困難な場合は、県・警察・海上保安庁等への協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請する。

(6) 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- ① 輸送区間及び借り上げ機関
- ② 輸送人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集合場所及び日時
- ⑤ その他必要となる事項

(7) 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

8. 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

(2) 輸送拠点等の確保

各種輸送拠点や緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

第6節 食糧、水、生活必需品等の供給計画

1. 基本的な考え方

大規模津波災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、市は備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災者に供給できるよう、関係各課、県、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に進めるため、市は避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

2. 救援物資の管理計画

(1) 救援物資の管理体制

大規模災害時の救援物資は、備蓄している食糧・給食用資機材、飲料水、給水用資機材、災害救助用物資・資機材（燃料等生活必需品、医薬品、医療用資機材等）を活用する。

災害対策本部設置以降は、物資・食料配給班は、総務班との連携体制を図り、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、この段階に至るまでは、関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制の整備に努める。

(2) 救援物資の供給体制

① 救援物資の供給体制

大規模災害時は、備蓄食糧、飲料水、燃料等生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災者に効果的に供給する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の市内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

② 災害時の物資の供給方法

ア. 各業者との連携

災害時に流通物資が必要になった場合、各班は、流通在庫物資等を扱う関連業者と連携をとり、必要物資等の確保に努める。

イ. 被災地における需要の把握

被災地における需要の把握は、基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。

ウ. 災害対策本部総務班との連携

エ. 救援物資の一元管理体制のもと、効果的な供給を継続して実施できるよう、本部総務班に派遣された各班の派遣要員は、総務班と連携をとるとともに、所

属部の班員との情報連絡を継続する。

3. 食糧の確保及び供給

津波災害時には、建物の流失、ライフラインの途絶及び食糧の販売機能等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化する恐れがある。このため、住民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食糧の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。

食糧の確保及び供給の直接の実施は、市が行う。但し、市において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が応援又は協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食糧等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮する。

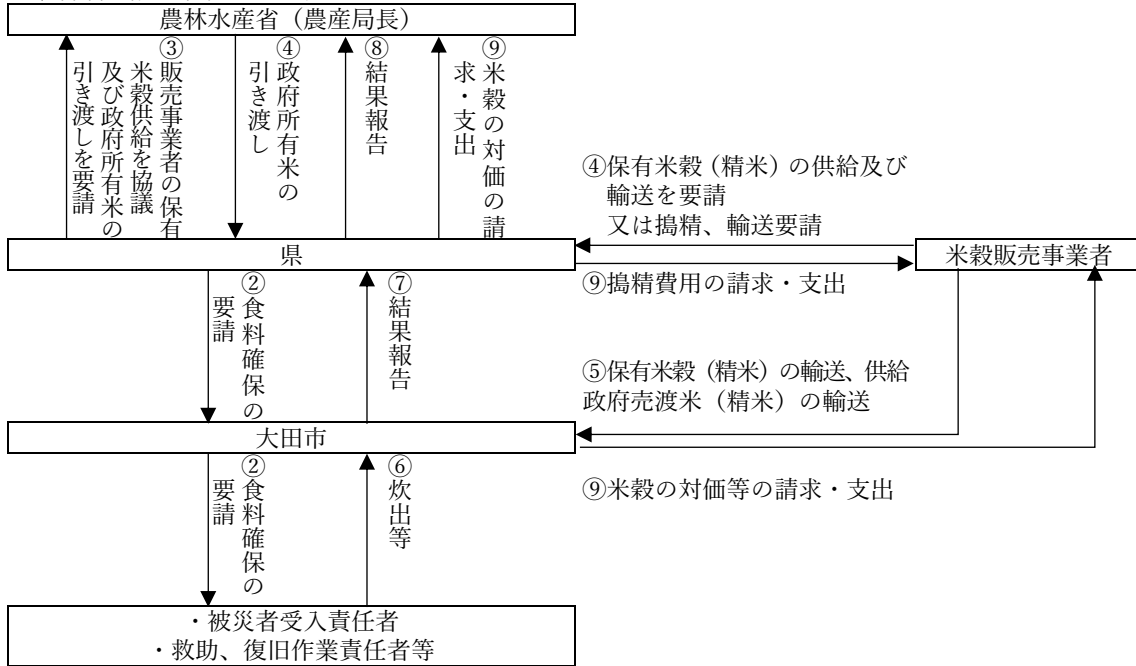
(1) 食糧の調達

① 米穀の調達

ア. 災害時において県は、県の備蓄食糧により広域的な見地から市の備蓄食糧の補完を行って対応していくこととなっている。さらに、食糧の確保が必要であると認めた場合には、市の要請に基づき農林水産省（農産局農産政策部企画課）と協議の上、米穀販売事業者に対し、保有米穀の供給を要請することとなっている。

イ. 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府所有米の直接売却を受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米の直接購入を行い、市に対し米穀の供給を行うこととなっている。（下図参照）

○食料供給に関する図表



② その他の食品等の調達

市は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食糧品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、市から要請があった場合又は状況により市において確保が困難と認めた場合、必要な品目について県の備蓄食糧等を放出又は自ら調達を実施し、市に供給する。

(2) 食糧の供給

① 供給対象者

- ア. 避難所に受け入れた者
- イ. 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ. 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食糧品の持ち合わせのない者
- エ. 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

② 市における食糧供給の手段・方法

- ア. 被災者に対する食糧の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- イ. 被災者に対する食糧の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- a.各避難所等における食糧の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - b.住民への事前周知等による公平な配分
 - c.要配慮者への優先配分
 - d.食糧の衛生管理体制の確保
- ウ.炊き出し等の体制が整うまでは、市及び県の備蓄食糧や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- エ.乳児に対する供給は、原則として液体ミルク又は調整粉乳とする。
- オ.炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食糧需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達体制についても、継続して実施する。
- カ.炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
- キ.炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ク.米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- ケ.生鮮食糧品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- コ.市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- サ.炊き出し、食糧の配分及びその他食糧の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

③ 給食基準

ア. 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

市は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人あたりの供給数量については、次の基準を参考にする。

（1人あたりの供給数量）

品目	基準
米穀等	被災者（炊き出し） 1食あたり精米換算 200g 以内 応急供給 1人1日あたり精米 400g 以内 災害救助従事者 1食あたり精米換算 300g 以内
乾パン	1食あたり 1包（115g 入り）
食パン	1食あたり 185g 以内

調整粉乳	乳幼児1日あたり	200g以内
------	----------	--------

(3) 食糧の輸送

- ① 県は、広域防災拠点の備蓄食糧を放出する場合、指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を經由して市が選定する集積地等へ輸送する。
- ② 県が調達した食糧について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ③ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から上記の輸送が難しい場合は、県は、市と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は市に供給する食糧について市に対し引取りを指示する。
- ④ 市が調達した食糧の集積地までの輸送及び市内における食糧の移動は市が行う。
- ⑤ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。
- ⑥ 交通途絶等により、緊急の用に間に合わない恐れのある場合は、県知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。
- ⑦ 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食糧集積地の指定及び管理

市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難場所、公共施設等を食糧の市集積地として選定し、同時に調達した食糧の集配拠点とする。なお、市は、県に対し選定した集積地を報告する。

食糧の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期する。

4. 給水計画

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として市は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

但し、市において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。

避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

(1) 給水の実施

① 情報の収集

市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア. 被災者や避難所の状況

イ. 医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ. 通水状況

エ. 飲料水の汚染状況

② 給水活動

ア. 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ. 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ. 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

③ 広報

市は、給水場所、給水方法、給水時間等についてぎんざんテレビ・防災行政無線の他、報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

④ 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3ℓ）とするなど）。

⑤ 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な災害時要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

⑥ 給水のための応援要請

激甚災害等のため、当市内で飲料水の供給が困難な場合、あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、県、近隣市町村、又は関係機関に速やかに応援を要請する。

(2) 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、飲料水の供給は、次のとおり市が実施する。

① 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

② 支出できる費用

ア. 水の購入費

イ. 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費

ウ. 薬品及び資材費

③ 期間

災害発生の日から7日以内

(給水の方法)

給水方法	内容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	避難所等への応急給水は、原則として市町村が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を要請依頼することにより配給する。

5. 生活必需品等の供給計画

津波災害時には、住居の流失等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときにおいては、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与、又は、貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市が行う。但し、市において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

(1) 生活必需品等の確保

① 市は、災害時において被災者への生活必需品等の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

ア. 被災者や避難所の状況

イ. 医療機関、社会福祉施設の被災状況

ウ. 季節や時間の経過による状況

エ. 地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性

- ② 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた市の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。
- ③ 状況により、市のみで対応が困難な場合には、他市町村・県に対し、必要な物資の供給、調達を要請する。

（2）生活必需品等の給与

- ① 被災者への配分方法等については、被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる。
- ② 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。
- ③ 激甚災害等のため、市だけで実施困難な場合には、県、他市町村及び関係機関へ応援要請する。

（3）生活必需品等の輸送

- ① 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、市が選定する集積地等へ輸送する。
- ② 県が調達した物資について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。
- ③ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から上記の輸送方法が難しい場合は、県は、市と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は市へ供給する物資について市長に対し引取りを指示する。
- ④ 市が調達した物資の集積地までの輸送及び市内における物資の移動は市が行う。
- ⑤ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。
- ⑥ 交通途絶等により、緊急の用に間に合わない恐れのある場合は、県知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請することとなっている。
- ⑦ 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

（4）物資集積地の指定及び管理

市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等を物資の市集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、市は、県に対し選定した集積地を報告する。

物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第7節 要配慮者の安全確保と支援体制

1. 基本的な考え方

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、自力による危険回避活動や避難行動に困難をとまることが多いため、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細やかな各種支援対策を積極的に推進する。

2. 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

(1) 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- ① 市において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。
 - ア. 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等と協力して避難所等へ移送する。
 - イ. 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ. 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- ② 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、次の事項について要配慮者の把握調査を開始する。
 - ア. 要配慮者の身体の状態
 - イ. 家族（介護者）の被災状況
 - ウ. 介護の必要性
 - エ. 施設入所の必要性
 - オ. 日常生活用具（品）の状態
 - カ. その他避難生活環境等

(2) 県への協力要請等

市は、必要に応じて、県への協力要請を行う。

3. 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、

障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(1) 被害の状況把握

社会福祉協議会、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員が連携・協力し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

(2) 避難所等における支援

① 情報の提供

掲示板、広報紙等、ファクシミリ、インターネットを活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、手話つき TV 放送、文字放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食糧、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

② 食事

避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。

③ 生活支援

避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者、要約筆記者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

④ ニーズの把握と対策

避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等のニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

⑤ 多様な避難所の確保

緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

⑥ 協力の要請

関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る。

⑦ 支援方策の連携

要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

4. 児童・ひとり親家庭等に係る対策

(1) 要保護児童の把握等

市は次の方法により、被災による孤児・遺児等の要保護児童の発見、把握及び保護を

行う。

- ① 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者を通じ、市に対し通報がなされるような体制を確立する。
- ② 住民基本台帳との照合による犠牲者の承認、災害死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児・遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ③ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について適確な情報提供を行う。

(3) ひとり親家庭等の支援

市は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

5. 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保及び被害状況の報告

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。また、市へ被害状況の報告を速やかに行う。

(2) 受入先の確保及び移送

市は、関係機関と連携し、要配慮者の個々の健康状態を把握し、ニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

① 生活救援物資の供給

社会福祉施設等の管理者は、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄物資を患者、入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、市及び県に協力を要請する。

市は、備蓄物資の放出・調達により、患者、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

② ライフライン優先復旧

市は、施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

③ 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

④ 仮設住宅

市は、入所者の選定にあたり、原則として要配慮者を優先的に入居させる。

(3) 保育所等の対応

保育所等については、児童の安全を確保した後は保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

6. 観光客及び外国人に係る対策

(1) 観光客の安全確保

文化観光施設等の管理者は、災害時には適確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、市及び県は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、救助活動について関係機関と連携を図り、迅速かつ適確に行う。

(2) 外国人の安全確保

① 外国人への情報提供

市及び県は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのSNS、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食糧、飲料水、生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関する情報の提供を行う。

② 相談窓口の開設

市及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。

第8節 文教対策計画

1. 基本的な考え方

津波災害時には、学校等の文教施設において、乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全の確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、文教施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

なお、対策の実施にあたっては以下の点に留意する。

（1）学校等における応急対策の確立

津波災害発生時における応急対策については、地域の実情等に応じた教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制の確立について考慮する。

（2）被災時の避難所としての役割への対応

避難所は原則として市が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、避難所運営に可能な範囲で協力する。

2. 児童等の安全確認・施設被害状況確認

（1）最優先課題

津波発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。

中でも幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等など災害時に弱者となることが予想される子供たちに対しては、避難所の指示・避難誘導にあたって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

（2）地震発生時の対応

地震発生時には、揺れが収まった後、直ちに児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。

特に津波が発生する恐れがある場合には、直ちに高台へ避難させ、安全を確保する。

休憩時間や放課後等にあつては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

（3）児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。

児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子供を連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた引き渡し確認カード等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。

留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。

そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

3. 応急対策の実施

(1) 災害時の対応

- ① 県及び市は、必要に応じて早急に所管する学校等と連絡をとり、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携をとり、各学校に必要な応急対策を講じる。状況に応じて、県などの協力のもと、建築技師による施設の危険性の判定実施の準備を行う。
- ② 人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講じる。
- ③ 災害時の学校等の対応措置は以下のとおりである。
 - ア. 校長、園長は状況に応じ、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長、園長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。
 - イ. 被害の状況により施設内の危険箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。施設の危険性判定を的確に行うため、教育委員会を通じて、建築技師などの派遣を要請する。
 - ウ. 校長、園長は施設の状況、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに必要に応じ、臨時休校、下校措置等をとる。
 - エ. 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。
 - オ. 人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに校長、園長は、教育委員会又は子育て支援課に連絡する。

4. 応急教育の実施

県及び市は、所管する学校等の児童等・教職員及び施設被害などに応じて、心のケアへの支援を行う。

- ① 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

学校の取組む実施内容は以下のとおりである。
- ② 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。

同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。
- ③ 教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。

特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び外傷後ストレス障がい（PTSD）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。

- ④ 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の供与等に係る必要業務に当たる。
- ⑤ 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- ⑥ 避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- ⑦ 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- ⑧ 学校教育活動の早期再開に向けて、PTA や地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。
- ⑨ 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

5. 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

（1）学用品の給与の対象

津波により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市町村長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

（2）学用品の給与の時期

津波災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

（3）学用品の給与

各学校において、最低限必要な学用品のリストを作成し、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、知事に報告する。

学用品の給与は市長が行うが、市長において調達困難なときには、知事が調達を行う。

（4）授業料等の減免措置

被災により費用（公立高等学校にあっては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

6. 児童・生徒・教職員の健康管理

学校の保健衛生については次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- ① 校舎内外の清掃・消毒
- ② 飲料水の検査
- ③ 感染症の予防接種や健康診断の励行

第9節 防疫・保健衛生等に関する活動

1. 基本的な考え方

津波発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行、食中毒の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

2. 防疫活動

市は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を立て、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにし、被災状況や県の指導等に基づき、消毒の実施及びそ族昆虫駆除を行う。

3. 保健及び精神保健活動

(1) 保健活動

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、市は、次のように被災者の健康管理を行う。

- ① 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- ② 保健師は、島根県災害時公衆衛生活動マニュアル等を活用し、避難所における健康相談及び地域における巡回健康相談を行う。
- ③ 保健師による健康相談の結果等より、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は精神科医等によるメンタルヘルスケアチームを派遣し、保健・医療活動を行う。

(2) 精神保健活動

① 精神保健活動体制の編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、市と保健所が連携し、精神保健活動体制を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

② 精神保健活動内容

- ア. 被災者の支援
- イ. 社会福祉施設等との連絡調整
- ウ. 被災者の精神保健福祉相談

③ 精神保健の対象者

- ア. 被災住民全般
 - ・ 避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - ・ 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
- イ. 高齢者
- ウ. 障がい者
- エ. 児童
- オ. 外国人

カ. その他（公務員、災害救助要員）

4. 廃棄物処理対策

（1）廃棄物処理の方法

市は、自らの組織及び除去車両、機械器具を用い、廃棄物処理を速やかに行う。

除去作業においては、応急措置の実施上やむを得ない場合を除き、周囲の状況等を考慮し、事後障害の起こらないよう配慮して行う。

なお、市において実施できないときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

（2）生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物処理

市は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物が収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が出来るようにその収集運搬体制の確立を図る。

（3）災害廃棄物の仮置き

- ① 災害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場(学校の校庭、河川敷、公共広場等)を指定し、暫定的に積み置き保管する方法を講じる必要がある。
- ② 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。
- ③ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。
- ④ 仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。
 - ア. 他の応急対策活動に支障のないこと。
 - イ. 環境衛生に支障が生じないこと。
 - ウ. 搬入に便利なこと。
 - エ. 分別等適正処理の対応ができること。

（4）倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋の焼け残り、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。

（5）災害廃棄物の処分

災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、分別、再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。

最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市が県と協議のうえ代替措置を

講じる。

また、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

5. し尿処理対策

(1) 倒壊家屋等

市は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

(2) 避難所等

市は、避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

また、仮設トイレの設置にあたっては、プライバシーを確保した簡易型水洗トイレ等の使用や、男女別のトイレの設置、夜間等の安全性の確保など女性などの配慮に努める。

(3) 水洗トイレ

市は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、津波災害により水洗トイレが使用不可能となった場合、速やかに仮設トイレ等を設置する対策を講じる。

(4) 応援協力体制の確保

市は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、他市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

6. 遺体対策

災害により発生した行方不明者の捜索及び遺体対策の実施を円滑に行う。行方不明者の捜索、遺体対策は市が行う。なお、災害救助法が適用された場合には、市が県を補助して実施する。

(1) 遺体の収容処理

① 遺体の輸送

警察官による検視及び救護による検案を終えた遺体は、市長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

② 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

市長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

市長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

③ 遺体の検視

警察官が、各種の法令等に基づいて検視を行う。

(2) 遺体の埋・火葬

① 実施者及び方法

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

- ア. 災害の混乱時に死亡した場合（災害の発生前に死亡した者で葬祭が終わっていない者を含む。）
- イ. 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
 - a. 緊急に避難を要するため、時間的、労働的に埋葬を行うことが困難であること。
 - b. 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。
 - c. 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。
 - d. 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

② 埋葬の実施基準

ア. 遺体の火葬

- a. 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- b. 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。

イ. 遺体の仮埋葬

- a. 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- b. 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第10節 応急復旧及び二次災害の防止活動

1. 基本的な考え方

津波災害時には、農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

また、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、及び河川施設及びその他の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、津波災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と県、市及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。

2. 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

津波により農作物、家畜及び関連施設が被害を受けた場合、市は被害状況を県に報告し、県の協力により農作物の応急対策家畜の防疫及び飼料確保対策等を実施する。

(1) 農産物対策

災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として、市は、島根県農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、水稻改植用苗の確保、病虫害防除対策、応急対策、事後対策の技術的援助等を支援する。

(2) 家畜防疫対策

災害時における家畜及び家畜関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、市は、関係農業協同組合及び家畜診療所の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。

畜舎施設並びに病畜及び死亡家畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染病の発生及びまん延の防止を指導する。

(3) 水産関係対策

漁業施設等に被害の発生が予想され、又は実際に被害が発生した場合には、市は、県、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、応急対策の総合的な調整を図るとともに、連携して被害発生防止を指導又は応急・復旧対策措置を講じる。

3. ライフライン施設応急復旧体制計画

電力、LP ガス、上・下水道、通信の各ライフライン施設は、高度化、複合化されてきており、各施設の相互依存関係は強く、また、住民の依存度も高まっている。津波災害時に、こうしたライフライン施設が被災した場合、市の機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与える恐れがある。

このため、ライフライン施設等の応急復旧のための対策を迅速に実施する。

(1) 電気施設応急復旧対策

災害の発生により電気施設に被害があった場合、管理者である中国電力株式会社及び

中国電力ネットワーク株式会社は、速やかに応急復旧対策措置を講じ、施設の機能維持に努める。

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、「島根県地域防災計画」の定めるところにより、市及び関係機関との連携を図り、応急復旧を実施する。

(2) LP ガス応急復旧対策

LP ガス販売店等は、災害によるガス漏れ等事故発生時には、消防機関等との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送等の措置を速やかに実施する。

また市は、災害発生のため、LP ガス事故の多発が予想されるときは、県の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について周知、広報活動を行う。

① 被害状況の把握

適切な措置を講じるため、早急に正確な被害状況の把握に努める。

② 二次災害の防止

ア. 危険箇所(倒壊、焼失、流失家屋等)からの容器の撤収及び回収箇所の指示

イ. 臨時的使用箇所(一般家庭、避難所等)で使用されるLPガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理の指導

ウ. 洪水等による流出容器の被害状況の確認及び容器の回収の依頼

エ. LPガスの事故発生時の対応

LPガスの漏えい、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、警察署及び市、県等の関係行政機関に通報する。

③ LP ガス消費設備の総点検の実施と早期安全供給の開始

販売業者、保安センター、容器検査所が相互協力し、LPガス消費者の安全総点検を実施するとともに、点検完了家庭から逐次供給を開始する。

④ 動員・応援体制

LPガス事業者は、LPガスの事故を知ったときは、被災地の県LPガス協会支部長に通報し、支部長は緊急に通報し緊急体制を整えるとともに、県LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の防災事業所との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して支援を要請する。

被害の大きさにより、可燃性ガス等による火災、ガスの漏出その他異常現象を発見した場合は直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を各消防機関、警察署及び市、県等の関係行政機関に通報する。

(3) 上水道・簡易水道応急復旧対策

災害による水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民等が必要とする飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると、住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短時間に

復旧するため、水源ならびに配水施設の十分な機能を確保し、配水管幹線を最優先とし配水管、給水装置の順に復旧を進め給水の再開に努める。

① 応急復旧活動の実施

ア. 応急復旧活動の優先順位

市は、住民の生活用水確保を目的に適確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに復旧できるよう努める。

イ. 応援の要請

被害が甚大な場合は、あらかじめ定めてある他の市町村、給水装置工事業者及び水道資機材の取扱い業者等に応援を要請する。

ウ. 広報・周知

復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

② 応急給水対策

第4編第2章第6節「食糧、水、生活必需品等の供給計画」に基づき応急給水を行う。

③ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて給水工事事業者への資機材等の調達依頼により確保を図る。

(4) 下水道・農業集落排水施設等対策

災害が発生した場合、市は、直ちに、関係機関との協力により下水道施設等の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

① 災害状況の調査及び点検

災害発生後速やかに被害状況の調査及び点検を二次災害の恐れのある施設等緊急度の高い施設から順次、重点的に実施する。

ア. 被害状況の調査

処理場については、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行うとともに、施設の暫定機能確保のための調査を行う。

管渠については、目視あるいはTVカメラ等によるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。

イ. 緊急処置

調査に基づいて、道路陥没部への土砂投入、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置を講じる。

② 応急復旧活動の実施

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。なお、策定にあたっては、被害箇所の緊急度に応じて策定を行うが、事前に作成した応急復旧マニュアルに基づき、これを実施する。

また本格的な復旧活動を実施するまでの間、下水機能を暫定確保するために次の措置を講じる。

ア. 排水機能の確保

処理場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び消毒機能の回復等を行う。

管路施設では、土砂の浚渫(しゅんせつ)、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

③ 二次災害防止の緊急措置

施設の災害による二次災害を防止するため、遅滞なく適切な措置を講じなければならない。

ア. 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚水の溢水に対する措置を行う。

イ. 災害時の広報

住民に対して、破損箇所、使用禁止区域、使用できない場合の措置等を広報する。

(5) 電気通信設備応急復旧対策

電気通信会社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

① 応急対策

ア. 臨時回線の作成

政府機関、地方行政機関、報道機関及び救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を利用して臨時回線を作成する。

イ. 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、支店等からの電報電話については最小限の通信ができるように措置する。

ウ. 臨時電報電話受付所の開設

災害対策本部、市指定の避難所及び救護所等に臨時電報電話受付所を設置し、電報電話が利用できるように措置する。

エ. 特設公衆電話の設置

- a. 孤立する地域をなくすため、被災地の主要場所に特設公衆電話を設置する。
- b. 市指定の避難所に特設公衆電話を設置する。

オ. 通信の利用制限

災害時により通信のそ通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制を行い、利用を制限する。

カ. 非常電報、非常電話の優先

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく、非常電報、非常電話として、他の通信に優先して取扱う。

キ. 携帯電話の貸出し

避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

ク. 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震や津波等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

② 復旧対策

災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

ア. 復旧順位の決定

災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定めた優先順位により実施する。

イ. 移動無線機、衛星車載局、ポータブル衛星車及び移動電源車等の発動

ウ. 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

エ. 回線の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

オ. 通信の輻輳(ふくそう)対策

通信回線の被災等により通信が輻輳(ふくそう)した場合は、臨時通信回線の設定及び対地域別の規制等の措置をとる。

カ. 復旧工事の実施

復旧工事は応急復旧対策に引き続き、災害対策本部の指示により実施する。

(6) 危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、津波発生時における、火災、爆発、漏洩及び流出等により、周辺地域住民に対しても大きな被害を与える恐れがある。

したがって、これらの施設については、津波による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

4. 河川及び海岸施設の応急対策

(1) 点検、警戒活動

河川の管理者及び砂防施設管理者は、津波発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。

許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

特に点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、災害の発生の恐れのある場合は速やかな避難対策を実施するものとする。

(2) 水門及び閘門の操作

水門、樋門は津波による沈下・変形等により開閉操作に支障がないか、各施設の管理者は開閉の点検を行う。

(3) 水防計画に準拠した活動

津波により、浸水対策の必要があると認められる場合には「大田市水防計画」に準拠して浸水対策措置を実施する。この際、防災対応にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応について定めた行動ルールを踏まえつつ、対策を実施する。

(4) 河川及び海岸保全施設応急対策

津波により河川、海岸が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるため、土のう、矢板等により応急の締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。

また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行い、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生の恐れのある場合は速やかな避難対策を実施する。

(5) 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という）に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する。

これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧する。

第11節 住宅確保及び応急復旧計画

1. 基本的な考え方

住宅が津波による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

2. 建築物の応急対策

余震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。

(1) 応急対策実施体制の確立

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、県と密接な関係を取り応急対策活動にあたる。

市は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請する。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下の恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。

但し、損傷の程度が大きく補修が不可能な場合又は応急補修では余震による二次災害、地盤沈下による浸水等を防止できない場合、市で調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請することができる。

また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

(3) 応急危険度判定の実施

津波により被災した建築物が余震で倒壊したり、部材等が落下したりして二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

市は、津波発生後、速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。

なお、市で対応できないものについては県に対し必要な支援を要請する。

また、判定によって、建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な説明をし二次災害の発生を防止する。

3. 応急住宅の提供

(1) 入居者の選定等

① 対象者

- ア. 住家が全壊、全焼又は流失して生活ができない状態となった世帯
- イ. 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- ウ. 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

② 入居者の選定

入居者の選定は、市が行う。なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

③ 必要住宅戸数等の把握

市は、住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

(2) 公的住宅の提供

① 方針

公的住宅の空室で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、市及び県は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

② 提供可能住宅戸数の把握

提供が可能な住宅戸数を把握する。

③ 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。

この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(3) 応急仮設住宅建設の方針

① 方針

ア. 実施主体

応急仮設住宅の建設は、市が行う。災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が建設する。

イ. 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して市が選定する。なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ. 仮設住宅の構造・規模

- a. 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とする。
- b. 規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- c. 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

② 建設場所

建設予定場所は、原則として市有地とするが、私有地の場合は所有者と市間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

③ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その貸与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

④ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

⑤ 災害救助法の適用の場合

ア. 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ. 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

(4) 仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

① 応急仮設住宅における安心・安全の確保

② 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

③ 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

④ 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

4. 被災住宅の応急修理

(1) 対象者

① 住家が半壊、半焼し、又は半流失しそのまま当面の日常生活を営むことのできない世帯

② 資力に乏しく、自力で住宅の応急補修を行うことができない世帯

(2) 実施方法

① 市は民生児童委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定める。但し、災害救助法等が適用された場合には県に調査書を提出する。

② 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできないもののみを対象とする。なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

(3) 費用の限度

住宅の応急修理のため支出できる費用の限度は、災害救助法に規定された額以内を原則とする。なお、同一住宅に2以上の世帯が住居している場合は1世帯とみなす。

(4) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成する。

なお、災害救助法が適用され、この期間中に実施困難な場合にはこの期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

5. 住宅関係障害物除去

災害救助法の適用時における「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」については、災害救助法に則って行う。

6. 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ

市は、県が実施する民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げについて、被災者に周知を図るものとする。なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

第5編 事故災害等

第1節 流出油事故対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

この計画は、災害時における流出油の防除について、必要な措置を講じ、被害の拡大を防ぐことを目的とする。

(2) 油防除実施体制の推進

初期評価(油防除措置を効果的に実施するための、早い段階での流出油の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報の収集、分析)を迅速かつ適確に実施するためには、海域又は河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報(水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、鳥類の渡来・繁殖地、植生、史跡名勝天然記念物に関する情報)を事前に把握しておくことが極めて有効である。

こうした流出油防除の推進を目的に、市及び関係機関で構成される実施体制により、計画的な流出油防除活動を推進するとともに、これらの情報を県に提供することにより迅速な初期評価が行えるよう協力する。

(3) 補償制度の提供体制の整備

市は、油濁損害に対する補償制度に関する情報を県より収集、整理し提供を行える環境を整備しておく。

(4) 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

① 油防除(除去)に係る訓練の実施

関係機関相互の連携が的確になされるよう、市は、県及び関係機関で構成される実施体制に基づく、油防除(除去)に係る総合的な防災訓練(図上訓練を含む。)への参加に努める。

また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の改善を図る。

② 防災研修への参加の検討

流出油事故発生時には、県、市及び消防本部の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、一般社団法人海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させる等、人材の育成に努める。

2. 災害応急対策

(1) 目的

流出油災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町村の沿岸や河川敷等広域にわたり、また地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。そのため、市及び関係機関は、収集、連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油に対する効果的な応急対策を実施する。

(2) 災害応急活動体制の確立

流出油事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合には、迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、[第2編第2章第1節「応急活動体制計画」](#)に準じ、速やかに災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

(3) 災害情報の収集・伝達

流出油事故への対応を効果的に実施するためには、流出油の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報を出来るだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。市は、海岸の巡視に努めるとともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努め、県に提供することで迅速な情報収集・伝達に協力する。

(4) 流出油の防除

災害応急活動では、概ね次に掲げる活動を展開する。

なお、防災資機材については、手袋、作業着、ひしゃく、吸着マット等の消耗品は市の備蓄品又は市内での調達で対応するが、不足するものについては県へ要請する。

- ① 沿岸、河川区域の監視
- ② 沿岸、河川区域での除去活動の実施
- ③ 回収油の一時集積場所への貯留
- ④ 除去活動情報の収集及び県への伝達

3. 災害復旧

(1) 目的

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2) 被災事業者、住民等の復旧支援

市は、流出油により被害を受けた農林関係者、住民等の回復の支援に努める。

(3) 被災公共施設等の復旧

市は、国、県と協力し、迅速かつ円滑に被災した漁港施設、港湾施設、海岸施設、河川管理施設等の公共施設の復旧を行う。

(4) 事後の監視等の実施

市及び県は、流出油の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上で、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

第2節 海難事故災害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

船舶の衝突、転覆等の海難事故災害による被害を最小限にとどめるため、市は県及び関係機関に協力する。

(2) 災害情報の収集・連絡体制の整備

① 災害情報の収集・連絡

市は、災害情報の県への報告、もしくは収集が適確に実施できるよう、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

なお、市の情報収集・連絡等については、第2章第13節「災害情報・被害情報の収集・伝達計画」による。

(3) 災害応急活動体制の整備

市内において海難の発生により多数の死傷者をともなう大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、市は大田救難所と連携し、防災体制を整備し、県及び防災関係機関と相互連携体制を確立する。

① 応援協力体制の整備

市は、大田救難所と連携し、海難事故発生時において、迅速な応援協力が行えるよう、その体制を整備し、所用の資機材の調達等を行う。

(4) 防災訓練

大規模な海難等事故の発生時に応急対策活動が円滑に行われるよう、関係機関の相互連携による防災訓練を実施する。

2. 災害応急対策

(1) 目的

海難等事故災害が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、県各部、県警察本部、海上保安署の他、市、消防本部、大田救難所、日赤、医師会、地元住民、ボランティアも含む多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、市は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ適確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、防災関係機関との緊密な連携の確保に努める。

(2) 実施内容

市は、県、他市町村及び防災関係機関とともに、海難等事故災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ適確に災害情報を収集、伝達することに努める。

海難等事故災害の発生に際し、適確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を適確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保、運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内、組織間において通信、情報連絡を行う。

(3) 情報等の収集、伝達

被害状況の迅速かつ適確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ適確に把握し、関係機関に伝達する。

(4) 災害応急活動体制の確立

大規模な海難等事故が発生した場合、市は迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

また、市及び消防機関は、海難の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、必要に応じて、自衛隊、他の市町村及び消防機関、県及び国に対して応援を要請する。(自衛隊派遣要請については、[第2編第2章第7節「自衛隊災害派遣体制計画」](#)、関係機関に対しては[第2編第2章第6節「広域応援体制計画」](#)の定めるところによる。)

(5) 救助、救急、医療救護、捜索及び消火活動

海難等事故災害の発生時の捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動にあたっては、県、海上保安部、医師会等関係機関の協力の下に実施する。

活動にあたっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、発災現場が本市の行政区域地先海面でない場合であっても、被災地の市町村からの要請があった場合は、迅速に状況に応じた応援体制や指揮系統を確立する。

第3節 航空災害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

航空災害による被害を最小限にとどめるため、市は県及び関係機関に協力する。

(2) 災害情報の収集・連絡体制の整備

① 災害情報の収集・連絡

市は、災害情報の県への報告、もしくは収集が適確に実施できるよう、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

なお、市の情報収集・連絡等については、[第2編第2章第13節「災害情報・被害情報の収集・伝達計画」](#)による。

(3) 災害応急活動体制の整備

市内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者をともなう大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、市は防災体制を整備し、県及び防災関係機関と相互連携体制を確立する。

① 応援協力体制の整備

市は航空災害発生時において、迅速な応援協力が行えるよう、その体制を整備し、所要の資機材の調達等を行う。

(4) 防災訓練

大規模な航空災害の発生時に応急対策活動が円滑に行われるよう、関係機関の相互連携による防災訓練を実施する。

2. 災害応急対策

(1) 目的

航空災害が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、空港管理(事務)所の他、県、市、日赤、医師会、地元住民、ボランティアも含む多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、市は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ適確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、防災関係機関との緊密な連携の確保に努める。

(2) 実施内容

市は、航空災害時において、県、他市町村及び防災関係機関とともに災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ適確に災害情報を収集、伝達することに努める。

航空災害の発生に際し、適確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を適確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要

を把握する必要がある。このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保、運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内、組織間において通信、情報連絡を行う。

(3) 情報管理（通信連絡）体制の確立

航空災害発生時の市の通信連絡系統としては、防災行政無線を基幹的な通信系統とする他、NTT 一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講じる。

(4) 情報等の収集、伝達

被害状況の迅速かつ適確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ適確に把握し、関係機関に伝達する。

(5) 災害応急活動体制の確立

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合、市は迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

(6) 救助、救急、医療救護、捜索及び消火活動

航空災害の発生時の捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動にあたっては、県、空港管理事務所、医師会等関係機関の協力の下に実施する。

活動にあたっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明だが墜落の可能性があり捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

(7) 広域応援体制

県は、航空災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

また、市は、県などによる災害応急対策の職員の派遣要請に対し、迅速に対応する。

第4節 道路災害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及、啓発等の基本的な対策を推進する。

(2) 道路の安全確保

市は、通常時、夜間時及び異常時の道路パトロールを実施に努め、道路施設の現状の把握に努める。

(3) 災害応急・復旧体制の整備

① 情報の収集・伝達体制の整備

災害発生時に速やかな応急対策を実施するため、市は、関係機関と連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を確立する。

ア. 通信体制の整備

市は、無線通信設備の点検を実施するとともに、連携して通信訓練等を行う等、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において利用者がより迅速、正確に通報できるよう、非常通報設備の整備を推進する。

また、県、市、消防本部等は、県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像による被害情報の共有化が出来るようになっており、今後の情報の収集・伝達体制の一層の整備推進を図り、県、県警察など関係機関との情報管理体制を強化する。

② 組織体制の整備

市は、本計画に基づき、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等を確立する。また、道路災害に対応した職員の活動マニュアル等の整備を検討する。

③ 救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

ア. 救助・救急活動

市は、道路災害に対応した救急救助用資機材等を検証し必要性に応じ順次整備に努める。

イ. 医療救護活動

市は、医療救護活動において、関係機関との連携を強化し、体制の整備に努める。

ウ. 消火活動

市、消防団は、道路災害における消火活動について、道路管理者等と連携体制の強化を図り、災害時の活動に備えておく。

④ 交通の確保、緊急輸送体制の整備

道路災害発生時における交通の確保、緊急輸送体制の整備に関しては、県警察本部を主体として対策を実施する。なお、市は、その円滑な実施のために協力を行う。主な実施内容は以下のとおりである。

ア. 緊急輸送道路の指定への協力

イ. 緊急輸送道路確保の体制づくり

・ 発災直後は、交通規制を担当する警察等の到着は困難が予想されるため、警察等が到着するまでの間、必要に応じて沿道住民が道路規制等を行う事を検討する。

・ 沿道及び周辺に位置する重機を有する事業所に対して、発災直後直ちに自主的に輸送道路の確保に従事するような協定づくりを推進する。

ウ. 緊急輸送車両の確保

⑤ 危険物等流出防除活動体制の整備

市は、県、消防本部及び道路管理者とともに、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を進める。

(4) 防災知識の普及、啓発

市は、県及び道路管理者とともに、道路利用者に対して道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用等、様々な方法、機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及、啓発に努める。

2. 災害応急対策

(1) 目的

道路構造物の被災等により災害が発生した場合、各種応急対策を実施する。

(2) 災害情報の収集、伝達

市は、管内での大規模な道路災害が発生した場合には、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ適確に把握し、関係機関に伝達する。

① 災害情報の収集、伝達

市は、災害情報を県へ報告、もしくは収集が適確に実施できるよう、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

(3) 災害応急活動体制の確立

市は、管内での大規模な道路災害が発生した場合には、迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

(4) 広域応援体制

県は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、他の都道府県及び市町村、消防本部

に広域応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

また、市は、県などによる災害応急対策の職員の派遣要請に対し、迅速に対応する。

(5) 救助、救急、医療救護及び消火活動

① 救助・救急活動

市は、道路管理者及び防災関係機関等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

また、道路災害による被害が甚大であり、市単独では対処することが困難と予想される場合においては、人命又は財産保護のため、県に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

② 医療救護活動

市は、道路災害にともなう傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

③ 消火活動

消防団は、消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(6) 交通の確保、緊急輸送活動

[第2編第2章第21節「緊急輸送計画」](#)に準ずる。

(7) 災害広報等

道路災害が発生した場合には、市、道路管理者を中心に、現有の広報活動手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行う等、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

① 情報発信活動

市は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、県及び関係機関と相互に連絡をとりあう。

② 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報窓口を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

3. 災害復旧

市は、市が管理する道路施設における災害の発生に備え、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復

旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施する等、規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

また、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

第5節 危険物等災害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

危険物、爆発物等による人命及び建造物の災害を予防するため、施設の整備ならびに危険物の安全確保を図ることを目的とする。

(2) 危険物取扱業者の把握

市内における危険物取扱業者は、資料編のとおりである。

(3) 危険物の安全確保

取扱業者に対して、[第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」](#)に基づき、市及び関係機関は査察を行うが、取扱業者は次の事項を整備し、安全確保に努める。

- ① 貯蔵及び保安監督
- ② 施設、設備等の点検
- ③ 消火、警報設備の維持及び点検
- ④ 地震、火災等に対する危険物の防火対策

2. 災害応急対策

(1) 目的

災害発生により、危険物施設や高圧ガス取扱施設等が被害を受け、又は危険物や高圧ガスの流出、漏えいその他の事故が発生した場合は、市及び防災関係機関は、災害の拡大を防止し被害を軽減するため、適正かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害をおよぼさないように努める。

(2) 危険物施設対策

災害発生により危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他爆発火災等の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害をおよぼさないように努める。

① 事業所管理者への措置

ア. 市は、事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

- ・ 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置
- ・ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ・ 危険物施設の応急点検
- ・ 異常が認められた施設の応急措置

イ. 市は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

② 防災要員の確保

事業所の管理者等は、災害発生後直ちに災害に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

③ 応急点検及び応急措置

事業所の管理者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火の恐れのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講じるとともに、直ちに警察及び市へ通報する。

④ 情報の提供及び広報

事業所の管理者等は、災害が発生し、事業所の周辺に被害をおよぼす恐れが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況及び避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

(3) 高圧ガス保有施設対策

高圧ガス保有施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発等の二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害をおよぼさないよう努める。

① 事業所管理者への措置

市は、施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

② 施設の被害状況点検及び応急対策

ア. 市は、災害発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ. 一次点検の結果、災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、保安設備点検等を実施する。

ウ. 市は、災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害をおよぼす恐れのある場合又は不安を与える恐れがある場合には、災害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

(4) 毒物劇物保管施設対策

毒物劇物保管施設が被害を受け飛散・流出等の事故が発生した場合、もしくは不特定多数の住民に被害が生じる恐れがある場合、保管事業者は県、市に届け出るとともに応急措置を講じる。

3. 災害復旧

被災した危険物等施設を修復する場合にあたっては、管理者は万全な再発防止策を講じる。

また、施設復旧とあわせて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

第6節 大規模な火事災害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

火災の予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化により、その効果を上げる。

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保

① 消防機関の警戒体制

警戒のための組織体制、警戒区域の責任分担、警戒出動要員、出動又は伝達の方法等は消防機関の定めるところによる。

② 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限

必要に応じ煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限を行う。

③ 消防用通信系統の確保

一般加入電話を利用する他、無線電話機により通信系統を確保する。

④ 消防機械の点検整備

消防団は常に消防機械を点検し、整備する。

⑤ 火災予防査察

火災の発生及び被害の拡大を防止するため、火災予防査察を行う。

2. 災害応急・復旧体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

① 火災警報等の伝達体制の整備

市は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線等の伝達手段を整備する。

② 夜間・休日等における体制の整備

市は、県等関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

③ 通信体制の整備

市は、県等とともに、現状の防災行政無線システム等の通信体制について、より一層の整備を進める。

(2) 災害応急体制の整備

① 職員の体制

市は、大規模な火事災害の規模に応じた参集配備体制を整備する。また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等を整備する。

(3) 救助、救急及び医療救護活動体制の整備

① 救助・救急活動

市は、県とともに、必要な救急車等の車両、災害に対応した救急救助用資機材等を検証し、必要に応じて整備の促進を図る。

② 医療救護活動

ア. 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、市は、県とともに、医師会、医療機関、日本赤十字社島根県支部等との連携を強化し、体制の整備に努める。

イ. 医薬品、医療用資機材等の整備

各関係機関は、医療用資機材、医薬品等を整備するとともに、大規模火事災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(4) 消火活動体制の整備

① 消防水利の整備

市は、県とともに、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

② 自主防災組織等との連携

市は、消防団、住民、自治会、自主防災組織等との災害時連携体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、市等は火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

③ 資機材の整備

市は、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の資機材の整備を進める。

④ 被害想定の実施

市は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるよう努める。

(5) 避難体制の整備

① 避難誘導體制の整備

市は、警察等と連携して、地域住民の避難指示及び避難誘導を行うため、避難計画を策定し、避難体制を整備する。また、その内容を事前に住民へ周知するとともに、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施等、避難対策のための対策を実施する。

② 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

ア. 指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

・あらかじめ管理者の同意を得ておく。

・木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が予想されない安全区域内に立地する施設等とする。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの。

- ・都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

イ. 指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

- ・あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- ・被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。
- ・想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。
- ・主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする。
- ・指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- ・学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- ・避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(6) 広域応援体制の整備

大規模な火事災害に対する消防活動が困難となる事態に備え、県とも協議し、林野火災発生時の広域応援体制を整備する。

(7) 防災知識の普及・啓発活動

市は、県とともに、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及、啓発を図る。あわせて、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。また、各家庭への住宅火災警報機の普及を図る。

(8) 各種防災資料等の配布

市は、防災アセスメントを実施し、地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、地区別防災カルテ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布するよう努める。

(9) 防災訓練の実施

市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の

大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(10) 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

3. 災害応急対策

(1) 目的

大規模な火災が発生した場合、同時多発火災の発生や延焼拡大等により、多くの人命の危険が予想される。このため、市は、県、施設管理者と連携し、消火活動等にあたる。

(2) 災害情報の収集・伝達

市は、火災、人的被害及び建築物被害等の発生状況を把握し、総合防災情報システム等により県に連絡する。また、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

(3) 災害応急活動体制の確立

大規模な火災災害が発生した場合において、県、市、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

(4) 消火活動

消防本部は消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消火活動を実施する。

また、市の消防力だけでは水利の確保が困難な場合は、消火活動の支援を県に要請する。

(5) 避難誘導

市は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難指示及び避難誘導に努める。

- ① 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- ② 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ③ 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- ④ 消防団員、市職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。
- ⑤ 要配慮者を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

(6) 災害広報等

大規模な火災災害が発生した場合には、市は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を

実施する。

4. 災害復旧

市は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン、交通輸送関係機関等は、復旧にあたっては可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第7節 林野火災対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害の防止又はその軽減を図るための対策を推進する。

(2) 林野火災に強い地域づくり

① 林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿い等において、耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。

また、下刈の励行、除伐、間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

② 消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダム等が消防水利に役立つと考えられるが、市は、それらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び河川水等の自然水利、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

③ 防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置にあたっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう、慎重に決定する。

なお、森林内の歩道、自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路、拠点としても重要である。市は、状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備を進め、消防部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

④ 住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（概ね10m未満）し、相互の延焼危険性が高くなるように、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり車両の相互交通が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

(3) 災害応急・復旧体制の整備

① 情報の収集・伝達体制の整備

ア. 火災警報等の伝達体制の整備

市は、住民に対し、火災警報等の内容及び発表されたときの措置を周知徹底しておくとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう、必要な防災行政無線等の伝達手段を整備する。

② 災害応急活動体制の整備

ア. 職員の体制

市は、林野火災の規模に応じた職員の非常参集体制の周知、徹底に努める。特に、林野火災が住宅に延焼する恐れのある場合等、迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。

また、各関係機関は、林野火災に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

イ. 防災関係機関の連携体制

市は、消防団、県、警察等、関係機関と相互の連携を図るとともに、各機関の保有する情報収集・伝達手段の特性等に応じた情報収集、意思決定方法等、現在の体制を検証し、体制の整備を進める。

③ 救助、救急及び医療救護活動体制の整備

ア. 救助・救急活動

市は、林野火災に対応した救急救助用資機材等を検証し、必要性に応じて順次整備を進めるよう努める。

イ. 医療救護活動

市は、県及び医療機関との連携を強化し、体制の整備に努める。

④ 消火活動体制の整備

ア. 自主防災組織等との連携

市は、消防団、住民、自治会、自主防災組織等の災害時の連携体制について体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水等の初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、火災発生時の消防活動への協力について、周知に努める。

イ. 資機材の整備

市は、林野火災が発生した場合に、消火活動を迅速かつ適確に実施するため、有効な防災装備・資機材等の整備を推進する。

ウ. 林野火災防御図の作成

市は、林野火災の発生しやすい地域について、地形、林況、消防車両通行可能道路、建物、消防水利、ヘリポート用地の位置等の情報を記入した林野火災防御図をあらかじめ作成する等、火災発生時に消防本部等が火災状況を正確に把握し、防御戦術の決定や効果的な部隊の運用を図れるように努める。

⑤ 避難収容活動体制の整備

市の避難収容活動体制の整備については、各災害編第2章第17節「避難計画」の項による。

⑥ 二次災害の防止活動

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織やマニュアル等、体制の整備を図る。

また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

(4) 防災知識の普及、啓発及び防災訓練等

① 事前点検及び警戒巡視の実施

市又は消防団は、地域の森林等において、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林等、林野火災が発生しやすい区域を把握する。

また、森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時等において、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。

② 防災知識の普及・啓発

市は、林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火の取扱いのマナー等、林野火災防止のための防災知識の普及、啓発を図る。

また、教育機関においても、林野火災予防に関する教育の実施を検討する。

③ 防災訓練の実施

市は、消防部、住民及び林業関係団体等関係機関等が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

2. 災害応急対策

(1) 目的

林野火災の発生に際して、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施する。

(2) 災害情報の収集、伝達

① 情報の収集・伝達系統

市は、火災の発生状況、人的被害、林野の被害の状況等を収集し、県に連絡する。

(3) 災害応急活動体制の確立

大規模な林野火災が管内で発生した場合においては、市は県、防災関係機関等と一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報をもとに、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

① 活動体制

市は、林野火災が発生した場合には、迅速かつ適確に応急措置を実施することができるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

(4) 救助、救急及び医療救護活動

① 救助・救急活動

市は、救出・救助活動の必要性が判明した場合、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関の連携について調整し、活動を実施する。

また、所轄する組織で救助・救急活動の実施が困難と予想される場合においては、県に広域応援要請を行う。

② 医療救護活動

市は、林野火災にともなう傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

(5) 消火活動

① 消防団の出動

[第2編第1章第6節「防災活動体制の整備」](#)に準じる。

② 自主防災組織等との連携

住民、自治会、自主防災組織等が、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行う場合、市はそのための連絡調整に努める。

なお、住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施にあたっては、住民等に危険がおよばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

③ 応援要請等

市は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき、他市町村の消防署等による消火活動の応援要請を実施する。

(6) 交通の確保、緊急輸送活動

[第2編第2章第21節「緊急輸送計画」](#)に準じる。

(7) 避難収容活動

市は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難指示及び避難誘導に努める。

① 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。

② 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

③ 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。

④ 要配慮者を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

⑤ 消防団員、市職員により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。

(8) 災害広報等

林野災害が発生した場合には、市は、現有の広報活動手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行う等、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

① 情報発信活動

市は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、県及び関係機関と相互に連絡をとりあう。

② 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

(9) 二次災害の防止活動等

① 土砂災害等

市は、林野火災等により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

3. 災害復旧

市及び関係機関は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援する。

なお、市は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第8節 雪害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

豪雪による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす災害の防止を図るため、災害危険区域を中心に予防対策を実施する。

(2) 主要幹線の指定確保

異常降雪のための災害予防としては、まず交通輸送の路線を確保することが肝要である。このため、各道路管理者は、異常降雪時に確保すべき主要幹線を指定し、公共及び民間の機械力を動員し早期確保に努める。

また、県・国・市の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

(3) 地域における除雪支援体制の構築

住宅の除雪について、市は、地域の実情に応じて、自治会、自主防災組織、消防団等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、市社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪の困難や、危険な場合においては、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。

(4) 公共施設の雪害予防

上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設、廃棄物処理施設などの公共施設は、その管理者が雪害防止についての措置及び対策を講じるとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(5) 雪害に対する建築物の安全性の確保

市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

(6) 主要食糧等の確保

豪雪時の主要食糧確保にあたっては、関係機関と事前に協議し十分調整を図っておくとともに、関係団体、生産者及び米穀取扱業者の協力を得て消費米穀の確保、生鮮食糧品の確保、飲料水、調味料及び燃料等の確保が円滑にできるよう計画を立てておく。

(7) 医療措置

- ① 豪雪時における急患の搬送及び救急体制については、関係機関、医師及び地区住民等と事前に協議し、関係者の協力を得て、現状に即した適切な措置を行う。
- ② 交通が途絶し、かつ、医療機関がない地区には、医薬品を備蓄し応急治療ができるよう配慮する。

(8) 住民の避難誘導體制の整備

市は、積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導體制の整備及び避難訓練の実施など避難誘導活動のための対策を実施する。

また避難誘導にあたっては、要配慮者等に配慮するものとし、避難に関する詳細については、[第2編第1章第9節「避難予防対策」](#)を参照。

2. 災害応急対策

(1) 目的

積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ等による家屋、人家の被災、さらに孤立集落等の発生などに際し、速やかに措置することを目的とする。

(2) 災害情報の収集・伝達及び通信の確保

市は、災害の発生直後において、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物被害情報等を収集し、総合防災情報システムにより県に連絡する。特に、市域（海上を含む。）内で行方不明となった行方不明者の数については、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

(3) 除雪対策

積雪による交通路を確保するため、除雪計画に基づき、迅速適確に除雪作業を実施する。

(4) 孤立予想集落等

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合、生活必需品・医療品の不足、あるいは急病人等の搬出、火災等の消化活動の遅れ等、多くの問題を発生する。これらの事態に対処するため、生活必需品・医療品の確保については常に地区住民に広報し、周知を図る。また、急病人・火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。なお、市内で孤立が予想される集落等は、資料編のとおりである。

第9節 農業災害対策計画

1. 災害予防

(1) 目的

農作物への水害・干害等の災害に対する防災指導について定めることを目的とする。

(2) 農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害をおよぼす恐れがあるときは、県関係機関及び各農業関係機関、団体と協議又は協力を得て、農作物の防災に関する各種農業技術対策の樹立と普及徹底を努めるとともに、必要に応じこれら関係機関を構成員とする農業災害対策本部（対策協議会）を設置する。なお、農業災害対策本部（対策協議会）は市長を本部長とし、事務局を市に置き次の事項を協議又は実施する。

- ① 異常天候による農作物、畜産等の防災対策に関すること。
- ② 各関係機関相互の連絡調整に関すること。
- ③ 防災対策の普及浸透措置を講じること。
- ④ その他必要と認められること。

(3) 農作物の災害予防対策

農作物の防災技術については、その都度県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、災害多発地帯については、平素からパンフレットの配布等により指導の徹底を図る。

(4) 防疫対策

① 実態の早期把握

市内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握する。

② 防除の指示及び実施

県等の協議により緊急防除班を編成し、防除の実施にあたる。

(5) 防除器具の確保

緊急防除の実施にあたり集中的に防除器具の使用ができるように努める。

第6編 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

1. 基本的な考え方

災害復旧計画においては、災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

2. 災害復旧事業計画の作成

(1) 事業計画の作成方針の検討

① 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い地域づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

② 被災地の復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を推進する。

(2) 支援体制

復旧・復興にあたり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。

3. 災害復旧事業の実施

(1) 公共施設の復旧等

① 基本方針

復旧事業にあたっては、市、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市、その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

② 実施計画

ア. 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

イ. 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつ、再度災害防止等の観点から、場合によって改良復旧を検討する。

ウ. 災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

- エ. ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- オ. 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- カ. 建築物の復旧にあたっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。
- キ. 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- ク. 大田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア. 河川
 - イ. 海岸
 - ウ. 砂防設備
 - エ. 林地荒廃防止施設
 - オ. 地すべり防止施設
 - カ. 急傾斜地崩壊防止施設
 - キ. 道路
 - ク. 港湾
 - ケ. 漁港
 - コ. 下水道
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上、下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑥ 公立学校施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公営住宅災害復旧事業計画
- ⑧ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ⑨ 公共建築物災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

4. 復興計画の作成

(1) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 防災に強いまちづくり

- ① 必要に応じ、県及び市は、再度災害防止及びより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指す事とし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- ② 県及び市は、防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害や豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。
- ③ 県及び市は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- ④ 県及び市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。
- ⑤ 県及び市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- ⑥ 県及び市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- ⑦ 被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 生活再建等支援対策の実施

1. 基本的な考え方

災害時に多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講じる。

災害時の被災者や事業者の自立復興を支援し、その基盤となる当面の生活の安定のための支援として、生活相談窓口を開設し、被災者の生活相談等に関する対策を行うとともに、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2. り災証明書の発行

災害により被害を受けた住民が、速やかに適切に生活安定のための措置を受けられるようにするには、り災証明の発行が不可欠である。市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査やり災証明の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を認定し、り災者にり災証明を交付する。

(1) り災台帳の作成

① 記載内容の確認

り災台帳の記載については、り災状況の記載内容と一致していることについてり災者に確認を求め、正確を期する。

② 記載内容の修正

り災者の求めに応じて、事後明らかになったり災について、り災台帳の記載内容の修正を行う。

(2) り災台帳の記載内容

① り災状況

② り災世帯に関わる緊急措置の状況

③ り災証明の発行状況

(3) り災証明書の発行

り災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申し出により、「り災証明書」を、仮り災証明書を発行したのものについては、り災台帳に記載されている者に限り、申し出により、り災証明書に切り替え発行する。

3. 生活資金及び事業資金の融資

(1) 被災者個人への融資

① 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て貸付限度額の範囲内において貸付を行う。

なお、この資金は対象世帯であって他の資金制度により借り入れることが困難な場合に利用できる。

② 住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から災証明書の発行を受けた者は、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復興住宅融資を受けることができる。

県は、災害復興住宅融資の適用に関する相談や住宅金融支援機構から受託した工事審査の業務を行う。

③ 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭、寡婦及び父子家庭等に対して、必要に応じて資金の貸付を行う。

(2) 被災中小企業への融資

県が実施する以下の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・斡旋を行う。

① 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。

② 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。

③ 設備資金借主及び設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき）、あるいは、償還期間の延長を行うよう（公財）しまね産業振興財団に指示する。

④ 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。

⑤ 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続きの迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

(3) 被災農林水産業関係者への融資等

県が実施する以下の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・斡旋を行う。

① 天災融資法の適用に基づく天災資金の円滑な融資を図る。

② 農業経営資金及び漁業経営資金（災害資金等）の円滑な融資を図る。

③ 日本政策金融公庫資金（農林水産業）の融資及び既貸付金の貸与条件緩和等を関係機関に要請する。

④ 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金、漁業近代化資金の既貸付金の償還猶予等を行う。

- ⑤ 農業災害補償法等に基づく農業共済組合及び漁業災害補償法等に基づく JF 共済の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。
- ⑥ 漁業損害等保障法に基づく漁業保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に保険金の支払いができるよう措置する。

4. 郵便・電話等の支援措置

郵便、電話等の事業者においては、次の支援措置を実施する。

(1) 郵便関係

① 小包郵便物及び現金書留の料金の免除

日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に充てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。

② 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、被災世帯あたり通常郵便はがき 5 枚以内及び郵便書簡 1 枚を交付する。

(2) 電話関係

被災地において取り扱う被災者の利用する災害関係電話については、西日本電信電話株式会社と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。

(3) 為替貯金関係

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して払戻し等の為替貯金業務の特別取扱いを行う。なお、災害救助法が発動された場合は、日本郵便株式会社中国支社からの指示を待たず郵便局長限りで取扱いができる。

(4) 簡易保険関係

取扱局を指定して、保険証書等提出書類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払い及び保険料の払込みの猶予を行う。

(5) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

5. 税等の徴収猶予、減免

被災者の自立復興を支援するため、災害の状況に応じ次の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を検討する。

(1) 市税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、

請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（２）国民健康保険料の徴収猶予及び減免

保険者は、被災者が納付すべき国民健康保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（３）後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

後期高齢者広域連合は、被災者が納付すべき後期高齢者医療保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（４）国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

保険者は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（５）後期高齢者医療保険者に係る一部負担金の減免

後期高齢者広域連合は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（６）福祉施設の費用負担の減免

県及び市は、福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

6. 災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して、支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障がいが生じた住民に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける災害援護資金について市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

- ① 災害弔慰金の支給
- ② 災害障害見舞金の支給
- ③ 災害援護資金の貸付

7. 被災者生活再建支援法等の適用による支援

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の再建を支援する。

（１）対象災害及び被災世帯等

- ① 対象災害
 - ア. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号のいずれかに該当する被害

- (同条第2項のみなし規定により該当するものを含む。)が発生した場合
- イ. 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合
 - ウ. 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合
 - エ. 県内でア. 又はイ. に該当する被害が市町村に発生した際に、市内に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合
 - オ. 隣接市町にア. ～ウ. の被害が発生した際に、市内に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合
 - カ. 県内でウ. 又はイ. に該当する被害が市町村に発生した際又はウ. の被害が発生した都道府県が2以上ある場合に、市内に2世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

②被災世帯

- ア. 住宅が全壊した世帯
- イ. 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ. 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続している世帯
- エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ. 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊」といい、イからエまでに掲げる世帯を除く。）

③ 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の 被害程度 支給額	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
	(②アに該当)	(②イに該当)	(②ウに該当)	(②エに該当)	(②オに該当)
	100万円	100万円	100万円	50万円	-

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の 再建方法 支給額 ^{※2}	建設・購入 ^{※1}	補修 ^{※1}	賃貸 ^{※1} (公営住宅以外)
	200～100万円	100～50万円	50～25万円

※1 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

※2 加算支援金の支給額は、被害程度により異なる。

(2) 支援金の支給

支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、市は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

市は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ(住家等の被害の程度の調査は市が行う。)、県に送付する。被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(3) 市の被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対しては、「大田市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱」に基づき、市が独自に支給することができる。この場合においては、市の支給する支援金の額に2分の1を乗じて得た額が、島根県被災者生活支援再建支援金として県より交付される。

8. 被災者へのメンタルケア

災害によって心が深く傷ついた心理状態(心的外傷後ストレス症候群: PTSD)を癒し、又は症状を軽減するための対策を講じる。

(1) 行政の対応

- ① 各種情報を提供のための住民向け講演会の実施。
- ② 専門家による避難場所及び家庭訪問による巡回相談の実施。
- ③ 専門家による相談電話(フリーダイヤル)の設置。

9. 災害相談所の設置

被災者の総合相談窓口である災害相談所を早期に開設し、不安の解消を図る。

なるべく早期に被災者からの多様な要望等に対処するため、相談内容とスタッフを充実させる。また、相談窓口で、被災証明、応急危険度判定の手続き等の事務手続きが1回で済むようにするため、国、県及び行政以外のライフライン関係者を交えたスタッフ体制をとる。

(1) 災害相談所の開設

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、目安として、避難所が開設した時から3～4日後に、市担当課により相談スタッフの体制を整え、災害相談所を開設する。

(2) 相談体制の充実強化

被災者からの要望を未対応のまま終わらせることのないよう、相談体制の充実強化を図る。

なお、相談所に直接出向けない要配慮者や避難住民の相談内容は市担当課がその需要と内容を把握し対応する。

① 相談内容

- ア. 応急住宅のあっせん
- イ. 各ライフラインの復旧の見通し
- ウ. 各種法律相談
- エ. 建物応急危険度判定の手続き
- オ. 医療相談
- カ. 各種融資資金の相談

② 相談スタッフの充実

相談内容に適確に対応するためには、県と連携し専門家を派遣してもらい、相談スタッフの充実を図る。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらえるような体制をとる。

第3節 激甚災害の指定

1. 基本的な考え方

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

市の地域に、大規模な災害が発生した場合、市としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

2. 激甚災害指定手続

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、都道府県知事に査定事業費等を報告する。

3. 激甚災害指定基準

昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている（H28.2.9 最新改正）。

適用すべき措置	激甚災害指定基準
激甚法第2章 第3条、第4条 （公共土木施設 災害復旧事業等 に関する特別の 財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% （2）一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%
激甚法第5条 （農地等の災害 復旧事業等に関 する補助の特別 措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15%、かつ、 次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% （2）一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
適用すべき措置	激甚災害指定基準

<p>激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p> <p>但し、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>3 漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5% 又は</p> <p>4 漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合</p> <p>但し、3、4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
<p>激甚法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。但し、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準)農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準)農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの、一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業の主業とする者の数×3%</p>
<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×5%</p> <p>(B基準)林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1)一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60%</p> <p>(2)一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.0%</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>(A基準)中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>(B基準)中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%、</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1)一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%、</p> <p>(2)一の都道府県内の中小企業関係被害額>1,400億円。</p> <p>但し、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>適用すべき措置</p>	<p>激甚災害指定基準</p>
<p>激甚法第16条(公立社会教育施設災</p>	<p>激甚法第2章(第3条及び第4条)の措置が</p>

害復旧事業に対する補助) 激甚法第 17 条(私立学校施設災害復旧事業の補助) 激甚法第 19 条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	適用される激甚災害。但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第 22 条(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 滅失住宅戸数 \geq 被災地全域で 4,000 戸 (B 基準) 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 但し、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数 \geq 被災地全域で 2,000 戸かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 10%以上 2 滅失住宅戸数 \geq 被災地全域で 1,200 戸かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 20%以上
激甚法第 24 条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	第 2 章(第 3 条及び第 4 条)又は第 5 条の措置が適用される場合
激甚法第 7 条(開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助)	災害の実情に応じ、その都度検討する
激甚法第 9 条(森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助)	
激甚法第 10 条(土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助)	
激甚法第 11 条(共同利用小型漁船の建造費の補助)	
激甚法第 14 条(事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助)	
激甚法第 20 条(母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例)	
激甚法第 21 条(水防資材費の補助の特例)	
激甚法第 25 条(雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例)	

4. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている(H28.2.9最新改正)。

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
激甚法第2章 第3条、第4条 (公共土木施設 災害復旧事業等 に関する特別の 財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (1)①当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×50% に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外) ②当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20% ③当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60% のうち該当するものが1以上ある災害。但し、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。 (2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に揚げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く)
激甚法第5条 (農地等の災害 復旧事業等に関 する補助の特別 措置)	次のいずれかに該当する災害 当該市町村の区域内の農地等災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)但し、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に揚げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く)
激甚法第6条 (農林水産業共 同利用施設災害 復旧事業費の補 助の特例)	次のいずれかに該当する災害 当該市町村の区域内の農地等災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)但し、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に揚げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く) たゞし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10%(漁船等の被害額が1千万円未

	満のものを除く) 但し、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く
適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ) > 当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5 但し、当該林業被害見込額 < 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×0.05%未満の場合を除く かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る)×(おおむね)25%の市町村が1以上ある災害
激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)	当該市町村内の中小企業関係被害額 > 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害 但し、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く
激甚法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

5. 特別財政援助等の申請手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

6. 激甚法に定める事業及び関係部局

激甚法に定める事業及び県の関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	農林水産部
	2 公共土木施設災害関連事業	土木部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	

	7 老人福祉施設災害復旧事業	
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	
適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	9 障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障がい者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	健康福祉部
	10 婦人保護施設災害復旧事業	
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	健康福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	農林水産部 土木部
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産部
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条 第11条の2	19 共同利用小型漁船の建造費の補助 20 森林災害復旧事業	
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	総務部
第20条	26 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	土木部
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	
第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商工労働部

第4節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分に関する計画

1. 基本的な考え方

災害時には、国内、国外から多くの善意の救援物資、義援金が送られてくることが予想されるため、受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配布する。

救援物資、義援金の供給、配分、管理の責任者は市長とする。

2. 受入れ体制の確立

(1) 国内からの救援物資・義援金の受入れ

① 受付窓口の設置等

災害が著しく市長が必要と認めるときは、新聞、TV、ラジオ等の協力を得て、物資の受付を行う。その際、日本赤十字社島根県支部等関係機関から受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

② 被災地のニーズの把握及び公表

市は、県と連携し物資について受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関に要請して公表する。

また、現地の需給状況を勘案し同リストを逐次改定するよう努める。なお、物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付け等の方法により食糧、医薬品、生活必需品等ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報する。

(2) 海外からの救援物資・義援金の受入れ

市及び県は、海外からの物資については、国を通して受入れる。国が受入れを決定した場合は、前記(1)に準じて速やかに対応する。

3. 義援金の管理・供給体制

(1) 管理体制の確立

市は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間預貯金を保管する。義援金の管理者は副市長とする。

(2) 義援金の配分

市は、県又は日本赤十字社島根県支部等から送付された義援金を被災者に速やかに配分する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

また、被災状況を勘案し、必要に応じて関係団体と協議の上、適正な配分を決定する。

4. 生活必需品等の物資の供給・配分の方法

生活必需品等の物資の供給と配分は以下の方法により実施する。なお、食糧、飲料水については各災害編第2章第24節「食糧供給計画・集積配分運営計画」、第25節「給水計画」に示す内容により実施する。

(1) 対象者

- ① 住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水した者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③ 物資販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活上必要最小限度の家財をただちに入手することができない者

(2) 物資の購入及び配分計画

市は世帯構成員別被害状況等を把握し、物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより調達し、給与又は貸与する。

(3) 物資の調達

権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合には市が物資調達を行うが、市内で調達困難な場合は次の事項を明示し、県あるいは他市町村に依頼し調達する。

- ① 品目別数量
- ② 必要日時
- ③ 引取り又は送付場所
- ④ その他必要な事項

(4) 物資の集積場所

調達した物資又は県等からの物資の集積場所は、被災の程度、地域に応じて適宜定める。

(5) 物資の給与又は貸与

物資給与又は貸与については自治会長等の協力を求めて迅速かつ適確に実施する。

(6) 品目

物資の給与又は貸与は、実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ① 寝具
- ② 外衣
- ③ 肌着
- ④ 身回り品
- ⑤ 炊事道具
- ⑥ 食器
- ⑦ 日用品
- ⑧ 光熱器材

(7) 基準額

物資は資料編に定める基準額の範囲内において、世帯単位で現物により給付又は貸与する。

(8) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給与又は貸与を完了することを原則とする。なお、災害救助法が適用されている場合で、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、その期間内に知事あてに期間の延長を申請する。

5. 物資の管理・供給体制

(1) 管理体制の確立

市は、大量の物資が送られてくることを想定し、適切な一時保管場所や避難所への輸送方法等を迅速に定める。

(2) 供給・配分体制の確立

市及び県、事業者は、相互の連携のもとに、避難所へ物資を供給する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所の需要を把握し、適正な供給に努める。

6. 確保及び配分のための必要事項の記録

確保及び配分の状況を把握するため、様式に定める帳簿（資料編参照）を整理し、正確に記入し保管しておく。